

松屋筆記卷之九十七

平興清稿

(一)齒黒 明月記建仁三年十二月十日宇治御幸の條に蒔繪宮同白物齒黒女宮已下嚴器具各十積之云云同書嘉祿二年七月廿七日條に成實今日直衣始參女院直衣其禮付云々按公卿補任に成實嘉祿二年四月十九日叙從三位宮内卿如元卅六歳とあり付鐵作鐵作眉とも見ゆ ○親長卿記文明六年二月十六日條に今日若宮十一歳當有御齒黒等事有御祝於常御所有二獻云々○建内記永享三年十二月の條に予女九歳有祝著事齒久呂美三筆予付初之眉毛ヌク事母是ヲヌク次三獻云々○親元日記文○空穂物語あてみや左三丁になかたの中將の御もとより蒔繪のおきぐちはこよつに沈のさし櫛よりはじめてよろづ御けづりぐしの御ぐしあげの御てうとよき御假髮假髮さしいし髻ヒえり櫛よりはじめてありがたくて御鏡たう紙齒ぐろめよりはじめてひとぐ云々○源氏末摘花湖月抄本に古代の祖母君の御名ごりにて齒ぐろめもま

だしかりけるをひきつくるはせ給へれば眉のけさやかになりたるもうつくしうきよらなり云々花鳥餘情四にはぐろめ山海經云東海有黒齒國其俗婦人齒黒染今按日本は東海の中の國也かの俗にならふにや昔は幼き女は左右なくかねをつけざれば古代のおは君のならばしにて紫の姫君も十歳にあまるまではぐろめなかりしなり云々○枕草紙卷十五心ゆくものゝ段に齒ぐろめのよくつきたる云々同八心もとなしきものゝ段にまづはぐろめのひるほども心もとなし云々抄に松葉黒待齒黒兩説也云々同異本八丁右きたなげなる物聞にき物の段に齒ぐろめつけて物いふ聲ことなる事なき人はものくひつゝもいふぞかし云々○紫式部日記後注本下につごもりの夜追儼はいとくはてぬればはぐろめつけなどはかなきつくるひどもすとて打とけわたるに云々○榮花物語御裳著十三にわかうきたなげなき女ども五六人ばかりにもはかまといふ物いとしうきさせて白き笠どもきさせてはぐろめ黒らかにつけてへにあかうけさうせさせてつけたてたり云々同駒くら五丁にあないみじやかしらとだにこそつくるはねなどいふもあり又しはてた

るは齒ぐろめつけなど心のどかにわが身のけさうをしみがくもあり云々○堤中納言物語虫めづる姫君の段にすべてつくろふところあるはわろしとて眉さらぬきたまはず齒黒めさらにうるさしきたなしとてつけたまはずいとしろゝかにるみつゝこの虫どもをあしたゆふべにあいし給ふ云々又口つきもあいぎやうづきてきよげなれどはぐろめつけねばいとよづかず云々○今取かへばや物語中巻にあまのほどにふさくゝとかゝりたりまゆぬきかねつけなど女びさせればかくてはいとゞにはひまさりたりけるをやと見え云々○藤原元眞集群書類從二百四十八卷六十四丁左にあせら殿の北方はぐろめ墨を舟につみてすみおそきよしをある所に「をりはへて君かたきゝにこく舟はすみのえにこそほとはへにけれ」○源平盛衰記八卷廿丁法皇三井灌頂事條に女ノ懽懽ハ天狗ト成ヌレバ頭ニカヅラ懸テ紅粉白物ノ様ナルモノヲ頰ニ付タリ大眉作りテカネ黒ナル者モアリ紅ノ袴ニ薄衣カヅキテ大虚ヲ飛モアリ云々同廿二卷十九丁右入道申ニ官符事條に入道ガ繼母ニ池尼ト申候シガ頼朝ヲ見テ一旦ノ慈悲ヲ發シ彼冠者アツケ給ヘ敵ヲバ生テ見ヨト云々トヘアリト

折伏申侍シカバ誠ニモ源氏ノ種ヲサノミ斷ツベキニモ非ズ入道ガ私ノ敵ニテモナシ只君ノ仰ヲ重ズル故ニコソアレト思ヒ存ノ流罪ニ申有メテ伊豆國ヘ下シ候ヌ其時十三ト承リキカチ付タル小男ノ生絹ノ直垂ニ小袴著テ侍シヲ入道ガ前ニ呼居テ事ノ様ヲ尋問候ヒシカバ如何アリケン事ノ起リシラズト申候キ云々同卅七卷廿四丁左忠度通盛等最後事條ニ御方ニハ立烏帽子ニ金付タル人ハナキ者ヲ是ハ一定平家ノ大將軍ニコソト思テ追テ懸ル處ニ云々同卅八卷二丁平家公達最後條ニ内甲ヲ見レバ十五六計ノ若上薄氣艇ニ金黒也ニコト笑テ見エ給フ云々同四十六卷廿丁義經行家出レ都條に遮那王殿コソ男ニナリテ金商人ニ具ノ奥ノ方ヘ下リ給シガ僻目カトテ能々見シカバイマダ金モ落ズンオハシキ云々○平家物語九卷四丁左敦盛段に薄假粧シテ金黒也我子ノ小次郎ガ齡程シテ十六七計ナルガ云々○劔之卷三丁ニ頭ヨリ五ツノ火燃上リ眉太ク鐵漿ニテ面赤ク身モ赤ケレバ云々○長門本平家物語十六卷經盛子息敦盛被討事條に若上筋のうすげしやうしてかね黒也云々○太平記二卷十九丁右唐崎濱合戦事條に齡二八許ナル小兒ノ大眉

を引て有三月事者止不御更不口説以丹注而自一的々爲識令ニ女史見之云々これ類燕脂也國書史記五宋

(九)碑匠石屋彫工 石碑を彫刻する工匠は碑匠と云べし輟耕錄十五卷三丁に見ゆ

(十)有勢の時はこり零落して悲む 輟耕錄十五卷十六に寒號蟲といへる鳥夏の間は其形を自慢して風風も我にしかじと鳴き冬に成て毛羽脱落し衰はては得過且過と鳴よしへり

(十一)尾を振て物を乞 俗に尾を振て物を乞といふは犬にたとへたる詞也輟耕錄十五丁に若喪家之狗垂首貼耳搖尾乞憐とあり

(十二)屁をナラと云 宇治拾遺三卷五丁に藤大納言忠家といひける人いまだ殿上人におはしける時びいしきいろこのみなりける女房どものいひて夜ふくるほどに月は晝よりもあかりけるにたへかねて御すを打かづきてなげしのうへにのぼりてあふぎをかきて引よせられけるほどに髪をふりかけてあなあさましといひてくるめきけるほどにいと高くならしてけり云々

(十三)帯して中ゆふ 宇治拾遺一卷丁にしほぎぬのあをといふ物きて帯してわかやかにきたなげなき女房ども云々 同四卷六丁に廿あまり卅ばかりの女房中ゆひてあみゆくが石橋をふみかへして過ぬるあとに云々今昔には中

(十四)犬の屎説法人の説を犬糞説といふべし 宇治拾遺五卷十八に仲胤きやらくと笑ひてこれはかうくの時仲胤がしたりし句也えいくとわらひて大かたはこの比の説經をば犬のくそ説經といふぞ犬は人の糞食てくそをまるなり仲胤が説法をとりて此の比の説經師はすればいぬのくそ説經といふなりといひける云々

(十五)乃と我の差別 宇治拾遺七卷六丁に播磨守爲家といふ人ありそれが内にさせるともなき侍ありあざなさだとなんいひけるを例の名をばよばすして主も傍輩もたゞさだとのみよびけり云々從者などにせんやうに著たりける水干のあやしげなりけるがほころびたえたるを切かけのうへより投こしてたかやかにこれがほころびぬひておこせよといひければほどなく投かへしたりければ物ぬはせ事さすときくが

げにとくぬひておこせたる女人かなとあらうかなる聲してほめてとりて見るにはほころびぬはで陸奥紙の文をそのほころびのもとにむすびつけてなげ返し

たる也けりあやしと思ひてひろげて見ればかく書たり「われか身は竹のはやしにあらねともさだ」が

ころもをぬきかくるかな」と書たるを見てあはれなりと思ひしらんことこそかたからめ見るまゝに大にはらをたて、目つぶれたる女人かなほころびぬひに

やりたればほころびのたえたる所をば見だにえ見つけずしてさだの「とこそいふべきにかけまくもかしこき守殿だにもまだこゝらの年月比まだしかめさね

なぞわ女がさだ」が「といふべきことか此女人にものならはさんといひてよにあさましき所をさへなにせんかせんとりのろひければ女房はものもおぼえずしてなきけり云々かうの殿だにさだとこそめせこの女めさだ」が「といふべきゆるやとはたいはら立には

らだてば云々按此文にて「の」と「か」のけぢめ明也されど君がといふを君のとはいはず

(十六)袋の烏帽子 宇治拾遺十一卷十四にとし七十あまりばかりなる翁の髪もはげてしろきともおろ

おろある頭によくろのるほしを引いれて云々按袋のるぼしとは今世の淺黄の頭巾などやうの物なるべし

(十七)人のうはさも七十五日 宇治拾遺十五卷十四盗路が語にはめらるゝもの四五日に過すをしらるゝもの又四五日に過すあしきともよきともながくほめられながくそしられず云々

(十八)びやくしんの木 ビヤクシンの木鎌倉志金澤の條に見ゆ 宇治拾遺八卷十六に件の杖の木大佛殿の内東回廊の前につきたつ忽に枝葉をなすこれ白樺の木也云々

(十九)放良家生奴 輟耕錄十七卷八丁奴婢の條に奴婢男女止可互相婚嫁一例不許聘娶良家若良家願娶其女者聽然奴或致富主利其財一則俟少有過犯仗而錮之席卷而去名曰抄估亦有自願納其財以求脱免奴籍則主署執憑付之名曰放良云々放良は今の譜第百姓が常の百姓並に取立られたるよし也また奴婢所生子亦曰家生孩兒按澠書陳勝傳秦令少府章邯免驪山徒人奴產子師古曰奴產子猶人云家生奴也則家生兒亦有所據云

云
(廿)粉本 畫の稿本を粉本といふ 輟耕錄十八卷七丁 叙畫條に古人畫葉謂之粉本 前輩多寶之蓋其草草不經意處有天然妙云々

(廿一)白髮の宣髮宣髮條に 輟耕錄十八卷十五丁 宣髮條に人之年壯而髮斑白者俗曰宣髮云々これ若白髮也黑白雜爲宣髮云々これ半白の髮にて俗に胡麻鹽髮といふもの也

(廿二)書手物書右筆 今世物書とも右筆ともいふものを古く延喜式などに書手とあり 輟耕錄十八卷十六丁に唐時より書手の名あるよしいへり

(廿三)逆數はさかさまにかぞふるを云 輟耕錄十九十三丁に逆數而上計九百一十餘年矣とあり 逆數とはさかさまに數る事也上計は今より上古の方に年數をかぞふる也 日本紀は逆數上計して年記を記せるもの也

(廿四)五性相生相剋 五性及相生相剋の事 輟耕錄廿卷三丁にはしく見ゆ可考

(廿五)西湖と浙江と同じ 浙江西湖の事 輟耕錄廿二五丁に見ゆ

(廿六)扇中の句按 今俗扇の中にて詩歌などの句を按じ得る事あり 輟耕錄廿三卷六丁 諸誕有配の條に華孫才思極遲凡作一詩必數十日乃就則曰吾登一偶得一聯或又曰枕上得此云々登瀛得は扇中の按句也

(廿七)山形 俗にかゝるハ形を山形といへり 山形の字面輟耕錄廿三卷八丁 玉鹿盧の條に見ゆ

(廿八)富家翁 富家翁の字面輟耕錄廿三十七丁に見えて魏の曹爽が語也

(廿九)綿車綿打弓槌 木綿綿をくりまた打つ弓を踏車推弓といへり 輟耕錄廿三二十二丁 黃道婆の條に見ゆ

(卅)泉湧出 仲算大徳が法驗にて近江の醒が井湧出の事 盛衰記其外の書に見ゆ 輟耕錄廿六卷十丁 瑞應泉の條に湧出の事見えたり

(卅一)疑家疑像疑跡 曹操七十二の疑家を作て後世の人に眞家を知らしめざらんが爲とすこれ墓を偽者也 甲斐信玄己が像を悉く不動に摸して諸寺に安置すこれ己が像を偽者也 平將門己に似たるもの七人を同装して書を免ん計をなすこれ跡を偽者也 和漢古今

奸人の心一なるを思ふべし 輟耕錄十八卷十八丁 扶箕詩條に天遣七修類稿 類稿 信玄不動像武邊開書ノ一丁 惣 平王墓ナカクヌ一

(卅二)不平 輟耕錄廿八卷十八丁 扶箕詩條に天遣七修類稿 類稿 信玄不動像武邊開書ノ一丁 惣 平王墓ナカクヌ一 盡不平二方太平此扶箕語驗之今日果然云々 按に漢高從諫如水流三 豐公四 降如五 海淵六 かくて後太平を致すべし 初は利の爲に矛盾を起後には怨恨深敵となる君子これを思て處置すべき事にこそ 俗語七 怨五兩八 丁九 不可爲十 己甚十一 坎十二 寧十三 ノナルカン十四 ニンハ誰モスルナラメ堪忍スルガ堪忍十五 仁疾之甚亂也朱註十六 亂云々十七 忍之爲徳受戒者行不可及十八

(卅三)地中に墮入りし者 靈異記寶物集などに武藏の玉火麩母を殺さんとして地中に墮入し事見ゆ 輟耕錄廿八卷六丁に不孝陷地死説あり 同日の談也

(卅四)秋を飽に寄せたる詞 歌にあきはてぬなど秋と飽をよせたるいとおほかり 輟耕錄廿八十三丁 醋鉢兒條に俞俊詩に君恩如草秋至選枯槁云々

(卅五)めりやす 和漢三才圖會廿一卷十三丁 兵器征伐部載の條に旅捍太比由 以木綿爲之 自肩臂至三五 指裹 之以避寒暑 近頃自中華所 來旅捍以木綿

綱 絲織爲之緒 仲任意不拘 肥瘦一呼曰女利夜須

(卅六)塗籠塗藏 江家次第十七廿八丁 東宮御元服條に件障子尋常在殿西廂御膳宿塗藏云々 同條御器等事云々廿六丁 直廬御裝束件屋三間三面無北 母屋北二門爲塗藏云々 按に塗籠に似たる作りさまと見ゆ 土藏は塗藏の通音にや 輟耕錄十八卷十四丁に塗籠ト云モノナカラズ塗籠ハ今ノ俗ノ納戸ト云所ト同ジ物ニテ殿殿ノ中ニアルモノ也 空種物語殿廂上野中のやうにて人の家も見えずる所にむかしのしんでんひさつめぐりあらはにてわりこめのかきり見ゆ 又西北のすまにおほきにいかめしきくらあり云々分明也

(卅七)木菓子 唐菓子 江家次第十七廿三丁 東宮御元服條に木菓子四坏松實柏實 唐菓子四種餠餅餅 並以朱漆盤盛之云々

(卅八)高家といふ詞 舊本今昔に老ヲ高家ニシテといふ詞あり 宇治拾遺十三丁に伴善男が出納と舍人がいさかひの事をいへる條に舍人おほきにはら立ておれは何事いふぞ我主の大納言を高家におもふかおのがしゆうは我口によりて人にもおはするとはしらぬかわが口あけてはおのがしゆうは人にてはありなんやといひければ云々 禮記曲禮上に恒言不稱老

云々家長日記一丁に朝ぎよめするとのもりのかうぶ
り打ゆがみ殿上の小庭のへんにまどひありく小舎
人我ひとりと萬にかうけがましげなる吉上などまで
ゆるくしくめやすさま也云々百九十五
(卅九)役小角が一言主神を縛せしは禹が水神を鎖
せしと同日の談 役小角が葛城の一言主神を咒縛せ
る物語は役行者縁起繪元享釋書などの説也輟耕錄廿
九卷十七准瀉神條に泗州塔下相傳泗州大聖鎖水母
處繆也按地志云水神在臨淮縣龜山之下形若獼
猴縮鼻高額青軀白首金目雪牙頸伸百尺力踰九象
禹獲之鎖於龜山之足准水乃安流注海邇來漁者知
鎖所在古嶽濱經云禹治水三至桐栢山獲准瀉水
神曰無支祈乃命庚辰制之鎖于龜山之足准水
乃安唐永泰初楚州有漁人夜釣山下其釣爲物所
製沈水視之見大鐵鎖繞山足一獸形如青猿若
昏醉涎沫腥穢不可近云々山海經水獸好爲雲雨
禹鎖於軍山之下其名無支祈云々
(四十)鼎足の説 鼎足の説始於胸通よし輟耕錄廿
五四丁に見ゆ孔明説劉備は後也
(四十一)四十八鷹 四十八鷹の事輟耕錄廿六丁十二雕

傳の條に見ゆ
(四十二)草山石山 木なくして草のみの山をば草山
と云べし万葉に青背山とよめり石のみの山をば石山
といふべし近江に石山寺有輟耕錄廿二卷六丁黄河の
源をいへる條に山皆草山石山至積石方林木暢茂と
見ゆ
(四十三)大原女小野の炭賣 桂川地蔵記上卷六丁に
或有大原大道鬻薪女或有小野小路賣炭翁云
云
(四十四)後紅葉 桂川地蔵記上卷七丁に吉野山之花
白波龍田川之後紅葉云々
(四十五)逆澤瀉の鏡 桂川地蔵記上九丁に櫛句逆
菰 輟 威 取 妻 取 肩 取 中 云 々
(四十六)ボツテリと云詞ボタ〜ボタ餅ボタ足 俗
に人の肥たるをボツテリと太ツタなどいひボタ〜
なごいへる皆同語也ボタ餅も牡丹餅など書くは好事
の附會にて實はボタ〜としたる餅なれば也又ボタ
足といふも病にて足の太くばた〜とするよりいへ
る名也桂川地蔵記上卷九丁馬の事をいへる條に尾髮
飽足 駿 長地抱強肢爪發多而太逞とあり

(四十七)刀の帶留鯉口 今世刀の鞘に帶留といふも
のあり古くは生歸といへり桂川地蔵記上卷十丁に刀
者金銀鞍鞆髮搔小刀下緒燈袋生歸栗形鯉口吞入鞆
口踏同金木鞍鞆髮搔緒卷世良田刀聖鞆云々此生歸
は今世の帶留といふもの事也
(四十八)假屋の賣物 今世市町に段屋を作りて物賣
を見世といふ食物を賣は茶屋といへり桂川地蔵記
上卷十一に權屋賣賣之食物云々
(四十九)道風のふるひ筆 俗に道風のふるひ筆とい
へり桂川地蔵記上卷十四に道風之經手金岡之靈筆と
有經手にワナ、キデと訓を付たり經手を振筆といへ
る歟
(五十)濫團扇柿團扇 今世濫團扇と云物古代は柿團
扇といへり桂川地蔵記上卷十六に以柿團扇一應ニ炎
物賣ニ高聲喚寄泥顏而問曰云々又十九其時桑門餘
無ニ面目一而捨ニ笠著物一携ニ柿團扇許一顛而如ニ電光一去
云々
(五十一)ねづるねぢなど云詞 俗言に物をくねりい
ふをチヂルともチヅともいへり桂川地蔵記上卷廿一

に有ニ摺一人者有ニ摺一人者云々此に摺をチヅルとよ
めり頭圖武州の方言にれツぢよ
(五十二)辻社 夫木抄雜十六丁左社條に六帖廻つじ
やしる信實朝臣一道のへの木の下かけの辻社たれな
ほさりのぬさ手むくらん此歌新撰六帖に見ゆ百練
抄五卷右應徳二年七月條に七月自朔日東西二京
諸條毎ニ辻造一立資倉ニ鳥居打一額其銘福徳神或長福神
或白朱社云々洛中上下群集盃酌無算可ニ破却一之由
被ニ仰一檢非違使ニ爲ニ淫祀有ニ格制一之故也これも辻社
と云べし
(五十三)馬長 百練抄五四丁永久五六十四條に
御靈會依ニ院宣一公卿已下騎進馬長云々同八丁安
元元十三條に蓮華王院惣社祭公卿騎進馬長有ニ
相摸御神樂一自今年所被ニ始行一也云々又廿二安元
二六十四條に祇園御靈會少將并神輿不用前々路
云々依ニ觸穢一所々無ニ馬長一云々同十二卷承久三
六十四條に祇園御靈會如無威儀但馬長只一騎云
云同十三卷寛喜二七十二條に祇園御靈會也云
云殿上人馬長事殊有ニ沙汰一及ニ卅騎一云々同十六卷十
丁寶治元六十條に御靈會云々馬長并本田樂者可ニ

停止云々同十四日條に祇園御靈會云々馬長本田
樂被止之云々同十七卷正嘉二ノ六ノ十四條に御
靈會馬長於仙洞御覽云々同卷正元元ノ五ノ九條に
紫野今宮祭也自院廳被獻馬長云々又六月
十四日條に祇園御靈會馬長於院御覽四條大納言候
御前云々

(五十四)一種物 百練抄十六保延四ノ廿九條に殿
上二種物十物云々

(五十五)氏院氏社氏人氏舉氏長者氏僧氏子 百練抄
八十四に長者遺氏院別當右大辨俊經朝臣云々同十二
丁八に吉田社氏三社之其一也爾爾百首十六丁三社
氏人等發鏡六ノ四十一丁カハ氏長者同上
四十二丁カハ氏僧同上四十一丁カハ氏僧同上

(五十六)禪宗建立 百練抄十丁七建久五ノ七ノ五條に
入唐上人榮西在京上人能忍等令建立達磨宗之由
風聞可被停止之旨天台宗僧徒奏聞云々可從停止
止之趣被宣下云々

(五十七)勅封 百練抄十三丁九寬喜二ノ十二ノ六條に
左少辨時兼朝臣爲開東大寺勅封倉下向南都去
月比盜人穿被寶藏之間御物等爲檢知也云々同十
四卷八丁天福元ノ十四條に盜人等燒穿法勝寺圓堂

搜取御佛等云々白川院勅封之後人以不知事也

(五十八)肉市 百練抄十四卷丁嘉禎二ノ六ノ廿四條
に以鹿安集置六角西洞院武士號之宍市群集他
食浴中不淨只在此事三條西洞院爲攝政家之間可
被制止云々按文化文政年間より以來江戸に獸
肉を賣家おほく高家近侍の士もこれを噉者あり猪肉
を山鯨と稱し鹿肉を紅葉と稱す熊狼狐狸兔鼠鹿鼠
猿などの類獸店に滿て其處を過るにたへず又蝦蟇
を噉者ありいづれも蘭學者流に起れる弊風也かくて
江戸の家屋に不淨充滿し祝融の怒に逢事あまたび
也可哀可歎

(五十九)慈圓盜慈鎮 百練抄十四丁六に嘉禎三ノ三ノ
八條に今日加前大僧正慈圓有盜號事號慈鎮和
尙云々

(六十)精進屋 百練抄十四丁九嘉禎四ノ三ノ九條に禪
定殿下姫君御母准后令入熊野精進屋給云々源氏
帶木にみたけさうじにぬかつくころとあり今俗別
火といへり齋居する事也

(六十一)咒師 百練抄十四丁四延應元ノ七ノ五條に今
日法成寺咒師參入吉田社施曲五手也依太閤御

祈也

(六十二)一宮 百練抄十六卷丁右建長元ノ四ノ四條
に軒廊御卜播磨國一宮燒亡事云々また丁左同年六月
廿二日條に仗議也播磨一宮伊和社炎上事云々

(六十三)直物 縣召の除目に未落居の事を書直す儀
也江次第源氏狹衣榮花など所見おほし百練抄十六
丁五建長三ノ三ノ十六條に直物也云々同十七丁正嘉
元ノ三ノ廿九條に直物也左大臣參入行事云々又丁正
嘉二ノ七ノ九條に直物左大臣參之云々

(六十四)乾砌 池の汀の水なき所を乾砌といへりヒ
カタと訓へくや百練抄十七丁五に令立直池乾砌と
あり

(六十五)實金虛金一枚黃金一枚 今世金一枚を
七兩貳分に定む黃金一枚は時の價直定らず凡貳拾兩
より參拾兩に至るこれ金一枚といへば名のみにて眞
金なければ虛金といふべし黃金一枚はその價直は時
に隨て通用すれば實金といふべしこれ封戸に虛封實
封あるがごとし野客叢書五卷丁古者金價の條に惠
帝紀云視作斥上者將軍四十金鄭氏曰四十金四十斤金
也晉灼曰近上二千石賜錢二萬此言四十金實金也

下凡言黃金眞金也不言黃金錢也と見ゆ

(六十六)學問疎齒の字面 賀茂淵翁いにし
への水葱を今の水葵ぞと心得て葵にして噉ひ大に食
傷せられし事あり屋代弘賢古の強飯を今の強めしの
ごときものと心得てこはき飯を好食ひ常に腹をそこ
なへり清水濱臣定額寺を勸額を賜はれる寺と思ひ正
木千幹袖を連歌文字と心得前田夏蔭うなひばなりを
男童といへる類いとおほかり野客叢書十卷三丁博識
の條に蔡謨讀爾雅不精誤食蟭蟻取後世譏爲
勤學者之語とあるは同日の談といふべし因に云疎
齒の字面同書八卷丁右字文増減の條に甚疎齒極可笑
と有疎漏と書くは誤也

(六十七)也字用法 懷風藻序に天平勝寶三年歲
在辛卯冬十一月也とあり野客叢書十一卷丁十五醉翁
亭記條に嘉祐五年二月十七日也と見えたる同文法也
此外にも多かるべし

(六十八)保身の術故智の字面 野客叢書一卷丁四蕭
何強買民田宅一條に保身の術をいひ秦の王翦が故智
を祖として漢の蕭何宋の趙普能嫌疑を免れ陳平が醇
酒婦人顔眞卿が泛舟飲食酒裴度が把酒酒賦詩の事な

どを擧たれば関て知べし范蠡五湖に隠れ張良山に歸るいづれも妙觀察智の所爲也因に云故智の字面同書

廿五に見ゆ古デエと訓べし
(六十九)奉行 野客叢書一卷 丁廿八に奉行の事見ゆ佛經には信受奉行の字面おほし

(七十)足をもみ脊中を打 野客叢書二廿六樂天姫侍の條に白詩曰小奴搥我足一小婢搥我背云々平治物語に信賴が禁中に入て肩を打せ足をもませなどせし事あり

(七十一)花の雲 花の雲と云詞歌にもおほくよめり野客叢書二廿九に王昌齡が詩の梨花雲の句を擧たり

(七十二)將臨軍則不受君命 將臨軍則不受君命はたれも知れる事也都て臣下其事に臨ては獨斷すべき事なか／＼に忠也美濃國洪水の時鈴木紋三郎といへる縣令河堤を斷て溺民を救る事あり議者官に申さずして自由の振舞のよしいひたれと還て官の褒獎に預れりとなん羽州村山郡の民數萬人蜂起して強訴せし時市村宗四郎一人出てこれを治たり野客叢書五三丁橋玄佚事の條を考べし

(七十三)重九重五重三 九月九日を重九といふは常也五月五日を重五三月三日を重三といへる事野客叢書五三丁に見ゆ

(七十四)念人 百練抄丁廿五寛治六ノ五ノ五條に郁芳門院根合兼日定兩方念人有歌合蓋大儀也云々
爾時左右勝負候騎者射手の一方くひいさく人の心にて念人として當座に被定候云々
○思のまの日記丁廿三に十日あまりに菊合せ給ふやがて歌を合せらる天曆の例にたがはず清涼殿に出させ給左右のねん人かんだちへ廿人ばかりさぶらふ今日の判者天徳建仁の昔のあとをたづねて大閑うけたまはる云々
吾妻鏡要目集成禰部人條ニ委シ荷擔人ノ一也

(七十五)領家 百練抄九丁十四壽永二ノ十ノ十四條に東海東山諸國年貢神社佛寺并王臣家領庄園如元可隨領家之由被下宣旨依頼朝申行也云々吾妻鏡六丁十三文治二ノ三ノ二條に下丹波國栗村庄可令停止武士狼藉如元爲崇徳院御領備進年貢隨領家進止事右件庄可爲崇徳院御領之由被下院

宜也而在京武士寄事於兵糧催一暗以押領於今者早如元爲彼御領隨領家進止可令備進年貢所當之狀如件以下爾爾同五十四丁同五十五丁貞永式目抄廿二

(七十六)千度祓 百練抄十一丁十八建永元ノ十一ノ二條に於院御所有三千度御祓依上皇御目不豫也云々

(七十七)すくむ 宇治拾遺十丁十六すくみたるやうにて云々

(七十八)女盜 輟耕錄廿八卷丁左花山賊の條に中原紅寇未起時花山賊畢四等僅三十六人内一婦女尤勇捷云々○舊本今昔物語

(七十九)舞房といへる鍛冶 桂川地藏記上卷丁十一鍛冶の事をいへる條に奥州には舞房光長云々
尺素
往來

(八十)古稀年 七十を指て古稀といふは杜詩に酒債尋常行處有人生七十古來稀白樂天詩に舊語相傳聊自慰世間七十古來稀などあるによれる語也野客叢書八五丁自用杜詩條に見ゆ

(八十一)店媼 野客叢書九丁十一楊妃轍事條に李肇

國史補注言楊妃死於馬嵬梨樹下店媼得錦幘一隻云々史記漢高祖本紀に餘酒於老媼といへる老媼もまた店媼也これ今俗婆々見世とよぶもの也

(八十二)揖 野客叢書九丁十六拜の條に周禮九拜云々肅拜低俯下手即今之揖也云々これ手をさげて首を俯る事也

(八十三)摸様子細一文錢 野客叢書五丁俗語入詩條に子細摸様一文錢等の字面を擧たり

(八十四)わる口 俗に人を誹るをわる口をさくといへり野客叢書十丁用事相等の條に桂林之間謂二人短爲媼雉雉正作矮字一呼也とある媼雉の字面ワルクチと訓べし

(八十五)用人積薪の喩并抱薪救火 野客叢書十丁抱薪救火の出處を擧たりまた汲黯曰陛下用人如積薪薪後來者居上此語出於文字云々

(八十六)才識 野客叢書十一卷丁十六晋史曰孫登嘗謂嵇康曰子才多識寡難免於今之世云々才は能也識は認也別知也物の願を認探て分別する事也

(八十七)同年の人の禍福 野客叢書十一丁廿九同年條

に漢高祖與盧縮同里同日生及壯學書又相愛終之高祖帝漢盧縮王燕皆處非常之地則知庚申稍同禍福亦不甚相遠云々此外例を擧たり余不傳

(八十八)借家店借賃宅 今俗借家店借などいふは漢文には賃宅と書べし野客叢書十一唐詩見二兩處一條に賃宅得花饒初開恐是妖此一詩既見楊巨源集又見王建集云々

(八十九)百病轉衰年泣顔を蜂が刺す 同書同條七丁萬愁生旅夜百病轉衰年云々此二詩既見姚合集又見王建集云々泣顔を蜂が刺といへるも同意

(九十)生異死 同生則賢愚死 則腐骨 野客叢書八李杜詩意條に子美詩孔丘盜跖俱塵埃杜牧詩堯舜周孔皆爲灰南北史和士開云自古帝王盡爲灰土堯舜桀紂復何異云々列子下五十楊朱篇に楊朱曰萬物所異者生也所同者死也生則有賢愚貴賤所以異也死則有息腐消滅是所同也云々十年亦死百年亦死仁聖亦死凶愚亦死生則堯舜死則腐骨生則桀紂死則腐骨一矣

(九十一)家を治るは國を治るよりも難し 源氏物語 帶木湖月抄本にをのこおほやけにつかふまつりてはか

ばかしき世のかためとなるべきもまことのうつはものと成べきをとりいださんにはかたかるべしかしきれどかしこしとて一人二人世の中をまつりごちしるべきならねば上は下にたすけられ下は上になびきてことひろきにゆづるふらんせば家の内のあるじとすべき人ひとりと思ひめぐらすにたらはであしかるべき大事どもなにかたへおほかる云々列子下卷五十楊朱篇に子産相鄭專國之政三年善者服其化惡者畏其禁鄭國以治諸侯憚之而有兄曰公孫朝有弟曰公孫穆朝好酒穆好色云々子産日夜以爲賊密造鄧折而謀之曰僑聞治身以及家治家以及國此言自於近至於遠也僑爲國則治矣而家則亂矣云々願國能はすして國を治む

(九十二)淺見寡聞野鄙固陋 列子下卷六十楊朱篇に周諺曰田父可坐殺晨出夜入自以性之恒賤殺茹菴自以味之極肌肉羸厚筋節脆急一朝處以柔毛綿幕薦以梁肉蘭橘心痛體煩肉熱生病矣云々故野人之所安野人之所美謂天下無過者昔者宋國有田夫常衣緇屨僅以過冬墜春東作自曝於日不知天下之有廣廈隍室綿纈狐貉顧其妻曰負日之

(九十四)顔と心は雪と墨 俗に顔と心は雪と墨といへり因學紀聞十八卷廿丁朱新仲詠昭君詩に當時夫死者求歸凜然義動單于府不知出此背隨俗顔色如花心糞土

人莫知者以獻吾君將有重賞里之富室告之曰昔人有美我哉甘泉莖芹萍子者對三鄉

家稱之鄉豪取而嘗之瑱於口慘於腹乘西而怨之其人大慙云々後漢書朱浮傳に遼東有豪生子白頭異而獻之行至河東見群豕皆白懷慙而還云々

白氏長慶集十卷右朱陣村詩に徐州古澧縣有村曰朱陳去縣百餘里桑麻青氣機梭聲札々牛馬走紆々女汲河中水男採山上薪縣遠官事少山深人俗淳有財不行商有丁不入軍家家守村業頭白不出門生爲陳村民死爲陳村塵田中老與幼相見何欣欣一村唯兩姓世々爲婚姻親疎居有族少長遊有群黃雞與白酒歡會不隔句云々

(九十三)門地不必可爲俊士之出處 漢高明祖賤民の子也元皇清帝胡種ならずや豐太閤尾州中村の貧民が家より出僧日蓮房州東條の旃陀羅が腹に生るゝ

にあらずや東坡答王定國詩に游泥生蓮花糞土出菌芝 因學紀聞十八と作れるはことわりなるかな王莽が女貞女といふべし楊堅が女節義にあらずといはんや逆親に良子あり逆子に良親あり一概にいひ定むべからず

兵衛志清方爲使云々

(九十八)朝夕雜色雜色長 同書一四十九に出雲時澤可爲雜色長之旨被仰朝夕祇候雜色等雖有數征伐之際時澤之功異他故被補被職云々年中定例記

十四正月十七日の條にてうじやく白き大かたびらを著して云々

(九十九)名代 吾妻鏡二九丁に宗政爲朝政名代一

(百)無據と云詞 吾妻鏡二二十五に今妨御前遊宴太

(百一)馬場の杖數定牛追物 同書二廿四に牛追物の

(百二)序は厨又は社の誤歟神館 同書二廿五安房東

(百三)眼代 吾妻鏡三二十七に凡實平貞心者難混三傍

(百四)安富 同三廿丁安富領前云々

夫を青經の君今廿八藤原忠輔を仰中納言ノ廿八米屎

(百七)目代 吾妻鏡三廿三同廿四常陸目代云々

(百八)兵糧米 吾妻鏡五十九文治元ノ十一廿八條に

(百九)守護地頭 吾妻鏡五十九文治元ノ十一廿八

可宛課兵糧米五升之由今夜北條殿謁申藤經房

卿中納言云々又廿九條に北條殿所被申之諸

國守護地頭兵糧米事早任申請可有御沙汰之由

仰下之間帥中納言被傳勅於北條殿云々同六十二

十三丁又廿一

可宛課兵糧米五升之由今夜北條殿謁申藤經房

卿中納言云々又廿九條に北條殿所被申之諸

國守護地頭兵糧米事早任申請可有御沙汰之由

(百五)本所領知行 吾妻鏡三廿丁右庄園拾陸箇所注

文如此任本所之沙汰彼家如元爲有知行勤狀

如件云々○貞永式目抄廿二追加に就犯人在所

可相觸彼所若不叙用者可注申事由云々同

廿丁本所代官同廿二本所ヲ名主百姓背云々同廿四本所

領家也○建武式目七同八

(百六)異名并異様の名 酒を竹葉 吾妻鏡三ノ廿一 菓物

を上林同米を八木 同四ノ十四丁使を青鳥 同四ノ廿酒を

下若三丁廿惟成辨を田無の辨抄三 忠輔卿を仰中

納言 同源道濟を船路の君上藤原隆光を大法會師子上

渡邊半藏を健半藏五ノ九ノ廿九の條 杉原十度兵衛 名也

同十一卷元龜 北條左金吾綱成を地黃八幡 同十一卷元龜

元正廿七の條 奧平九八郎を武者之助 同十五

平人兵衛 同十三卷天正 沙彌教信を阿彌陀丸 同廿

十五ノ僧藏明を地藏聖 同十七 高力左近清長を佛高力

廿六語 本多作左衛門重次を鬼作左上天野三郎兵衛康景

事上 本多作左衛門重次を鬼作左上天野三郎兵衛康景

をどちこちなしの天野三平上上綏ノ主今廿六左京大

被仰下之間帥中納言被傳勅於北條殿云々 同卷

丁右賴朝被獻右府御書以義經補九國地頭以

行家被補四國地頭候之條前後之間事與意相違

彼輩各相憑其柄巧非分之謀令下向候之刻雖

無指寄攻之敵天譴難遁乘船解纜之時入海浮

浪郎從容屬即令滅亡之條誠非人力之所及已是

神明御計也而彼兩人其身未出來暗跡逐電勇分手

令尋求候之間國々庄々門々戸々山々寺々定狼藉事

等候歟召取候之處何不相鎖候哉但於今者諸國庄園

すまじきよし也○同卷_{丁左}廿六文治元、十二、廿一條に於諸國庄園下地者關東一向可令領掌云々前前稱地頭者多分平家家人也是非朝恩或平家領内其號補之或國司領家爲私芳志定補于其庄園又令違背本主命之時改替之平家零落之刻依爲彼家人知行之跡被入没官畢仍施芳恩本領主空手後悔之處今度諸國平均之間還斷其思云々按諸國庄園下地とは地面を指て下地といへる也されば庄園は領家の知行なれど土地は一圓に地頭引請庄公をも百姓より取立領家の代官に渡すよし也○又_{丁左}同月卅條に令拜領諸國地頭職給之内以土佐國吾河郡令寄附六條若宮給彼宮者點故廷尉禪門五條御遺跡被奉勸請石清水以廣元弟秀殿阿闍梨所被補別當職也云々○吾妻鏡四卷_{丁左}元曆二、八、廿一條に鹿島社神主中臣親廣與下河邊四郎政義被召御前途一決是常陸國橋郷者被奉被社領訖而政義以當國南郡惣地頭職稱在郡内押領件郷令謹責神主妻子等剩可從所勘之由取祭文之旨親廣訴申之政義雖伏云々同卷_{丁右}四十六同年同月廿四日條に依今度勸功

欲充行一國守護職何國哉可請者行平申云播磨國有取贖明石等之勝地有如書寫山之靈場尤所望云々○吾妻鏡二卷_{丁右}廿八治承五、三、五條に山田太郎重澄日來朝夕祇候殊竭懇懇之忠仍今日賜一村莊事不可交武家沙汰之由雖被仰下北條殿注所存於折紙被付帥中納言云々高瀬庄事雖令究濟兵糧米候於地頭惣追補使被補候畢但於狼藉者可令停止候也又_{丁右}同年正、廿八條に備後信敷庄以下數箇所地頭職令避與干彼室家給云々按室家は左典廐の室家也○又_{丁左}文治二、三、二一條に諸國被補惣追捕使并地頭内七箇國分北條殿被拜領畢而深存公平去比上表地頭職其上重被付書狀於帥中納言黃門又付定長朝臣被奏聞之云々又_{丁右}時政申狀奏聞候畢七箇國地頭辭退事尤穩便聞食云々又_{丁左}文治二、六、廿一條に爲搜尋求行家義經隱居所之於畿内近國被補守護地頭之處其輩寄事於兵糧謹責累日萬民爲之含愁訴諸國依此事令凋弊云々仍雖可被待義經左右有人愁歎諸國守護武士并

地頭等早可停止云々抑又國々守護武士神社佛寺以下諸人領不帶賴朝下文無由緒任自由押領之由尤所驚思給候也云々又縱爲謀反人之所帶令補地頭之條雖有由緒可停止之由於被仰下候所々者隨仰可停止候也云々可令申帥中納言殿也又_{丁右}伊勢國林崎御厨事爲平家與黨人家資跡雖加没官領注文就太神宮訴申之不可有地頭之旨被下院宣之間今日有沙汰所被止字佐美平次實正知行也又成勝寺興行事被申京都凡神社佛寺事與行最中也下伊勢國林崎御厨住人可令早停止字佐美平次實正地頭職勤仕神宮課役事右件御厨者謀反人家資知行之所也仍任前蹤爲令致沙汰以被實正補任地頭職畢然而依有神宮訴所令停止實正之沙汰也但今雖令改易其職自神宮令還補本人者甚以可爲不便之沙汰也早爲神宮之沙汰可致有限御上分已下雜事之沙汰歟如件以下文治二年六月廿九日又_{丁右}以平六儀仗時定可被任左右兵衛尉之由被申京都是依有度々勸功也又伊勢國林崎御厨被止地頭職訖之由事今日所被仰遣

左中辨光長之知行爲奏聞也大神宮御領林崎御厨事可令停止武士之知行之旨成下文謹以進上之候恐々謹言七月二日御判謹上頭左中辨殿○又_{丁右}諸國地頭職事平家没官領并鼻徒隱住所處之外於權門家領等者一々停止之由所被申京都也○又_{丁右}新日吉社御領武藏國河肥庄事本自爲請所令進御年貢候之所也而去年領家令逝去之由依承候不知可進年貢之所候仍令相待領家候之間彼年自然罷過候了地頭恣非抑留之儀候歟而今前領家孫以禪師君可爲領家候者早令存知其旨可令沙汰進年貢候之由可令下知地頭候也且社役爲先自今年無懈怠可令致沙汰之由可令下知候同御領長門國向津與庄地頭謀叛人豐西郡司弘元之所帶候仍以景國令補地頭候之處致種種惡行候之條事實候者不能申左右候早令參洛且可仰天裁兼停止濫行可隨社家使進止之由所令下知候也件狀一通謹以進上之候云々又_{丁右}諸國庄公地頭等忽緒領家所務之由依有開有限地頭地利之外不可相交乃貢以下不可存懈緩於遠越輩者可有殊

罪科之由被定云々又賀茂社別當領事院宣到來之間
 停止地頭知行被付社家之由令下知給此外同
 社領備後國有福庄可停止實平狼藉之由云々又
 五十六最勝寺領越前國大藏庄事北條四郎時政代時定
 并常陸房昌明等致押領之由副寺解所被下院
 宣也仍被經御沙汰自今以後時政雖知行地頭
 職不可忽緒本寺下知早停止新儀之無道從
 本寺之進止可令致三年賃課役之由所被仰下也
 云々○貞永式目追加詳卷四十四貞永元年八月八日泰
 時狀に關東の御家人守護所地頭にはあまねく披露し
 て此心をえさせられ候べく候也云々同抄十四に或記
 云文治元年十一月日賜諸國地頭職云々唯淨裡書云
 文治元年或建久元年始テ諸國地頭職御拜領之由申傳
 タリトカケリトイヘドモ文治建久ノ比ノモノニハ
 無所見若以內々被申入歟地頭事ハ貞應宣旨
 ニ見エタリ賴經五歳ノ時也イカサマ關東政務時ヨリ
 始ル號也同抄十九守護人奉行事始ノ事有同廿二守護地
 頭同廿九地頭同百十七惣地頭○建武式目詳卷三十三諸國守
 護人殊可被擇政務器用事條に如當時者募軍
 忠被補守護職歟可被行恩賞者可宛給庄

國乎守護職者上古之吏務也國中治否只依此職一
 尤被補器用者可叶撫民之義乎○建武式目追
 加詳卷四十四諸國守護人事條に右被補守護之本
 意爲治國安民也爲人有德者任之爲國無益者
 可改之處或募勳功之賞或稱譜第之職押妨寺社
 本所領管領所々地頭職預置軍士充行家人之
 條甚不可然固守貞永式目大犯三箇條之外不可
 相締爰近年不叙引付等之奉書不及請文徒
 涉旬月多累催促愁辭之輩不可勝計政道之違
 亂職而由斯仍就違背之科條須有改定之沙汰
 矣
 (百十)領主 吾妻鏡四十丁に開發領主云々同四十丁
國大曆二下
頭圖ノ六十丁
 (百十一)道草をくふ 途中にて物にかゝらひ速に
 往來せぬを俗に道草をくふといへりこは馬の路傍の
 草をくひすさびて進ざるよりいへる詞也吾妻鏡四卷
廿三元曆二ノ四ノ十五條交名注文に右衛門尉友家兵衛
丁左尉朝政件兩人下向鎮西之時於京令拜任事如駱
 馬之道草喰同以不可下向之狀如件云々と見
 ゆ

(百十二)驛路傳馬の法 吾妻鏡五廿丁文治元ノ十一ノ
 廿九條に今日二品被定驛路之法依此間重事上
 洛御使雜色等伊豆駿河以西迄于近江國不論權門
 庄々所傳馬可騎用之且於到來所可沙汰其
 糲之由云々
 (百十三)過書 吾妻鏡四十六元曆二ノ三ノ十三條に今
 日被仰送參河守之許剩作過書所被遣也下西
 海山陽道諸國御家人
 可令早無事煩勘過對馬前司上道事
 右彼對馬前司自住國所被上道也諸國路次之間
 無事煩無狼藉可勘過之狀所仰如件
 元曆二年三月十二日
 前右兵衛佐源朝臣
 (百十四)船奉行 吾妻鏡四十七元曆二ノ三ノ廿一條に
 爰周防國在廳船所五郎正利依爲當國舟船奉行獻
 數十艘之間義經朝臣與書於正利可爲鎌倉殿御
 家人之由云々
 (百十五)熊手 熊手は盛衰記平家物語などより古き
 書にはをさく見えす吾妻鏡四十七以熊手奉取
 之云々

(百十六)應御下文 吾妻鏡四十八に院應御下文あり
 (百十七)庄領預所 吾妻鏡六卷五丁文治二ノ正ノ廿
 四賴朝奏狀に日吉塔下彼岸衆申文一通謹以進上之
 候爲法性寺領小橋庄被押領三箇村候云々而重
 家自近衛殿賜小橋庄預所職候畢仍衆徒可停止
 重家之結構之旨雖觸遣候云彼云是共以庄領候
 依不能私成敗所々執申候也云々
 (百十八)甘海苔伊豆海苔 吾妻鏡六九丁文治二ノ二ノ
 十九條に供御甘海苔自伊豆國到來于鎌倉彼國土
 産也云々

劇無過一舉一踢一唱一柏一莫水凌走馬劍及橫
身底靛面相逢當機云格云々戲棚はをどりやたいと
云ものゝ類也雜劇は手づま品玉などの類をいへる
也

(卅一)入宋の僧蔚然覺阿 岷峨集下卷乾峰和尚跋に
在昔蔚然入華分對大宗誇古粉爾后覺阿遊宋今
打法戰張吾軍云々

(卅二)爐開茶寮十事 茶人爐開といふ詞あり岷峨
集中卷に開爐の詩あり此外五山僧の詩集に開爐の詩
おほし幹林五鳳集にも見ゆまた岷峨集中卷に茶寮
十事の詩十首あり茶籠茶研茶磴茶合茶瓢茶盆茶匙茶
飯茶筵茶巾の十種を賦せる也 爾園家に十月朔開爐の儀
ウに見ゆ茶家の爐開もこれに起れる
也 濟北集三ノ十丁オ同六ノ九丁ウ

(卅三)水蠟燭 岷峨集中に蠟燭及水蠟燭の詩あり水
蠟燭佛日西頽今幾日無情草木可無傷菱蒲花綻金蓮
炬水面波心助發光

(卅四)蓄薇架井棚に草木を作る 今世藤棚蒲萄棚な
どあり分韻梅溪集に修蓄薇架詩あり桃紅李白地多
塵留得蓄薇別置春朝日昇時修架見依一掃衣錦畫
行人 爾園宜竹瓊橋に
松樹の詩あり

(卅五)東山護國寺 分韻梅溪集に信甫知藏入洛陽
居東山護國塔下有年矣今將歸關西古里因賦
小律一篇以贈之丈夫一出即空群鶴怨猿驚何所聞
居去冷泉亭下看白鷗亦恐入移文自注に信甫相福
僧也寺在冷泉亭云々

(卅六)蒲蓑 分韻梅溪集に蒲蓑詩あり漁父編蓑五
月秋兩披烟舞弄輕柔綠芽獵々稱身好免得羊裘物
色求和名抄十四行旅具部に説文云蓑蘇和反雨衣也
見えて今世は蓑を以て作れり其上品なるものは稻苗
を用ふ蒲もて作れるは未聞

(卅七)飛梅の詩 宜竹殘稿に村庵席上千里飛梅の詩
賦飛梅贈人歸西州詩

(卅八)本社末社別宮 建曆宣旨 詳書類從四百七
有封社司修造本社事條に本社末社の名目あり同丁
ウにも末社別宮の名見ゆ

(卅九)中媒女庭給仲人すあひ慶安者 建曆宣旨
四百七十四に可停止京中媒輩事抑比來天下有下
卷十一丁左に可停止京中媒輩事抑比來天下有下
女京中稱中媒其號大背法度其企淺涉罪囚和
誘窈窕之好述配偶陋賤之匹夫或偽號英雄華族
或謀稱西施下蔡偏蕩人情只爲身要紆罪已載

本條誑誕重科者歎隨仰使廳且實錄其宅且糺彈
其身按中媒下女は今世ケイアン婆と稱ものゝ類
也兩方に虚言を飾りて肝煎をする下女也俗に媒口と
いふこれ也○庭訓往來卯月五日狀に庭給仲人等尤大
切也云々抄上卷五に庭給とは皮屋の者也仲人はとり賣
する者也是いやしき者也云々諸抄大成二卷十に庭給
未詳仲人物の媒をして兩方より贖をとるもの也云
云扶翼卷に庭給仲人貞丈曰庭本字ハ庭又庭ニ作ル短
小也弱也ト注シテチヒサクヨクキ事也給ハ供也足也
ト注シテ物ノ備リテ不足ナキヲ云ナリ然レバ庭ハ貧
者ヲ云也仲人ハ兩家ノ中ニ往來スル者ヲ云貧者ノ賣
ル物ヲ受取テ富有ニ買シメ代錢ヲ受取テ貧者ニアタ
ヘ其禮錢ヲ我モ受テ世ヲタリトスル者ヲ庭給ノ仲人
ト云ナルベシ牙婆ノ事也婆ノミニカギラズ男ニモア
ルベシ庭給之仲人ト之字ヲ入テヨムベシ云々○七十
一番職人歌合第四十一番に「すあひ」と「藏まはり」と
番ひて「すあひ」は市女笠かうぶりてむしたれたる女
二人つれたる圖にて詞におようやさふらふとあり歌
に「月のきる雲のころもをうりものやさふらふとい
ふ人もかはめや」思ふ事人に傳ふる道ならておよう

やあるといふはよしなし」按人の賣物など取つぎ
又は買物など承りて買來て主にとらせなどし都て人
の用を承りて活計する女にて中媒女の類也今俗の詞
に「すあひをとる」といふも中立して利を得る事な
れば同意也江戸町家の酒屋の御用といふものはた其
名近しといふべし○赤鳥隨筆上卷七十に慶安と云事
武州江戸木挽町に大和慶安とて醫師ありけるに又同
町に伊達三郎兵衛長谷川助右衛門と云浪人彼慶安と
參曾し入魂の上にて世間の人々の出入或は訴訟公事
沙汰男女婚姻の媒約等右三人して肝煎す然所に酒井
與九郎御息長門守忠興と稱し一萬石を領し淺草鳥越
の屋敷に住す或時彼慶安長門守息女を或方何某へ縁
邊取組長門守より金五六千兩息女持參候筈に相定め
彼三人の者共相談にて二千兩許も分取る巧を仕たる
所に此事世上に廣く聞え長州名も立終に公議沙汰に
なる寛文五年己巳八月廿四日の縁家双方御追放に
なりぬ其頃よりして謀計をなす人を慶安者と云け
りと本朝俗談正誤に見えたり云々按謀計をなす人
を慶安者と云といへるはいかにぞや謀もて媒する者
を慶安と云と有べし○與清曰中媒女給庭仲人すあひ

慶安いづれも媒灼の名なりその中すあひ遊給仲人は漢土の牙保牙婆などいへるものゝ類といふべし

(四十)神祖の稱名念佛の聖言 武野燭談廿九卷一丁に駿河御城に御座なされし時江戸より或浄土宗の和尚御見舞に被參在府中折々御席話に上られ或夜佛道の御穿鑿の上にて件の和尚申上られけるは佛道は元來釋迦如來の法に候へども末世に至り八宗十宗と相分れ其宗旨ごととにそれ〴〵の教やう勤様これある儀に御座候然ども元來釋迦の法なればとて諸宗を信仰仕何れ是れ踏迷ひ候をば離營難門など申て何の宗旨にもよろしからぬ様に仕候ましてや念佛宗にて大に嫌ひ候と申上る家康公聞召成程左様有べき事也萬の道を學び諸藝を勤るも一筋に思入て執行を致事は成程仕がたき道理也然ながら後世の願やうの大身と小身二様の替り有べき子細は我一身を助からんため計に後世を願ふものは何れにても其身の思ひ入たる宗旨に向願入て他宗を構はず其埒明べきもの也既に天下國家を保者に成ては我獨成佛をする分別をしては大身の義理に違ふにより願くは天下の人を悉く佛になさんと云大願を立すしては叶は

ぬ義也天下の民の宗旨は八宗十宗一様ならず然れども諸宗に如在せずして立置様にして諸の衆生をあまさず導するがごときは天下國家をたもつ者の願ひやうと申べきむね上意有ければ件の和尚兎角の義もなく御尤の御事と申上られしとかや云々按慶供奉記とて廓山和尚の筆記あり今一卷残りて増上寺の所藏也其記の趣は了的廓山とて増上觀智國師の上足なりしがいつも神祖御陣中に供奉して御馬前に咫尺奉れり大坂夏御陣の時兩師供奉せられしをり既に大坂落城の期に及て兩師を召し國師に御傳言の仰ありて次にたまひけるは今までは予浄土宗に歸依して出陣の時々十念をうけ陣中にて十念を忘るゝ事なかりしが今已に天下落居の期に至れりかくては浄土宗に限らず諸宗諸流こと〴〵吾民なれば一方に依據せんと治國平天下の政にあらずされば以後念佛怠慢せりなど怪まるまじきよし申せとの上意ありしと也此説今の殘欠本には見えす武野燭談とは異聞といふべし實に大聖金口の言にこそ

(四十一)僧の女犯妻帯 古は僧の女犯妻帯いとおほし意見十二事群書類從五丁オに國分僧小人皆是無慚之徒也

藩妻子營室家力耕田行商價云々群書類從五丁ウ

(四十二)民の訴に依て官長を推鞠すべからず 今世民の門訴箱訴欠込訴駕訴などはみな其筋の官長へ下して推問せしめらるゝ事古の政蹟也意見十二事群書類從四十七丁ウ請停止依諸國少吏并百姓告言訴訟差遣朝使事條に比年任用之吏或結私怨以誣告官長所部之民或矯公事以怨訴國宰或陳犯用官物之狀或訴政理違法之由此等條類千緒萬端於此是朝家收其告狀發遣使人使人到國未問事之虛實不辨理之是非偏依使式每事准擬領其印鑑嚴其禁錮即以官長之貴與小吏賤民比肩連口受其推鞠若辭對之間織芥有違則立加縲繼便填牢檻若亦雖告訴之旨事皆不實而威權已廢政令不行爰隣境百姓轉相見聞即各輕侮其官長不肯服從其政教傷化之源無甚於此云々

(四十三)行基菩薩天下に功有 行基菩薩山陽西海南海三道の舟路に泊を建置し事意見十二事重請修復播磨國魚住泊事條に見ゆ拾芥抄日本圖も行基の作也近江四十九院も行基の建立也

(四十四)守護使入不之地地頭地頭代 古き寺社などに守護使不入之地といへる榜示ある所あり貞永式目十二條に盜賊惡黨於所領内事條に被停止守護所使入部所々事同惡黨等出來之時者不日可召召渡守護所也若於抱惜者且令入部守護使且可被改補地頭代也若又不改代官者被沒收地頭職可被入守護使矣云々抄百丁に守護不入ノ在所ノ事也同ト云字ノ上ニ右ノ字ヲ置テ心得ベシ不入ノ在所ニ惡黨ガ出來セバ領主トシ罪人ヲ召取テ守護所ヘ渡ベシ守護ヨリ恣ニ手ヲ入ルベカラズ云々若領主ガ惡黨ヲ抱惜ナラバ元來不入ノ地ナリトモ守護使ヲ入ベシ其地頭ノ代官ヲ改ムベシ惡黨ヲ不召渡バ代官ノ咎ナレバ也若又地頭ノ代官ヲカヘズ置ナラバ地頭職ヲ沒收シ守護使ヲ入テ地頭ヲ罪科スベシ云云〇按領主由緒ありて守護職より手指ならぬ領地也されどそこに惡黨所犯の者逃籠たらん時は捕て地頭へ渡すべきを抱惜てかくまひおかば不入地に拘らす守護より使を遣して惡黨を捕べし其不入地にも地頭職有て代官を置ゆる惡黨を隱養て守護所へ渡さるはもと代官の咎なれば地頭より代官を改むべし然

るを代官を改めずしてそのまゝに捨置ば守護より使を遣して地頭職を没收し罪科に處すべしと也地頭代といへるは地頭の代官也

(四十五) 贓物 今俗盜賊の盜取たる物をザウモツといへりそは贓物と書べし貞永式目抄百四追加に盜賊贓物事條に右已依贓物之多少被定罪科之輕重畢云々又同丁但於贓物者可返與被盜主云々抄廿九に財物俗本ニハ贓物トカケリ家本財物トアリ共ニ其義不相違汰沙之限トハ贓物アラバ沙汰スル限アルベシ無ハ沙汰ニベキ分量分限ナシト云也贓物トハ人ノ物ナドヲ預リテ引失タル時其アタル物ノ數ニ隨テ科ヲアララル、ヲ云云

(四十六) 僧徒ノ帶劔兵杖禁止 貞永式目追加詳書四百仁治三年三月三日下知狀に自今以後僧徒法師童子力者法師横雄劔差腰刀一向可停止之若背制符及及傷殺害者宜處過怠云々
(四十七) 年貢ノ濟期 同書同廿五に國領地頭等可濟年貢事條に右臨西收之期者致急速之沙汰翌年二月可令皆濟縱又雖京進不可過六月云々

(四十八) 一ツ書キの事 貞永式目抄百十一に物ニ一ツ書ヲスルモ此心也云々實如上人の實教一丁に道宗一書之事云々東國太平記二ノ六丁オ上杉謀反之沙汰ノ條に加頭書具要脱上二丁同十ニ丁オ實教廿九丁

(四十九) 代官 同抄百五十五に代官罪過懸主人否事條に代官ト云ハ守護代以下也諸國ノ侍御家人以下也云々按に守護代目代地頭代いづれも代官也同抄百五十五に代官跡又代官職は本所進退也とあり本所の代官とは本所預所の事也抄百九十七に國ニハ國司目代郡司庄ニハ領家預所地頭以下ノ沙汰人云々同書以來追加廿六丁ツに所務代官云々

(五十) 強姦和姦強姦相對不義辻取 強姦は今いふ強姦またはまはりをとるなどの類也和姦は相對不義の事也貞永式目抄百六にくはし辻取といふも強姦也同抄百七に見ゆ
(五十一) 籠僧 貞永式目抄百五十三惡口答事條に追加云武藏新羽郷地頭大見肥後三郎二郎定村遺領事定村嫡子又次郎頼村與後家平氏頼村繼母相論之時頼村申云定村之中陰追出籠僧一打留念佛之條逆罪也云々籠僧は中陰中こもりゐて念佛回向する僧をい

(五十二) 勝栗守 武隱叢話五卷小田原北條氏直御臺所の段に小田原落城の時氏直肌の守を取出し此守は高祖の守として當家代々の寶物にて候その由來は五代の祖北條早雲寺時後改氏茂伊豆より切て出相模を攻平候時明應三年九月十三日小田原の城大森憲頼を被攻落し時道途に糧候を擣栗を半分食し殘を鎧の引合に納向つゝ其夜小田原の城を攻取り其喰殘の擣栗を錦の袋に入氏綱氏康氏政より我等まで相傳へ高祖の守と稱せし也我既に浪人となれば一家の中にくき世に残り候輩へ渡し給り候へと宣ひ置別れ給ふ云云

(五十三) 家根莚士 同書六卷天正十年二月穴山梅雪逆心の段に森勝藏の衆やねへ上り板をまくりて上より鐵炮すくめに仕候とかたりたり後勝藏一手の衆を高遠のやねふき士と異名付て笑しと也云々
(五十四) 太閤秀吉公の龍王狀直江兼續が閻魔王狀太閤秀吉公小田原攻の時馬を海上より廻すべきよしありしに諸將申けるは馬を船に乗すれば海龍王必巢りて船を覆すよしなれば思止らせ給ふべきよし諫言

し又船手の者もうけがはざりけるに太閤我貴き守りを持たりそれを船に安置すれば露難なしとて蔭繪の宮に守の入たるを封のまゝ賜りそれにて難なく馬を小田原へ運送せり跡にて其箱を開見れば龍神どの太閤と書たる書付也といへり武隱叢話六卷景勝家老直江山城守兼繼が段に閻魔大王様直江山城守兼繼判といへる高札あり同日の談也

(五十五) 車笠 武邊咄開書七卷荻田主馬咄の段に謙信は小男にて左の足に氣腫有て足を引る大道具足を不著黒き木綿胸服にて鐵の小き車笠を被著一代采拜も團扇も一兩ならでは不取青竹を三尺許に切て杖のごとくにしてそれを持て下知し給ふ云々按車笠といふは車輪の形に似たるゆるゑの名にや又武野燭談廿二卷に鉈屋笠ありいかなる跡にや可考よしなし
(五十六) 首供養首塚千人斬 武邊咄開書九卷前田慶次が事をいへる段に山上道及是は關東浪人首供養三度したる也云々武家盛衰記二江口三郎左衛門始終の條に首塚の由來あり同書千人斬ノコト武
(五十七) ちよつかい手甲幸若の詞 同卷前田慶次は

松風と云名馬を持といへる段に彼馬取そのまゝ烏帽子をかぶり足拍子をふみ「此鹿毛と申はあかいチヨツカイ皮袴茨がくれ鐵甲雞のトツサカ立るほし前田慶次が馬に候」と幸若を舞引通る人の尋るたびく「如此或時慶次錢湯の風呂に入りはかぶりして忍び入り下帯に一尺計りの脇差をさして風呂に入りごみの鞆すはや曲者よ爰にて風呂に入らば忍び入といはれんとて皆脇差をさして風呂に入數刻の後慶次は板の間へ出かの小脇差をすらりと抜たるを見れば竹のへら也云々

(五十八)蟹は甲に似せて穴をほる 武邊咄聞書九卷 天正三年五月廿一日長篠合戦と云る段信長詞に蟹は甲に合せて穴を堀といふ事存當りたり酒井が三河にての軍の□手いたし候と御嘲被成左衛門尉赤面して罷立云々

(五十九)一夜檢校 武野燭談廿二卷に座當の司檢校に成事千金だに出し候へば即日檢校に成ゆる俗是を一夜檢校と云惣座頭中の官錢配當と云所務有事を知て京都のある町人檢校仲間にて配當を所分する所板倉内膳正聞答て其者の眼をくりぬき盲目にせよ旨

目とても替者の列にはあらずと聞ば座當の仲間になるべしと怒りし間大におそれ座當の檢校を辭退しける故暫く牢舎してゆるされけり云々 七日關白御世三日天下明智三日平氏盛

記 關白御世二ノ十九丁オ「夏」

(六十)難波屋十右衛門宇治橋を造る 武野燭談廿二卷に京都難波屋十右衛門が奢侈の餘り聖護院宮峰入の供奉せしを所司代板倉内膳正答めて肝をつぶせし折を考へ宇治橋のそこねたるを新に掛直すべきよし科意に命せられしかば難波屋速に作り出て己が姓名を擬寶珠に彫付て名聞を悦びけりその費一箇月の利足許もいらざりしと也内膳正これを聞て余が生涯の失策と後悔せられしよし見ゆ

(六十一)信長禁裏を修造す 武野燭談廿八卷に信長の時は禁中徽々なりし事邊土の民屋にことならず築地などはなく竹の垣に茨など結付たる體也老人兒童時々遊びに行て縁にて土などねやし破れたる簾を折節あけて見れば人もなき體也信長知行など付られ造作等寄附せし故に少し禁中の居なしよくなりたりそれ故信長を御賞し有て高官にも進られし也云々

(六十二)家督讓る事 武野燭談卅卷に神祖の御物語

に人の子をあしきといふもすこしも早く家督を渡して其子の働をも見届安堵して老後の身も安く心も静にして今生を終り度との義也然ども家督を渡すといふは其子の器量年來にもより又は時の様子によりて考へ見合せ有べき也家財重寶などはとても譲り與る物なれば家督前にも段々にとらせ悦ばしむるもよきぞ大方世間の人は隠居する時何もかも一度に相渡し我も手と身計にて成て引込本意と思ふ親もあり是をば見聞人も扱もいさぎよきと思ひて譽る事にする也又家の秘藏の道具などをば猶も身を放さず持て隠居をとげ折節に付て家督の子にとらせて悦ばするやうに致す親あり是あしきにあらず子細は我等若き時より見聞くに常に挨拶よきといふ親子の間も隠居すれば互に心には如在有まじけれども人々年よりて後なる末の子をむつまじく思ふ親の氣隨を老衰したる親を朝夕大事とおもはぬ子ども不勤してより起りて他人の目には不和と見ゆる左様の爲には隠居携たる道具の一色宛も折節につけて子供に譲りあたふれば他人の疑も去る是又子を人にあしくいはせじと親の慈悲より起る也と上意ありければ御前伺候の面々御

尤の御事也と各感し奉りぬ云々按に子實の才智孝悌の者なれば家督を受けて後親を大切にし庭訓を守りて他人に欺れず兄弟をも大切にすもさる子は百人に一人も稀也子邪見不孝なるは論なし愚昧正直なるをも他人色々にたぶらかして親子の間をさき私欲を構ゆる實の子とても其才器によりて油断なりたがし

(六十三)神祖用水の聖言 武野燭談卅卷に駿府御城内御泉水へ阿部川の水を御取可被成御意に付奉行衆水道を見立傍示を立置れけるを鷹野の刻御自身御見分被遊ける所に其水筋に小寺有此寺の寺内を堀り川水を通すやうに傍示を指たるによりて御賢慮に叶はず寺を潰して水を取事はいたさる事と仰有御側衆の中より御用の義に付候へば外にて代地を下され寺を御引せ被遊可然と申上るに否それは用地によりたる事也泉水へ水を取といふは愚許の用事也余一人が目悦せんが爲に古來の寺を改る事あるべからず寺内近邊除候やうにして水をかくるならばかけよ然らずば無用たるべしとの上意也云

(六十四) 鰐足 今俗鰐足とも内鰐外鰐などもいへり
 武家盛衰記三卷 龜庵雲唱由緒の條に袴ノ裾ヲ鰐脛ニ
 掲グ脚半ヲハキ鰐足ニ歩ミナシ云々とあり
 (六十五) 備前燒物 備前ドツクリ備前鉢など名物也
 武家盛衰記十二卷 岡越前守忠言條に一首ノ狂歌ニ
 「打ワリテツガレヌ物ハ備前鉢仕フ者ニモ用心ヲセ
 ヲ」ト書テ秀家ノ門ニ立タリケリ云々
 (六十六) 芭蕉布の單羽織 同書十卷 富田藏人高定剛
 臆譜に秀次公御生害ノ時 富田藏人モ數年御厚恩ヲ蒙
 ル故ニ追腹切テ御供セント京都へ赴キ洛中洛外ノ辻
 辻小路々々ニ高札ヲ立タリ是故ニ見物セントテ洛中
 ノ貴賤ハ不レ及レ申近邊遊境ノ者ドモ迄都合シ枝敷ヲ
 張テ幕ヲ打稻麻ノ如ク寄集ル借當日ニ成レバ富田高
 定千本通ノ松原へ出テ殉死ヲ催ス其裝束ハ白キ帷子
 ニツ著シ其上ニ芭蕉布ノ單羽織ニ白練ノ長袴ヲ著シ
 剃髮スレバ白布ニテ鉢卷シ云々
 (六十七) 細川幽齋和歌の徳にて城を保ツ 細川幽齋
 田邊城にて和歌の徳により石田が難を免れし事武家
 盛衰記十一卷に見ゆ
 (六十八) 蛙延寺 下總古河城下の蛙延寺は蛙延越

前守が菩提の爲に建たる寺也 武家盛衰記十五卷に
 委し
 (六十九) 早世の子たびく有し家の咒方 武家盛衰
 記十九卷 山田長門守父子切腹の段に早世シ玉へバ此
 度ハ御マシナヒノ爲ニ往還ノ三ツ辻へ出シ奉リ往來
 スル三人目ニ通ルモノへ賣奉ルモノナリト云々と
 あり
 (七十) 狸々といへる異名の者狸々瓶 武家盛衰記十
 九卷 忠輝卿御船遊條に越後國名生村ニ今狸々ト云者
 アリ渠ハ其浦ノ獵師ニテ庄左衛門ト申ケルガ酒ヲ好
 テ飲ケルニ如何程呑テモ醉タル事ナシ依レ之諸人今
 狸々ト異名ヲ呼ブ云々又狸々瓶の由來も見ゆ近來天
 保六年豊前國宇佐八幡の神領小濱村の産子兒を狸々
 とよび弟を狸美とよぶ二人江戸へ來り狸々ト號して
 いづれも酒を一時に五合許呑頭毛赤色にて實に狸々
 ともいひつべし兄は十一歳弟は八歳也狸々の舞をま
 ひおぼえて見せ物に出諸家へも召れなどせり天保十
 年にも石見竹島近き沖の孤島の獵師の子に頭髮赤く
 して大酒せる小兒狸々と號て京大坂邊へ見せ物に出
 たりといへり

(七十一) 武藏吉水の宗慶寺 武家盛衰記廿卷 忠輝卿
 御母公御簾中の事條に御母公於茶阿殿御菩提の爲と
 て武州吉水ト云所ニ一寺ヲ建立アリ宗慶寺ト號ス云
 云
 (七十二) 佐渡の金山 武家盛衰記廿卷 長安成立の條
 に國々ノ御領分ノ御藏ヲ預リ又諸國ノ金山銀山等ノ
 支配ヲ被ニ仰付タリ其比佐渡ノ金山ハ日本一番ノ御
 用山ナレバ一ヶ年ニ兩度宛石見守來リテ指圖ス云々
 按舊本今昔物語守治拾遺などに能登の國司が下司
 に島に渡りて金を掘得し事有これ佐渡にやあらん
 (七十三) 生越の龍穩寺 同書廿一卷 山口修理太夫盛
 衰の條に山口修理亮重政嫡子伊豆守重信共に慶長十
 八年武州入間郡生越ノ龍穩寺ニ盤居云々
 (七十四) 奉行私曲の和歌 武家盛衰記廿二卷 就三
 奉行斷絶ニ狂歌條或人一首の狂歌を詠す「箱崎の松に
 奉行はさも似たり直に見ゆれど曲らぬはなし」
 (七十五) 富士の猿狩 鎌倉右幕下の富士の猿狩は高
 名也武家盛衰記廿四卷 駿河亞相の富士の猿狩の事有
 (七十六) 甲斐谷村城 甲斐國都留郡谷村城の事武家
 盛衰記廿四卷に見ゆ

(七十七) 石川五右衛門生國 石川五右衛門生國は奥
 州白河のよし委く武家盛衰記廿六卷に見えたり
 (七十八) 鐵火を握ル 探湯湯起請 甘樞岡の探湯を後
 には湯起請といへり又鐵火を握るといふ事有武家盛
 衰記廿九卷に見ゆ
 (七十九) 衣服の時節 衣服の時節を分つ事は續教訓
 抄四上卷 卅四に深草ノ天皇ハ御心聰明ニシテ文談ク
 ラキ所ナシ云々衣服夏冬モワカザリケルヲ此御時夏
 冬ノ衣服ヲオリ出サセ給ケリ云々 按深草山陵の御
 事にて文德天皇の御事也
 (八十) 落穂を拾ふ拾穂 伊勢物語に「打佗びて落穂
 ひろふときかませはわれも出づらにゆかましもの
 を」といふ歌あり○列子天瑞篇 上卷 十に林類年且三百
 歲ニ底ニ春被ニ裘拾ニ遺穂於故畦ニ並歌並進云々 而行歌
 拾穂云々
 (八十一) 天の墮ん事を愛 列子天瑞篇 上卷 廿に杞國
 有リ人憂ニ天地崩墜身亡ヲ所ノ寄廢ニ寢食ニ者ニ云々
 (八十二) 朝三暮四 朝三暮四は同事を用縁によりて
 人の伏不伏にたとへし也 莊子齊物篇 列子黃帝篇 上卷
 十三
 丁に見ゆ

(八十三)忘病迷罔病 列子周穆王篇上七十に宋陽里華子中年病忘朝取而夕忘夕與而朝忘在途則忘行在室則忘坐云々また八十秦人逢氏有子少而惠及壯而有迷罔之疾聞歌以為哭視白以為黑纏香以為朽嘗甘以為苦行非以為是意之所之天地四方水火寒暑無不倒錯者焉云々按忘病は物わすれの病也迷罔疾はとほげ病也

(八十四)逆旅 列子仲尼篇上九十に處吾之家如逆旅之舍云々同下十九湯問篇に過逆旅逆旅人辱之云々昔言故事十一丁市肆類部に唐馬周入關舍新豐逆旅命酒一斗八升悠然獨酌衆異之云々注に館舍迎客旅也云々

(八十五)尾閭 尾閭は河海の餘流也列子下四湯問篇に渤海之東不知幾萬里有大壑焉實惟無底之谷其下無底名曰歸墟云々林注に歸墟者即尾閭是也云々

(八十六)杖化為木 列子下九湯問篇に夸父不量力欲追日影云々道渴而死棄其杖尸膏肉所浸生鄧林鄧林彌廣數千里焉云々林注に夸父之杖化為鄧林云々

平臥云々按三月二日條に在々所々此間田樂繁昌可謂天魔之所為歟とあり

(九十二)關務停止并關手 園太曆康永三三、七、十一條に大藏卿為勅使入來仍不能對面以奉宮大夫問答仰云諸關停止事稱書院宣可放出隆陰卿之間及沙汰云々此事不可說也就武家申請被下院宣就中非與福寺一方山門圍城寺東大寺等皆同時被止了云々同廿四日條に與福寺學侶衆徒僉議曰寺社造營之要脚諸關停廢之御沙汰不慮朝議滿寺驚歎之間忽致大訴奉驚天聽之次第言上先畢云々就中如先度言上可有合災旱之御愼者須被志一寺造營之終功神明佛陀之御納受惠災安穩之御祈禱何加旂哉所詮關務片時難開一旦停滯公平之失墜也早廻佛神尊崇之敬慮被改關務停止之勅定為企寺社造營之料足者賜寺門安堵之院宣者云々また康永三年七月廿二日南都使者俊兼五師實繼五師申詞に寺社造營料所五箇關務事依有武家申子細今被混諸關被停止之由被成下院宣之條條臨難堪之次第也縱自武家雖申非分之儀爭先不被尋下南都無左右被下楚忽院宣之條

(八十七)姨捨山祖母捨山 信濃の姨捨山の説大和物語舊本今昔物語などに見え古今に歌あり真淵は令義解を引て祖母捨の義とすさては假名も殊也列子下四湯問篇に越之東有輒沐之國其長子生則鮮而食之謂之宜弟其大父死負其大母而棄之曰鬼妻不可與同居處云々此大母を棄るは令義解の説におなじ

(八十八)一里一山などの一といふ詞 列子下十九湯問篇に一里老幼悲愁垂涕云々史記淮陰侯傳に一市人皆笑信以為怯云々

(八十九)相射矢鋒相觸 列子上廿三湯問篇に紀昌飛術相過於野二人交射中路矢鋒相觸而墜於地云云按に舊本今昔物語に餘五と箕田と野中にて相射たる事同日の談也

(九十)聖人賢人 列子下廿四力命篇に以德分人謂之聖人以財分人謂之賢人云々

(九十一)田樂病 園太曆應長元三三八條に自今朝有所勞之氣如風咳但溫氣以外與盛也食事不通通宵辛苦凡此間俗號田樂病如此病腦兩三日云々若此類歎即此家中大畧悉平臥了頭少將即自昨日

寺社大訴此事也云々何被止寺社管領之關務可成御祈禱哉云々按關務は關手也關手の事已にいへり

(九十三)放姓放氏續氏 園太曆康永三三、七、十一條に大理卿送狀放姓間事也殊驚承候間御沙汰事也殊可存知之旨報了只今憲信僧正如此申給候迷惑仰天仕候諸關停止院宣執筆の故云々非私力之所及候為上急速被經御沙汰候様殊可被加御詞給候哉夜陰密々可參入言上候隆陰誠恐頓首謹言七月十一日隆陰上前右馬權頭殿云々此事就御奉行已奉放氏了返々驚歎入候始終定落居候歎然而仰天之間又馳申入候恐惶敬白七月十一日大宮殿云々春日神主師俊送狀大理卿放氏事也殊驚聞食候由仰了今夜寅剋學侶衆徒令參向社頭僉議就造營料所事寺門失面目右衛門督隆陰卿令放氏候云々次同時移殿被料理了此事等驚存候之間為御不審急馳申入之由可御披露候恐々謹言七月十一日寅剋春日神主師俊謹上前左馬權頭殿御宿所云々同月十三日條に天陰入夜大宮宰相入來為別當卿使應務條々并放氏之上可上辭狀歎之由談之放氏之上官位帶之儀不

可_レ有候歟然者不_レ及_レ辭表_二哉_一應務又偏可_レ開_レ之不_レ可_レ及_二用捨_一哉之由報了爲_二大理放氏_一實無_二先規_一云云同月廿四日條に天晴大藏卿爲_二勅使_一入來謁_レ之仰云與福寺訴事寺家兩使事書仲房奏聞然者可_レ被_レ仰_レ勅答_二之趣_一被_レ仰_レ合_二也_一申云可_レ被_レ執_レ仰_レ武家_二之旨_一申上者御物語無_レ由歟早可_レ被_レ執_レ仰_レ之旨被_レ仰_レ之抑隆蔭卿放姓事者楚忽沙汰急可_レ令_レ續氏_二之由_一可_レ被_レ仰_レ哉之旨申了南都事書昨日參_二申長者_一件事書并申次業房朝臣付申詞昨夕於_二長者_一一見了歟取_二續之_一云々同月廿五日條に入_レ夜別當送_レ狀云與福寺雜室賴英送狀送狀寺訴事今日々々所詮續氏事無_二子細_一之不可_レ相違云々仍使者領狀遣_二飛脚_一於南都云々同月廿八日條に今日方々說大理續氏無_二相違_一云々關白被_レ送_レ狀親名朝臣云々同月廿九日條に今日及_レ晚春日神主師俊送狀云大理卿續氏事今夜丑剋致_二沙汰_一了於_二移殿_一者未_レ及_二撤却_一云々同月卅日條に天晴別當卿人來續氏事無_二相違_一自愛且又今度諸方別致_二秘計_一不_レ知_二所謝_一之由示_レ之禍_レ之云々○與清按_二藤氏放氏續氏_一といふは其子細によりて放氏とて春日社内_二の藤原氏_一の靈殿を他の移殿へ移し藤氏の列を省くよしときこゆ

これを放氏とも放姓ともいふ又再もとのごとく復して移殿を撤却するを續氏といへるにや他日考證を窮て説を定むべし

(九十四)東大寺八幡神與入洛の例 國太曆三卷十二丁_{十八}康永三年八月十五日條に東大寺八幡宮神與入洛の事あり又神與入洛の舊例を舉たり可_レ考

(九十五)六月十六日嘉祥 六月十六日嘉祥の祝とて蒸物などを喰人にも給ふ事は世諺問答に此事は更に本説ありがたき事にやた_レかの餞の銘に嘉定通賢と侍れば勝と云みやうせんをしやうぐわんするよしをぞ承り及侍りしと見ゆされどうきたる説にて從がたし文武天皇大寶元年六月壬寅朔丁巳親王侍臣などに膳を賜ひ物を賜ひし事あるを六月十六日にあたれば今の嘉祥の始といひ又長明が四季物語といへる偽書に仁明天皇の嘉祥の年號によれる故事といひ又宋の寧宗の嘉定錢などの事を附會せる説いづれも取用べくもなし與清熱按に嘉祥の節ふるくはきこえずこは蒸蒸の字音を約てカシヨウといへるにて蒸を蒸造りて自も喰人にも喰せなどせし風俗のうつり來れるなるべし其始は室町將軍などの代よりの事にやあ

らん_二國_一 東見記上ノ十一丁_{十八}女房私記六月の條に十六日嘉祥の御たる事也御_レつう院中攝家親王門跡御連枝方内々公家衆女中方御内上下へ下さる云々又同書禁中棟女中衆年中いしやうめしやうの條に六月御_レつうの御祝の御はかり_レへに履まきなき云々

(九十六)十月亥_二日の玄猪_一亥子の牡丹餅 十月初亥の日を亥子と稱し内藏寮より餅を献る事政事要略年中行事秘抄源氏物語葵の卷公事根源など所見舉に違なし世諺問答に問十月のこの日御げんじようとして大やけよりわたくしにわからたまふ事の侍るはなにのゆゑに_二先_一に申ごどく此亥子の根源たしかにつよりとは申がたし十月上亥日内藏寮より餅をそなへ奉れば朝餉にて主上きこしめすよし年中行事と云物に見え侍り今はそのまねかたばかり也これを諸臣にわかち給ふ心にて侍るべし上一人より下萬民にいたりて此餅をば食べしと見えたり内藏寮の奉る餅の餘風を移して今も御げんじようとして人々にわかち給ふとぞ覺侍ると見ゆ與清按にげんじようは勸蒸の字音なるべし勸をゲンといふは勸杯などの例也蒸は餅の類のむし物にいへる總名也俗に玄猪と書は亥猪の字よりおもひまがへたるものにて笑にたへず

新撰大鏡波冬被部に_二山寺のしんほら_一いしらのことな_二云々_一此はぬの_二このばたし_一の事也東見記上十一丁ウ

(九十七)節分のしよの餅 世諺問答に問せつぶん事さら_二に知がたし_一又五條天神に侍るよし申彼天神いづよりあまくだりますとも見えすさだめて縁起など侍るべし國史にも見えす儀式にもせぬ神なればさら_二にしりがたし_一此もちひをくへば物にかつといふくのふ侍るよし申傳へたりしばかり也云々此しよのもちひも蒸の饅なるべし今は五條天神の社家の秘説として彌よし滑稽雜談廿三卷に見ゆ

(九十八)裳衣 裳なし衣 太平記高師直が討る_レ條に裳なし衣見ゆ國太曆十二卷八_{十八}貞和四_{十一}廿四條宣光門院御落飾慈嚴僧正記に次著_二御法衣_一任_二代々_一例_二薄墨付_一裳御衣云々

(九十九)法號授記 同條に次奉_レ授_二法名_一云々書様以_二檀紙_一書

奉授法號
一乘菩薩尼通照智
貞和二年_戊十一月廿四日_丁巳_時 以上爲名
未來成佛之時
傳戒和上傳法灌頂阿闍梨二品前大僧正法印大和上慈嚴奉授之

(百)新金峰山その外新某と云寺社 園太曆十二之下卷貞和四年十二月廿四日京官除目條に三善時直新金峰山社造營功云々此外新地藏堂新玉津島社新長谷寺新善光寺以上京都新光明寺新幡隨院新鳥越社以上江戶新高野武藏

(百一)茶會 建武式目二丁可被制羣飲佚遊事條に或號茶寄合或稱連歌會及莫大賭其費難勝計者乎云々

(百二)朋黨 建武式目四丁可被撰近習者事條に又結黨類互成毀譽鬪亂之基何事如之漢家本朝此儀多之不

(百三)貧弱の輩の訴訟 建武式目四丁可被開召貧弱輩訴訟事條に堯舜之政以之爲最如尙書者凡人所輕聖人所重云々殊可被懸御意也御憐愍須有貧家之輩被聞食入彼等愁訴事爲御沙汰專一乎云々今世もあはれむべきは貧窮者の訴訟也富家は福分天助有て非理にも勝貧者は耳のびく薄くして道理も用られずはては家を亡し身を亡すにいたる嗚呼哀哉

(百四)請所 建武式目追加詳書類從四百一巻八丁ウ武家被官聲令

知行本所領事條に背度々嚴制或號請所或稱成約諾致自由押領之由有其間向後堅可停止之云々又十四に號請所假名字於他人令知行本所寺社領事云々

(百五)跋折羅ばさら繪 和名類聚抄十三卷四丁附房具部に跋折羅千手經曰若爲降伏一切大魔神者當於跋折羅手○谷響集五卷左金針雙鎖條に因問元亨釋書諸宗志述密宗云印明並持寶車兩輪馳逐理事俱密金針雙鎖往來金針雙鎖爲何物久來懷疑訪之密人未得詳答答針鎖者漫茶羅中金剛針菩薩金剛鎖菩薩也鎖與鎖同乃長鎖也毘盧遮那經疏五云次於都母之右置大力金剛針素支譯云金剛針持一股拔折羅以爲標幟此拔折羅是一相一緣堅利之慧用此貫徹諸法無所不通故名金剛針也其下有二使者皆女人形踰跪微笑而瞻仰之其狀卑而充滿淺黃色以金剛爲標是彼摧壞重障三昧也次於執金剛之左置金剛商竭羅譯云金剛鎖其印執持連鎖兩頭皆作拔折羅形下亦有二女使與金剛針使者無異以此智印攝持一切剛強難化衆生使不退於無上菩提故以爲名也○翻譯名義集三

卷卅七七密籍に跋折羅亦云祈迦羅大論云越闕新云縛左羅西域記云伐羅闍此云金剛起居注云晉武帝十三年燉煌有人獻金剛寶生於金中色如紫石英狀如蕎麥百鍊不消可以切玉如泥什師云如有方寸金剛數十里內石壁之表所有形色悉於是現大經云如金剛寶置之日中色則不定金剛三昧亦復如是若在三大衆色則不定大論云金剛寶者帝釋所執與脩羅戰碎落闍浮薩遮尼乾經云帝釋金剛能滅阿脩羅智碎煩惱山能壞亦如是無常經云金剛智杵碎邪山永斷無始相纏縛按右に見えたる跋折羅は金剛の事にていと堅強なる物をも打くだく寶也○續教訓抄十一卷卅六右條に堀河院鳥羽院二行幸アリテ御笛アリケリ友正二付テツカマツリケリ白河院キコシメシテ下膳ノ笛トモナクバサラアリテ仕ルモノカナ友正ガ笛ヲ御笛ニシテ御笛ヲ樂人ノニシタラムイカトゾ仰ラレケル云々按此「バサラ」は俗に「はゞ」と云が如し下膳の笛にも似合すはばありてめでたき由仰られし也○建武式目二丁本に近日號婆佐羅專好過差綾羅錦繡精好銀劔風流服飾無不驚目頗可謂物狂歟富者彌誇之貧者

耻不及俗之凋弊無甚於此尤可有嚴制乎○體源抄九卷廿五舞之事條に拍光時云光季訓云舞ハ至テ目出ク其妙ヲ不究バ凡舞ベカラザルモノナリ萬人屬目見之不美何與カアラムヤ「バサラ」アリ「シナ」アリフルマハントスレバ拍子違又拍子ヲ不乖トスレバ「バサラ」ナシ又フルマハレズ此兩事ヲ相兼テ目出ク見ン事ハ天ノ與ニアラズハ誠ニアリガタキ事也ト云々按「はゞ」あり「しな」ありて振舞事をバサラアリシナアリテフルマハントスレバと書たる也○北條五代記八卷廿六左青砥左衛門廉直條に邪欲新曲ノ輩オノヅカラ耻恐レテ行跡ヲ直シ心ザシヲ改メ上ニ婆沙羅ノ費ヲ省キ下ニ恨ル庶民ナシ云々按婆沙羅は表を飾る風流驕慢の事にて續教訓抄體源抄などの「はゞ」といへる心に用たるはたおなじ○恩地左近太郎聞書廿三に實ノ勇ナキ者第二ノ相ヲ僞真似ル多シ其人ノ本性ヲ知テヨリハ片腹痛キモノナリ又今ノ世ノ風流ヲ好ム人々多ハ第二ノ相ヲ僞真似テ仕損ジテ喧嘩ヲ好無益ニ人ヲ損武々敷漫成行跡多シ又風流ヲ好人ノ中ニ生得ノ勇者モアルモノナリ仁義ノ勇者ハ有ベカラズ仁ト義トノ有ン人何ニヨリ

テカ風流ヲ好シヤ心得ベキ事也云々又廿四勇ノ似モ
 ノト云事アリ巧ニ勇ノ三相ヲ真似シ勇ノ譽ヲ偽テ語
 其心ノ奥ニハ上部ノ勇ダニモナシ今ノ世ニバサラヲ
 好人ノ中ニ多キモノナルゾ行跡語ト相違シテ如何ニ
 モ知安キモノゾ云々按ニ風流を「バサラ」と訓り「バ
 サラ」は驕慢無實に表邊を飾事にいへる詞なるよし
 は此文にても知べし今俗虚偽もて表を飾るを「バサ
 ラ」といふはたおなじ義也○太平記廿一卷右佐渡
 判官入道流刑事條に此比殊ニ時ヲ得テ榮耀人ノ目ヲ
 驚シケル佐々木佐渡判官入道道譽ガ一族若黨共例ノ
 バサラニ風流ヲ盡シテ西郊東山ノ小鷹狩シテ歸リ
 ケルガ云々同書廿四卷左天龍寺建立事條に武家ノ
 輩如シ此諸國ヲ押領スル事モ軍用ヲ支ン爲ナラバセ
 ノテ無レ力折節ナレバ心ヲヤル方モ有ベキニソッロ
 ナルバサラニ耽リテ身ニハ五色ヲ縫リ食ニハ八珍ヲ
 盡シ茶ノ會酒宴ニ若干ノ費ヲ入レ傾城田樂ニ無量ノ
 財ヲ與ヘシカバ云々同書廿九卷右阿保秋山河原軍
 事條に其比靈佛靈社ノ御手向扇團扇ノバサラ繪ニモ
 阿保秋山ガ河原軍トテ書セヌ人ハナシ云々按ニバサ
 ラ繪ハ風流繪ニテ今ノ浮世繪ト云モノ、如シ同書卅

五卷廿一青砥左衛門事條に夫政道ノ爲ニ怒ナル者ハ
 無禮不忠邪欲巧誇大酒遊宴折折羅傾城雙六博奕剛縁
 内奏サテハ不直ノ奉行也云々按ニ功誇は功名に誇り
 て上を蔑にし自由に慢する也折折羅は風流驕慢也剛
 縁は強縁に作るべし強て人の娘などを取事也色葉字
 類抄三卷加部強縁ガウエン云々下學集下卷八
 熊藝門に強縁ガウエン云々節用集上卷強縁
 ガウエン云々運歩色葉集加部に強縁ガウエン云々な
 ど見ゆ内奏は奥向より取入て奏問するよし也不直の
 奉行とは賄賂に耽り喜怒に任せて法を私に曲る奉
 行役人の事也俗に柄をすげると云ごとく道理をまげ
 て非をも利とし利をも非とするをいふ○太閤記十
 五卷左大明之使於三船入之地ニ秀吉公催船遊事條
 老武者のかたぐはわかきしなを足れりとしてばさ
 らに出立たるも有ておのがさまへ更にいはんも言
 葉なし云々按ニばさらに出立とは俗に云はでに出立
 たる事也○與清曰佛書の跋折羅は金剛の義にて如何
 なる堅剛の物をも碎破る寶の名也千手觀音の跋折羅
 手は金剛手にて無敵の強手のよし也舞姿に「ばさら」
 といふは舞人の我體よりも「ば」ありて見立ある

事也これ膏體とは違ひ虚容を飾りて見躰を美しく
 するにいへりすべて「ばさら」は虚偽もて表邊を飾
 り驕慢を示すより風流の事にも轉じいへる語也恩地
 開書に風流の字面を「バサラ」と訓るも放免の付物や
 うの作り物を風流といひ自俗語の「ハデ」とも「見
 エラスル」ともいふにおなじ意なれば也折折羅繪も
 風流繪にて今浮世繪といふがごとしさて折折羅とい
 ふは金剛の物を摧挫がごとく謙退酌もなく振舞よ
 しにおこれる詞也けり
 (百六)鼻缺ハナカケ多勢タセに無勢ムセ 太平記卅五卷右青砥左
 衛門事條に些禮義ヲモ振舞極信ヲモ立ル人ヲバアラ
 見ラレズノ延喜式ヤアラ氣諾ノ式躰ヤトテ目ヲ引仰
 ニ倒笑ヒ輕譏ス是ハ只一ノ直ナル猿ガ九ノ鼻缺猿ニ
 笑ハレテ逆去ケルニ不レ異ニ云々
 (百七)わやくわうちやくなど云俗語并ワウク枉惑ワウク 續教訓
 抄十一卷五皇帝并團亂旋傳習次第口傳に明賢トイ
 フワ、ク法師コソ死ニテ候ナレ云々此「わ、く」法師
 は枉惑法師也「ワウワク」を「ワ、ク」と約ていふ也
 枉惑を狂惑と書る物もあれどいづれも枉惑の誤也今
 俗「ワウチャク」とも「ワヤク」ともいふは此枉惑の

字音の「ワウワク」を約て「ワ、ク」と云より「ワヤク」
 と誤り「ワウワク」の「ワク」を「チャク」とも誤て「ワ
 ウチャク者」などいへる也願願抱朴子ノ一ノ廿八
 (百八)やしなひ甥ヲシ 續教訓抄十一卷五皇帝并團亂
 旋傳習次第口傳に基政ガ二男ノ僧明賢トテヨク横笛
 ツツタヘタルモノアリケルニ宗賢ヲ弟子トシテシタ
 ツベキヨシ仰下サル、問ヤシナヒ甥タルウへ御定ヲ
 奉テ荒序ハタラシ已下ノ秘曲ヲバ皆宗賢ニサツケケリ云々
 (百九)はしたなく 古今雜下「木にもあらず草にも
 あらぬ竹のよのはしに我身はなりぬへき也」後撰雜
 四「身のうきをすればはしたになりぬへみおもへは
 胸のこかれのみする」宇津保俊蔭にいとはしたなき
 心をなしてあすらの中にまじりぬ伊勢物語にいと
 したなくてありければ云々此外源氏枕大和蜻蛉など
 所見おほしはしたなきのなきはつけていふ詞也事た
 らぬ貌または迷惑なる貌などにも見ゆ願願古今雜
 (百十)九五の位 天子の御位を九五の位と申は易乾
 卦爻辭に九五飛龍在天といふにおこれり祖底事苑
 六二に見ゆ
 (百十一)小しやくと云俗語 俗語に差出者を「コシ

ヤクモノ」といひさらすともよろしきに言を加へ事を行ふを「コシヤク」といへりこは小賢しきを省て「コサカ」と云さて「コシヤク」と訛れる語也

どもにさんくにないでまはり云々貞丈曰打物とは太刀打刀などをいふ也又義經記にも打物といふ詞有云々

(百十三)打物 鎌田草子八丁に金王を請するに云々髪をふるくとほとほいて大わらはにこそ成たりけれ爰にたとへあり樊噲いさみをなせば髪甲の鉢をおひぬくいつもはなさず持たりし四尺三寸の角鐔の打物つばもと二三寸くつろげ長田をはつたとにらんで云云按こは四尺三寸の太刀を指て打物といへりすべて打といふは打切よしの語にて敵を討といひ後三年物語に「こは打」とある太刀打長刀打の強きよりいへる也「さすが」「刀」などのや、長くて敵を打べく作りたるを打刀といへり刀は刺徹す料の兵打刀は太刀に似たるものにて敵を打兵なればさよべる也○武器考證三卷平家物語振書條に卷十一壇浦合戦の條に父がけしきを見て嫡子の源太景季次男景高同三郎景家おや子主従十四人打物の鞘をはづしてとも

(百十四)鶉のまねする鳥 鶉のまねするからすは夫木抄雜九により武具要説下丁ウに名人が片手にて名譽をしたるなどて是をまぬるは鶉のまねする鳥にひとしく候云々

はざれば花さかず花の開止する事夏多ならず時の人好文花と名づけたり晋起居注云々東見記上卷十九に梅云三好文木二故事在晋起居注晋武好文則梅開云々また下卷三丁に梅花中儒者出翰墨全書羅江東梅賦二函三口語云々

よしなり序吹の聲の勇しく起る貌を颯踏といふと心得て通ず文選十四丁ウ鮑明遠舞鶴詩に颯踏願選延 避暮云々注に善曰颯踏聲飛貌云々同十八丁潘安仁笙賦に颯踏而繁洲云々注颯踏合返還徒合反良曰颯踏繁洲聲勇起貌云々舞鶴の颯踏吟願も羣鶴の聲を勇しく揚て友を願呼よし也續教訓抄四切考合スベシ 蘇源抄四ノ百九丁ウ颯踏序吹云々

(百十七)颯踏 續教訓抄四卷丁七颯踏二帖の條に狛光季云颯踏ハ序ノ二帖也鳥聲ハ颯踏也春鶯轉ノ名ニヨリテ鳥聲ヲ置ベシ因シ颯踏ヲ改テ爲鳥聲ニ序二帖ヲ改テ爲颯踏ニ也而堀川院ヨリ此事ヲ知食ナリ御遊ノ次ニ颯踏ハ序カト時元ニ問シメ御シケリ時元ガ辨トシテ人ノ物仰ラル、ニ先左右ナクサニ候ト申ケリ其後返事ハ申ケル也此時モサヤウニ御返事ヲ申タリケレバサレバコソ時元ハ知ニケリ尙目出キ者カナト感シ籠シメ御ケリ誠ニハ時元未此事ヲシラザリケリ云々又丁八時元云颯踏トイフハ序ヲ云ナリ中序ト云颯踏ハ序吹ノ別名也博定説同之仍略之古老説云此颯踏ヲ中序ト名クト云々此説其謂アルベシ仍兩説ヲ存ズベキ也但口傳云此説ヲ用ル時ハ二切ヲ別々ニ舞ヲ習ト云也云々○今按に颯踏は前文丁七序吹二説の條にも颯踏二帖とありて序と中序との二帖をいふ

(百十八)河伯女帶喰 續教訓抄狛氏舞之卷丁九秦王破陣樂條に腰宛河伯女銜而牟志此裝束在所云々また次籠頭又云厨喰半次鏝次河伯女又河伯女而又帶喰吞下ニテ但鏝ノオドシ皮ニ付云々又丁十一秘記ニ云佛師ヨリ此裝束ヲ著ス是四天王ノ裝束ニ似タル故ナリ云々又丁十四舞之之以佛師令裝束也是毗沙門裝束同事故也云々按秦王破陣樂の裝束は毗沙門とおなじくて帶喰ありし也

直久見由國家ヲ法ヨ今ノ榮由ル云々○守武千句廿七京何に「短尺書くに琵琶ななひきそ」「いとしたにざとうまがひの杖つきの」「淨瑠璃かたれともし火のも」と「こよひはや時は牛若ふけはて」と云々按琵琶座頭杖淨瑠璃牛若などのよせあれば琵琶法師の座頭杖をつき淨瑠璃をかたることしるしまた淨瑠璃御前と牛若のよせあれば淨瑠璃草子は小野於通よりも以前の作なる事知べし

松屋筆記卷之九十九

(一)補正成宋の岳飛が忠義未盡 補正成計の行はれざるを知て港川にて戦死し宋の岳飛君命を重じて捕に就く其忠義鐵石のごとくにして實に歴代稀なる士なれど其君を安するの道に於ては未盡と云べし身を全し計を盡して而後に不_レ成は天也この道理に當れるは諸葛孔明一人也列子下卷六十揚朱篇に忠不_レ足_レ以_レ安_レ君適足_レ以_レ危_レ身義不_レ足_レ以_レ利物適足_レ以_レ害_レ生安_レ上不_レ由_レ於_レ忠而忠名滅焉利物不_レ由_レ於義而義名絶焉君臣兼安物我兼利古之道也と見ゆ漢の蕭何唐の狄仁傑本朝の吉備公亂逆の朝に立てよく治平の世に復したるは兼安兼利の道を得たりといふべし

(二)保身の術 列子下卷六十說符篇に子列子學_レ於_レ壺丘子林壺丘子林曰子知_レ持_レ後則可_レ言_レ持_レ身矣列子曰願聞_レ持_レ後曰願_レ若_レ影_レ則知_レ之列子願_レ而_レ觀_レ影_レ影_レ柱則影_レ曲形直則影_レ正然則柱_レ直隨_レ形_レ而不_レ在_レ影_レ屈伸任_レ物_レ而不_レ在_レ我_レ此_レ之謂_レ持_レ後_レ而_レ處_レ先_レ云々林注に持

後者不_レ爲_レ物_レ先_レ之意能持_レ後則可_レ以_レ持_レ身蓋以_レ謙下_レ自處而後能自存也云々與清曰江戸にて町火消人足の喧嘩争論の時纏持者を目當として凌礫し其罪科に處せらるゝをりも纏持第一也されど纏持は纏を堅固に擁持して手を下す事なけれど物の先なれば目當にせらるゝ也

(三)賞罰人の言を信すべからず 太平記卅五卷青砥左衛門事條に或時相摸守鶴岡八幡宮ニ通夜シ給ヒケル曉夢ニ衣冠正シクシタル老翁一人枕ニ立テ政道ヲ直クシテ世ヲ久シク保タント思ハ_レ心私ナク理ニ暗カラザル青砥左衛門ヲ賞旣スベシト慥ニ示サルト覺テ夢忽ニ覺テケリ相摸守夙ニ歸リ近國ノ大庄八箇所自筆ニ補任ヲ書テ青砥左衛門ニゾ賜タリケル青砥左衛門補任ヲ披キ見テ大ニ驚テ是ハ何事ニ三万貫ニ及ブ大庄給リ候ヤラント問奉リケレバ夢想ニ依テ先姑ク充行ナリト答給フ青砥左衛門顔ヲ掉テサテハ一所ヲモエコソ賜ハリ候マシケレ且ハ御意ノ通リモ歎入テ存候物ノ定相ナキ論ニモ如_レ夢_レ幻_レ泡_レ影_レ如_レ露_レ亦如_レ電_レトコソ金剛經ニモ説_レテ候_レ若_レ某_レガ_レ首_レヲ_レ刎_レト云夢ヲ御覽セラレ候ハ_レ咎_レナクトモ夢ノ如ク行ハ

レ候ハ_レズルカ報國ノ忠薄クシテ超涯ノ賞ヲ蒙ラン事是ニ過タル國賊ヤ候ベキトテ則補任ヲ還シ進ラセケル云々列子下卷七十說符篇に子列子窮容貌有_レ飢色_レ客有_レ言_レ之_レ鄭子陽_レ者_レ曰_レ列禦寇蓋有道之士也居_レ君_レ之_レ國_レ而_レ窮_レ無_レ乃_レ爲_レ不_レ好_レ士乎鄭子陽即令_レ官_レ遣_レ之_レ粟_レ子列子出見_レ使者_レ再拜而辭使者去子列子入其妻_レ望_レ之_レ而_レ拊_レ心_レ曰_レ妾聞_レ爲_レ有道者之妻子_レ皆得_レ佚樂_レ今有_レ飢色_レ君過而遺_レ先生食_レ先生不_レ受豈不_レ命也哉子列子笑謂_レ之_レ曰_レ君非_レ自知_レ我也以_レ人之言_レ而遣_レ我粟_レ至_レ其罪_レ我也又且以_レ人之言_レ此吾所以不_レ受也其卒_レ民果作_レ難_レ而殺_レ子陽_レ云々林注に以_レ人言_レ而知_レ我則必以_レ人言_レ而罪_レ我言_レ其本不_レ相知_レ徒信_レ他人之言_レ安可_レ保也云々史記六十八卷商君傳に公叔曰座之中庶子公孫鞅年雖_レ少有_レ奇才_レ願_レ王_レ舉_レ國而聽_レ之_レ王_レ嘿然王且_レ去_レ座屏_レ人言_レ曰_レ王_レ即不_レ聽_レ用_レ鞅必殺_レ之_レ無_レ令_レ出_レ境王許諾而去公叔座召_レ鞅謝曰今者王問_レ可_レ以_レ爲_レ相者_レ我言_レ若_レ王色不_レ許_レ我我方先_レ君後_レ臣因謂_レ王_レ即弗_レ用_レ鞅當_レ殺_レ之_レ王許_レ我汝可_レ疾去_レ矣且_レ見_レ禽_レ鞅曰彼王不_レ能_レ用_レ君之言_レ任_レ臣又安能_レ用_レ君之言_レ殺_レ臣乎卒不_レ去_レ云々

(四)無常非時の得失 列子^{下卷七十}說符篇に施氏曰凡得^レ時者昌失^レ時者亡子道與^レ吾同而功與^レ吾異失^レ時者也非^レ行之謬也且天下理無^レ常是^レ事無^レ常非^レ先日所用^レ今或棄^レ今之所^レ棄後或用^レ之此用與^レ不用^レ無^レ定是^レ非^レ也云々按に徒然草二百十一段に萬の事はたのむべからずおろかなる人はふかく物を頼むゆゑに恨いかるゝとあり勢ありとてたのむべからずこはきもの先ほろぶ財おほしとて頼むべからず時の間に失ひやすし才ありとて頼むべからず孔子も時にあはず徳ありとてたのむべからず顔回も不幸なりき云々無常の字面列子に見ゆ

(五)幽冥の事察知すべからず新田開發堀抜の井 列子^{下卷七十}說符篇に文子曰周諺有^レ言察見^レ淵魚者不詳智料^レ隱匿^レ者有^レ殃云々陳平陰謀多くして子孫不繼^レ或人蟪蛄の油を水上に懸じて淵魚を察獵し命を失へる類實に幽冥の事恐るべし江湖を決りて新田となし井底を穿抜て泉水を汲るなどいづれも幽冥の氣を發露するわざにて保身治家の計にあらず

(六)孔子の力量墨子が兵法張飛が能書 列子說符篇^{下卷八十}に孔子之勁能拓^レ國門之關墨子爲^レ守攻^レ公輸

般服せるよし見ゆ張飛が能書の類にておもひよらざるかくし藝といふべし

(七)品玉 今世の品玉は田樂法師の態を傳へしものと見ゆ列子^{下卷八十}說符篇の宋蘭子が技の類也

(八)忠文白公勝 藤原忠文怒て手を握りしかば爪其甲にとほりて血みどろになり白公勝亂を慮ておもはず策を逆につき鏃にて頤を貫き血流れて地に至れどもしらざりし事劔卷列子說符篇^{下卷九十}などに見ゆ惟任光秀ちまきを解すしてくひしたぐひ枚擧すべからず

(九)欲に目がくらむ 俗に欲に目がくらむといへり列子說符篇^{下卷九十}に昔齊人有^レ欲^レ金者^レ清旦衣冠而之^レ市適^レ鬻^レ金者之所^レ因攫^レ其金^レ而去吏捕^レ得^レ之^レ問曰人皆在焉子攫^レ人之金^レ何對曰取^レ金之時不^レ見人徒見^レ金云々林注に志在^レ攫^レ金而不^レ見^レ其人^レ是逐^レ獸不^レ見^レ大山^レ也言心有^レ所迷故至此云々按に此語呂氏春秋に見ゆ本朝俚諺三卷^{二丁}に引ていへり又省心銓要をも引たり若氣勸進狀に欲のくまたか勝をさくといへる語も見えたり可考

(十)脇指(脇指刀脇指太刀隱劔刀脇指鐙刀大小鐵

通馬手指首攝刀(腋刀)太平記十三卷^右兵部卿宮薨御事條に淵邊御胸ノ上ニ乘懸リ腰刀ヲ拔テ御頸ヲ擡ントシケレバ宮御頸ヲ縮テ刀ノサキヲシカト呀^ハサセ給フ淵邊シタ、カナル者ナリケレバ刀ヲ奪ハレ進ラセジト引合ヒケル間刀ノ鋒一寸餘リ折テ失ニケリ淵邊其刀ヲ投捨脇差ノ刀ヲ拔テ先御心モトノ邊ヲ二刀刺ス云々按腰の刀といへるは鞘卷の類にて後の鐵徹なるべし脇差の刀は打刀にて左の脇に指たるをいへりと見ゆ同書四十卷^左最勝講之時及^レ闘諍^レ事條に南都ノ衆徒ハ面々ニ脇差ノ太刀ナド用意ノ事ナレバ拔連テ切テ懸ル山門ノ大衆ハ太刀長刀モ不^レ持ケレバ爭カ可^レ叶云々宗徒ノ大衆腰刀計ニテ取テ返シ勇誇タル南都ノ衆徒ノ中へ面モ不^レ振切テ入ル云々按脇差の刀とは殊にて脇差の太刀とあり脇差刀は所謂打刀也それよりも小長くて後世中脇指大脇指などいふ物の形なるを脇差の太刀といへりと見ゆ○明德記中卷^{四丁}に御所ノ其日ノ御裝束ニハ態ト小袖ヲ不^レ被^レ召フスベ皮ノ御腹卷ノ中ニ通り黒皮ニテ威シタルヲ被^レ召タリケル同毛ノ五枚甲ノ緒ヲシメ累代ノ御重寶ト聞エシ條作^レリト

云御帶刀にニッ銘ト云御太刀ヲ二振添テゾハカセ給ケル樂研徹ト云御脇指ヲサ、セ玉ヒテ御秘藏ノ大河原毛五尺ノ馬ト聞エシニ金扱輪ノ御鞍置テ厚總鞆懸テゾ被^レ召タル云々按^レこのさま脇指は短刀の事ときこゆ樂研徹といふも刺通すゆゑの名目なるべし○文保記^{群書類從三百七十}に抑義廉ノ萱親者山名都督伯父同名攝津守息女也小長刀脇差取副不^レ放身合戰潰^レ則自害念定女房也云々按女房小長刀に脇差を身に副て放ざるよし也脇差は懷劔短刀の類なるを知べし○奇異雜談集一卷^{一丁}五條の足輕京にて死するに越中にて人これにあふ事の條に應仁の亂中のことなるに東洞院と高倉との間に足輕一人あり^{名字}夏^名の比なるに清水にさんけいすあさめしいせんに隔^カ子のもののかたばらにもよぎのもちの十徳にかたなわきざしにてやどをいづ中間はかたぎぬよのばかまにて主の笠を頸にかけ手やりをかたづけてあとにゆく畠山方よりこの足輕を生害させんとれんくねらふて此時三本をとばの邊にて人數ありてうたる、也主從二人生害すやがて死體をやどにとる刀わきざしはなしかたばら十徳に血のつきたるをあ

らひてはす後にひんにやるべしとてゆひからけて
 せどの小屋におく云々按刀と脇差を帯したるよし
 也○大内義隆記三に小幡四郎云々其日ノ裝束ニハ
 是モ花ヤカニ出立ケル萌黄絲ノ腹巻ニ金作ノ脇差ニ
 太刀ヲソヘテゾハキ玉ヲ云々按太刀脇指を帯たる
 也又四隆保力及バズシテ脇指ヲ取直シ心モトヨリ
 乳ノ下ヘ差オロシテゾ伏ニケル云々按脇指にて自
 害したれば長劔にはあらざるを知べし○大内問答
群書類従本に同時に脇指をも被進事候哉の事脇ざし
十九丁右の事は隠劔と申て人に見せざるやうに自然さゝれ候
 が殿中などへは努々御さしなき事にて候間脇指の
 沙汰何とも無覺悟候又不及見候まゝ兎角は難
 中候按此段は引出物の問答也打刀腰物太刀刀な
 と別條に出したれば脇指はおなじからぬを知べし
 脇差一名隠劔といふよし見ゆ ○蹴鞠百首に「わき
 ざしも刀もぬぎてたつ時はなほる圓座の脇におく
 也」按蹴鞠百首は飛鳥井中納言雅康卿入道して二
 樂軒宋世と號せし人の歌括也二樂は榮雅入道の舎兄
 にて文明中の聞人也此歌に脇指も刀も脱てとあり
 ○大草相傳聞書群書類従本に出陣門出の時支度の様儀

の事主人も御守など掛させられ御心もち入べく候同
 宮つかひの役者支度の事押いだし其まゝ御出陣の
 時は喉輪はきつめわいだてまで仕り脇指はこらん
 にさす也云々○室町日記十三卷十七織田信長公座
 與深事條に柴田修理亮がのまれたる大鉢の盞を今一
 ツ明智光秀にさゝれ候へと仰らるゝかしこまつて候
 とて一息にのみほしやがて日向守にさゝれけり光
 秀申されけるは是こそめいわく仕候へ只今やうく
 其盞を吞干て其方へまはり候を又それにて給はらん
 事いかで給られ候はんひらに御免をかうむらんとて
 かうべを疊に付辭し被申けり修理亮申されけるは
 某も左ぞんずれども御意によりてさし申しいやお
 ゝあるべからずと申されければ何ほど御意にても
 せきつまり申候まつびら御宥免蒙らんと申されて座
 敷の透間を考へ次の間へにげられければ其時信長
 公座敷を立給ひて光秀がうつぶしざまにひれふし
 て有けるそくびをとつておし付させ給ひ御脇指をば
 引ぬいていかにきんかんあたたまのまうかのむまいか
 一口返事をせよのまじといはゞ此脇指のきつさき
 をうしろよりのんどまでのますべし光秀いかに

いかにと仰られければ日向守心も亂れけるが此體た
 らくになりて酒の酔も俄にさめてア、殿様きつさき
 がひやくと身におぼえ候さりとては御脇指御ゆ
 るし候へ死に申事はいますこしにて候と申信長公其
 儀ならば仰をそむかすのむべきかさらずはわきざ
 しをのますべきかいづれをかのむぞはやゝ返事
 をせよいかにきんかんあたまとて脇指の峰にてか
 なたこなたへなでまはし給ふ光秀氣もたましひも
 きゆる心ちして御ゆるし候へおきあがりて御意の
 ごとく御酒たうぶべきにて候と申せば上總介殿必定
 それならば立のくべしもしたべすば來ん度は脇指
 をしかとのまするぞと仰られて立のき給へば云々
 同書十六卷九丁諸國百姓等御仕置之事條に去程に秀
 吉公今ははや六十余州にとこほる國なしされど
 も諸國の百姓等一戦の刻はやゝともすれば一揆を
 起し事を妨申間堅く是を停止すべしと仰出されて則
 在々處々に法度書を出させ給ふ

條々

一諸國之百姓等刀脇差并弓鎗鉄炮其外武具之類所
 持仕候事堅御停止其巨細者いらざる道具を相貯

へ年貢諸道を令難澁候而良ともすれば一揆を
 企テ給人に對し非義之働を仕候族勿論御成敗あ
 るべし然ば其所之田畠令不作一知行費に成申候
 之間其國主給人代官として右之武具取聚候て悉
 可致進上候事

一右取置るべき刀脇指ツヒヒにさせらるべき儀にあら
 ず候今度大佛殿御建立之釘ツキカスガヒに被仰付べし
 然ば今生之儀者不及申來世までも百姓等相助
 かるべき儀に候事

一百姓等者農具さへもち耕作を専に仕候へば子々
 孫々まで長久に候それによつて百姓御あはれみ
 をもつて如此被仰出候寔國土安全萬民快樂
 之基なり異朝にては唐堯の昔時天下を撫まもり
 給ひ寶劔利器を農器に用ると也仍此旨を守り各
 其趣を存候而百姓等者農業を可入精候事

天正六年七月 日

御朱印

稻葉三位法印へ

此寫をもつて諸國へ相觸百姓等之刀脇指を初一切之
 武具とり集め秀吉公へ進上仕候云々○大友記群書類従
 本下巻四

十八芥田悪六兵衛武略之事條に芥田馬ニ取付暫ク御
 待候へ存子細候ト云ステ眞先ニ進テ兩陣ノ矢ノグ
 チヲ留メ申ケルハ大將中務殿へ可申コト有テ人数
 ナラヌ重罷向テ候トテ持タル鍵カタナ脇指ヲ扱ステ
 シヅト歩ミヨツテ御本陣へ通サセタマヘト云
 ケレバ定テ種實ノ使ニアラントテ道ヲヒラキテ通
 シケル芥田大勢ヲ押分中務ノ前ニカシヨマリ種實内
 證ノ事有テ使ニ參リ候先御近習ノ人々ヲ遣クノケ
 ラレ御馬ヨリ下サセ給へ委細ニ申上候ハント云中務
 是ヲ見イマダ若年ノ者其上無刀ニテ來レバヨモ子細
 アラジトテ急ギ馬ヨリオリ長刀ヲ杖ニツキ何タル
 使ニテ侍ルゾトサシウツブク所ヲ芥田大力ナレバ
 甲ノシコロラツカンデ引フセ中務ガ脇指ヲウバヒ
 取首極落シ云々 ○播州征伐記 群書類從三百九十
 三卷七十一丁左に扱友
 之者頃召使輩刀脇差衣裳之類形見遣之見友之切腹
 様可留名後代ニ大夫切腹云々 ○勢州四家記 群書類從
 本十四丁左に國司の侍藤方刑部少輔長野左京進并瀧川三郎兵
 衛等十一月廿五日三瀬に行たばかりて具教卿をう
 つ具教卿近習の侍も兼日より二心やありけん具教
 卿の大刀脇指の身をひきつめをかひて置けるとかや

云々○豊臣太閤御事書 群書類從三百九
 十九卷卅四丁左にのし付刀脇指
 千腰可有用意候餘大候へばさし候者遠路令
 迷惑候間刀七兩脇指三兩あまりにて可申付事
 按のし付は鞘の名也此次にのしつけの長刀卅三
 だ慶斗付の鍵廿本と有宗五大草子 群書類從本上
 卷七十三丁右 太刀打
 刀の作やうの事の條に凡つか打ざめざやのし付又金
 具めぬきかうがいまで金なるは中々不及沙汰
 古はさやうなる刀をばさもとある人はさし候はず
 候或は小者房などさし候し云々又若人などは梨子
 地いつかけ地の刀もさし候のし付うらのし付など
 は近年の人の御さし候もとは前に申ごとく小者房な
 どならではさし候はず云々 大内問答 群書類從本
 卅三丁左に打殿
 慶斗付又かながひ金にて拵たるは中々沙汰に不及
 いにしへはさやうの刀は房小者などさし申ける也
 云々など見ゆ ○徒然草 百十
 五段に宿河原といふ所にて
 ぼろくおほくあつまりて九品の念佛を申けるに外
 より入くるぼろくのもじ此中にいるをし坊と申ば
 ろやおはしますと尋ければ其中よりいろをしこ
 に候かくのたまふはたぞとこたふればしら梵字と
 申者なりおのれが師ながじと申人東國にていろを

しと申ばるにころされけりと承りしかば其人に逢奉
 りて恨申さばやと思ひて尋申也といふいろをしゆ
 しくも尋おはしたりさる事侍りきこにて對面し奉
 らば道場をけがし侍るべし前の河原へまわりあはん
 あなかしこわきざしたちいづかたをも見つき給ふな
 あまたのわづらひにならば佛事の妨に侍るべしとい
 ひ定て二人川原へ出逢て心ゆくばかりつらぬきあひ
 てともに死にけり云々 ○酌并記 抄本二卷脇
 指出事條に脇指出
 す事是も昔はちひさ刀たる間脇指といふ事なし乍
 去當世わきざしある間刀と同じ事也又刀脇ざしを
 太刀のごとくくみて出す事は又むかしなき事也乍
 去當世わきざし一度に出さば太刀のごとく組て出
 すべし脇指上に有べし是は定る法なき間いかやうに
 しても不苦也云々抄にわきざしにしへはなき物
 也わきざしはさや卷の刀のごとく短くして小尻丸く
 下緒短し是は懷中にさす物なり懷劍也今あひくちと
 云物也書札並雜々聞書に云御かよふの時 御かよふとは
 給仕の事也 給仕の事也
 わきざしはさすべからず隱劍とて惣別むかしはさも
 したる所へはさし候はず候也又大内義興間條貞陸
 答に云脇ざしの事は隱劍と申候て人に見せざるやう

に自然さし候歎殿中などへはゆめく御さしなき
 事にて候間わきざしの沙汰何共無覺悟候又不及
 見候まゝ兎角は難申候又貞親教訓書に云當世ある
 人を見るに脇指と云てさすこれは隱劍とて人にかく
 してさす事あり御前などにてはたとへ人の見ぬ様
 さしたるももし人に見付られたらば上意へ對してい
 かなる野心のあるなどいはれて曲事たるべしわきざ
 しを用べき事は軍陣物詣旅行などの時分似合べき
 也中間小者などには似合たる事也仁たる者のわき
 ざしと見せてさす事はいかなる手がらともおぼえず
 當代はや人のふるまひかやうに下劣になる後代のわ
 かき者のいよくさぞと思はるゝ也云々いにしへは
 わきざしをおんけんともいひし也隱劍と書也かくす
 つるぎとよみて懷中にかくしてさす物也右貞親教訓
 書は長祿年中書れたり東山殿の御代也其比よりして
 脇指を鞘卷のかはりにさす人もありしと見えたり昔
 はちひさ刀たる間とはちひさ刀は前に云さや卷の事
 也打刀は長き物ゆる打刀に對してちひさ刀と云む
 かしはちひさ刀をさしたるを後にはちひさ刀をばさ
 さすして脇指をさす人もあるゆる昔はちひさ刀たる

と云也刀とはさや巻の刀也鞘巻の事第一の巻に記す
 刀脇差を太刀のごとく組て出すとは鞘巻の刀と脇指
 とを太刀のごとく組て出して人に遣るなり云々按
 酌并記一卷伊勢六郎左衛門平貞順筆記也貞順は天文
 永祿の比の人也其後胤伊勢貞益これに抄注せしを不
 足を補て其子貞丈密曆九年二月増注し四巻には分て
 る也○武具要説坤卷_左四丁刀之事條にト傳近江蒲生殿
 へ參る時三尺程の刀を指て屏風の脇を通り候に陰よ
 り拔身の刀を以てつと出て打かけ候をト傳飛しさつ
 て脇指を抜相手を仕留申候間云々按_二刀脇指とも
 今世の製作にたなじ事と見ゆ下同又_右五丁原美濃守申
 分脇指は刀にて働れぬ所を働也然にさすがなど、
 申て尺にも足らぬ物を懐中仕者も有之候其體一圓
 合點不參候「腰に付たる刀脇指さへ用に立得ぬ不覺
 人が人に手ごめに逢て後懐中のさすがを以て敵を仕
 留可申との所存覺東なく存られ候又さすがにて指
 殺さるゝ程のぬけものは人を手籠に仕る事なるまじ
 く候所詮」刀脇指の吟味一ツにて可有御座候又_五
 左多田淡路守申分「膝を組かわし又細戸物の下など
 刀の扱ならぬ所を脇差にて可仕候美濃守申分尤に

候脇指の寸一尺七寸より内はわざ有まじきと存候其
 故は三尺に及ぶ刀を以切込か又は立合の勝負など仕
 に毎度刀の物打にて切らるゝ物にては御座なく候切
 先當り手先當り尤中にては敵のたゞ中などを突通し
 など仕たらば子細なく候云々尤名人壹尺貳寸の脇
 指にておもふ様に切當て可申候我らごとき者に
 幾度手に合ても刀の切所を定て切事はならず候様物
 を切にも少間積に違へば當り所もがひ申候云々刀の
 當り所が違ふときはは一尺四五寸の脇指などは切は
 づし申事道理にて候短くするとさのみ短は詮な
 るべきやう被_レ存候」又_六丁小幡山城守申分「右之衆
 の申候所何れも尤に候先年小田原より眞景流の兵法
 者大田和源内と申者參弟子あまた取指南仕候大田和
 申候は一尺五寸の脇指と三尺の刀と相打になると申
 候云々大田和兵法は能つかひ候へ共手に合ざる故ふ
 せんさくなる事を申候其故は三尺の刀と壹尺五寸の
 脇指が壹尺五寸におく候へ共片手打仕候故三尺の
 刀と同寸に成なり手を添て三尺に成道理なれば三尺
 の刀と相打しては打手の手に當るといふ合點まいら
 ず候算打木刀の如く眞劍も受はづしにて勝るゝと心

得候は、手にあはぬ兵法者越度あるべく存られ候云
 云美濃守申如く刀にて働らかれぬ所を脇指なり新身
 六身強一弱」の吟味同前に御座候○同書同卷_十丁に
 脇指柄之事原美濃守申分刀の柄と吟味同然たるべく
 候人により片手打の物也とてやうく一束計に仕
 も御座候是は不沙汰に候強き力にて片手打計にて
 時を移して戦はるゝ物にて無御座候腕疲たる時は
 兩手にてさへ働れず候いかに短き脇指にても一束三
 ツ伏かゝる程には仕可然候二尺に餘るは柄を二束
 懸るほどに不仕ば可惡候塚原ト傳が一尺四五寸
 の脇指を片手に持て居たるを三尺ほどの刀を以て打
 に其脇指少も不働おつる事なきを諸人奇特と申
 せどもト傳は用に立とならずト傳ほどの者が打ねば
 こゝ此脇指を打落し得ず衆愚愕々不_レ如_二一賢諾々_一
 とてト傳一向さやうの事を不_レ用と承及候かやうの
 名人が片手にて名譽をしたるなどて是をまぬるは
 鶴の眞似する鳥にひとしく候尤脇指は刀のごとく強
 く戦となければ柄短くても苦しからずといふ沙汰可
 有_レ之候へども諸事一偏にかたぶくものはあしけれ
 ば脇指の柄もつよく拵自然の時越度なき心得肝要

なるべしと申候いづれも尤之由申候○伊勢貞親教
 訓書に當世ある人を見るに脇ざしといひてさす是は
 おんけんとして人にかくしてさす事あり御前などに
 縦人の見ぬ様にさしたるももし人に見付られたら
 ば上意へ對していかなる野心のあるなどいはれて
 曲事たるべしわざしを用べき事は軍陣物詣旅行な
 どの時分似合べき也中間小者などには似合たる事
 也仁たる者のわざしと見せてさすといかなる手
 柄ともたばえす云々按_二蟠川記にも右のよし見ゆ
 脇指一名隠劍といふ説は大内問答にもあり隠劍の名
 の古き所見は法曹至要抄中卷_五丁兵仗事條に或_レ偷
 隠_二短兵_一挿_二其懷中_一諺謂_二之_一一尺三寸横_二行路頭_一而
 略_二人喝_一恐_二黔首_一以_レ奪_二物_一と見えし一尺三寸の隠懷
 劍これ也こは圓融院天皇天延三年三月一日宮符の文
 を引たる也○節用集和部_{器財}に脅指ワキザシ云々
 ○運歩色葉集和部に脇指ワキザシ云々○武家節用中
 卷_二丁に脇刀わきざし脇指わきざし云々○勢州四
 家記_{群書類從三百八}十一卷十四丁左に具教卿の太刀脇指の身をひきつ
 めをかひて置けるとかや云々○倭漢三才圖會廿一
 卷_{十七}左兵器部刀條に今時大曰_レ刀_{加太}小曰_二脇挾_一和

左凡刀鞘鏢平直也脇挾鏢圓ハボクシナ 爲大小差カガヒ一先挾刀
 次挾短刀コトリ二故名脇挾ハサ天和二年始有法式ハカシ武士挾
 大小二腰コトリ農工商輩可用短刀一腰ハカシ云々按此說刀
 脇指太刀等の差別も明に知らず唯當時見聞の跡を記
 せるのみなり天和二年法式も未考○本朝軍器考
 八卷下打刀脇差の段に脇差トイフ物モマタニツア
 リケリ上貞治六年八月十八日最勝講行ハレシ時ニ南
 都北嶺ノ大衆等闘諍ニ及ビシ事ヲ太平記ニシルシタ
 ルニ南都ノ衆徒ハ面々ニ脇差ノ太刀ナド用意セシヨ
 シ見エタリ其後山名陸奥守氏清ガ叛キシ時御所ハ御
 腹卷ノ上ニ篠作トイフ御太刀ニニツ銘トイフ御太
 刀ニ振ソヘテ佩キ給ヒ藥研徹トイフ御脇差ヲサシ給
 ヒシヨシ明德記ニハシルセリ藥研徹トイフ刀ハ其長
 サ八寸三分ニテアルナレバ其比ニ脇差トイヒシモノ
 ハ古ニ聞エシ腰刀ニテ源齊頼ノ腰刀ハ九寸許ト見エテ己ガ腰
 ノタケチモテソノ腰
 刀タル事ヲ知リヌ太平記ニ見エシ所トハ同ジカラズ
 太平記ニハ脇差ノ腰刀トイフ物ハ其タケ最モ短クシテ
 太刀トアルガ故也 腰刀トイフ物ハ其タケ最モ短クシテ
 モシクハ敵トクマム時ニ鑢ノ透間サシ透スニ便リア
 レバ世ニ鑢トオシトモイヒ馬手ノ脇ニモサセバ馬手
 差トモ又脇指トモ脇刀トモイヒ腰ニモサセバ馬手
 刀ナドモイフメリ今ハ

又コレヲ小脇差ナドイフナリカクナツケイフ事ハ近
 代ヨリ又打刀ノ身ヲ腰刀脇差ナドイフ物ノ如クニ飾
 リナシテサシケルホドニソレヲ脇差トイヒテ昔ノ脇
 差ヲハ小脇差トイフ事カノ大々刀小大刀小刀ナド
 イフ事ノ如シ其後又ツチノ脇差ヨリ猶寸ノノビタル
 物ヲコシラヘテ大脇差ト名ツケタレバツチノ脇差ヲ
 バ又中脇差トモナツケシ也カノ小脇差トイフ物
 ノ柄ニ鮫皮カケテ糸ニテマカヌヲバハナシ目貫
 ナドイヒヒスコシキナル鑢ウチタルヲバハミ出シト
 イヒテ鑢ウタヌヲバ合口ナドモイフスベテ今ハカ
 ク種々ノ物ドモ多クナリケリ云々按新井君美ガ
 論脇指はすべて腰に指刀劔の惣名に心づかざる也
 ○愚得隨筆ニ卷脇指合口喰出小刀中脇差ハカシ刀馬
 手指の條に愚按ハカシ上古ハ打刀腰刀ト云シヲ明德ノ比
 ヨリ脇差トイフコト見エシ始也今ニ至リテハ其中ニ
 モ鑢ノナキ小刀ヲバ合口一尺二寸許ノ刀ニ鑢ヲ
 打シヲバ喰出トイヒ一尺八寸許マデハ中脇指二尺ヨ
 リ上ハ大脇差ナド云フムカシハ惣テ刀ト云シ也小刀
 許ハムカシノ名殘リテ今モ小刀トイフ近代甲冑ノ上
 ニ右ノ脇ニ柄ヲ後ニナシテ差シ馬手指トイフ是ハ

ムカシ簾刀ト云シヲ今ハ馬手指ト云歟云々按伊勢
 貞丈附考上卷脇指條に上古ハ打刀腰刀ト云シヲ明德
 ノ比ヨリ脇指ト云事見エシ始也云々此說甚非也此
 說ハ打刀腰刀脇指ノ三品ヲ合セテ一物ト心得タル說
 也用ベカラズ云々又合口是ハ即古ノ脇指ノ體ノ改テ
 ザル物也喰出是ハ脇指ニ鑢ヲ入始シ後ニ又一變シテ
 鑢ヲ甚小クシテ剃髮ノ者ノサスベキ料ニ拵出セシ也
 古書ニ喰出ト云名ハ見エズ云々有○伊勢貞丈
 脇指考に多賀常政問昔の脇指を用候節こしらへかた
 いかゞ指やういかゞいつ比よりいつ比まで用候や今
 の脇指はいつ比より如此成候哉貞丈答本名脇指の
 刀と申候刃物の總名にて脇にさし候物故脇指の刀に
 て候太平記卷十三兵部卿宮薨御の條に淵邊ハカシ御胸
 の上に乘掛り腰の刀を抜て御頸を搔んとしければ宮
 御頸を縮て刀の先をしかと呀へさせ給ふ淵邊した
 かなる者なりければ刀を奪はれまらせじと引合け
 る間刀の鋒一寸餘り折れて失にけり淵邊其刀を捨て
 脇指の刀を抜て先御心もとを二刀さすとあり右腰刀
 といひ刀と云は兩名一物にて鞘卷の刀即首搔刀にて
 短き物也右の脇差の刀と云も頸搔刀同前に短き物に

て是は隠劔と申て懐中に隠してさす物にて候淵邊も
 鑑の引合の内に隠して持たるにて候べし脇指の拵は
 則當世の合口にて候鞘尻を丸く拵るは懐中に脇に
 押はさみ置ゆる懐の中衣服にさはらぬ爲に丸くす
 る也帶にさしぬ物故折金のハカシは不入也下緒を短
 するは其結玉を懐中にて帶の通りに押はさみとめ
 置て外へはしり出ぬ爲也小刀はなくして笄をさす也
 鞘も柄も綿などに縫くるみにもする也義經記曾我
 物語等に見えたる守刀右のごとく縫くるみ也守刀と
 いふは則脇指也十訓抄寢覺記に行成卿が實方朝臣に
 烏帽子打落されしにいとさわがすして守刀よりかう
 がい取出して髪搔れし事見えたり扱脇指はいつ比よ
 り懐中より出して外に指事に成たりと考に東山殿の
 比下々の者が腰刀の代りにさし始し事と見ゆ貞親教
 訓書云此書長祿
 元年記也當世ある人を見るに脇指とて人に隠し
 てさす事あり御前などにたとへ人の見ぬやうにさし
 たるも人に見付られたらば上意へ對しいかなる野心
 のあるなどいはいはれて曲事たるべし脇指さす事は軍
 陣物諸旅行などの時似合べき也中間小者などには
 似合ざる事也仁たる者の脇指と見せてさす事いかな

る手がらともおぼえず當世はや人の振舞下劣になる後代の若き者の彌さぞと思はるゝ也と有然れば東山殿比より下々の者脇指を外へ出してさし始しより事起りたるなるべし越川道標記にも脇指の事貴人の前へ指候て出候義は如何に候歟殊に宮仕の時猶以不可有之内々にてはさも候はん歟と有又大内問答大内義興問伊勢守貞隆答永正六年記にも脇指の事は隠劍とて人に見せざるやうに自然さゝれ候歟殿中などへはゆめく御さしなき事にて候と有右の如く懷中に隠してさす物なるゆゑ其寸尺をも推量り知べし柄鞘かけて八九寸には過ぎるもの也扱當時の脇指も元來は同物なれども今は寸尺長くなり鑿を入て打刀の拵に成たり如此拵るといつ比より始りしといふ事は詳ならず思ふに信長秀吉など戰國大亂の時より一變したる物なるべし昔の形の残りたるは鞘尻の丸き所のみ也今のこしらへに成たれども元祿寶永の比までは尺もあまり長くはあらざりしが享保の初比より長脇指はやり出て彌長くなりたる也云々按脇指を脇指刀物の惣名といへるは古人未發の確説也愚得隨筆附考上卷守刀條にも此説見ゆ○同人の漫録下左に脇差の太

刀太平記四十卷最勝講之時及關證事條に南都の衆徒は面々に脇指の太刀など用意の事なれば云々脇指の太刀は南都の大衆兼て闘論をたくみて兵器を用意し來りし故に小太刀を僧衆の内に隠して脇にさし來りしを脇指の太刀といふ也太刀はくといはずしてさすといひたるは横たへはかすして衣の内にさしはさみしゆゑ脇指の太刀といふ也別に脇指の太刀といふ物あるにはわらず脇指の刀といふも今いふわ懷中に脇にさしはさみし物なる故わきざしの刀といふに同じ今世はわきざしの尺長して外へあらは云々又四十四大小ノ刀ヲ帶シタル始時代ノ事信長秀吉ノ比ヨリ始リシナルベシ室町殿ノ比マテハ武士皆腰刀ヲカカリ帶シテ太刀ヲ打刀ヲ供脇差ニ鑿ヲ入レ打刀ヲ添ヘ帶シテ大小ト喚習ハセリ或書此書風號ナシ秀吉ニ云ク肥前國主龍造寺太閤ニ降參シ御目ニ掛リ秀吉ヘ伺候イタシタリシ時秀吉龍造寺ニ被仰ハ久々ニテ對面也我等ヲ種々諸道具見セ可申也トテ則龍造寺ヲ被連矢藏ニ上リ給ヒシニ少モ龍造寺ニ氣遣ナク刀脇差ヲヌキ龍造寺ニ可持由被仰先ヘ上リ給ヒシ也龍造寺跡ヨリ大小ヲ持テ上リ給フト云々○信田草紙下左にうき島太郎かけ出

る云々上帶てうどしめ九寸五分の鍔通を馬手の脇にさいたりけり一尺八寸の打刀を十文字にさすまゝに三尺八寸さぶらひし赤銅作りの太刀はいて云々按打刀を十文字に指とは太刀を帶取にて左の脇に横たへさげ佩き打刀は左の上帶に縦さまに指ゆゑ十文字に見ゆる也太刀には佩といひ打刀鍔通卷などには指といへるにて脇指はすべて上帶に指刀打刀類の名なること知べしこれを脇指は隠劍の事あるに泥てかたくなにろうじいへる説は取に足らず又下右龜井六郎しげきは一きはすぐれて云々をどりあがつて高ひばかけゆつて上帶てうどしめ九寸五分の鍔どほしをめでのわきに指たりけり一尺八寸の打刀十文字にさすまゝに三尺八寸候ひし葵作の太刀はいて云々○和田酒盛草紙下左に祐成出じものをとおもはれけるがいや／＼出ぬものならばおくしたりとおぼしめしにはかの事にてあるあひだかけおぼしをぞきたりける夏野のすりづくしの直垂九寸五分の鍔どほしだみたる扇おつ取そへまへはんさいたりけり云々按此時祐成戎衣ならねば鍔通を扇ととも下左に前半に指たるなるべし○敦盛草紙下左に平内左衛

門云々上帶てうどしめ鍔通を馬手の脇にさいたりけり一尺八寸の打刀を十文字に指まゝに三尺八寸候ひける赤銅作の太刀はいて云々按志田草紙の浮島太郎高館草紙の龜井六郎敦盛草紙の平内左衛門などが戎衣の出立の躰右手の脇に九寸五分の鍔通を指弓手の脇の前半に一尺八寸の打刀を十文字に指さて三尺八寸の太刀を下佩たるよし也太刀には佩といひ鍔徹と打刀には指といへりこれにて太刀脇指の著用次第辨別すべし脇指は鍔徹打刀の總名にていづれも帶に指物なればさいへる也永正四年の細川澄元が肖像に馬上にて長刀を右手に持鍔徹を右の脇帶に指左に太刀を下佩たる圖あり打刀さす方はかくれて見えす鍔徹の柄は赤糸にて巻小き鍔あり鞘に帶留ありて鞘ながら抜ざる用意したりさて下緒にて帶に結留たるさまに見ゆ鍔徹右手の方の上帶に指ゆるに後には馬手指といへる名目も出來し也○甲州流歩騎必用二卷兵具部野太刀妻手指心得事條に妻手指ハヨロヒドホシノコト馬手ニ指故名トス妻手指ハ折金ヲコジリノキハニ仕付テ折金ノ頭ヲコジリノ方ヘ向タルモヨシ子細ハ下緒ニテ折金ヘ引カケ止レバ鞘オチヌ故也云

云○本朝甲劍錄中卷^{十八}馬手指之事條に馬手指ハ鍔通ノ劍也其製劔ノ刃ノ長サ凡九寸五分ナリ雖^レ然人ノ小手ノタカバカリニテ逆手ニ持テ腕ノ内タルベシ身ノ重キ厚ク三角程ニテ太キヲヨシトス柄ハ手ノ内ノ寸タルベシ鞘ハ銅ノ伸シ付ケ覆輪ニスル黒塗ニシテ可^レ然ナリ鋸ナシ下緒カラミ付也情腕貫ハ手心ニヨリテ付不^レ付ナリ右馬手指^ハ帶シヤウハ右ノ腰ニ柄ヲ前ニシテ上帶ニ指シ下緒ニテカラム也且馬手指ノ用ハ組繫ノ業ニ及ビ又ハ敵ノ頸ヲ搦時右手ニテ柄ヲ手形ニ右ノ小手外ニ付ケ拔ナリ備頸ヲカキ或ハ敵ノ毛間ヘ衝込エグルナリ故ニ鍔通トモ號ル也且右ノ通リ鞘ヲ別テ銅ヲ以テ鑿クスル故ハ敵ノ鞘卷打物等ノ逆ニ拂ヲ請ル備也右師傳大和流劔法ニ詳也云々

按ニ鍔通一名右手指といひ其長九寸五分あれば俗に九寸五分とも又は首撥刀ともいへりこれ古代の鞘卷の變製にて鎌倉時代にはをさくきこえず舞草紙などに見えれば室町の中比などより鍔通といへる名は出来けん右手指とよべるはいと後の事と見ゆ○脇指考に多賀常政問めてさしと申はいかゞ首撥も同前拵方いかゞ伊勢貞丈答めてさしと申名古書に見え

す候是は古腰刀と申物にて候古代は鍔を着し候て太刀をはき腰刀を帯し候古畫を御覽候て御考可^レ被^レ成候腰刀も左にさし候右手にさす事は無^レ之候然るに近代信長秀吉などの比よりの風俗歟大小をさす事に成し故陣刀陣脇指などて左の腰は二腰にてふさがる故首撥刀をば右手にさす事に成れるにて有べく候首撥刀はすなはち腰刀にて古は左の腰に太刀にそへてさしたる物にて候云々按ニ貞丈が此答いとくみだり也右手指の名目は甲州流の軍書などより古くはいまだ見あたられぬと鍔通を右手に指事は舞草子に見え永正四年所畫の細川澄元が肖像にも鍔通を右手の脇の上帯に柄を背方に向て指たり甲劍錄に柄を前にして指よしいへるとは異也○高館草紙^{廿八}に辨慶うけたまはつて今度はそれがしが死番にあつて候と申もあへず御出居へつと入りくろがねをあつさ五分にきたはせたる桶皮胴と名付てかたなだまりにぞ着たりける卯花威の鍔絲火威の鍔胴九三領重ねてさつくと着ゆつて上帯てうとしめ一尺八寸の打刀を十文字にさすまゝにえびら刀首かき刀長刀小ぞり刀をとりちがへ鞍の前輪にしめつけ弓手に熊手お

つ取て馬手に長刀打かたげひざにて馬に乗りたりけり云々○志田草紙^{廿七}に浮嶋大夫云々一枚ませの大荒目袖をば解てがらすて胴ばかりゆりかけえびら刀くびかき刀三腰までこそさいたりけれ云々○鎌田草紙^{十一}にこんわう丸云々黒絲威の胴丸まだ巳の時とかいやくをわたがみとつてひつ立草摺長にさつくと着ゆつて上帯を調どしめ惣じて刀は三腰さすえびら刀首かき刀四尺三寸の角鋸の打物三尺五寸の太刀を重ねばきにはくまゝに四尺八寸の長刀を引杖についで出かうの殿の御前にまわり云々按ニ高館草子志田草子鎌田草子の文を考に簾刀首撥刀を指たるには十文字といふ詞なしまた打刀を指るよしもなければ打刀の代に首撥刀を左にさし鍔通の代に簾刀を右に指たる事と見ゆ簾刀といふは右手の背寄の方に簾の近き邊に指ゆるの名にや愚得隨筆^{卷二}に馬手指昔は簾刀といへるよし記したるも然るとにて其製作の異同はいかゞあらん簾刀も鍔通も右手の上帯に指物ゆる右手指といふべきと論なし

(十一)腰刀(指刀)腰物(こんねんどうの腰物) 宇治拾遺六卷^十 觀音經化蛇人を助給事條に腰の刀を

やはらぬきて此くちなはの背中に突立てそれにするがりてくちなはのゆくまゝに引れてゆけば谷より岸のうへさまにこそくちなはのぼりぬそのをり此男はなれてのくに刀をとらんとすれどつよく突立ければえぬかぬほどに引はづして刀さしながら蛇はこそろとわたりてむかひの谷にわたりぬ云々いづもよみ奉る經をよまんとて引あけたればあの谷にてくちなはの背につきたてし刀この御經に引替深如海の所に立たり云々按ニ此説舊本今昔物語十六卷第六話にも出たれどただ刀を抜て蛇の頭に突立つとのみ有て腰の刀とはなし○古事談四卷に出羽守源齊頼云々白髮ニ帽子カツキテタフノ直垂小袴ニ九寸許ナル腰刀ノツカニクス子糸マキタル脇ツボニサシテ鷹ヲ居移云々同書六卷ニ佛師定朝之眞子覺助ヲバ云々腰刀ヲ拔ムズト削リ直シテ如^レ本掛柱退歸了定朝歸來見^レ此面云此白者來入タリケリナ云々○愚管抄五卷平治元年の段に信西は云々大和國の田原といふ方へ行て穴を堀てかき埋れにけり云々穴の口に板をふせなどしたりけるを見出して堀出たりければ腰刀をもちて有けるをむな骨の上につよく突立て死てあり

けるを掘出して頭をとりて云々○砂石集七上卷^二丁
 眠正信房事條に和州菩提山ノ本願僧正御房ニ忠寛正
 信房ト云僧アリケリアマリニキブケレバ眠リノ正
 信トゾ申ケル云々近比興福寺ノ東門院ニ有ケル兒
 隱所ニ居タリケルニ春日山ノ方ヨリ鴉一ツ來リテ此
 兒ノ前ニ眠リ居タリオソロシサニ腰刀ヲ拔テハタト
 切テヤガテ絶入シタリケルヲ人見ツケテ房ヘカキ
 入テイノリケリ刀ニ血ツキ鴉ノ毛散タリケリサテ口
 パシリテ忠寛ガナニトナク眠リ居タルヲアヤマチタ
 ル事ヤスカラズトゾイヒケル云々○古今著聞集七
 卷^{十一}術道部に義家に仰て瓜をわらせられければ腰
 刀を抜てわりたれば中に蛇わだかまりて有けり云々
 同書十卷^{十五}相撲強力部に弘光がいだす所の左の手
 を伊成が右の手してひしと取てけり弘光引ぬかんと
 身をうごかしけれどもたじろがざりければたはぶれ
 にもてなして右の手を腰の刀にかけて引ぬかんとす
 る氣色にてすぢなげに見えければ云々同書十一卷
^{十一}畫圖部に或時件の僧人のいさかひして腰刀にて
 突合たるを書て自愛してゐたりけるを僧正見給に其
 突たる刀せなかへこぶしながら出たりけり云々同書

十七卷^{十四}變化部に弓をおきて太刀を抜てまつ所に
 又松にうつりてやがて仲俊がゐたるそばへ來りけり
 はじめは只光り物とこそ見つれ近付たるを見れば光
 の中に年よりたる姥のゑみくとしたるかたちを
 あらはして見えけりぬきたる太刀にてきらんと思
 ふにむげに間ちかきをよく見れば物がらあんべい
 におほえければ太刀を打すてむすとりへてけり
 池へ引入らんとしけれど松の根をつよくふみはりて
 引入られずしはしからかひて腰刀をぬきてさしあて
 ければさゝれては力もよわり光りもうせぬ毛むくむ
 くと有物さし殺されて有を見れば狸也けり云々同
 書廿卷^{十七}魚虫禽獸部に或田舎人京上して侍りけ
 るが宿にて天道ぼこりして居たりけるにくびのかゆ
 かりけるをさぐりたれば大なる白虫のくひつきた
 りける也それをなにとなくて腰刀を抜て柱を少しけ
 づりかけて其中にへしこめてはたらかぬやうにおし
 おほひてけり云々○世俗淺深秘抄下卷^{十四}丁^オに公
 家召ニ相撲於御前ニ有御覽一時或乍著衣裳參時必
 不差腰刀一次將必可^知此故實也○庭訓往來七月
 五日狀に太刀長刀腰刀^{ハチ}胡籬大星行騰云々○尺素

往來^{群書類從}本七丁^左に遺刀長刀及太刀腰刀者昔在月山天國雲
 同以後得其名^{鍛冶雖}有^三數百人云々○參考平治物
 語三卷^{九十九}頼朝舉義兵一條京師本に近習ノ輩納戸
 フ開テ豹虎皮鷲羽其外鏡腹卷太刀長刀腰刀數ヲ知ズ
 ヲリカヌガ前後ニ積ヨリカヌ見エヌ許也云々○源平
 盛衰記一卷^{八丁}五節夜間打條に殿上人タル者腰刀ヲ
 差顯ス條傍若無人ノ振舞也云々按前後の文には忠
 盛^{黒靴卷}を指はこらかしたる由見ゆ實は木刀に銀
 箒を押たる也これにても鞘卷を腰刀といへると知べ
 し同書十五卷^{六丁}宇治合戰條に明春是ヲ見テ面白シ
 東門五色ノ熱瓜ゾヤトテ甲ノ鉢ヲ打破テ喉笛マデ打
 サカント打タリケルニ太刀モコラヘズシテ目貫穴ノ
 モトヨリ折ニケリ太刀ハ折タレドモ甲モ頭モ打破レ
 テ真逆ニ川中ヘゾ落ニケル憑處ハ腰刀計也腰刀ヲ
 拔持テハチテ係リテ戰ケリ云々同書十八卷^{十七}文覺
 清水狀天神金事條に直垂質ニオキテ酒肴買ヨセテヨ
 クノ進ラセ腰刀ヲ引出物ニタヅ云々同書四十四卷
^{四丁}神鏡神璽都入條に天照大神百王ノ末ノ帝マデ我
 御貌ヲ見セ奉ラントテ自御鏡ニ移サセ給ケルニ初
 ノ鏡損ジノ鏡ハ紀伊國日前宮ニ御坐^ス第二度ノ御鏡ヲ

取上御覽シケルニ取弛シテ打落シ三ニ破タルヲ燧ニ
 ナシ給ヘリ彼燧ヲ錦袋ニ入劔ニ被付タリケル也今
 ノ世マデニ人ノ腰刀に錦ノ赤皮ヲ下テ燧袋ト云事ハ
 此故也云々○長門本平家物語一卷^{十五}に忠盛是を開
 て云々其用意をこそせめとて一尺三寸有ける黒鞘卷
 の刀を用意して著座の初より亂舞の終まで束帶の下
 にしどけなげにさして刀の柄四五寸許差出し常は手
 打かけつくり眼^テして火のはのぐらさかげにては此刀
 をぬき出して鬚髮に引あてゝのこはれけりよそ目に
 は氷などのやうにぞ見えける云々深更に及て罷出ら
 るゝとて紫宸殿の御後にて此腰の刀をかたへの殿上
 人あまた見らるゝ所にて主殿司をめて此刀殿上の
 大盤におくべしとて預けて出られにけり云々昔より
 して昇殿の人の懷刀さす事なし罪科に中行べしなど
 人々憤中さるゝよし聞えしほごに五節はてにしかば
 案のごとく殿上人一同に各訴申されけるはそれ雄劔
 を帶して公宴に列し兵仗を給て宮中を出入する皆格
 式禮を守り論言よしある先規也然るを忠盛郎從をし
 て兵具を帶せしめ殿上の小庭に召置其身また腰刀を
 横たへさして節會の座に列す兩條共に前代未聞の狼

藉也事既に重疊す罪科尤のがれがたし早く御札を削て解官停任すべきよし訴らる云々則陳じ申けるは云々腰刀の事件の刀既に主殿司に預置候急是をめし出されて刀の實否につけて科の左右あるべしと申ければ主上尤可然と思召れて彼刀を召出して観覽有ければ上は鞘卷の黒ぬり也けるが中は木刀に紙簿白くぞおしたりける主上大にゑつばに入せおはしまし

て仰の有けるは當座の恥辱のがれんが爲に刀を帶するよしを見すといへども後日の訴訟を存知して木刀を帶しける用意のほどこそ神妙なれ云々按黒鞘卷とも刀とも腰刀とも懐刀とも通はしいひてもと一種也されば腰刀は腰にさす鞘卷類の刀の總名にて脇指腰刀腰物などみなおなじ事と知べし同書五卷丁右學生堂衆合戦條に義竟四郎長刀の柄をひる卷のものとより打をりにけり腰刀を扱てはねてかゝりけるを首を打落しぬ云々同書八卷丁左宇治橋軍條に橋の上の戦は明俊が命を捨て勝負有べし云々もとよりつかひつけたる長刀を今日をかざりとつかひければおもてを向る者もなしされども八人までなきたふして九人といふに長刀の目貫のきはより折にけりやがて太

刀を扱て戦けるが太刀にて四人切ふせ五人といふにあまりに打しかりてむかひあひたる敵のかぶとの眞甲を強く打たりける程に目貫の下より打折て太刀は川へさつと入る今はたのむ所は腰刀許なり云々同書六十三宮被討御事條に遠矢に射けるほどにかくそんが膝ぶしをかせぎに射つなぬかれて片膝突て腰刀を扱腹卷の引合せを押切て腹搔切て宮の御とのごもりたる御跡にふして腹わたくり出してやがて御供にまゐるぞとしてしにけり云々同書十七卷丁木工右馬允朝時事條にしかるべく候は御ゆるしを蒙りて近くまゐりて今一度最期の見參にまかり入候はいや腰刀をもさして候はこそひが事も仕候はめと泣々申ければ云々同書廿卷越中次郎兵衛盛次事條に腰刀のかねのよきも征矢の尻のかねのよく候も鎌倉殿の御ためとこそをしみ持て候つれども今は運つきてかくめしとられぬる上は力及すとこそ申ければ云々○平家物語四卷丁右橋合戦條に淨妙房ガ心地ニハ一條二條ノ大路トコソ振舞タレ長刀ニテ向フ敵五人薙伏セ六人ニ當ル敵ニ逢テ長刀中ヨリ打折テ捨テケリ其後太刀ヲ扱テ戦フニ敵ハ大勢ナリ蜘蛛手カク

細十文字蜻蛉返リ水車八方不透切タリケリ向フ敵八人切伏セ九人ニ當ル敵ガ甲ノ鉢ニ余リニ強ウ打當テ目貫ノ元ヨリ打レグツト扱テ河ヘザツトゾ入ニケル頼ム所ハ腰刀死ントノミゾ狂ヒケル云々

○吾妻鏡十二卷丁左建久三年十二月五日條ニ面々奉懷若公ニ獻御引出物各腰云々同書廿五卷丁左承久元年六月十四日條に官軍見之同時發矢兼義貞幸乘馬於河中各中矢漂水貞幸沉水底訖欲終命心中祈念諏方將神取腰刀切甲之上帶小具足良久僅淨出淺瀬爲水練郎從等被救訖云々○承久記下卷右丁に佐々木向ノ中嶋ニ打上タレバ子息左衛門太郎トテ十五ニナリケルガタフサギニ白キ帷ヲ著腰刀バカリ指太刀ヲ頭ニカケ父ガ馬ノ轍ノ總ニ取付テ來タリ云々又丁右胤義其罪重シトテ彼子共皆可被切ニ定メラル叔父峻河守義村是ヲ奉テ郎等小河十郎ニ申シケルハ云々日巳ニ暮行バサテアルベキ事ナラキバ腰ノ刀ヲ扱テ搔切々々四ノ首ヲ取テ參リヌ云々○太平記十三卷丁左北山殿謀叛事條に長年大納言殿ニ走懸テ鬚髮ヲ纏テ覆ニ引伏セ腰刀ヲ扱テ御首ヲ搔落シケリ云々同卷右丁兵部卿宮薨御事條に

淵邊御荷ノ上ニ乗懸リ腰ノ刀ヲ扱テ御頸ヲ搔ントシケレバ云々同書十五卷丁右建武二年正月十六日合戦事條に將軍今ハ遁ル所ナシト思食ケルニヤ梅津桂河邊ニテハ鎧ノ草摺疊ミ揚テ腰ノ刀ヲ扱ントシ給フ事三箇度ニ及ケリ云々同書十六卷丁右多々良濱合戦事條に手モト近ク寄副ケレバ太刀ヲ捨テ腰刀ヲ拔ント一反リ反リケルガ眞倒ニ成テ落ニケリ云々同書十七卷丁右北國下向勢凍死事條に馬ハ雪ニ凍エテハタラカズ兵ハ指ヲ墜ソ弓ヲ不控得テ太刀ノツカヲモ拳リ得ザリケル間腰ノ刀ヲ土ニツカヘウツブシニ貫カレテコソ死ニケレ云々同書廿卷丁右相公江州落事條に義詮朝臣ヲ始トシ鎧ヲバ皆脱置テ腰刀計ニテ白沙ノ上ニ並居給フ云々同書卅一卷丁左八幡合戦事條に關將監是ヲ見テ今ハ可助人ナシト思ケルニヤ腰ノ刀ヲ扱テ腹ヲ切ントシケルヲ云々同書卅二卷丁右神南合戦事條に山名右衛門佐師氏云々鎧ノ草摺タミ上テ腰ノ刀ヲ扱テ自害ヲセントシ給ケルヲ云々同卅八卷丁右細川相摸守討死事條に相摸守眞壁ヲバ右ノ手ニカイ綱ヲ投棄掃部助ヲ射向ノ袖ノ下ニ押ヘテ頭ヲ搔ント上帶延テ後ニ回レル腰ノ刀ヲ引廻サレケル

處ニ云々同四十卷^九丁最勝講之時及闘事條に宗徒
ノ大衆腰刀計ニテ取テ返シ云々○文正記^{七十五卷}三
丁に卯花緘鏡綿上^{ワカミツカン} 抓^ヒ 抛^ヒ 上帶^{ウヘノオビ} 縮草摺短^{シヅカ} 著^ツ 下^シ
金造腰刀^{カネゾウノコ} 指^{サシ} 添^ソ 五明^{イハヒ} 結^{ムス} 降^ツ 簪^{サシ} 作^ス 小太刀^{コタチ} 云々○武器
考證十卷^{太平記}の條に腰刀は鐔いらす柄まかす短き刀に
てさやまきともさしまきともいふ刀也軍陣には柄卷
事も有常には柄卷たるは略義也常に直垂素襖の上に
さす刀也軍陣には鐔の上にさす敵の首をもかき草摺
を上て刺し通し又腹を切時にも用之近代鐵通とも
九寸五分ともくびかき刀とも云々又云古代刀とは
かりいひしは腰刀の事也今の世刀とはかりいふは打
刀の事也古は打刀を鐔刀ともいひし也云々按^ニ 腰
刀は何にもあれ腰に指刀の總名なり○三内口訣^詳
^{百七十二} 腰物條に抑諸家之諸大夫直垂之上ニ帶^ニ 腰
^{卷四十三} 刀^ニ 是近代之作法一向^ニ 不^レ 謂^フ 之儀其故ハ權少輔清種
先祖代々爲^ニ 院御所之御裝束師^ニ 或時候御衣文^ニ 以^テ 糸
閉^レ 之而無^レ 可^レ 切^レ 刀^ニ 仍自^レ 院給^ニ 御腰物^ニ 乍^ニ 著^ニ 布衣^ニ
帶^レ 之然間直垂之時^ニ 帶^レ 之是一家之規模限^ニ 此流^ニ
也然處諸大夫ハ必可^レ 帶^レ 腰刀^ニ 之樣諸家之諸大夫相
似^レ 之條如^ニ 西施鑿^ニ 太^ニ 以^テ 見^レ 苦^レ 鋪^レ 義也近代將軍家以^ニ 武

勇^ニ 被^レ 先^レ 之條直垂^ニ 被^レ 帶^ニ 腰刀^ニ 御參内之時御直
迄長橋局被^レ 帶^レ 之是ハ一切^ノ 法外^ニ 不^レ 可^レ 爲^ニ 傍例^ニ 者
也○當時隨分^ノ 月卿雲客^ノ 腰刀^ノ 和美奇麗超^ニ 上古^ニ
刺鐔刀等被^レ 帶^レ 人々見^レ 及^ニ 候武官全盛^ノ 之世候歎然問如^ニ
愚老^ニ 隨^レ 世^ノ 之故隨分^ニ 可^レ 磨^ニ 才幹^ノ 之覺悟候○大
内問答^詳 卷^{三十三} 左^ニ 金作^ノ 刀^ノ 御禁制^ニ 而御座候哉何
と作申^レ たるを^ニ かね作^ト 申候哉の事いかやうに拵候
刀をさして被^レ 申候哉の事○金作^ノ 腰刀^ノ 御禁制^ノ
事ニ而候^ニ 乍^ニ 去^レ いか程に作^レ たるを^ニ かね作^ト 可^レ 申
哉ともと^ノ よりも不審申候に折かねくりかた柄口
など色繪たるを金作と申候鎗柄頭目貫筭小刀柄金に
而仕たるは一段のこがね作たるべしうちさめのし付
又かながい金に而拵たるは中々沙汰に不^レ 及^ニ 古はさ
やうの刀は^ニ 房小者^ノ など指申^レ たる^ニ 按^ニ 刀^ノ とも腰刀^ノ
もいへり折金栗形柄口小尻柄頭目貫頭小刀柄打
鉸^ニ 斗^ノ 付^レ 等の名目見ゆ○曾我物語五卷^{廿五} 五郎をん
なに情かけし事の條に曉かへるとい^ニ いか^ニ したりけ
ん腰の刀を忘れ出けるを女のもとより刀をつかはし
けるとして「いそぐとてさすが刀をわするはをこし
物とや人の見るらん」景季馬にのりながら弓手の鎧

をいまだ踏も直さず返欲をぞしける「かたみとてお
きてこしものそのまゝにかへすのみこそさすがなり
けれ」按^ニ けはひ坂の遊君と梶原源太景季が贈答也
腰の刀ともさすがとも腰物ともいふ皆一物也腰に指
刀なれば腰刀とも指刀とも腰物ともいへる也左須我
は指刀の略語にて腰に指ゆるの名也○梅松論^詳 卷^五
^{十一} 左^ニ 京方宇治の討手の大將義貞橋の中^ニ 二間^ニ 引^テ 橋
搔^レ 桶^ノ を上^テ 相支^レ けり同八日の夕橋の中^ニ 櫓^ノ の下^ニ にお
て結城の山河の家人野木與一兵衛尉并^ニ 中董^ニ 二人が
一人當千の武略を顯して戦しほどに將軍御威の餘り
に御腰の物を直に兩人に賜ひし事生々世々の面目と
ぞ見えし云々按^ニ こ^ノ は尊氏卿の腰に腰刀と馬手
指とを指給ひしゆゑ兩人に分て賜へるにや○三議
一統上卷^{廿一} 法量門に御腰物の役の事御裝束の間は
刀を下へしておびがねを内にして栗形の間を持御扇
より初て疊紙まで取揃^テ 奉^レ り其後刀の刀を上にして
拵^レ 御手掛らるゝいなやに捻返して其ま^ニ 拵^レ 申
べし按^ニ 腰の物とも刀ともいへり又帶金栗形あるを
知べし○宗五大草子上卷^詳 卷^{七十三} 左^ニ 太刀打刀之作やう

の事の條に公方様の御こし物はさや塗おとし欄^ガ は
こしもと金小尻柄頭同前それを黒くぬられ候のみ
入つか口金は^ニ 同前御目貫丸の内につぶ桐焼付御
かうがい赤銅耳やきつけ又ひの左右に御目貫のごと
くなる少桐焼付候桐八あり御筭を二三寸おきて金に
てそぎつぎにつぐなり御小刀づかに金のくわんあり
又欄鞘梨子地金具赤銅御かうがい目貫前のごとし又
かうやくざやの御座候し又普廣院殿富士御覽に御
下向候時さ^ニ 候し御腰物折金師子栗形に同二疋あ
り小尻欄頭にも師子すわり候欄鞘金具石疊を金と具
にていれられ候寸も少長く御座候大概御腰物九寸八
寸許にて候歎いくつも御座候へ前にしるし候作にて
候御下緒は茶の糸又くれなゐと茶の糸にて一寸まだ
らに龜甲など打ませも御座候つるからくれなゐの御
下緒は見中候はす候又若人などは梨子地いつかけ地
の刀もさ^ニ 候のし付などは近年人の御さし候もと
は前に申ごとく小者房などならではさし候はず云々
按^ニ こし物とも刀ともいへり又目貫頭小刀柄折金
栗形下緒など見ゆ長九寸八寸許ともあり○三内口訣
^{十二卷} 十^丁 右^ニ 腰物非^ニ 本式^ノ 之儀^ニ 仍^ニ 於^ニ 公家^ノ 者無

レ帶之但院御所ニハ内々御用意北面等に被下之儀
 其例分明也然時一向ニ非可_レ弃捐_レ之物抑諸家之諸
 大夫直垂之上ニ帶_レ腰刀_レ是近代之作法一向不_レ謂之
 儀其故ハ權少輔清種先祖代々爲_レ院御所之御裝束師
 或時候_レ御衣文_レ以_レ糸閉_レ之而無_レ可_レ切刀_レ仍自_レ院
 給_レ御腰物_レ乍_レ著_レ布衣_レ帶_レ之然間直垂之時モ帶_レ之
 是一家之規模限_レ此流_レ也然處諸大夫ハ必可_レ帶_レ腰
 刀_レ之樣諸家之諸大夫相似之條如_レ西施_レ擧_レ太以見苦
 鋪義也近代將軍家以_レ武勇_レ被_レ先_レ之條直垂_レ被_レ帶_レ
 腰刀_レ御參内之時御直應迄長橋局被_レ帶_レ之是ハ一切法
 外不_レ可_レ爲_レ傍例_レ者也○鎌倉年中行事上卷_{詳書類從}
 御下緒ヲモ御腰物ニ取添_レベシ御繪_レ持ヤウ御腰物同
 前タルベシ云々同下卷_二丁_一に御劍御腰物ト御弓征矢
 御具足云々又_{十五}御劍ハ大食御腰物ハ牛_目貫仍御劍
 役人被_レ帶申_レハ廣股寄何_レモ御重代也云々按_上卷_{十五}
 右にも御劍_ハ御重代_ハ大食_ト有_テ御腰物_ヲ大食_トいふ
 にはあらず御腰物は牛目貫の御腰刀といふよしなる
 べし○明德記中卷_{詳書類從}三百七十_三に御所様ノ其日ノ
 御裝束ハ態ト御小袖ヲバ召_レズス_レ革_ノ御腹卷_ノ
 中ニ通り黒皮ニテ威シタルヲ召_レタリケリ同毛ノ五

枚甲ノ緒ヲシメ累代ノ御重寶ト聞_レシ篠作ト云_ハ御
 カセニ二銘ト云_ハ御太刀ヲ二振ソヘテハカセ給_レフ藥研
 通ト云_ハ御腰物ヲサセ給_レテ云々○鎌倉大草子上卷
 群書類從本_{廿九}丁_右に持氏御悅の餘りに永安寺へ御出御重代の
 中の御目貫を被_レ進同廿七日重て御重代の鑑通の御
 腰物を給_レはりけり云々按_是は持氏の御舍弟稻村殿
 奥州より御登りによりて持氏より御腰物を給_レりし也
 ○大内問答_{群書類從本}十九_丁右_に從_レ客人_ニさ_レれ候_レ御腰物被_レ
 進候は_レ亭主_{より}も頓_テ指_レ候_レ腰物可_レ被_レ進_レ候_レ
 事○さ_レれ候_レ御腰物被_レ參候は_レ此方_{より}さ_レれ候_レ
 腰物被_レ遣候事は_レ定法_{にて}候_レ乍_去其家の重代又は事
 により龜相なる刀などにて候_レへば別の刀を可_レ被_レ遣
 候歟かやうの御參會には兼々其御心掛にて可_レ然候
 可_レ被_レ召_レ遣_レ腰刀をさ_レれ候_レ事故實にて候_レ云々又_廿
 右御物作_ト申候はいかやうに仕候哉の事○公方様
 御腰物は_レ鞘ぬ_りおとしつかかは_レこしもとかね_こじ
 り柄頭同前それを黒ぬられ候のみ入柄口は_レいき金御
 目貫は丸の内につぶぎり焼付御筭赤銅み_レやき付又
 ひの左右に御目貫の如く成桐を焼付候桐八_ツ有御筭
 のさきを二三寸置て金に而_レそぎ繼につがれ候御小刀

小柄金に而貫有又柄鞘梨子地かなご赤銅目貫筭前の
 如し幾つも御座候へ共大略同前候御下緒は茶の糸又
 はくれなゐと茶に而一寸まだらに又龜の甲など織ま
 せ御座候つる唐紅計の御下緒などをば見不_レ申候つ
 る_レ又刀の柄まく事は陣中の外にはなく候云々按_ニ
 腰物を刀とも腰刀ともいへり入柄口は_レいき金目貫か
 うがい小刀小柄下緒などの名目見ゆ又刀の柄をまく
 は陣中の外にはなきよしいへり○矢嶋草子に大將
 とおぼしき人のす_んで出させ給ふ肌には何をかめ
 されけん赤地の錦の直垂に緋威の鎧同毛の五枚かぶ
 とに鍬形打て龍がしらするたるを猪首に召れこん
 ねんどうの腰の物二尺七寸のこがね作りの御はかせ
 あしをながにむすんでさげ廿四さいたる切符の矢
 筈高に取てつけ三人張の真中にぎりたけ七寸ばかり
 にてまつ黒なる馬に金ぶく輪の鞍置せ御身かづけに
 めされ云々○烏帽子折草子に牛若殿はきこしめし
 いづくになんも候はずしはしばわが所望のごとく折
 せまゐらせてをりふしかはりを持合せざるが一ツの
 なんにて候大夫きいてあらことくし_レのくわじや殿
 が中事やあの吉次は一ねんに一ど二年に二たびお

のぼりするその供して下る冠者どのなれば心安くお
 もはれよ冠者どのが奥はなむけにとらせうぞ牛若殿
 はきこしめし世にあり顔なる大夫がとらせう詞か
 な牛若世に出るものならば家の瑕ともなるべき詞
 なれば太刀をとらせてゆかうするかそれは千五百里
 の道の用心も欠る刀を取せて行ばやとおぼしめし源
 氏御重代のこんねんどうの腰の物を取出させたま
 ひてなう大夫殿此刀を烏帽子のかはりとおぼし
 めされ候な明年の夏の比奥よりもよき馬を用意申さ
 ういとま申て大夫とて牛若やどにかへらせ給ふ云々
 按_ニ伊勢貞丈頭書_にこんねんどうは源氏重代の腰
 物にはあらずすて家に年久しく古く持傳へたる物
 をこんねんどうの刀こんねんどうの鎧などいふこ
 んねんどうはもと古_年童也童は童の略字也南都興
 福寺東金堂七日の行の時手水湯を沸す役の者を古
 年童といふ此役者をば其寺に年久しく仕來れる僮僕
 に勤さする也興福寺にも限らず他寺にも此名目ある
 寺ありとぞ右の古年童になぞらへて古き物をば惣て
 俗言にこんねんどうといひならはしたる也云々漫録
 廿八_丁左_に古へ武家ノ俗語ニ重代ノ鎧ヲコンテンドウト

云ハ古年胴也又重代ノ太刀刀ヲコンチンドウト云ハ古年刀也コンチンハ古年ニテフルキヲ云也元ハ寺々ノ古年童ヨリ出タル訓ナルベシ云々圓光大師行狀盡圖翼贊十三卷七下に古年童ハ彼寺東金堂七ノ行ヒノ時手水湯ヲワカス者ナリ此役者ニナレバ諸ノ公事ヲユルサル、故ニ望テ此衆ニ入ル然間奈良中ニ古年童ト云者アマクアルナリ見是興福寺ニ不ノ限諸寺ニ有之古年ハ代々ノ義童ハ下僕ヲイヘリ此役人今興福寺ニ一人有之下行米ヲトリテ二季ノ神事其外諸事ヲフレナガシスル役ナリ大方仕丁ト相似タリ南又西金堂修二月ノ時新堂童子ト號ス上湯ノ薪ノ餘修又西金堂修二月ノ時新堂童子ト號ス上湯ノ薪ノ餘殘ヲ薪火トシ手水屋ノ内ニ於テ四座藝能ヲ盡ス故ニ薪猿樂ト號ス修二月ノ寄人並ニ猿樂ヘ古年童ヲモテ相觸シム春日若宮拜殿神樂錢配分一口古年童取之今ニ至テ毎年霜月祭禮ニ猿樂江戸ヨリ誰々罷上候旨ヲ衆徒中集會所ヘ古年童來リ專當ヲ以テ披露スルナリサテ衆徒中下行米ノ狀ヲ古年童ニ遺スト衆徒舊記云今般修二月依ニ邂逅ニ明德之比不依修二月有無一七日於南大門ニ薪之能令沙汰之上下等可任意云々古年頭大允四座猿樂中令ニ相觸之條不

易之規式也并若宮拜殿之白拍子同列御子修二之寄人也然間祭禮神事之時西金堂古年頭白拍子配分一口取之書云々與清日コンチンドウハ古年頭の義にて古來相傳の物の中の頭といふ義なるべし○相州兵亂記一卷持氏卿御最期條に若公スコシモ御驚ナク云云御腰物ヲスキ左ノ脇ヨリ突立玉ノ處ヲ御首ヲ打落シ奉ル云々同三卷山井濱ノ大鳥居建立條に大道寺ニ毛御馬御腰物ヲ被下ケリ云々
(十二)打刀(鐔刀長脇差今世の刀) 源平盛衰記六卷十二入道院參々企ル事條に入道ハ云々生衣ノ帷ノ脇搔タルニ赤地ノ錦、鍔直垂ニ白金物打タル黒系威ノ腹卷ニ打刀前垂ニ指云々同書十三卷十七高倉ノ宮ニ信連戰事條に兼成ガ下部ニ金武ト云放免アリ究竟ノ大カ大腹卷ニ左右ノ小手指打刀ヲ拔テ向會ケリ云々金武ハ加様ノ剛者打刀ニテハ叶ハズトテ鞘ニサシ小長刀ヲ莖短ニ取ナシテ云々同書十四卷十一三井寺會議條に乗圓坊阿闍梨慶秀ハ下腹卷ニ衣裝束長絹袈裟ニテ頭ヲ裹ミ打刀前垂ニ指シ進出テ云ケルハ云云○平家物語四卷廿三大衆揃條に乗圓坊阿闍梨慶秀ハ衣ノ下ニ萌黃切ノ腹卷ヲ著大ナル打刀前垂ニ指ホ

ラシ白柄ノ長刀杖ニツキ云々同書九卷廿七忠度最後條に六彌太ガ童殿馳ニ馳來テ急ギ馬ヨリ飛デ下リ討刀ヲ拔テ薩摩守ノ右ノ肘ヲ臂ノ本ヨリフツト打落ス云々○長門本平家物語二卷六十八多田藏人返忠の條に入道のたまひけるは六月無禮とてひもとかせ給へ入道も白衣に候ぞとて白帷子に白大口ふみくみみてすいしの小袖打かけて左の手に打刀ひさげて右の手にて蒲扇つかはる云々同書八卷二丁長兵衛尉信連ガ事條に光長が下部に金武と申けるくきやうのはういつのありけるが大はら巻に左右のこてさいて打刀をぬき合せて中にへだてたりければ云々又廿九自三井寺ニ擬押寄六波羅事條にこにじようゑん坊のあじやりけいしう衣しやうぞくにかしらつゝみ大なるうち刀さしてすゝみ出て申けるは云々同書十六卷八丁薩摩守忠度被打事條に六彌太が郎等おちあひてうち刀をもて忠度の弓手のかひなをかけず打おとす云々○義貞記に打刀ハ長一尺二寸廣一寸二分厚六分中子二寸八分一尺二寸ハ十二神將一寸二分ハ十二因縁六分ハ六天ヲ表之寸八分ハ廿八宿ヲ表スル也小刀ハ長六寸中子三寸ケスキ形ナルベシ子細ナル事也按ニ群書類從四百廿四卷四十四丁右本には打刀を刀に作り

○太平記廿九卷廿丁師直以下被誅事條に梶原孫七ハ十餘町前ニ打ケルガ跡ニ軍有テ執事ノ討レヌルヤト人ノ云ケルヲ聞テ取テ返ノ打刀ヲ拔テ戰ケルガ自害ヲ半ニシカケテ路ノ傍ニ伏タリケルヲ云々○酒吞童子草紙御伽草紙本八丁左にはきりと申て二尺ありけるこなきなたふたへにかねをのべつけて三ぞくあまりにねち切て笈の中へぞいれ給ふ云々○酒吞童子畫詞上卷に保昌は紫系威の腹卷に石わりといふ小なきなた二尺あまりありけるを中子をきりつかを三束ばかりにこしらへて馬の尾にてねた巻にまかせたるをいれられけり云々同下卷に保昌は紫威の腹卷にいしわりと云打刀をひつそばめ餘の者も思ひくゝに具足して二人の女房を道しるべにて重々の木戸をぞ通りける云々按ニ酒吞童子草紙は御伽草紙の中に收たりまた寫本上中下三卷の畫詞あり狩野元信が筆也こは石切とも石割ともありてつたへこと也小長刀の中子を切つめて柄を馬尾にて纏て打刀にせし也馬尾にて柄まきたる刀は平家物語五卷文覺流されの條にも見ゆ○吾妻鏡十二卷一丁建久三正廿一條に懷中帶二尺餘打刀一殆如寒冰又覽其首ニ魚鱗復ニ眼上ニ彌知

食有^二害心者^一之間被^レ推^レ問^レ之名謁申言上總五郎兵衛尉也云々○古事談四卷^{十二}勇士部に切手ハケセンノ彌太郎ト云者也出立擬^レ切^レ頸之間大庄司云切損給フナ刀ハイツレゾト間ケレバ切手云鬼次郎大夫が大津越ゾト云ケレバサテハ心安シト云テ被^レ切ケリ部類五人同切云々大津越トハ人ヲ引居テ切ニ左右ノ臂ノ上ヲ中骨ニ懸切ヲ云也云々武器考證九卷^四此條ニ云フ處ノ刀ハ打刀也云々○古今著聞集九卷^四右武勇部に牛の腹のほどをさして箭をはなちたるに死たる牛やすくとはたらきて腹の内より大の童打刀をぬきて走出て頼光にかゝりけり見れば鬼同丸なりけり頼光も少もさわがて大刀をぬきて鬼同丸が頭を打おとしてけりやがてもたふれず打刀をぬきて鞍のまへつばをつきたり云々同書廿卷^五魚虫禽獸部に山伏は打刀をぬきてむかふ此時くちなはえよらでしゝかまりたりけり末重にげんにはいかにも追ふせられぬべし又いつをいつとかくてためらひたてらんとぞと思ひて杖をよこたへてそばよりするゝとよりてくびのねをつよく打たりければ打れてひるみけ

る所を山伏打刀をもてきりふせつ云々○高館草子^廿丁に武藏坊辨慶はよまごころへつツといりいつもこのむかちんのひたれに水に駕のはいだてし三びきりやうのゆごてさしいまだ鎧は著ざりけり二尺ばかりなる打刀を十文字にさすまゝに云々又^{廿一}龜井の六郎しげきは一きはすぐれて出立た^丁右云々ゆつて上帯ちやうどしめ九寸五分の鎧どほしをめでの脇に指たりけり一尺八寸の打刀十文字にさすまゝに葵^七作の太刀はいて云々又^丁辨慶うけたまはつて今度はそれがしが死番にあたつて候と申もあへず云々ゆつてうはおびちやうどしめ一尺八寸の打刀を十文字にさすまゝに薙刀首搔刀長刀小ぞりはをとりちがへ鞍の前輪にしめつけ云々○室町日記九卷鹿苑院殿へ討手をつかはす條に鹿苑院云々小姓一人同宿二人下男ひとりにてかちはだしにならせたまひいそがせ給ふほどにほどなく京にいらせ給ひて二條のほとり惠毘須川の町に入と二尺五寸の打刀にて跡よりはるかにさがりけるがはしりかゝつて情なくも一太刀にぞ打まるらせける云々按^平田和泉守が鹿苑院をたばかり出して討たる也二尺五

寸の打刀は義貞記に長さ一尺二寸とあるとは殊にて後世はやうく長く作成し太刀にひとしきさまのものもありし也○宗五大草紙上卷^群神類本^{廿四}大酒の時の事條に打刀を人に出す事持たる太刀不足とて打刀を一番に出し候事不可^レ然先わろく候共太刀を出候て後又子細を申て打刀を可^レ出但當時左様にも候はで一番に打刀を被^レ出事のみにて候打刀をつば刀ともいふ云々又打刀を人に出候にわろく候共太刀をそへらるべき事本式と申候^左去^右打刀計出候事常の事也云々又^{七十四}太刀打刀之作やうの事條に公方様御打刀はいづれもさや袋に入候しやくどう装束鐔ふくりん金柄頭小尻また栗形焼付御目貫前のごとく丸に桐焼つけ御さげ緒も半さげ緒打様まへのごとし卷糸茶紺淺黄不定いつも此ふんに候云々又^四同御劍はいつもさや袋に入赤うるしも黒きも御座候つる柄もの糸かな具ぬりかなご御目貫丸の内桐やき付はゞき金鐔ふく輪なしまき糸御打刀同前云々按^ニ打刀一名鐔刀ともいへるよし也鐔は全ふくりん柄頭^{小尻}栗形は金焼付目貫は丸に桐の金焼付下緒は半下緒にて前段刀の條に茶の糸又紅と茶の糸にて一

寸まだらに龜の甲など打ませも候からくれなゐの御下緒は見申候はずとあればこれに同きよし也○大内問答^群神類本^{十八}打刀并長具足可^レ被^レ進哉事條に打刀の事一かどの様に候へども一番には不可^レ然候先^太刀を被^レ參候て後々可^レ然候歟打刀をばつば刀とも申候へば打刀御出候はゞ太刀を被^レ添候半事本義にて候打刀計は略儀に候殿中も同前但御引出物にあらす唯打刀計進上の事は勿論にて候云々又^{廿四}御物作と申候はいかやうに仕候哉の事公方様御腰物は云々御さげ緒は茶の糸又はくれなゐと茶にて一寸まだらに又龜の甲などおりませ御座候つる唐紅計の御下緒などは見不^レ申候つる又刀の柄まく事は陳中の外にはなく候御打刀の事赤銅装束つばふくりん金柄頭こじりくり形焼付御目貫右のごとし御下緒前のごとし半下緒にて御座候まき糸ちや紺淺黄いくつも此分にて御座候つる云々○萩原隨筆三卷に打刀とは具足の上になすちひさ刀也云々○武器考證十卷太平記拔書條に古代刀とばかりいひしは腰刀の事也今世刀とばかりいふは打刀の事也古は打刀ともつば刀ともいひし也○貞丈口授脇指考に打刀の圖いかは是

はたゞ今大小と申てさし候大の事にて候古はつば刀とも申候同前に有物ゆる繪圖に不_レ及候云々○與清曰打刀は指刀に對してや、長くいかめしく敵を打に便せし刀なれば打刀とは名づけし也今世の長脇指といふものこれ也今の大小の大を刀といふは打刀をや、いかめしくしなせしものゆる打刀の縁によりて刀とはいへる也されば打刀變じて今の刀となれりとも知べし腰刀鞘巻馬手指やうの敵を刺徹す刀をや、いかめしくしなしたるが今の大小の小にて脇指とも差添ともいへるもの也朝倉景衡が愚得隨筆卷二に凡刀を鏘を打といふこれによりて太刀刀を打物といふ也といへるはいみじきひがこと也

(十三)差添帶添 酒吞童子草紙御伽草紙本に頼光は御らんじてそれがしこしらへ給はらんとて腰のさしぞへするりとぬきしむら四五寸押切て舌打してぞまわりける云々按さしぞへとは腰刀の事也打刀にさしそへたるゆるさしぞへとはいへる也打刀に腰刀をさしそへたるを大小とはいへりと知べし○太平記廿九卷左 阿保秋山河原軍條に阿保は太刀ヲ鏘本ヨリ打折ラレテ帶添ノ小太刀計憑タリ云々同卅四

卷四丁 烏山道誓上洛條に四尺五尺ノ白太刀に虎皮ノ尻鞘引籠ノ一樣ニ二振帶副テ云々按此帶副は大太刀に小太刀を帶添たるにて腰刀を差添といふとはおなじからず○與清曰差添は打刀を指し腰刀をも指添るゆる差添の刀と云べし帶添は大太刀に小太刀を帶添るゆる帶副の太刀と云べき也

(十四)大小刀脇指兩腰 大小とも刀脇指ともいふは打刀を大とも刀ともいひ腰刀鞘巻馬手指の類を小とも脇指とも差添ともいへる也伊達日記上卷八丁に修理イヅレモ御酒過候間過モナキ様ニ刀脇指を被渡候ヘトテ無理ニ取長持ヘ入置候云々又右九丁三人ノ者共刀脇指ハ被取何共可_レ仕様無_レ之候云々同中卷廿七に御腰ノ物大小御小袖十二云々抔あるにて知べしまた大太刀小太刀を大小といへる事あり太平記廿五卷左 住吉合戦條に和田新發意源秀ト名乘テ洗皮ノ鏘ニ大太刀小太刀二振帶テ六尺餘ノ長刀ヲ小脇ニ挾ミ云々同廿九卷右 阿保秋山河原軍條に阿保肥前守忠實ト云ケル兵連錢葦毛ナル馬ニ厚總懸テ唐綾威ノ鏘龍頭ノ甲ノ緒ヲシメ四尺六寸ノ貝鏘ノ太刀ヲ拔テ鞘ヲバ河中ヘ投入レ三尺二寸ノ豹ノ皮ノ尻鞘カケ

松屋筆記卷之百

華頂殿侍倭學士平與清稿

タル金作ノ小太刀帶副テ云々阿保ハ太刀ヲ鏘本ヨリ打折ラレテ帶添ノ小太刀計憑タリ云々同卅四卷右四丁 烏山道誓上洛條に或ハ四尺五尺ノ白太刀ニ虎皮ノ尻鞘引籠ノ一樣ニ二振帶副テ百騎二百騎打モアリ云々など見えて大太刀に小太刀を帶添たるなれば指添とはいはざる也されど大小といへる稱はおなじ○室町日記七卷左 女房訴訟之事條に其上半兵衛兩腰鍵弓鞍籠武具の類面々に験を付て置れけるを見分て云云按此兩腰は打刀と腰刀の事にていづれも腰に指す物なれば兩腰とはいへる也兩腰すなはち大小也○守武千句八丁 猫何に「づみはあれどしらぬ大小」猿樂はいつをつこもとおもふらん云々按鼓の大小をいへるにて刀の大小にはあらず

- (一) チャントといふ詞チントと云詞 俗に「チャントシメル」又は「チントキメル」などいふはもと上帶「ちやうど」しめなどいへる「ちやうど」の轉れる也「ちやうど」は「丁」歟又は「調」歟可_レ考丁は「チャウ」也調は「テウ」也假名もおなじからねば確證を得て定むべし高館草子にをどりあがつて高ひもかけゆつて上帶ちやうどしめなど見ゆ此外所見おほし
- (二) 鉢のうる木 新撰犬筑波集春部に「軒ばなる鉢のすわえの梅吹て」
- (三) 法師 還實生實生 俗に還俗の者を指て法師かへりといへり新撰犬筑波集春部に「ほうしかへりと人や見るらん」此梅はさねおひにてはなきものを云々ほうしかへりは還俗男也さねおひは實生にて今俗ミシヤウといふこれ也
- (四) 松ふぐり陰囊 新撰犬筑波集春部に「春風によ

らめき渡る松ふぐり「同冬發句部に」霜風にふるひおとすや松ふぐり「同雜部に」山に千年川に千年「ふぐりまでうしほにうつる峰の松」又「まつふぐりとや人はいふらん「住吉の岸によりたる蛸を見て」又「ふぐりのあたりよくぞあらはん「むかしより玉みがざれば光りなし」又「手綱もかゝぬ高砂の浦「しほ風にぶらめきわたる松ふぐり」又雄長老百首廿丁松の歌に「橋立の松のふぐりも入海の浪もてぬらす文殊尻かな」○按に松ふぐりは松實にて其形陰囊にも似たればいふ歟和名抄莖垂類部に針炙經云陰囊俗云布久利云々またはかりの鍾あり

(五)花姫 新撰犬筑波集春部に「花よめごせもよその人かは「青柳のいとこどうしが契りして」

(六)花より團子 新撰犬筑波集春部に「花よりもだんごとたれかいはつゝじ」俗語に花よりだんごといふも古き詞也○鷹筑波集二廿丁に「つばみたる花は團子か廿日草」

(七)梅干むめぼうし 新撰犬筑波集夏部に「花の色はうつりにけりな梅ぼうし」

(八)ふくべ 匏を「ふくべ」といふ事常也新撰犬筑波

集夏部發句部に「ゆふがほの花ふくべのたむけかな」

(九)きりはったりちやう 新撰犬筑波集雜部に「へた猿樂ぞにしきりにすく「きりはたりちやうと違ふを拍子にて」

(十)辻率都婆とば橋 新撰犬筑波集雜部に「佛にふつと毛こそおひけれ「道辻のそとばに牛の身をすりて」○又「ほとけをふんでたすかりぞする「谷川にまはるかたなきそとば橋」

(十一)狸の腹鼓 新撰犬筑波集雜部に「下手猿樂に似たるばけもの「拍子にもあはぬたぬきのはらつみ」

(十二)濁酒 新撰犬筑波集冬發句に津の國すゐたのつゝみを行とて「風さむし濁酒なりともすひたかな」云々吹田に吸たしとよせたる也和名抄に今の濁酒は見えず古の聖賢といひしは清濁二種の名也

狂雲集上廿六丁○濁酒又乾一酒の名ありトビロクは醱醗と云脱いかり濁醪にて「ダク」を「下ア」「ロウ」を「ロク」と訛れる也松岡珠が齋々言々下アロクとの有濁醪の音也といへり

(十三)舊本今昔物語讀法 ツチサノ十一 アマチテ イッ ヰキ エユ 早ホ 而血

粉梁 辺邊 虚戯 回因 无元 膝膝
 遅遅 力事四ノ四 草事 失失 寔寔
 顛顛 葵葵 蕙蕙 卑衆 酒酒 返返
 筥岡 廣量 廿七ノ廿八 廿一ノ廿八
 思量 オモヒハカリ 暫許 トバカリ
 然ラ也 廿七ノ四十語 曲リ ユガマ子バカカメ
 思ユ 三ノ〇オモヒ 微妙 ミメウノ廿三〇メテタシ
 十ノ四〇十ノ六〇十ノ七〇十九ノ五同廿〇
 十八ノ三〇廿六ノ五〇廿九ノ三〇卅一ノ十
 微妙クテ 廿四ノ卅一〇 拈 ヲトルハルアナケル十九ノ十四
 追 廿九ノ一〇ヒマ廿ノ七〇十一ノ卅六
 ハザマ字拾遺五ノ三丁右〇アヒガ十九ノ十九
 極 イミシク〇ヨリシ四ノ十四〇一ノ十六
 極 キハメテイタリ
 帆 レテ七ノ十五 疏 ヲ十九ノ廿七〇廿ノ七同廿四
 嘲 ラセ十九ノ廿二 忍 キ 〇廿六ノ十七〇廿八ノ卅
 媚 コビ廿四ノ卅一 鏡 テ或作ニ鏡テ
 器量 イカメシク五ノ廿七〇五ノ一四
 燈 ケアリ 〇廿七ノ廿五 題 フケル頓通用
 廿ノ十八同廿七

乾 カタヤカ廿二ノ七 島 ハダケ
 制 イサメ 娥 ウルハシ〇ウルハシク
 絡 クリ十九ノ三〇十六ノ廿四 俸 ア十五ノ十六〇十六ノ七
 謔 オモシロク十二ノ九 喜 シク
 交 マギレ マギラハズ 嫌 シク
 水 ヤカ 欄 ナホシ直衣也
 器 ウツホ空也廿四ノ卅二語ニ 榮 サク〇サキ一ノ十二
 弊 イヤシ〇ツタナシ廿二〇廿六ノ八 冷 シク
 否 イザ 淫 ウカレ
 倡 イザナヒ 線 ヲツラヒ十ノ七〇十八ノ六〇十九ノ六〇廿ノ十一〇廿四ノ五十
 〇廿六ノ二〇廿九ノ廿七〇卅ノ三〇メケル廿七ノ七語〇卅ノ八
 語〇アツカフ〇廿六ノ五〇卅ノ四同六〇七ノ廿七〇
 十八ノ十三〇廿四ノ五〇廿七ノ廿四同廿三語
 線 ヒテ 四ノ八同十二〇 鏡 シラヒ歟線線相似タル故ニ誤歟
 〇卅一ノ三〇 勾引 サレ
 〇卅一ノ六 奕 ラカ
 妾 ケクナク廿六ノ二 長 ヤハラ十ノ卅五
 去 シリケテ一ノ三同十四〇取去ケ 〇オトナシク
 四ノ八〇ノクル〇サケ

柄^ツ筆ノ柄^ノ一語○カリ^卅ノ
六語ニ^者初^云々
嚴^シ氣^シ廿七ノ卅八
寵^ハレ^ビ○ホコリ^卅八ノ卅
○廿九ノ四
液^シシ^ル 嘔^ナグ^サメ^テ一ノ三語○十ノ五○廿六ノ五○卅ノ六ノ八
誘^ヘテ一ノ六同十四○九ノ四十三
○十一ノ六○十九ノ廿七
故^ユエ^卅ノ七○コト^卅ノ卅七ノ卅三ノ
○トモ^卅廿六ノ五語ニ^故ノ者^共云々
嬖^ヤモ^メ
棍^チコ^ツリ^一ノ六
○五ノ八○卅一ノ七
微^メタ^ク廿四卷ノ勳^返男^語ニ^極ク^微妙
勞^イタ^ハル
狙^マナ^イタ
仰^ノ様[○]十六ノ五同卅四
○十八ノ十三
瑞^社也
銳^磨也
孟^五ノ十四
蹇^アシ^ナヘ
探^コク
促^リ ア^ラハ^シ
鋼^メク[○]キ^ラシ^ク
鋼^キラ^イカ

醉^ニハ^シ○ニ^ギハ^ヘメ
十九ノ廿三語○卅一ノ十三
濟^スク^ヒ
有^ナル
悽^オビ^トリ
辭^スマ^ヒ
憤^イナ^ビ
挑^イド^ム一ノ十五
屈^リ 廿五ノ四
夜^前 ヨ^ウベ^廿五ノ四
論^ヒ 廿五ノ五
被^レ壓[○] ハ^レ 廿五ノ五
○オ^ハシ^マシ^ケル^廿七ノ十六語○マ^シマ^シケ^ル
○ハ^スル^四ノ六○オ^ハセ^五ノ十九
次^ケ 廿五ノ五
薰^リ 廿五ノ五
拘^ヘテ 廿五ノ五
惡^サハ 廿五ノ六
稔^ニハ^シ
廿七ノ卅二
奉^ラセ
至^ス三ノ口
楯^ツカ^廿六ノ九十ウ
燈^セ十九ノ六
疾^テ
啼^ク 廿五ノ四
無^端キ 廿五ノ四
此^彼 ク^シテ 廿五ノ四
諫^シク 廿五ノ五
御^一 廿七ノ五○オ^ハシ^マス^一
一^同十八○五ノ十四○廿五ノ五
息^ミテ 廿五ノ五○廿九ノ十六語
ヤ^スム[○]イ^コフ
叫^メキ 廿五ノ五
サ^ケブ[○]サ^ケビ
爵^ウツ 廿五ノ五
忽^シ緒^ユル^カセ
廿五ノ九

趣^ク 廿五ノ九
須^スベ^カラ^ク
廿五ノ九
周^章 ア^ラテ
廿五ノ九
諺^レ 廿五ノ十三
宥^ナグ^ム
廿五ノ十三
蕩^テ 廿五ノ十三
蔑^ナイ^ガシ^ロ
廿五ノ十三
末^ウレ
汎^コホ^ル五ノ十七○十ノ卅七○十九ノ一
コ^ホシ^四ノ七○廿七ノ四○廿七ノ五二處
鉉^ハタ^廿二ノ七○十五
○十五○廿七ノ五
終^道 ミ^チス^ガラ
廿七ノ十二
白^地目[○] ア^カラ^メ廿七ノ十二
○廿七ノ卅一
喘^々 ア^ヘク^ク
閉^マラ^{十四}ノ廿六
廿七ノ廿一
曝^ホヒ^{タル}
廿七ノ廿二
夜^冷 ヨ^ザム
廿七ノ廿四

安^ノ外^オ 廿五ノ九
蹇^キ 廿五ノ九
會長^ニ 廿五ノ十三
胃^カア^ト 廿五ノ十三
ト^モガ^ラ
徵^リ 廿五ノ十三
汰^ヘ 廿五ノ十三
翔^フル^マフ
翫^カバ^チ
廿七ノ八
柳^トテ 廿七ノ十二
温^アタ^マリ^{十九}ノ九○廿八ノ卅
ニ^アツ^シレ
延^ユム^縁也^字或^作延
十九ノ二
接^クシ^ル
廿七ノ廿一
惹^ホレ 廿七ノ廿二
嫁^トツ^ギ一ノ十三○廿七ノ廿四
ク^ナグ[○]ト^ツギ^テ二ノ口

黃^斑牛^アメ^ダラ^ウシ
廿七ノ廿六
密^シク
廿七ノ廿八(シノビヤカニ十九
○廿七ノ廿九オビユ○オビヤカニ廿七ノ卅一
一^孫 ヒ^トツ^ウ
廿七ノ卅一
噉^ウツ^アキ^噉歟
廿七ノ卅三
畢^ハテ
廿七ノ卅四
朝^メテ 卅ノ十四
朝^メテ 卅ノ十四
鯛^フレ^ハフ^十ノ廿六
和^ヒ 十九ノ三同十五
生^土 ウ^ツス^ナ
十九ノ廿一
藥^ヒ 卅ノ一
瘡^スク^ム廿七ノ廿二○卅ノ四○廿七ノ廿
○十九ノ五○廿九ノ五
盤^サラ^廿八ノ六語
然^ラニ^用
奇^異 ア^ヤシ
十九ノ二
奇^シ 十九ノ二
迷^マド^ヒ

涼^ジテ^見 卅ノ一語^凌ノ^懸歟
故^ユカ^リ卅ノ四○廿六ノ五○廿七
ノ卅二○コト^サラ^ニ十九ノ十八
茹^テ 十九ノ十一
嫉^ガリ
能^ニハ
壓^オソ^ヒ誤^作瘵

不意 ソッロ
 編 テ廿七ノ廿八〇廿八ノ四
 旁 カタルノ十九ノ廿四
 束 子廿九ノ四
 症 ヤカ蓋密之誤廿九ノ五〇卅ノ四〇廿七
 且 カツノ六
 切 ニシテ
 扣 テ 廿九ノ九
 捻 リ 廿七ノ廿八
 密夫 マヲトコ廿九ノ十三
 過 ガ 四ノ一
 復 カ〇フクラミ廿九ノ十五
 麻 ツカル
 捷 ツク 廿九ノ十七
 臨 ケメ 十二ノ十三
 僻 ミ 十二ノ廿四
 坐 ガリケル廿九ノ十七〇イマ

砥 子アリ
 思 シキ廿九ノ四〇二ノ〇
 煩 ワツラハ
 宛 ニ
 私語 サ、メゴト
 机 ツク 廿九ノ九
 仲 ナカダチ
 迹 ニケル
 大臣 オトマ大殿也
 強 ニ
 疾 ニヤレ 廿九ノ十七
 居 スム 廿九ノ十七
 現 ゲニ 廿九ノ十七
 穢 ケガレ
 碎 クダケ
 進 ラム 廿九ノ十七

虚 タハラ
 嫗 オムナ
 禁 イマシム
 凉 ス 廿九ノ十九
 隙 ヒマ 廿九ノ十九
 幼 チサナキ
 緩 ビ〇タユム
 項 ウツナシ
 制 命ス 廿九ノ廿三
 閉 キク薬ノ事也
 慚 ナキ心 廿九ノ廿五
 戴 イタロキ
 遁 ノガル
 直 シク 廿九ノ廿七
 滋 シゲミ木枝ノ滋也
 恣 ホレイニ

係 ホノカ
 約 ホリテ立約テ
 繕 ツクロヒ
 掃 ハラフ
 手便 テタヨリ
 和魂 ヤマトダマシヒ
 辺 ワタリ ホトリ
 番 ツガヒ
 命 ス 廿九ノ廿三
 徒然 ツレツレ
 酬 ムクイ
 錯 アヤリ
 窪 ツクミ
 漚 ホリケ
 眠 マナカアラ
 反 テ

蔑 アナヅル
 暫計 トメカリ
 辛卷 廿九ノ廿三
 撓 テ
 垂敷 キ 廿九ノ廿七
 食行 ハミユク
 躑 テ居タリ
 濟上 テ
 美 キ
 姪 シナダリ
 切 ニ切テ 卅ノ四或
 捻懸 タル 卅ノ廿八
 謀 メ
 戰 ハナキ一ノ四
 生 メカシ
 統 チサメ

游 オヨギテ
 蕩 トラス 廿九ノ廿三
 桃 クツロケ
 知 サトリ
 特牛 コトヒ
 突 カヘ
 不意 ズ
 婚 トツグ
 濕 ヌル
 切 ニ
 額 ヒロゲテ
 披 ヒロゲテ
 詠 ウタフ
 衣曝 キサラギ
 筵 チカ

福 シ 廿八ノ四
 躑 ツマツク 十六ノ廿八
 憩 立テ 廿八ノ四
 要 コシ
 可咲 チカシ
 盤 サラ唐鞍ハ糸盤也
 祛 タモト
 深更 ル
 轉 クルメク
 果僧 ハシハウシ
 編 ヒメ 廿二ノ七
 敷 フクレ 廿八ノ廿
 暖 シマリ
 飲 ル 廿八ノ廿
 眼皮 マナコキ
 朋 ナヒ

裊 チハヤ
 褊 キテ字或作褊
 術 テダテ
 耄 ホレ
 炮 イリ
 非 テ 廿八ノ六
 扶 ク、リ、務、扶
 帖 テ〇ノメテ
 要事 〇廿八ノ十七
 食 メス〇ハム〇クフ〇タウハ
 販 ニギハヒ
 瘡 ウガツ
 萎 ミ 廿八ノ廿
 斷 ハグキ
 贖 セ
 早 シ雄色

嘘ホエ
 開 アキテ 目口開テ
 廿八ノ廿
 開 キ 廿八ノ廿一
 瞬 メクハス
 マジロク一ノ一
 六倍 ムツカシ
 猿樂 ニ ○廿八ノ廿三
 シアリク 廿八ノ廿一
 爲行ク 廿八ノ廿一
 下 ○シモ
 オロシ○クダリ廿八ノ廿四
 吻 サキヲ
 廿八ノ廿五
 小惚 シ 廿八ノ廿七
 這疑 × 廿八ノ四十
 區 一ノ三
 吟 ア 一ノ三
 五ノ一
 端 シク 一ノ三
 競 プレバ一ノ十八
 一ノ八○カロメアナル三ノ○六ノ廿六
 一ノ八○カロメ一ノ廿三○カロメケル四ノ九

月々シク 廿八ノ廿
 動モ不爲シテ 廿八ノ廿一
 糶 モミ
 害 ソコナフ
 舍モリ音
 行 アリキ
 合 クハミ廿八ノ廿四
 クハミ廿八ノ廿三
 登海 エビヲ
 廿八ノ廿七
 息 コヘ○ヤスム
 廿八ノ廿八
 習 シ 平也
 廿八ノ四十
 喘 ギ 一ノ三
 噎 ル 一ノ三
 號 ビ啼ビ 啼或作啼或作泣
 一ノ四
 謀 ヌツ 一ノ九

誠ミ 一ノ六
 面散ミ
 麻レ歩ブ 五ノ四
 咲フ 一ノ十一
 婁 一ノ十三
 劇キ事 一ノ十五
 要ナラズ 一ノ廿五○エウツテ十ノ十
 スルニノ○六ノ六○十七ノ九
 膳ヘテ 一ノ廿六
 御月物 一ノ廿九
 維 スミ 一ノ二
 稱 ハン 一ノ二
 拒 ミ 一ノ四
 構 リ 一ノ二
 ○カマフ三ノ○
 殿レリ 一ノ二
 嫁 トツケリニノ○
 呢シ人 一ノ○
 面 アタリニノ○
 面 アタリニノ○

背儘 テ
 蒸タル ○アサレタル 一ノ十一
 坊カニ 一ノ十二
 鏡 一ノ十三
 嫌 マムト思テ ○ニクマム
 子タマム 一ノ十五
 恤 ミ 一ノ廿九
 顯 ハニ 一ノ一
 接 一ノ二同四
 狂 リ 一ノ三
 爵 ムト一ノ六
 ウツ十一ノ六
 言 バ 一ノ二
 瀆 ナムニノ○
 ○瀆ナミ殿リテ三ノ○
 把 レリ 一ノ○
 疊 白 一ノ○三ノ○
 搦 一ノ○
 勢長シテ 五百ノ太千一○五ノ十四
 ○三ノ○五ノ五同六
 尉取 ラレヌ三ノ○
 延年 ス 三ノ○
 嗟 テ 夜嗟テ三ノ○
 四ノ十一
 故ノ有ルカ 三ノ○
 フル三ノ○○ツカヘ十二ノ十四
 ツカヘム ○不厭ザルニ三ノ○
 拙 グ 三ノ○
 抛 リテ
 勢 ニ 四ノ四
 七ノ十五
 穢 ナミツルハ
 四ノ九
 惜 ム 四ノ十五
 揮 ヒ 四ノ廿五○十九ノ三
 ○十六ノ七
 的 ヘ 五ノ廿四
 巾 テ 五ノ廿二
 活 一ノ○愚管抄三ノ四丁ウ佐カヘリテ
 ヘレリ七ノ廿二

搦 キ 二ノ○
 吟 シカラザルナリ 二ノ○
 息 ミシテ 二ノ○
 句ヲ香テ 二ノ○
 挑グ 灯明ヲ挑グ 二ノ○
 開ケ 榮タル花 二ノ○
 花開レバ三ノ○
 極ジ 一ノ十一○五ノ十四
 ○十九ノ四
 榮 ○開ケ榮タル花 二ノ○
 一ノ十二
 強 ナニ 二ノ○
 言 サク 三ノ一
 同四同○
 扇ギ 干テ 三ノ○
 片岫 山ノ片岫
 三ノ○
 陸 アル九ノ廿六
 借染 三ノ○
 境 タリ 二ノ○
 膝マ突テ 三ノ○
 森キ 動キ 三ノ○

應ル 二ノ○
 香テ 二ノ○
 鐵 熱ニ通ニノ○
 壓ヒ 寄ル 一ノ十七○オソハレ
 五ノ十七
 遊リ 二ノ○
 在 イマシケリ三ノ一○
 イマシ所三ノ○
 峒ノ穴 三ノ○
 慢 ツル 三ノ○
 ○六ノ廿六
 勢 勢ノ勢大ニノ○
 ○四ノ十一
 蔑 ツリ 四ノ九○五ノ十三○十九ノ二
 多 三ノ○
 慎 マシク
 三ノ○
 鮎 ヲ 三ノ○
 疎 マシ 三ノ○

搏 三ノ○
 分ニ威勢ヲ施シ 三ノ○
 淀ミ 池ノ淀ミ 三ノ○
 和君 三ノ○
 御行 三ノ○
 白地 三ノ○
 寧ニ 三ノ○
 促メ 四ノ一
 指南 四ノ四
 五ノ四
 觸レバ 四ノ六
 五ノ四
 燧 ケアリ 四ノ十一同廿五
 ○五ノ四○十二ノ廿
 悦ク 四ノ廿
 徒 四ノ廿七
 遺セツル 九ノ十三
 下テ 七ノ一
 活 一ノ○愚管抄三ノ四丁ウ佐カヘリテ
 ヘレリ七ノ廿二

勢長シテ 五百ノ太千一○五ノ十四
 ○三ノ○五ノ五同六
 尉取 ラレヌ三ノ○
 延年 ス 三ノ○
 嗟 テ 夜嗟テ三ノ○
 四ノ十一
 故ノ有ルカ 三ノ○
 フル三ノ○○ツカヘ十二ノ十四
 ツカヘム ○不厭ザルニ三ノ○
 拙 グ 三ノ○
 抛 リテ
 勢 ニ 四ノ四
 七ノ十五
 穢 ナミツルハ
 四ノ九
 惜 ム 四ノ十五
 揮 ヒ 四ノ廿五○十九ノ三
 ○十六ノ七
 的 ヘ 五ノ廿四
 巾 テ 五ノ廿二
 活 一ノ○愚管抄三ノ四丁ウ佐カヘリテ
 ヘレリ七ノ廿二

嫌ム 七ノ三	嫌レテ 七ノ十五	茶 齋歎五ノ十三	山女 五ノ十三	櫻 櫻歎五ノ十三	妻夫 五ノ十四
苦ニ 七ノ廿	不億ザル也 七ノ廿	菓嶺 五ノ十四	拈 五ノ十七	吳 五ノ十七	寫隆 五ノ十七
噉ル 七ノ廿一	鈍 七ノ廿五	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	燃シメテ 六ノ廿六	
陷タル 七ノ廿五	直 七ノ廿七	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	估メリ 九ノ五	
濕汗 七ノ廿九	直ク 七ノ四十二	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	要有テ 九ノ十三	
蘇テ 七ノ卅一	透 七ノ四十四	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	鵝鳥 九ノ廿	
心馳リ 七ノ四十四	撮キ 七ノ四十八	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	聯 九ノ廿二	
和ラ 五ノ一	駭キ 五ノ二	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	遁 九ノ卅一	
動スル 五ノ一	強々シ氣ニ月无氣ニ 五ノ四	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	鴈 九ノ卅四	
樂ビ 五ノ三	指南 五ノ四	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	排ル 九ノ卅四	
冥ギタル氣色 五ノ四	按 五ノ六	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	擧ムル 九ノ卅六	
蹠 五ノ四	瘰 五ノ十三	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	眇メリ 九ノ四十	
香 五ノ七	穴 五ノ十三	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七	柳 九ノ四十一	
温 五ノ十三	椿 五ノ十三	拈 五ノ十七	拈 五ノ十七		
指 五ノ十三		拈 五ノ十七	拈 五ノ十七		

帖テ 九ノ卅二	駭 九ノ卅三	龜 十一ノ一	佛 十一ノ四
乞テ 十ノ三	乙女 十ノ七	朗 十一ノ五	捲 十一ノ十三
追 十ノ八	終道 十ノ九	器 十一ノ六	籬 十一ノ六
悚 十ノ九	但 十ノ九	不慮ザル所 十一ノ十二	挑 十一ノ八
日讀ノ午 十ノ九	疵 十ノ十	衞ムデ 十一ノ十三	別 十一ノ十三
應 十ノ十	釣 十ノ十二	綏 十一ノ十二	鎗 十一ノ十三
拜ミ入テ 十ノ十	矯 十ノ十六	併 十一ノ廿四	指 十一ノ十六
喝ミ 十ノ十二	達 十ノ廿四	是 十一ノ廿八	擧 十一ノ廿五
喝メル心 十ノ廿二	下 十ノ廿九	摘 十一ノ三	護 十一ノ廿八
恣 十ノ廿九	吞 十ノ卅二	延 十一ノ九	步 十一ノ廿九
驗ク 十ノ卅二	芬 十ノ卅四	湯ノ切 十一ノ九	大ナル涙 十九ノ二
俸ツ 十ノ卅三	懸ヒ 十ノ卅五	尊 十一ノ十	伯鷄 十九ノ二
遊テ 十ノ卅四	田蕩 十ノ四十	食ス 十九ノ三	
道々 十ノ卅六			
怖ドシテ 十ノ卅六			

百首昔皇太后宮大夫俊成卿「おちたきつ瀧のうちは
 の岩の昔わか袖のうへにいづれ露けし」與清曰「う
 ちは」は「うちわ」と書べし萬葉四ノ卅に「衣手乎打廻
 乃里爾有吾乎不知會人者待跡不來家留また四ノ卅神
 名火打廻前乃石淵隱而耳八吾戀居これらの打廻
 といふ語によりたる也本居宣長が打を二處とも折の
 誤字ぞとて「ヲリタム」と訓るはよろしく聞えたれど
 字を改んはいかにぞや衣手乎打廻とかゝれるは冠
 辭考に舞などに袖を打廻す心につけたりとあるに
 てきこゆ神名火打廻前も火を打といふ縁語もてつ
 けたらんも知るべからずそれはとまれかくまれ古く
 打廻を「うちわ」とよめるよりさる詞ありて「瀧のう
 ちわ」ともいへるなるべし「瀧のうちわ」とは瀧のお
 つる所の内の方のめぐりにて土にもあれ岩にもあれ
 それに生せし昔の常に水氣そそぎてぬれたるを袖の
 涙の露によそへてよめる也

はち云心「あせきにはさはらず」云々南のかへし
 「いづみだに残らずいかで」云々ならひて北かへし
 「いづみにはあらぬまかきの島近み波のこえつ」も
 るとこそきけ」南のかへし「打こゆる波のおとをは
 もらぬよりしまきの風を吹かへさまし」按中務集
 に見えたる歌とは異同あり次に載たれば考べし○中
 務集三卷七十一丁右に門さゝで和泉守順朝臣の垣を
 へだてゝあるに梅をこなたの人皆とりたりといふを
 聞て梅をやりたれば順「あせきにもさはらず」云々
 返し「井せきにもさはらず」云々又順「和泉にはあ
 らぬまがきの」云々又返し「打こゆる波のおとせは
 もらぬよりしまきの風を吹かへさまる」按果句順
 集に「吹かへさまし」とあり上の句ども「打こゆる」
 を「打こゆる」「波のおとせは」を「波のおとせは」に
 作れり○太郎百首卅二丁左海路歌に中納言國信「浪
 のをるいらこか崎を出る舟ははやこき渡せしまさも
 そする」按一本に二句「いくたが崎」に作れり○按
 雜八崎の條にも載て三句「いる舟は」に作れり○按
 納言長方卿集八卷五十九丁左戀部に「しまさふくひ、
 きのなたの船わたり心まとも誰によりてそ」按

万代集戀部三に海路戀といふ事を權中納言長方とて
 此歌を載たり同集一本に終句「たれによりてか」に
 作れり夫木抄雜八磯條にも收む○俊惠林葉集五卷
群書類本下右大臣家百首内後朝五首に「しまさす
 るおまへのなはは過ねども今朝のおきこそ思ひわ
 ひぬれ」按夫木抄雜八磯條にも載て終句「思ひや
 らるれ」に作れり○夫木抄春四花部に土御門院小
 宰相「海かけて比良山おろしゆきかへり花のしまさ
 の波高く見ゆ」○同抄雜七浦部に旅泊月源伸正「し
 まさするふちえの浦に舟とめて月の出しほをまつ
 そ久しき」按印本に初句「もまさする」とあるは
 傳寫の誤也古寫本によりて改むべし○藻鹽草一卷
天象風條に「しまさよこぎるなど云也風の字なくとも
 云々○堀川百首肝要抄上卷十四四十九段に「しまさ
 は風の名也しまさするといひて吹事になれり云々
 ○堀川院類聚百首抄十卷卅五に「しまさは俄に吹風の
 あらき也云々○與清按に「しまさは順中務が集に見
 えたるをやふるしとせんおほかた海にのみて川など
 にはよむ事なし土御門院小宰相が近江海にのみた
 る例ありこはよこさまなどに吹ある暴風をいへり

もとは「アカラシマカゼ」などよりあやまれる詞には
 あらじかそはとまれかくまれ海の暴風の方言と心得
 ればきこゆ東風を阿由の風萬葉風をひかた七
 乾風をあなじ集十異風をおしやな抄廿などいひ
 今も伊奈佐奈良比などいふ類なるべしおしやなを松
 浦人は押穴といへり

(十六)手がひの虎 夫木抄廿七卷 虎條に百首御歌土
 御門院御製「人心てかひのとらにあらねともなれし
 もなとかうとくなるらん」藻鹽草十一卷虎部に手が
 ひの虎「人心てかひの虎にあらねとも馴しもなとか
 うとく成らん」光明藏二ノ五十五丁世事百談四ノ二丁猫ノ
ニ張其陳平諷曰今漢有天下大牛而諸侯皆附楚兵罷食此漢書
天亡之時不因其幾而遂取之所謂養虎自遺患也云々雨書六
虎の歌に「あさちふの小野のしの原いかなれば手飼の虎のふしとこ
るなる」抱朴子一ノ廿八丁金丹卷に元君者大神仙之人也龍調和
陰陽役使鬼神與作風雨神駕
九龍十二虎垂天下衆仙皆拜焉

(十七)船頭多くて山へ船を漕上る 俗に評議のまち
 まちにて決せざるを船頭が多くて山へ船を擧るとも
 又小田原評議ともいへりそは小田原の北條氏直諸臣
 を會して評議する事一度も決断せる事なければ也こ
 れ衆人之諺々は一人の諾々にしかざるにおなじ詩小

雅小曼篇に謀夫孔多是用不就云々貞觀政要三卷十三にも引たり

(十八)茶に一森と名づくる事 時丸が路記百車一の巻秋葉山の條に掛川を立て五六町ほど行て並木の中程より右の方へ行道ありこれより秋葉道と石碑建つ夫より田野の中を行ほどに三里過て森町といふ所ありせんじ茶を作りいとむ民家也茶の銘に一の森などいへるは此森町の隨一なりといふ心にて名付しものならんかすてせんじ茶の風味至てよし行先の山間に茶の木あまた作れり遠州茶の出る所也とぞ云々

(十九)不蒔之稻并稻荷の名義 路記百車一の巻小栗車塚の條に湯峰村五六町北の方に小栗の力石并蒔すの稻あり小栗入湯の間蒔葉にて髪を結び其しべを捨し所に毎年かはらずの苗生じみのる事今もむかしに違ふとなし云々按に日向風土記萬葉仙傳抄に天津彦彦火瓊杵尊離天磐座一排天八重雲稜威之道別道別而天降於日向之高千穂二上之峰時天暗冥晝夜不別人物失道物色難別於茲

有土蜘蛛一名曰大鉞小鉞二人奏言皇孫尊以御手拔稻千穂爲糶投散四方得開晴子時如大鉞等所奏搥千穂稻爲糶投散即天開晴日月照光因曰高千穂二上峰後人改號知鋪云々とあるも野生の稻にてまかすの稻はたおなじ小栗が説は後の附會妄誕なるべし此等は保食神に生れる稻とは別也因に云稻荷神は稻生神の義にて保食神の一名なり荷は借字にて爾とも奈利とも乃利ともいふ皆同語馬にもあれ人にもあれになひ行にいへり奈利を約れば爾也乃利の約はた爾にて荷乘騎などの字をよめり「ニナフ」は乗ナフにて「ナフ」は附ていふ詞也廿二社註式に山城風土記云稱伊奈利者秦中家忌寸等遠祖伊侶具秦公積稻梁有富祐仍用餅爲的者化或白鳥飛翔居山峯子生遂爲社各至其苗裔每先遇而拔社之木殖家騰祭之其木蘇者得殖木枯者不移云々これに稱伊奈利者積稻梁有富祐といへるも稻生にて稻生て梁を積富有なりよし也註式に或記を引て智證大師刈稻を荷たる老翁に逢へるよしをいへるは妄誕取に足らず

稻荷の事余が公事根源の書入にもいひたれば可考合

(廿)句 十日を一句といひ上中下旬と分ち一年をも句歳といふ事正字通字典などに尙書說文漢書翟方進傳注典禮注疏などこれかれおほく引ていへり魏志明帝紀注に魏略曰孟達被圍旬有六日而敗云云これ十六日にして敗れし也 國語に卓死後六旬布亦敗云々

(廿一)水轉 魏志明帝紀廿丁註に魏略曰云々使博士馬均作司南車水轉百戲云々按水轉は水がらくり也秋苑日涉を考合すべし

(廿二)錦を著て夜行が如し 魏志十五丁張既傳に太祖謂既曰還君本州可謂衣繡遊行矣云々これ朱買臣が故事をうらうへにせし説也

(廿三)怨靈 怨靈の説いとおほし關羽神を著し符堅姚晃を殺し正成大森彦七をなやまし義興江戸遠江守を殺せる類枚舉すべからず魏志十五丁張既傳注に游般か靈胡軫を殺せる事あり

(廿四)争地 先據者爲勝 魏志十五丁賈逵傳に初遠過皮氏二日争地先據者勝及圍急知不免乃使

人間行送印綬歸郡且曰急據皮氏云々皮氏は地名也

(廿五)口授口訣 隋書一八丁高祖紀上に口授兵書手畫行陣量敵制勝指日尅期云々魏志十五丁賈逵傳に祖父習異之曰汝大必爲將率口授兵法數方言云々同卅丁東夷傳注に臨兒國浮屠經云云昔漢哀帝元年博士弟子景慮受大月氏王使者伊存口授浮屠經云々口授は口授の誤なるべし口訣は抱朴子一丁抱朴子一三十五丁五十三 國語南史廿五丁七千鏡鏡字訓云々説五歳便口授爲詩始有辭云々

(廿六)問事杖 魏志十五丁賈逵傳注に魏略列傳云云李牟使從者祈問事杖三十枚繫著馬邊云々

(廿七)著述不能無病 今俗人の著書を見て一失あればこれを誹謗して其勤勞を賞するとなきはもと妬忌の心あれば也呂不韋千金を懸て春秋の討論を求れども天下の學者駭を加ると能はず然れども今になりて考ればその謬誤少からず與清其時に生ずして千金の所得せざるは遺憾也魏志十九丁陳思王傳注に與略曰云々臨菑侯植以才捷愛幸來意投修數

與修書書曰數日不見思子爲勞想同之也云々
 以孔璋之才不閑辭賦而多自謂與司馬長卿同
 風騁畫虎不成還爲狗者也前爲書嘲之反作論
 盛道僕贊其文夫鍾期不失聽于今稱之吾亦
 不敢妄欺者畏後之嗤余也世人著述不能無病
 僕常好人譏彈其文有不善者應時改定昔丁敬
 禮嘗作小文使僕潤飾之僕自以才不能過若
 人辭不爲也敬禮云卿何所疑難乎文之佳麗吾自得
 之後世誰相知定吾文者邪吾常歎此達言以
 爲美談昔尼父之文辭與人通流至於春秋游夏
 之徒不能錯一字過此而言不病者吾未之見也
 云々

(廿八) 賴朝疏兄弟而所奪於外戚 鎌倉右府賴
 朝兄弟を誅して親族の輔佐なく遂に外戚北條氏に天
 下を奪れたるは自天命の然らしむる所とはいへど
 深慮なきがゆゑ也取齊者田族非呂宗也分晋者趙
 魏非姬姓也奪魏者司馬氏非曹族也この論魏志
 十九卷 廿六 陳思王傳に見ゆ毛詩國風に兄弟鬩于牆
 外 禦其侮 內侮而難 閱不敗 親也 云々
 (廿九) 眞結片鈎結 園太曆二上卷 卅丁取成文三通

置紙捻上之後更片鈎結引結云々また 卅一 大間
 フ置紙捻上之結之眞結ニシテ能々引固之取刀
 在現切結緒餘 次左置刀之後件切引捻入硯小
 板下云々また 卅一 次成文ヲ作紙捻上取之 解了然
 而取兩置前調之後結堅也 下結也 云々又四五通拔
 之更解結又結固 結也 云々 按に雅亮裝束抄に結
 の名あり

(卅) 如法傍劍 園太曆二上卷 卅一 如法傍劍ハ用赤
 滑不滑然云々傍劍ニハ用青滑常ノ事也不法之傍劍
 皆用赤滑尋常傍劍ノ内ニ如法傍劍トテ裝束所彫透
 シタル所足石衝賣ノ所長是ハ如法傍劍也如法傍劍ト
 テ強非異様物ニ只常劍ノ内ニ裝束所如此傍劍之玉
 居ナドシタル也云々こは康永三年正月一日の條に嘉
 祿三年正月山槐記を引たる文也
 (卅一) 封じ目の引墨 園太曆二上卷 卅一 染筆結目
 ニ引墨ニ行云々こは今の世ものに紙捻の封をして墨
 を引におなじ 園太曆二上卷 卅一 北山抄玉勝間
 (卅二) 盜與 妻妾などがおのが親族に密に物を與る
 を盜與といへり 魏志 卅五 卅五 卅五 卅五 卅五 卅五
 弟乘當建安時得爲別部司馬后常對太祖怨言

太祖答言但得與伐作婦弟不爲多邪后又欲太
 祖給其錢帛太祖又曰但汝盜與不爲足邪故訖太
 祖世乘官不移財亦不益と見ゆ
 (卅三) 御符加持水 今の世御符加持水など僧巫の徒
 の專要物也魏志 卅五 卅五 卅五 卅五 卅五 卅五
 帝信巫女用水方使人持水賜蘭蘭不肯飲詔
 問其意蘭言治病自當以方藥何信此云々蘭は
 卅蘭なり下乗が子下後の甥也

(卅四) 自相號字異稱異名 魏志八卷 卅六 張燕傳注に
 典略曰黑山黃巾諸帥本非冠蓋自相號字謂騎白
 馬者爲張白騎謂輕捷者爲張飛燕謂聲大者
 爲張雷公其饒者則自稱于延根其眼大者自稱
 李大目張璠漢記云又有佐校郭大賢左髭丈八三部
 也云々按自相號字は異稱也異稱に自稱他稱の二つあ
 りまた左校郭大賢左髭丈八三部といへるは白波賊黃
 巾賊などいふ類也水滸傳の及時雨宋江明黑旋風李逵
 などいふ稱は爲朝の徒の八町礮の紀平二大夫箭前
 拂須藤九郎家季 保元物 におなじ近世にも幡隨院長
 兵衛雁金文七金看板某やうの無頼者の異稱少から
 す

(卅五) 臣去就の分 臣に去就の分あり君臣を見ると
 土木の如なれば臣君を見るとき寇讎の如くす良鳥は木
 をえらんで棲み良臣は主を擇て仕ふ魏志十六卷 卅丁
 蘇則傳注に孫盛曰夫士不事其非不非其所事
 趣舍出處而豈徒哉云々

(卅六) 水死山死 魏志十六 卅二 杜畿傳に詔曰昔冥
 勤其官而水死稷勤百穀而山死云々注に韋昭國
 語注稱毛詩傳曰冥契六世孫也爲夏水官勤於其
 職而死於水稷周棄也勤播百穀死於黑水之山
 云々

(卅七) 妬害相憐の違 魏書廿九 卅三 方伎傳注傳玄序
 を引て云夫同情者相妬同事者相害中人所不能
 免也故君子不以人害人云々げに秦太醫李諡人を
 して扁鵲を刺しめ韓信妬て酈食其を烹さしむる類枚
 舉すべからず伍子胥が伯嚭をさして同病相憐同憂相
 救 吳越春秋 二 といへるとは天地懸隔せり

(卅八) 經紀 俗にせわをやく又肝煮などいふは經紀
 の字面に當れり魏書廿九 卅四 方伎傳朱建平が傳に穎
 川荀攸鍾繇相與親善攸先亡子幼繇經紀其門戶欲
 嫁其妾云々

(卅九)非言の物の言は不祥 魏書廿九 卅六丁に石の言を記して怪事とし左傳を引いていへり

(四十)山名細川が公家將軍家を質に取りし類例 魏書六廿丁 李儻郭汜傳注に揚彪曰君臣共闘一人劫三天子二人質公卿云々これ山名細川が所爲に似たり

(四十一)人を質に取て己が難を通れんとす 舊本今昔物語宇治拾遺などに盜が人の子女などを質にとりて一所にこもれる事を記したりこれを持質とも切質ともいふべし 魏志九二丁 夏侯惇傳に見ゆ

(四十二)印相笏相 魏志九 卅二 許允傳に相印相笏の事あり 魏相などの類也

(四十三)山家者 俗に山中の民をさして山家者といへり 魏志九卷 卅三 王經傳に山家子の字あり

(四十四)大吉は不祥 物太過不祥のよし 王經傳に見ゆ 勝て兜の緒をしめすべて十分の福利を欲する事は可慎

(四十五)碁手のシチャウにかけると云詞 守武千句十九 姉何に「東路のはてと思へと碁を打て」四丁にかくる佐野の舟橋 關碁式 碁類編三百 先手事條に

「ちよろり」「ちらら」「ちらと」「ちつと」「ちく」となど同語にて物の幽なる事少き事僅なる事にいふ詞也 酒器の知呂利も小器小杯などに盛る具にてそのちららと垂出るゆるゆるの名也 樽は呑口より垂落るゆる多留といひ 陶は口よりドクドクともドクリドクとも出るゆるゆる止久利といふ 知呂利はた口よりチヨロチヨロと出るゆるゆるの名也 けり守武千句 四十一 京何に「櫻花など光陰をしらざらん」春こそちよろりなりけれ「あかつきの明星かすみもれて出て」云々此ちろりくは光陰の短き事と曉の明星のしばしばかり霞の間より見ゆるとの二つによせたる詞也 關碁式八丁 小唄に「世間はちろりに過るちろりく」

(五十二)行平鍋 世に行平鍋といふ物ありこれ鹽燒具におこれる名也 守武千句 四十二 墨何に「いくたびとなくのごふゆきひら」もしはより猶たれぬるやあとならん

(五十三)鉢うるゑの花 謠に鉢の木あり 守武千句 四十三 墨何に「家ごとにいる春の寒けさ」今いくか有てか花は鉢ひらき

(五十四)ぶらめく 守武千句 四十七 道那に「そこと

中の地をとられず 四丁ニ被懸云々

(四十六)瓢箪で餘 守武千句 卅一 竹何に「やどる也けりすべるなりけり」へうたんを見れば山がらなまづにて「打わられてはよみちのみとか」關碁式五ノ五丁 瓢箪は五ノ四十四丁にせんひきがへうたんのちの陶迎へ

(四十七)じぶくると云詞 守武千句 卅三 竹何に「なる神にかき紙一重かさなりて」とひぬる雲もじぶくりにけり

(四十八)風を引たる藥物 守武千句 卅五に「淺茅生に風のひきたる目の薬」などは貝をあはせざりける

(四十九)唐土の鳥 守武千句 卅九 何力に「たうどの鳥のさへづれるころ」をしへつゝ七草なづな打笑ひ「云々七草双紙にも見ゆ」關碁式 本ノ土地へ渡ラマ先ニトト云

(五十)ふくべ 瓢箪をふくべといふはふくらかなる瓮といふ義歟 又は吹ものゆるるにいふ歟 守武千句 卅一に「夕がほまでもつくる也けり」世の中はながらのはしとふくべにて

(五十一)ちろり 酒器に知呂利ありこれ「ちらり」

なく手にもとられず掛すてぬ「なほぶらめくやよるのかづらき」云々 按「ブラック」「ブラリトサガル」「ブラ」病などいふ詞おほかりもとは物のさがりて振動たる良よりいひさて定りなく動廻る物にいひうつせる也

(五十五)日くれ道遠し 史記伍子胥傳 五丁に伍子胥曰爲我謝申包胥曰吾日暮途遠吾故倒行而逆施之云々 索隱曰倒音丁老反施如字子胥言志在復讐常恐且死不遂本心今幸而報讐論道理乎譬如人行前途遠而日勢已暮故其在 順倒疾行逆理施事何得責吾順理乎云々 吳越春秋二卷 十八 闔閭內傳に子胥曰爲我謝申包胥曰日暮路遠倒行而逆施之於道也云々

(五十六)屈して後に伸ぶ負るは勝 吳越春秋四卷 卅一 句踐入臣外傳に子胥曰何大王之言反也夫虎之卑勢將以有擊也狸之卑身將求所取也云々

(五十七)禍福無門 吳越春秋四卷 卅一 句踐入臣傳に夫吉者凶之門禍福之根云々 吉凶如糾纏とも物に見ゆ

(五十八)公鈴驛鈴 東寺文書抄三卷 四丁に長保二年

十一月廿七日立日記 今月廿五日火災 諸國末寺公鈴并庄
庄公鈴等讚岐國善通寺公鈴參河國龍雲寺公鈴越前國
高與庄公鈴丹波國大山庄公鈴云々 按公鈴は公より
給はれる驛鈴にや

(五十九)三職公文田所惣追捕使庄家 公文田所惣追
捕使を庄の三職といへり東寺文書抄三卷_三に明德
四年文書中三職_{公文田所}云々同四卷_三に東寺雜掌
頼勝中當寺領備中國新見庄領家職公文田所惣追捕使
三職多治部少輔次郎遠亂事右三職者爲_三寺家進止恩
職之間致_三其沙汰之處押領人多治部若黨福本小三郎
宮田三郎左衛門尉等號_三本知行_三入庄家_三違亂所
務_三之條言語道斷之珍事也早被_三成_三御教書_三退_三出彼
等_三且多治部幸在京之上者被_三立_三御使_三宜_三加_三嚴密炳
誠_三爲_三全_三知行_三恐_三々言_三上_三如_三件_三明德_三二年_三六月_三日_三按_三に_三
職_三は_三公文_三田_三所_三惣_三追捕_三使_三にて_三領_三主_三より_三庄_三園_三に_三建_三置_三く_三役
人也_三公文_三は_三書_三物_三訴_三訟_三等_三を_三掌_三り_三田_三所_三は_三田_三地_三年_三貢_三等_三を_三掌
り_三惣_三追捕_三使_三は_三非_三違_三非_三法_三の_三者_三の_三追_三捕_三等_三を_三掌_三る_三也_三其_三役_三所
を_三庄_三家_三とい_三ふ_三今_三世_三庄_三屋_三とい_三ふ_三は_三こ_三れ_三よ_三り_三轉_三れ_三る_三語_三也
庄_三家_三は_三領_三家_三職_三の_三居_三處_三領_三家_三職_三は_三所_三謂_三三_三職_三にて_三公文_三田_三所
惣_三追捕_三使_三也_三爾_三東_三寺_三文_三書_三抄_三二_三卷_三十_三四_三丁_三ウ_三惣_三追捕_三使_三ノ_三ア_三リ_三守_三護_三
不_三入_三ノ_三地_三に_三惣_三追捕_三使_三アル_三由_三ニ_三キ_三コ_三ニ_三又_三三_三職_三ノ_三外

ニ名主アリ同二卷十五丁ウ十六丁ウ考ベ
シ同八卷十二丁ウ又十三丁ウ又十五丁ウ
(六十)名主職庄官名主百姓 東寺文書抄一巻
十五に應永八年播磨矢野庄學衆方代官了濟請文_三庄
官_三名_三主_三百_三姓_三等_三云_三々_三また_三十七_三名_三主_三職_三事_三右_三件_三名_三主_三職_三者
爲_三寺_三家_三御_三恩_三所_三被_三宛_三下_三也_三云_三々_三仍_三請_三文_三之_三狀_三如_三件_三延
文_三二_三年_三五_三月_三十_三八_三日_三兵_三衛_三尉_三家_三兼_三云_三々_三同_三二_三卷_三十六_三に_三成
刻_三に_三庄_三入_三也_三市_三ば_三ま_三で_三三_三職_三名_三主_三等_三酒_三迎_三出_三合_三間_三國_三の_三聞_三え
も_三可_三然_三候_三其_三間_三儀_三三_三職_三と_三り_三な_三し_三て_三候_三事_三云_三々_三又_三十四_三
賣_三渡_三申_三永_三代_三名_三主_三職_三之_三事_三合_三登_三段_三者_三字_三腰_三折_三田_三在_三山_三城_三國
紀_三伊_三郡_三飛_三鳥_三里_三卅_三二_三坪_三東_三繩_三目_三ヨ_三リ_三五_三段_三目_三西_三繩_三目_三ヨ_三リ
五_三段_三目_三文_三明_三六_三年_三甲_三午_三六_三月_三十_三一_三日_三信_三智_三坊_三代_三石_三谷_三彌_三八_三云
云_三押_三紙_三に_三信_三智_三坊_三者_三彌_三八_三殿_三之_三ヲ_三バ_三也_三云_三々_三同_三三_三卷_三十九_三
み_三や_三う_三し_三ゆ_三し_三き_三て_三つ_三ぎ_三し_三よ_三う_三も_三ん_三う_三り_三わ_三た_三し_三申_三田_三貳
た_三ん_三の_三み_三や_三う_三し_三ゆ_三し_三き_三の_三事_三云_三々_三又_三四_三十五_三補_三任_三神_三田
陵_三領_三名_三主_三職_三貳_三段_三之_三事_三在_三所_三山_三城_三國_三紀_三伊_三郡_三杜_三里_三廿_三六_三坪
東_三繩_三本_三ヨ_三リ_三參_三段_三目_三壹_三段_三同_三六_三段_三目_三壹_三段_三以上_三貳_三段_三字_三號_三
橋_三實_三田_三ニ_三云_三々_三右_三二_三段_三者_三數_三年_三號_三圖_三書_三押_三領_三日_三就_三公_三方_三御
札_三明_三一_三陵_三家_三還_三補_三仍_三一_三段_三別_三五_三百_三文_三宛_三二_三段_三神_三役_三以上_三一_三貫
文_三也_三每_三年_三十_三月_三中_三任_三請_三文_三肯_三不_三謂_三風_三山_三水_三旱_三損_三可
有_三追_三納_三者_三此_三名_三主_三職_三事_三不_三可_三有_三相_三違_三若_三又_三就_三神

役等不義時者任大法可致其沙汰者補任狀如
件寬正二年二月七日諸陵頭加茂朝臣云々同五卷
丁ウにフケノ與一云々於名主年貢者云々無懈怠
可_レ被_レ納候云々文明十五年云々四田與一殿云々同
六卷_三丁_三ウ_三に_三東_三寺_三御_三領_三伊_三勢_三國_三大_三國_三庄_三名_三主_三百_三姓_三等_三謹_三言_三上
云_三々_三康_三永_三四_三年_三卯_三月_三日_三云_三々_三又_三廿_三八_三丁_三ウ_三永_三代_三賣_三渡_三申_三當_三寺_三領
上_三野_三庄_三名_三主_三職_三事_三云_三々_三文_三安_三五_三年_三十_三月_三廿_三三_三日_三賣_三主_三上_三野_三庄
名_三主_三寺_三坊_三法_三橋_三玄_三雅_三云_三々_三爾_三名_三主_三貞_三永_三式_三目_三追_三加_三十二_三丁_三ウ_三
(六十一)彌五郎 彌五郎はいや五郎といふべし東寺
文書抄一_三丁_三ウ_三貞_三治_三元_三年_三七_三月_三二_三日_三起_三請_三文_三に_三假_三名_三にて_三い
や五郎と三處書たり
(六十二)刀禰職刀禰司 東寺文書抄一_三丁_三ウ_三に_三正_三安_三二
年_三之_三文_三書_三平_三群_三郡_三刀_三禰_三司_三云_三々_三同_三三_三丁_三ウ_三仁_三壽_三四_三年_三六_三月_三七
日_三券_三文_三に_三證_三刀_三禰_三直_三成人_三云_三々_三同_三四_三丁_三ウ_三承_三平_三二_三年_三十_三二
月_三三_三日_三券_三文_三に_三爲_三後_三日_三公_三驗_三賣_三買_三兩_三人_三并_三保_三證_三刀_三禰_三錄_三
署名_三立_三券_三既_三畢_三之_三以_三解_三云_三々_三上_三件_三有_三岑_三等_三之_三地_三於_三見
直_三所_三與_三沽_三行_三康_三尤_三在_三實_三仍_三保_三證_三刀_三禰_三加_三署_三云_三々_三又_三五
延_三喜_三九_三年_三七_三月_三十_三七_三日_三券_三文_三に_三爲_三後_三日_三公_三驗_三賣_三買_三兩_三人
并_三保_三證_三刀_三禰_三錄_三署名_三立_三券_三既_三畢_三之_三以_三解_三云_三々_三上_三件_三岑_三吉
等_三之_三祖_三地_三於_三見_三直_三所_三與_三沽_三行_三康_三尤_三有_三實_三仍_三保_三證_三刀_三禰

加署云々同七卷_三丁_三ウ_三に_三謹_三解_三申_三請_三刀_三禰_三證_三署_三家_三地_三事
合_三地_三貳_三段_三在_三三_三條_三高_三粟_三田_三里_三十_三六_三坪_三右_三件_三地_三故_三夫_三秦_三黑_三人
先_三祖_三地_三矣_三然_三則_三無_三有_三本_三券_三今_三欲_三沽_三却_三依_三無_三券_三文_三一_三都
無_三買_三人_三望_三請_三刀_三禰_三明_三證_三立_三新_三券_三文_三仍_三錄_三事_三狀_三謹_三解_三嘉
祥_三二_三年_三十_三一_三月_三廿_三一_三日_三秦_三忌_三寸_三綱_三女_三戶_三主_三秦_三忌_三寸_三冬_三守_三上_三件
仁_三云_三々_三又_三廿_三四_三丁_三ウ_三證_三刀_三禰_三散_三位_三正_三六_三位_三上_三秦_三忌_三寸_三古_三仁_三云_三々_三又
廿_三七_三丁_三ウ_三刀_三禰_三秦_三古_三仁_三云_三々_三又_三四_三十二_三丁_三ウ_三保_三證_三刀_三禰_三左_三近_三衛_三番_三長_三正_三六
位_三上_三大_三原_三宿_三禰_三高_三平_三云_三々_三○_三宇_三治_三殿_三高_三野_三詣_三記_三二_三丁_三ウ_三に_三仰_三
院_三山_三崎_三刀_三禰_三政_三所_三等_三令_三造_三板_三屋_三形_三云_三々_三○_三空_三穗_三蟻_三職_三院
四_三十_三六_三に_三夜_三ふ_三けて_三上_三達_三部_三み_三こ_三た_三ち_三も_三物_三か_三づ_三きた_三ま_三ひ
丁_三ウ_三に_三市_三の_三と_三ね_三り_三ま_三で_三も_三物_三か_三づ_三き_三ろ_三く_三な_三ん_三ど_三給_三ひ_三て_三皆_三立
給_三ひ_三ぬ_三云_三々_三
(六十三)手繼證文 東寺文書抄一_三丁_三ウ_三に_三護_三渡_三山_三城_三國
上_三桂_三庄_三右_三當_三庄_三者_三七_三條_三院_三御_三遺_三領_三内_三本_三庄_三所_三進_三止_三二_三十七_三ヶ
所_三之_三隨_三一_三也_三仍_三副_三手_三繼_三證_三文_三所_三令_三讓_三與_三御_三房_三殿_三也_三云
云_三同_三三_三卷_三十九_三に_三み_三や_三う_三し_三ゆ_三し_三き_三て_三つ_三ぎ_三し_三よ_三う_三も_三ん_三う
り_三わ_三た_三し_三申_三田_三貳_三た_三ん_三の_三み_三や_三う_三し_三ゆ_三し_三き_三の_三事_三ざ_三い_三所_三九
條_三は_三な_三ぞ_三の_三事_三く_三は_三し_三く_三ほ_三ん_三も_三ん_三ぞ_三に_三見_三え_三候_三右_三か_三の
田_三は_三て_三つ_三ぎ_三し_三よ_三う_三も_三ん_三を_三たい_三して_三ふ_三ち_三は_三ら_三の_三氏_三女_三あ

さなふくらさうでんちぎやうさうあなし云々同五卷
卅一にゆづりわたすあとの事合一九でうの田三反あ
りほんけんしんけんならびにてつぎのもんぞい
る云々のちのためにしたいのもんぞどもをゆづり
たてまつる所くだんのごとし正應五年七月十六日大
中臣氏女アリ云々

(六十四) 成田島成川成 俗に島の田に成たるを島成
田川の田に成たるを川成田などいへり武州の地名の
行田もなり田とよみて成田とも書けりこれも川原沼
などの田に成たるゆるの名歟成は變也化也今迄の體
の變化したるよし也また今俗年貢に夏成秋成冬成な
どもいへりこは夏秋冬に登たるもの、年貢の義也夏
は麥豆などなれり秋は粟稷種などなれり冬は芋大根
蕎麥など生れり東寺文書抄一卷五丁天平七年十二月
十五日弘福寺領の田圖に島成田五十束代直五斗云
云

(六十五) 庄下司庄長庄司庄檢校庄官庄内庄家庄代
官 東寺文書抄一卷十二丁に治曆四年二月廿八日庄下
司寂安庄下司ハ東寺領
伊勢國大岡庄也云々 永保元年八月廿三日庄檢校
大中臣安元庄長執行別當云々川合御庄司大神宮檢非

遣使大中臣頼季應元元年ノ文書ニハ庄司兼大
神宮司檢非違物部トアリ云々又十五應
永八年播磨矢野庄學衆方代官一濟請文庄官名主百姓
等云々同二卷十六丁寛正二年十一月十五日庄下心得書
に戌刻に庄入也市ばまで三職名主等酒迎出合云々
按ニ三職は公文田所惣追捕使也庄官といふはたおな
じ名主は地主の義也又十九長祿二年八月文書に越前
國石田庄代官甲斐八郎次郎教久云々同五卷四丁天
平廿年二月十一日弘福寺牒に注言上大倭國廣瀨郡庄
家五カ山等事云々庄家壹處在同郡
大宮村立物甲倉壹口長
一丈三尺廣板倉壹口長五丈七尺板倉壹口長一丈三尺
一丈二尺廣板倉壹口長一丈八尺板倉壹口長一丈二尺
口長一丈六尺廣板倉壹口長一丈九尺屋貳口云々按ニ同郡
とは廣瀨郡也庄家の立物に甲倉一板倉四あるよし也
庄家は庄司の住處也淡海大津宮御宇天皇水主内親
王以去天平六年歲次甲戌四月三日買納賜廣瀨郡水
陸田并庄家瓦山等是也云々又廿丁令下ニ知公文所
庄下并神子師等可ニ相觸之由云々同六卷六丁字
西酉田植松庄内云々

其期三所之御體親現空中ニ御大師即先奉寫紙形一
後又彼御神體大師彫刻給被奉安置社壇云々自注
に最初圖繪之紙形者行教和尚申請之奉渡納石清
水御内殿彼男山之勸請者從當寺御影向者五十箇
年以後也云々

(六十七) 又請人又從者又寢又代官又貸又生又小
者 東寺文書抄二卷廿丁乾元二年四月十六日沽券に
又請人かくげん云々源平盛衰記十八廿二丁に又從者
ノ又從者云々若狹國守護職次第第八九丁に又代官云
云同國今富名領主次第十二丁に又代官云々一長會我
部元親百箇條卅一丁に又がし云々又ばえ中務集十五丁
三ノ六丁ノ同ノ廿四丁ノ同ノ一ノ卅八丁ノ
新撰六帖ノ四丁ノ同卅一丁ノ孝範集十丁ノ又寢明德記下ノ十
帖一ノ十三丁ノ出觀集五十九丁ノ風雅集二新拾遺集
三六百番歌合夫木雜九ノ廿一丁ノ同十八ノ卅四丁ノ又小者音
記六
丁六

(六十八) じやうごと云器漏斗 今世酒を陶器へ移し
いるゝをりの器にじやうごとといへる物あり三才圖會
に漏斗とあるこれ也こをじやうごとといふは陶口へ酒
をつぎいるゝに恰も上戸が快く吞吸がごとければた
とへし也東寺文書抄二卷寛正四年十月廿二日京進日

記に升貳組大小うるし升同かうじやうごと云々とあり
(六十九) 尿管清器虎子 尿管を「シトツ」といへり
虎子を「オホツボ」といへり色葉字類抄九卷志部雜物
門に清器「シノバコ」ラバコニ 虎子尿管製器已上云々
とあり可ニ考合

(七十) 拜見の字面をラガムと訓 東寺文書抄二卷十
五丁みむら修理進家親文に御内書讀でをがみたてま
つり候云々と有り奉拜の字ををがみ奉りともめりこ
れ拜見といふにおなじ
(七十一) 請人相伴又請人 同書三卷四十丁延文元
年丙申十一月廿八日名主職賣券狀に請人を假名にう
け人と書たり又相伴相共三ノ四十
丁又請人二ノ卅
(七十二) ござの表たのむの筵 東寺文書抄三四十
三丁にたのむの筵御ざのおもて三まい云々同八十八
丁大御
座七枚小御座五十三枚云々
(七十三) 後七日の御修法 後七日御修法の事近代年
中行事細記四十七
丁に見ゆ東寺文書抄四卷十二
丁に濫觴
を記せる文あり

(七十四) 女子にも子息といひ殿といふ 東寺文書抄
四卷廿五丁弘安元年八月十日文書に子息女子字勝石

殿仁所讓與實正也云々

(七十五)湯那 有馬温泉などに湯那といふものあり湯女の義なるべし東寺文書抄四丁四十五に湯那給といふ事見ゆ可考

(七十六)師子舞 師子舞は職人歌合に見え文獻通考の四夷樂部にもあり東寺文書抄五丁廿丁に師子師子等可相觸之由云々とあるは神事に就たる事にて師子の類に師子舞有し也

(七十七)みちやりと云詞 京五畿内邊の詞に打やりと云を「ミチャリ」といへり東寺文書抄六丁廿五寛正二年八月四日田所宗盛が言上文にはや公事を御禮錢にて御みちやり候間重而せひの子細は一言も承り候まじく候所云々すでに去年くわぶんの御禮錢にて公事を御みちやり候上は云々など見ゆ

(七十八)天子臣下の後の字の訓法 天子には皆後の字を音によみ後深草院のみ「ノチノフカウサノキン」とよむは御不幸の音に通ふを忌て也といへり臣下にはみな訓によみて後京極殿ばかり音に「ゴキヤウゴク」とよめる口傳と云々東寺文書抄六卷丁三建武五年四月廿九日女文にのちのうだの院御時とうじへよ

せられ候て云々とあり

(七十九)佐田 東寺文書抄六丁廿六永享六年目安に此内にすけ田とてかくべちの御年貢のあるよし云々

(八十)寶引字廻といふ博奕 東寺文書抄六丁八丁寛正五年四月廿九日起請文に右博奕并寶引字廻之事自今以後於或境内或他所不可一切沙汰云々寶引今もあり辻寶引無用といへる町木戸の制札あり又字廻は字を書てまはして當りの方定るにや穴一きす打などいふもの、類歟穴一は穴打の訛歟

(八十一)バツタクサと云詞 今俗「バツタクサ」と云詞あり東寺文書抄八丁七丁保延七年文書に田樂妙舞者數十輩入來狂亂婆汰見者解願云々狂亂婆汰は今の「バツタクサ」に通ひてきこゆ

(八十二)引負袋を背負ふ羽がを背負ふ 俗に引負とも遣込ともまたはこをせおふともいふ詞あり東寺文書抄八丁廿五清九郎依致大袋被行罪科之刻云々と見えたり大袋は引負の事ときこゆ俗に袋をせおふともいへり

(八十三)こまざらへ 東寺文書抄八丁廿四に三百廿文コマザラへ代云々今も田間にある農具也

(八十四)名田 東寺文書抄一卷廿九元徳二年四月廿日尼信阿が券文にゆづりわたす名田の事合參段者右くだんの九條大滯名田參段は尼信阿さうでんの私領なりしかるにした證文をあひそへてえいたひをかぎりてさいしやうのあざりの御房にしやうけんによづりわたすところじちなりさらたにんのさまたげあるべからずよづり状如件按名田とは私領の事にて吾が相傳の地をいふ也○同四卷丁四十八弘安十年十二月廿八日國の安寄ちやく子安延が卷文に賣渡まゐらせ候なり地の田の事合壹段半者在山城國おとくにのこほり寺戸のがうのうちちうしゐん御りやうの西よこおほぢなり右伴田者國の安寄がせんぞさうでんの名田なりしかるをえうようあるによてのう米七石に永代をかぎりて成國の御房にうりわたしまゐらするところざいちめいはくなり但本證文におきてはたのゆづりあひまじはり候によてこれをあひそへ候はず候仍本のゆづり状にうらがきをくはへこれをはぬもしなほこのたに萬一もゐらんさうゐるの時へく候仍しんけんもんの状如件按先祖相傳の名

田也とあり己か名にて相傳せし田を名田といへると知べし○同六卷丁廿六永享七年守護給符案に播州矢野庄若狭野村上野法師跡名田云々按上野法師といへるが名にて相傳せる田をいへる也同七卷丁十九正和三年八月十三日平宗行が券文に讓渡先祖相傳所職名田等事合在蒲生上郡麻生庄公文職并下人等右伴當庄公文職者平宗行之先祖相傳之私領也而依爲老耄嫡男僧覺賢仁限永代一讓與實正也但任先例御公事以下○有難澁更以後々代々不可有他妨者也爲永代相傳相副次第證文了仍爲向後龜鏡讓狀如件○同十卷丁六文和四年乙未十月廿七日券文に上久世庄宗像名田云々又八丁應安三年十月廿七日平胤信申文に關所名田島出來者雖爲段歩無隱密之儀可注進進寺家一事云々

(八十五)異様の名井異名 東寺文書抄三卷丁四十三承安四年二月二日文書に二王云々又正三年三月十六日文書に南無阿彌陀佛云々

(八十六)花摘法師香園 東寺文書抄九丁廿五治暦二年八月十三日注進狀に花摘法師食料三石六斗三月別云々東寺文書抄十丁四十九丁願書に近江國香ノ御園アリ

(八十七)幼稚の者判形せず 同十卷十二正和五年正月十一日寄進田券文に市若丸依幼稚不及判形とあり

(八十八)麥地子 同十卷十五に麥地子四斗代錢貳百文斗保定云々永和三年九月日とあり

(八十九)張文 落書匿名書の類に張文あり今世張札といへり東寺文書抄十卷四十九エン正元年文書に東寺ミエイダウニトトハリ文ヲツカマツリ候ヘドモヒロウナク候クセ事ニテ候云々とあり

(九十)童和和良葉わくく枉惑わうちやく「わらは」は髪の下り端のわらばに亂垂れたるゆるの名也萬葉八丁十湯原王賜娘子一歌に玉爾貫不令消賜良牟秋芽子乃宇禮和和良葉爾爾有白露この和々良葉は萩の末葉の亂れたる貌也萬葉五丁丁貧窮問答歌に綿毛奈伎布可多衣乃美留乃其等之和氣佐我禮流可々布能尾云々こは布肩衣の破れて海松の如く亂れ下りたるをわらげさかれるといへる也「わか海藻」も「わらけ海藻」歟一ツの和を省き計を加に通はして和加女といふべし葉も和和良と亂れ下りたる貌よりいふ名

にて一ツの和を省たるにや万葉類林三卷和部釋言にわくは俗云わやく者にてみだるゝ心ありといへるはしひごと也わくは狂惑の音也明惠傳記下卷廿四に打向フマ、ニ賞爵ヲ行ヒ給ハ、彌人ノ心好フ、クニノミナリテ云々又丁七所々ノ奉行モ紛ラカシテワ、クモ在ヌベケレバ云々竹馬抄 五卷五十二丁左或は目たれを見或はわくく心のみ侍るほどに一すぢにやはらかにうるはしき人をば人のいやしむる也云云黒谷語燈錄五卷七丁にワ、クニ物クル、ハ罪ニテ候歟云々袋草紙三卷四十三に長能云枉惑ノヤツ也蓬ガ袖ト云事ヤハアルト云々此枉惑を流布本に狂惑に作りたれば「キヤウワク」とよめりひがと也古本に枉惑とあるに据て「ワ、ク」と訓べし明惠遺訓に誑惑ガマシクニ丁誑惑ノ心丁十一大誑惑ノ者なども見ゆ色葉字類抄三卷和部疊字門に枉惑云々節用集和部言語門に枉惑ワウワク无道ノ義云々運歩色葉集和部に枉惑ワウワク云々これらによれば「ワ、ク」とも「ワウワク」ともいふべし俗に「わやく者」といふはげに枉惑者の訛れる也けりまた一轉して「わうちやくもの」ともいへり狂言記拾遺あひかぎにわうちやくものといふ

り廷弱とは別なればおもひまがふべからず廷弱は古今著聞集五卷五十六丁左徒然草二百以呂波字類抄和部疊節用集和部言語門運歩色葉集和部言語門に見え下學集言辭に乏少義也と注せり運歩集和部言語門に誑著ワウヂヤク法華經また枉著ワウヂヤクともありこれはた俗にわうちやく者といふとは別也ワウヂヤクモノは枉惑者の訛なるとうつなし 爾雅南史五ノ廿丁齊和帝中興二年記に及東傳達 齊狂惑天下散然矣云々同廿一ノ五丁齊

(九十一)舞車だしやたい 神事の時「だし」といふものあり出車の義也また「躍やたい」といふあり同類ながら必舞躍る臺也「やたい」は野臺歟可考花營三代記下四丁應永廿八年六月の條に七日有祇園會一舞車御所へ參ル七番ウタウ自ニ女中ニ五重色々被下之云々とあり

(九十二)酒屋の壺錢土藏錢 花營三代記上廿丁應安四年十一月二日條に諸國段錢洛中邊土土藏別三十貫酒屋壺別二百文云々按段錢は田地より取る錢也甲陽軍鑑に見ゆ土藏は酒造家也土藏にて酒を造るゆゑに土藏といふ土藏別に運上三十貫文のよし也酒屋は今の小賣酒屋也壺に貯置て賣ゆるに壺別に二百文の

運上也今世紺屋蓋瓶の運上一瓶にて二百文宛致すにおなじ

(九十三)神祖關原の神速司馬懿と同日の談 關原御陣の時上杉佐竹を打捨て速に關原に出陣したまへるを敵飛翔て上りたまへるかと驚疑たりき司馬懿魏帝の病を聞て追鋒車に乗り晝夜兼行して後事を受たるは神速同日の談と云べし晋書二十三

(九十四)義經の虛病司馬懿と同謀 義經堀川の館にて作り病をして鎌倉の使を欺しは司馬懿が作り病して李勝を欺たると同謀也晋書一十六

(九十五)橋 夫木集十八冬三雪部に法輪寺百首寄雪述懷源仲正「かじきはくこしの山路の旅すらも雪にしつまぬ身をかまふとか」又廿五雜十七樵夫部に家集雪歌中西行上人「あらし山さかしくくたる谷もなくかじきの道を作る白雪」此歌山家集上卷廿七丁右に見ゆ以呂波字類抄三卷加部雜物門に橋カジキ云々節用集加部器財門に橋カンジキ泥行禹乘云々字鏡集二卷木部に橋去橋反同カイジキ云々類聚名義抄佛下本卷木部に橋去橋反泥行乘之カイジキ云々太平記十八卷參本八丁左瓜生擧旗條に寄手六千余騎深雪ニ橋ヲ懸テ山路八里ヲ一

日ニ越テ云々又十九五尺餘リ降積タル雪ノ上ニ橋モ懸ズシテ走出タルハ胸ノ邊迄落入テ足ヲ抜ントスレドモ叶ハズ云々又廿一其勢皆吹雪ノ用意ヲシテ物具ノ上ニ蓑笠ヲ著踏組ノ上ニ橋ヲ履テ山路八里ガ間ノ雪踏分テ其日葉原迄ゾ寄タリケル云々同書廿九卷三丁宮方京攻の條に折節雪影シク降テ馬ノ足モ立ザリケレバ兵ヲ皆馬ヨリ下シ橋ヲ懸サセ二萬餘人ヲ前ニ立テ道ヲ踏セテ過ルニ云々史記ニ夏本紀ニ泥行乘レ橋史記廿九河渠書に泥行踏レ橋山行即橋云々注に尸子曰行塗以楯行險以楸云々魏字亦作橋音昌丙反云々漢書廿九溝洫志に泥行乘レ橋山行則楸注に孟康曰魏形如箕楸行泥上ニ如亭曰楸謂以鐵如錐頭一長半寸施之履下以上山不三蹉跌也云々尸子下賜進士篇に山行乘レ楸泥行乘レ楸注に尚書益稷正義又釋文史記河渠書集解案釋文引作澤行乘絕云々與清曰史記夏本紀河渠書漢書溝洫志の注を考に楸を加自支楸を會利といへるも允當の説にあらずされど其用ニ楸の勢強たるによりて楸を加自支楸を會利と訓んも難なし楸二音又音また楸に作りまた楸絶共子踏音等の字

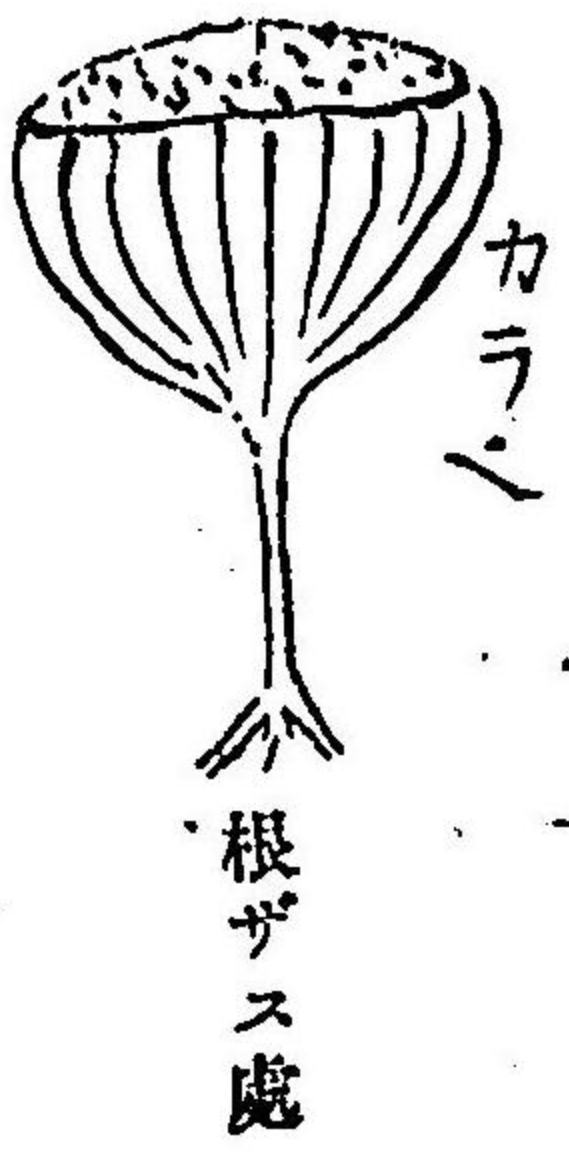
を用ふ共に加自支とも加牟自支とも加伊自支ともいふべし晋書宣帝紀八丁に關中多蒺藜帝使軍士二千人著軟材平底木屐前行蒺藜悉著履然後馬歩俱進云々と見えたる平底木屐はた加牟自支の類也關田次郎サウ子坂ノ條〇楸の圖
北越書譜上卷序四丁右に見ゆ
(九十六) 次郎百首初雪歌に源兼昌「はつみ雪ふりにけらしなあらち山こしの旅人そりにのるまで」
夫木抄冬三雪 山家集上丁七雪のうたに「たゆみつゝそりのはやをもつけなくにつもりにけりな越のしら雪」
夫木抄冬三雪 夫本抄冬三雪部に久安六年百首前參議親隆卿「あたたゆるあらちの山の雪こえにそりの綱手を引そわつらふ」漢鹽草一卷雪部雪しぶくの注に「そり」とは雪に爲るもの也云々温故日録十一卷二丁に楸云々滑稽雜談十一月に楸云々北越の地において雪車或雪舟などいふもの楸也楸は泥行の具也和俗是を造て雪中に忍して道路の難をすくふおのづから中華楸の製にかよひたるにや可考云々倭訓栞十三卷丁右に會津風土記に雪車雪舟など書り反りたる形ゆるに名とす楸を訓すべし云々按に楸楸楸楸など

の字會利に類き物といふべし史記夏本紀左丁河渠書右丁漢書溝洫志右丁尸子下卷右丁など考合すべし〇北越雪譜上卷左丁雪道條に春は雪氷りて鐵石の如くなれば雪車又雪舟のを以て重を乗す里人は雪車に物を載せおのれものりて雪上を行事舟のごとくす雪中は牛馬の足立ざるゆるすべし雪車を用ふ春の雪中重を負しむる事牛馬に勝る種あり大なるを修羅と云雪國の便利第一の用具也然れども雪凍りたる時にあらざれば用がたし故に里人雪舟途と唱ふ云々雪車の圖同書上卷序右丁に見ゆ

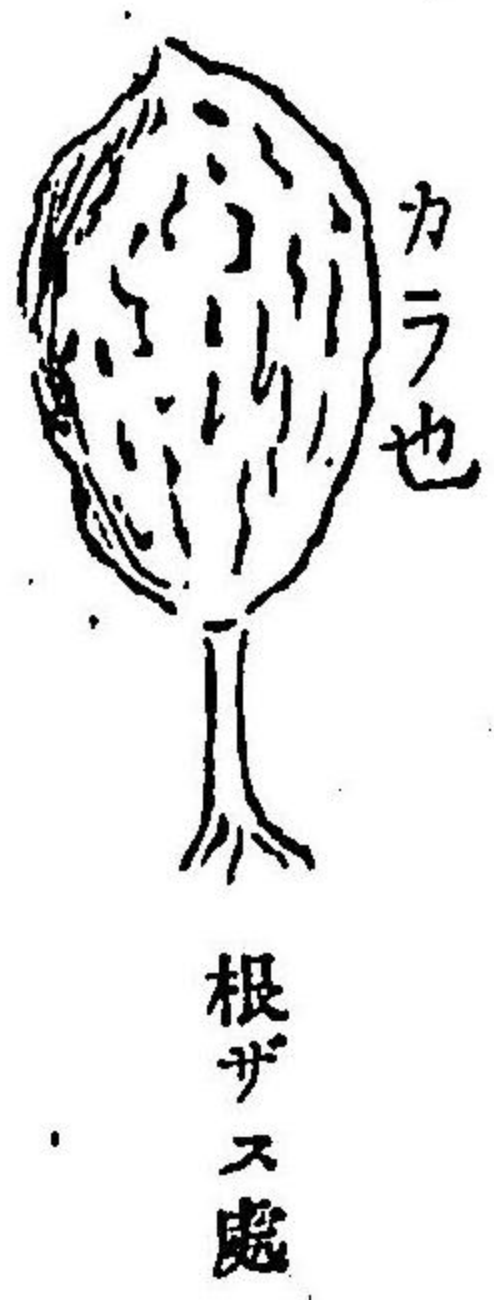
松屋筆記卷之百三
平小山田與清稿
(一) 草木の雌雄并果實を種る傳 松に男松女松あり桂に男桂女桂あり女郎花 男花あり稻に男稻女稻あり女稻の種を蒔ば繁茂してよくみのり男稻の種を蒔ばかじけて實のらず農家よく見わけて蒔べく民部の官人これを察して農を勸べし牛房人參大根の類に雌雄あり雌は右にまきたる筋あり雄は左にまきたる筋あり雄を植ればかじけて繁茂せず雌を植れば繁茂して種多し竹に男竹女竹あり生出たる本つ方ははじめの枝二つにわかれたるは女竹也一本にて分れざるは男竹也男竹を伐て女竹を立置ば筍おほく生ず女竹を伐て男竹を立置ば筍を生せず漸々に枯失せて遂に空地となる此等の外草木にこの理あるを察知して播種せば救荒の一助ともいひつべし因に云大倭本草九丁左栗の條に實ヲ種ルニ大ナル方ヲ上ニシ尖リヲ下ニシサカサマニウ、ベシ桃柿杏等ノ諸果ヲウ、ルモ皆如此スベシと見ゆげに物質の生出るは根を先

さして後殻を穿上るゆるこのことわりあるべき事也
たとへば

栗子の生
出る貌



桃實の生
出る貌



かうやうに先づ根を生じて後殻をもてあげ土上に穿
出て後殻破れ二葉をひらく也
(二)万天茸 まてばしひは所_レ謂熊櫛一名は蒼櫛也
伊知比はたおなじこれに生ずる茸を万傳茸といふ初
茸に似て美味也平戸邊の櫛林に春二三月比多く生ず
また縦茸にこれに似たるがあり夏の末秋の始に櫛林
に生ず味初茸に似て香氣劣れり武藏相摸の間にて見
し事あり

(三)大明竹より竹さん竹ごま竹 大明竹は大隅國大
明寺といふ寺より出るゆる大明竹とも大明寺竹とも
いへり九州におほし天智天皇の朝倉の宮にて笛に作
らせ給へるも此竹也とぞ青葉の笛はた此竹にて造れ
る也といへりより竹は平戸にてきん竹といふ火繩に
作るに能し竹繩によりて用ればより竹といふ也さん
竹は平戸におほし本つかたに節しげし八九竹の類也
釣竿に用ふ七九竹はごま竹也からかさの柄などに用
ふ平戸にては七九竹といふよし也以上は門人平戸の
藩士岩永萌明が物語のまゝをしるす
(四)髻 俗に髪の本鳥を曲たる所をタブサといへり
古くタブサといへるは手房にて手の先也字鏡集影部
に髻「タブサ」モト「リ」と有これ今の髪之タブサ也
(五)童兒 萬葉集七卷_下八旋頭歌に此岡草苺小子
然苺有乍君來座御馬草爲_レ按_レ小子は「ヲノコ」
とも訓べければ必「ワラハ」と云詞の證ともしがた
けれどしはらく舊訓に従て擧ぐ〇同十六卷_下竹取
翁長歌に「童子蚊見庭結幡之袂著衣服我矣」云々
按_レ舊訓に童子を「ウナキ」とよめるは誤也こゝは竹

取が生れし時より童形になるまでの事をいひたれば
「ウナキ」といふべきよしなし此次に童兒の髪之さま
をよめるに童兒丹成見とあるを近世古學者流の説に
て「ワラハニナシ」と點直せるはた誤也舊訓に従べ
きよしは末にいふがごとし〇同卷_下平群朝臣嗤歌
に「小兒等草者勿刈八穗_レ乎_レ穂_レ乃_レ阿曾我_レ草乎可
禮」〇同十八卷_下大伴宿禰家持賀_下陸奥國出_レ金詔
書長歌に「老人毛_レ女童兒毛_レ之我願心_レ太良比_レ爾撫
賜_レ治賜_レ婆許_レ己乎之母安夜爾多敷刀美宇禮之家久
伊余與_レ母比氏」云々按_レ老人毛女童兒毛を舊訓に
「モノワラハモ」と訓たれどこゝは微弱の者を並云る
處なれば「オイビトモヲミナワラハモ」と訓べしも
じも童兒と書きまた女童のみいひて男童をいはざる
ことわりなければかにかくにモノワラハと訓るは誤
なる疑なし新撰字鏡人部に僅太公徒冬二反平使也
謂_レ役使也未_レ冠人衆庶也癡也僕也顯也從也云々和
良波云々同女部に規五嵯反癡也和良波云々和名類
聚抄寶生院本人倫部男女類の條に禮記注云童_{名和良波}
未_レ冠之稱也〇與清曰和良波の所見古書枚舉に違な

し今は名義を説ん爲のみなればさまでは引出す和良
波は和々良端の約語也毛の端の和々良かに亂れさが
りたるをいふ和々氣とも和良々々とも通はしいひて
物の柔かに亂垂たる貌也萬葉集八卷_下湯原王賜_レ
娘子_レ歌に玉爾貫不令消賜良牟秋芽子乃宇禮和々良
葉爾置有白露_レこれは秋の末葉の柔に亂垂たるをいへ
る也同集五卷_下貧窮問答歌に綿毛伎奈布可多衣乃
美留乃其等_レ和々氣佐我禮流可々布能尾肩爾打懸云々
これは布肩衣の和賀海藻の如く破れて亂れさがれる
をみるのごとわ_レ下れるとよめり百因緣集九卷
_下平_左等供奉捨_レ名利_レ往生事の條にヤセオトロヘタ
ル者ノワラノトアルツツリ許被テ云々此わら_レ
も和々氣さがれると同意也八雲御抄三上卷_下忍草
の條に大和物語にはしのぶわすれぐさ同物也但わら
わらと有はわすれ草也云々これもわすれ草のわら
わらと柔に亂れたるさまをのたまへる也右の詞ども
を考て和良波は童男女の髪の下端の柔に亂れたるを
いふなるよし知べし男女兒八歳までの間は髪を和良
波にして差別なし女兒は八歳を過れば肩よりや_レさ

けて切り頸後より左右の頬に分れ下るを振分髪とも
放の髪ともいふさて宇奈爲に束ね結ぶゆる宇奈爲放
ともいへる也

(六)童男童女わらはめ 和名類聚抄流布印本二卷
老幼類部僂子の條に童男平乃和童女女乃和云々○按ニ寶
生院本には見えず和良波倍又音便に「ワランベ」など
いふ所見あれど和良倍といへる詞他にをさく見あ
たらねば倍は波の誤にて乎乃和良波女乃和良波にや
可考 ○日本紀廿八卷四丁天武紀上に女孺メノワラ
ハ云々 ○按ニ類聚名義抄法下卷歹部にも女孺メノワ
ラハとあり○以呂波字類抄三卷遠部人倫門に童男ヲ
ノワラベ云々同九卷女部人倫門に童女メノワラハ云
云按ニ和名抄に据たる訓なるべくおぼゆるに一はヲ
ノワラベ一はメノワラハと有ておなじからねば「へ」
もじ「ハ」もじの中いづれか誤寫あるべし○土左日記
群書類本廿二日の條にとしここのつばかりなるをの
わらは年よりはをさなくぞあるこのわらは船をこぐ
まに山もゆく見ゆるを見てあやしきこと歌を
ぞよめる「こきて行舟にて見ればあし引の山さへゆ

くをまつはしらすや」とぞいへるをさなきわらはの
とにては似つかはし云々按ニ年九ばかりの男の童と
あるを思ふべし○空穂物語俊隆上廿九におうな丹波
に侍るめのわらはうまんとて見給ひしやうは云々按ニ
此外にも見えたれど擧す○源氏物語明石湖月抄本廿二丁右にめ
のわらはのいとさなう侍りしより思ふ心侍りて云々
按ニ此外にも見えたれど省て引出す○今昔物語舊本
十七卷卅三語に其ヨリ去テ女童一人寝タリ云々按ニ
此外所々に女童女の童部など見ゆ宇治拾遺物語古今
著聞集古事談その外物語草子類にめのわらはをのわ
らはの所見枚舉に逸なれどさまでふよふなれば
引出す○夫木抄卅二卷雜十四号の條にたはぶれ歌と
てよみ侍りける西行上人「しのためて雀弓はる男
の童額烏帽子のほしけなるかな」日本紀五卷六丁崇
神紀十年に童女ワラハメ云々また六丁童女ワラハメ
云々按ニワラハメはメノワラハといふにおなじ○與
清曰童形の間は男女の差別なき童男童女と別ていへ
る也和良波女はた女乃和良波に同じ又女孺少年の女
從者などを女乃和良波といふも童女より轉れる也俗
に女良宇といふはた女乃和良波の音便よりくづれた

る語也

(七)めざし 催馬樂呂歌竹河に「太介加波乃波乃
川女名留也波之乃川女名留也波名會乃爾波禮波名會
乃爾和禮乎波波名天和和禮乎波波奈天也女左之太久
戸天」按ニ此歌夫木抄雜六川部源氏河海抄竹川など
にも出たり源氏物語の竹川も此歌によりて名付たる
也梁塵愚案抄の注は取捨ありて信用しがたし歌意は
竹川の橋爪にある花園に我を女兒とともに放許して
遊ばせよとねがへる也○神樂歌朝倉或本の本歌に
「安佐久良也平女乃美奈止仁安比支世波多萬乃女左
之仁安比幾安比仁計利」按ニ此歌夫木抄雜七湊部に
も出せり梁塵愚案抄にめざしは古今歌にめざしぬら
すな沖にをれ波と云におなじ云々めの童をめざし
といふ海藻などをさしとる嬰少女也玉はほめたる詞
也と注せりされど海藻など刺取ゆる海藻刺といふと
心得られたるは訛也○風俗歌小由流支に「古與呂木
乃以曾太千奈良之曾奈良之難津牟女佐之奴良須奈
奴良須那於木爾遠禮乎禮奈美也」云々按ニ古今集廿
卷東歌さがみうたに「こよろきの磯立ならし磯菜つ
むめさしぬらすな沖にをれ波と有はすなはち此歌也

○夫木抄廿五卷雜七濱部に題不知袖中よみ人しら
す「きのくにの名草の濱に貝ひろふ蟹のめさしのお
となりせは」按ニ袖中抄二卷いそなつむめさしのお
條に此を或物語の歌とす ○狹衣草子三上卷九丁左
にめざしなる御ぐしをせちにかきやりつゝあそびむ
つれたまふにぞうき涙はこぼれながらうちわらはれ
などし給ふに云々按ニ若宮三歳の時の御ぐしのさま
也男兒にもめざしといふ事知べし契沖法師云古今餘材
狹衣にめざしなる御ぐしをせちにかきやりつゝ
遊びむつれ給ふとかけるもいとさなき子の額髪ヒメカガの末
かほにさがりて目をさすばかり短きをいへれば此心
にわらはへをめざしと名付たるか枕草紙に尼にそぎ
たるちこの目に髪のおほひたるをかきはやらで打か
たぶきて物など見るいとうつくしこれめざしとはい
はねど狹衣におなじ云々枕草紙八非抄本八卷二丁左うつくしき
物の段に見えたる語也尼にそぎたるとはさげ尼の髪
の體にたとへし也古代の尼入道の體は髪を肩の上透
にて切そろへて禿頭のやうに下たるをいへり○袖中
抄二卷いそなつむめさしの條に「こよろきの磯たち
ならし磯菜つむめさしぬらすな沖にをれ波」顯昭云

めざしとは女のわらははへ小わらははへ也それが磯に生
たる和布を小刀にてさし切てとりあつむる也伊勢國
の住人の志摩國へ久しく通ひ侍りしが申しかばひが
事にはあらじとぞ覺え侍る或物語云「紀伊國の名草
の濱に貝拾ふ蟹のめさしのおとなよりせは」此歌も
いそなつむをさなきものと心得られたり教長卿云め
ざしはめのわらははへ也かく磯菜つむめのわらははへぬ
らすな沖に居れ波と云也めざしといふゆるをば釋せ
られねど人をいふと侍るは當れりおほかたは磯菜摘
納物をぬらすなといふべしとおぼえず又考古神樂
朝倉本歌云「あさくらやをめの湊に網引せる玉のめ
さしにあひきあひにけり」是もあま人と聞えたり玉
はほむる詞也云々按色葉和雜集九卷歌林良材集
上卷九藻鹽草十七卷歌林撲椒十三卷の説はたおなじ
十一段藻鹽草五段歌林撲椒十三卷の説はたおなじ
○興清曰めざしは男女兒のをさなきほど童の前髪
の下端の目を刺ばかりなるをいふ狭衣には若宮三歳の
をりめざしなる御ぐしの目にさはるをかきやりく
遊びむつれ給ふよし見ゆ枕草紙に尾にそぎたるちご
の目に髪のおほひたるとあるは童女のさまをいへる
也名草の濱に貝拾ふ蟹のめさしのおとなへりせばと

よめるは女童の十一二歳なるをやいひけん今少しを
さなくば色氣見ゆまじければおとななりせばとゆか
しがるべきにあらすさて男兒は八歳を過れば總角に
ゆめれば目ざしの前髪あるべくもなしされば八歳
をこえたらんめざしは必女兒の事なるべし 爾日本
少兒年少の字を「ワラハ」號者なり ○新撰字鏡影部に髮
ヲハドモとも「ワラハ」とも訓たり
牛勞反大也髪也目佐志云々○類聚名義抄佛下本卷影
部に鬘音敷メザシ云々また髻徒彫反髻同モトバリメ
ザシ云々また髻音毛メザシ云々
(八)童女放(うなぬをばなりうなじのくぼうなじ
うなねぼんのくぼ) 萬葉集十六卷布八丁竹取翁歌に
「三名之細蚊黒髪髮尾信持持於是蚊寸垂取東舉而裝
繼見解亂童兒丹成見」云々按童兒をワラハと訓直
したるはよろしからず舊訓に従てウナキとすべし初
段の童子を舊訓にウナキとせしは誤也いかにといふ
に初段は竹取が童子の時をいひ二段は少女の貌をい
へれば也然てこの詞の意は少女が黒髪を眞櫛もて
搔垂て放にもし又戯に取つかね童子の總角の貌にも
なし又それを解亂して髻髪にもして見るよし也○同

卷十六に古歌曰「橋寺之長屋爾吾率宿之童女波奈
理波髮上都良武可」右歌推野連長年説曰夫寺家之屋
者不有俗人寢處亦爾若冠女曰放髮非矣然則腹
句已云放髮非者尾句不可重云著冠之辭哉決曰
「橋之光有長屋爾吾率宿之宇奈爲放髮舉都良武香」
按若冠女は男子の未冠のほどを女の事に借用て書
る也著冠は男子の已に冠せしを借用たるにて結髮せ
し女子にいへる也古歌の意は橋寺の長屋に吾率宿せ
し放髮非は今比はねびまさりて結髮し男持たらん歟
と思ひやれる也允恭紀七年に妾初自結髮陪於後
宮既經多年と見え萬葉集七卷に「未通女等之放
髮乎木綿山」とも伊勢物語に「くらべこしふりわけ
髪も肩すぎぬ」ともよめるみなおなじ竹取物語上三
左に此ちごやしなふほどにすぐくとおほきに成ま
さる三月ばかりに成ほどによきほどなる人に成ぬれ
ば髪あげなどさだして髪あげさせ裳着す帳のうち
よりも出さずとも見ゆ長年が改たる歌の意は橋の實
の紅く生ておひ立る長屋に吾率宿したりし童女は今
比はおよつけて放髮非に髪をや舉つらんとおもひや
れる也いづれにしても聞えたる歌也これを一を取て

一をば誤としたる説どもは宇奈井波那理のさまを解
得ざるゆゑなりそもくうなぬはなりは中の毛を
項の上の處に束ねゆひ其外廻りの毛をばたれさげ肩
にくらべ切て放髮にしたるゆるの稱也今世女兒の禿
髪といへるにこれに似通ひたる跡あり項はボンノク
ポにてウナジノクポとも俗にボンノクドとも云これ
也○和名類聚抄資生院本人倫部男女類の條に後漢書
注云髻髮上音進字亦作髻和名謂童子垂髻也按宇奈
井放とも省て宇奈井とのみいへる也髻髮の字面は
よく叶へりともおぼえず○萬葉集九卷見菟原
處女慕長歌に「葦屋之菟名負處女之八年兒之片生
乃時從小放爾髮多久麻庭爾」云々按葦屋の菟名負は
津國の地名也この處女が八歳のまだ片生の時より
ねびまさるまに小放に髪を擧て女に成迄といふ
也小放の小は井に通ひて宇奈井といふにおなじ小放
はずなはち宇奈爲波奈利也○同七卷右三獨旅作歌に
「未通女等之放髮乎木綿山雲莫蒙家當將見」
按處女等が髻髮放の髪を結揚て女になるよしをもて
はなりの髪をゆふの山とつけたり○同十四卷丁右

相聞往來歌に「多知婆奈乃古婆乃婆奈里我於毛布奈
 牟己許呂宇都久志伊底安禮波伊可奈」按「橋の古婆は
 武藏の地名也波奈里は例の童女也そもく宇奈爲
 は女兒八歳を過れば童髪を内外に分て内の毛をば項
 につかねゆひ外廻の毛をば垂さげ放毛にし肩の邊よ
 り少しさげて切そろへたるを宇奈爲波奈利といひ省
 ては宇奈爲とのみもいへりこれ女兒の稱にて男兒に
 はいへる例なし然て十四歳よりは放の髪を擧て結ひ
 女姿になる事也男兒は二八十六歳にして陽道通すれ
 ば冠して男姿になり女兒は二七十四歳にして陰道通
 すれば結髪して女姿になる事なれど中には早晩あり
 て必この定にもあらず宇奈は宇奈自を省たる語にて
 頭の後をいふ新撰字鏡四丁肉部に廻大候反去 項
 衡 駕 處 猶 項也宇奈己夫又宇奈自云々項衡は
 頭後の寫誤也宇奈己夫は枕骨也和名抄三頭面類部に
 陸詞切韻云項胡講反頸後也公羊傳注云齊人項謂之
 脰田候反和名宇奈之云々など見ゆ祝詞 祝詞考上卷十九
 十丁に宇事物頸根衝扱とあるは首根にて俗にいふボ
 ノノクド也鶴の水に潜如く頭を倒にして平伏する貌
 也八千矛神の御歌古事記上卷に宇邦加夫斯とあるは項

傾にて頂を 傾垂て泣貌をいへる也續世繼 六卷十
 みのねに人のいたく烏帽子の尻高くあげたるにう
 なじのくばに結いでんと思ふ也云々源平盛衰記
 十三卷十 熊野新宮軍事に烏帽子の尻盆の窪に押入テ云
 六丁左 熊野新宮軍事に烏帽子の尻盆の窪に押入テ云
 云長門本平家物語八高倉宮御事にるぼしほんのくば
 に押入て云々三識一統上卷廿 法量門に大くび先を後
 のぼんのくばにあつるやうにあて、腰を引まはし云
 云此等のうなじのくば盆の窪などみな今俗に云ボン
 ノクド也

(九)手童兒 萬葉集二卷丁八石川女郎贈大伴宿禰
 宿奈磨歌に「古之嫗爾爲而也如此許戀爾將沈如手
 童兒一云戀乎太爾忍金手武多和良波乃如」按「手童
 兒は掌に載るばかりの小兒の義なるよし諸注にいへ
 るが如し〇同四卷丁左大伴坂上郎女怨恨長歌に「幼
 婦常言雲知久手小童之哭耳泣管徘徊云々」〇按「嬰兒
 の常に哭がごとく哭に泣よし也〇與清曰小兒出生し
 て後産毛を缺もてそぎつるを棄髮といふ一二歳の
 間はかくをりく缺もて短くはさみ捨事と見ゆ三四
 歳になれば髮置とて毛を延して肩にくらべて切也八

歳までの間かくするを和良波といふ前髪は眉毛の邊
 にて切ゆる目刺ともいへり手童兒は一二歳の間髪を
 ば肩に至らしめ短くそぎすて母の手に抱き育ふゆ
 ゑの稱也

(十)振分髪(わらは) 萬葉集十一卷丁七 正述心緒
 歌に「振別之髪乎短彌春草髮爾多久濫妹乎師曾於
 母布」按「小兒生て七日許にはじめて胎毛を缺取を
 棄髮といふ然て二三歳までは羅髮の體也それより髮
 置とも深曾木とも尼曾木ともいひて肩のほどにくら
 べて髮の末を缺取八歳まで此體にてあるを和良波と
 も振分髪ともいふ和良波は髮の下端のわらくと亂
 垂たるよりいふ名振分髪は項より左右の頬に毛の分
 れ下れるよりいへる名也八歳の後は女童はや毛を
 延して肩を過る許に下げ中間の毛を取分て項上にて
 束ね結ひ宇奈爲とす束髪を宇奈爲といひ廻りの垂下
 れる振分髪を波奈利といふ宇奈爲波奈利とは二つを
 合せて呼る名也こゝは女兒の歳いまだ十三四にもい
 たらずして擧て女の體に成には短き振分髪なれば春
 草を假髪にしてか舉結らんと思ひやりてよめる也多
 久は手操にて手操て髮擧する事也〇伊勢物語段廿三に

「くらへこしふり分髪も肩過ぬ君ならすじてたれか
 なつへき」按「果、句諸本たれかあぐべきに作れるは
 よろしからず今は朱雀院塗籠御本に据るこは萬葉集
 十三卷丁七長歌に「歳乃八歳則鎖髮乃吾何多則過
 橋末枝乎過而此河能下文長汝情待」とあるを據
 にてよめる歌也おもふに振分髪も肩過ぬといひ男を
 おもふ心も切なれば女兒十一二歳許の時の歌なるべ
 し〇拾玉集三卷左大將家六百番歌合百首幼戀慈鎮和
 尙「くらへこし振分髪もそのかみもついの思ひや猶
 とほりけん」伊勢物語を本歌にてよまれし也〇類聚
 名物考部四に振分髪童女は髪を打かぶりて居るにお
 のづから髪の中より左右に振わかるればいふ也聖德
 太子の像の御髪のみま童子にておはしまし、時の形
 にて中より左右に振亂してありこれいにしへのさま
 なり云々按「こは法隆寺所藏の御像也

(十一)垂髮置(髪そぎ深そぎ) 江家次第十七卷
 丁御讀書始の條に寛和著御織物御直衣御垂髮歎可
 尋之云々按「御讀書始の時御垂髮の跡にておはし
 しにやと疑へる文也〇台記康治元年二月五日の條に
 參高陽院垂菅蒲髮始置也云々同年十一月廿二日

の條に參^ウ字縣^ニ小兒^弟始垂^髮二明年閏月明後
 年四歲仍今年有^レ之云々同二年十二月三日の條に今
 九^也子庶^子來垂^髮三歲也^也申刻詣^石清水云々同書天養
 二年正月四日の條に葛蒲表衣指貫垂髮云々同書久安
 三年六月十一日の條に爲^垂乙應髮^也云々按^葛蒲
 蒲丸は悪左府の子也康治二年二月五日髮置せるは二
 三歳の比なるべし左府の幼弟二歳にて髮置せるは明
 年三歳なるに閏^戸あるゆるこれを忌明後年は四歳な
 れば四もじを忌て二歳の時の十一月廿二日に髮置し
 て垂髮になれる也また左府の庶子今九三歳の十二月
 三日に垂髮せり葛蒲丸天養二年には五歳なめるに
 垂髮の體のよし也此文にて髮置の祝は閏ある年を忌
 四歳の時を忌月は定りあり日は定りなければ吉日を
 トて行事と見ゆ年は三歳が定りなれと忌諱の年に逢
 ば二歳にてもすることゝ知るべし○和長記延徳四年
 十一月廿八日の條に今日聊有^三祝事^三歲少男髮置也
 自^藤中室家^被送^水干^仍此^次遂^著袴之祝^自
 御局^同被^送綿帽子^鳥丸聞^此祝事^送賜^一荷^三
 種^所々恩惠且成^壽福之感^尤酷^耐云々按^三歳の
 時髮置の祝をして垂髮になれる也此序に著袴の祝事

をも行へるよし也○狂雲集下卷^{十一}に乙石御用人
 向^妙勝寺^真前^髮置^賀頌云々○玉海文治元年十月七
 日の條に誕生之小兒等垂髮事禁忌月陰陽等申狀非
 一仍問^遣在^宣之許^當道^敷型^之中^器量^拔群^之上^又申^云正
 三五^七十月^忌之^二四^六八^十一^二月^忌仍^來
 月可^垂髮^云々他人^廣申^云十^八不^忌之^十一^月忌
 之^他同^在但^晴光^云或^說不^忌霜^月云々因^茲問^在
 宣^之處^申旨^如此^仍可^用此^說先^年姫^君誕生^之時
 在^憲朝^臣所^中同^在宣^說之^故也云々按^出生^之小
 兒^胎毛^を缺^捨て^後羅^髮の^貌にて^三年^を過^ぎ三^歳にな
 りて垂髮し髮置の祝をする事也^二四^六八^十
 一^二の^六箇^月を^吉と^せるに^台記^に二^月六^月十^一
 月^十二^月の^垂髮^の事^見え^たれば^此定^{なり}と^見ゆ
 ○山槐記治承三年十二月九日の條に今日東宮^二歳^令
 垂^御髮^給云々正月垂髮有^憚仍^今月^所被^行也
 云々按^台記^にも^二歳^垂髮^の例^{あり}○拾芥抄下末卷
 四^{十二}諸^事吉^凶部^に髮^置會^木日^事又^以甲^戌凡^酉丑^日爲^吉
 吉^又乙^卯巳^用之^又常^以午^日用^之春^必用^午日^云
 云^二月^四月^十一^月用^之他^月不^可又^常以^戊巳^并返
 木^若甲^乙返^土用^之云々是^極秘^說口^傳也^返云^八十二^直
^在土^木火^土金

也^水上^吉日^戊己^庚辛^寅辰^午酉^午日^滿日^戊與^土戊
 與^木庚^與金^吉也^中吉^甲乙^壬癸^巳戌^定戌^日開^日
 甲^與木^壬與^水吉^也忌^日丙^丁卯^未申^亥子^除執^破危
 收^閉建^等日^甲與^水甲^與火^忌之^凡丙^丁忌^之伐^日
 天^一天^上土^公入^非道^虛土^用忌^之云々○籙中抄日次
 部^にか^みそ^ぎ月^日二^月四^月六^月十^一月^十二^月よ^しう
 し^とら^うま^の日^よし^とり^の日^もよ^し又^かへ^し水^金木
 よ^し水^と水^木と^木土^と土^金と^金火^と火^{これ}ら^をよ^し
 と^す水^と木^{とい}ふ^はみ^づの^えみ^づの^との^日の^かへ^し
 木^{なる}を^いふ^也是^にて^こを^中心^得べ^し春^は甲^乙秋
 は^庚辛^冬は^壬癸^{これ}を^用べ^しい^む日^天一^天上^土用^の
 程^かん^日戌^日月^殺收^日除^日土^公入^程く^え日^此日^ども
 こ^よみ^に見^えたり^又道^虛日^もい^む二^日十^八日^廿
 四^日卅^日これ^ら也○源氏孟津抄葵卷に髮そぎの調度
 の^中に^海松^を一^ふさ^くは^ふる^事あり^恭盤^山橋^海松^青
 目^の石^二置^之也^是等^を御^髮に^はさ^みそ^ふる^也云々
 ○源氏物語年立に葵卷云々賀茂祭日紫君髮會本事云
 云○河海抄葵の卷にはかりなき千ひろのそこのみる
 ふ^さの^髮そ^ぎの^具足^に海^松を^用也云々○吾妻鏡島津
 家^本卷^四仁^治二^年六^月十^七日^の條^に若^君御^前御^生髮

也^武州^著布^衣令^參仕^給毛^利藏^人泰^元左^衛門^大夫
 定^範以下^父母^兼備^諸大^夫侍^候所^役師^貞朝^臣基^綱等
 奉^三行^之每^事不^被召^付雜^掌爲^三將^軍家^御沙^汰殊
 及^三結^構之^義云々按^若君^は頼^經の^若君^頼嗣^也此
 時^三歳^にて^生髮^の祝^{あり}し^也生^髮は^髮置^也雜^掌は
 臣^下肴^膳酒^飯を^掌設^てこ^れを^奉る^御馳^走役^の事^也
 ○當時^年中^行事^下卷^に二^歳の^暮髮^置あり^霜月^しは^す
 の^内日^時勘^文次^第日^を定^む^世俗^に類^なた^てし^兒二^人を^{なら}
 宮^あれ^ば二^歳より^云々^内に^て髮^置は^有也^云々
 (十二)尼^そぎ^{(め}ぎ^し深^き) 榮^花物^語衣^の珠^卅八
 に^いみ^じう^うつ^くし^げに^あま^そぎ^たる^ちこ^どもの^や
 う^にぞ^おは^しま^す云々按^兒の^めぎ^しの^髮を^さして
 あ^まそ^ぎた^るち^ことい^へる^也峯^の月^{十五}に^かぶ^ろに
 お^はし^まし^ます^をり^はあ^まそ^りわ^だけ^にこ^そ見^奉り^し
 か^云々とも^見ゆ○枕^草紙^卷二^丁左^うつ^くし^き物^の段^に
 尼^にそ^ぎた^るち^この^目に^髮のお^ほひ^たる^をか^きは^や
 ら^で打^かた^ぶき^て物^など^見る^いと^うつ^くし^云々按^目
 目^に髮^のお^ほひ^たる^とは^めぎ^しの^髮の^さま^也狹^衣草
 子^三上^卷九^丁左^にめ^ぎし^なる^御ぐ^しを^せち^にか^きや
 り^つあ^そび^むつ^れ給^ふに^ぞう^き涙^はこ^ぼれ^なが^ら

うちわらはれなどし給ふにとあるも尼そぎの髪のさま也

(十三)深曾木 管見記永享二年正月廿二日の條に武家若公五深髮并著袴也云々同十二年十一月廿日の條に息女三歳有ニ魚味并深髮之事云々○后宮名目に深除の眉云々○采女記に御ふかそぎの時六本立の御膳をりうづ物まゐる云々○源氏薄雲湖月抄本に此春より生す御ぐしあまそぎのほどにてゆらくとめでたくつらつきまみのおほれるほどなどいへばさら也云々河海抄にあまそぎのほどは深そぎの事歎云々細流抄卷九にこの春より髪を置給ふ也あまそぎのほどはふかそぎなりさげ尼の髪のほど也云々提要卷三に今も三歳にていやしき子供まで髮置の祝とてありはかまぎは今は七歳にてする也昔も六歳七歳の事もありし也いま時帯ときとて祝也云々○籠中備忘抄にふかそぎはむかし年齢をかざらす云々○當時年中行事下巻に五歳の暮深そぎあり大臣のうち當官にても前官にても伺候にてそがる皇子は半尻前張を着す皇女はあこめを着基盤の上に立て吉方生氣に向ふ糺の宮の石二ツをとりて基盤の上に置て兩足に踏しむ大臣髮

のすそをそがる柳宮にゆるする杯櫛かうがいかうばさみ等の物を居て昵近の人もてまゐるそぎはて、後基盤の上より吉方へくだる親昵の人扶持す云々

(十四)胎毛剃 玉葉承元三年六月三日の條に今日小兒有剃髮事其儀先女房一條局抱兒生上余著布衣剃始之三ハサミ自前剃之也其後女房剃之其剃末ヲ紙置之也其外無儀也抑依不審引勘舊記之處治承二年十二月二日安徳天皇中山内府記云早旦以左兵衛尉則季取吉方水瀧水御洗入之加入石三小松山橋麥門冬芝等持參女房用無取之置御前吉時午内大臣被參入御乳母局洞院奉抱内大臣取加石三小松山橋麥門冬芝等置御項奉向東方御項御髮三度奉拂之以水絞御髮以麥門冬奉結其後御乳母大納言局女門奉剃之以之案之願不吉例歎隨又余誕生之時無別義一只奉剃之三度後女房剃之由見故殿御記并女房二條殿御説也御息所仍追彼例爲之也云々○榮花物語初花八卷四十その日若宮の御ぐし始てそがせらる云々按寛弘五年九月十一日中宮彰子上東御産ありて同十七日に御胎毛をそがせらるこれ七日目なり此比は剃刀を用る事なく缺

もて髮の末をはさみ捨るをそぐといへり後世うぶぞりともうぶ毛をそるともいふにおなじく初生の兒七日目に胎毛を缺捨る事也

(十五)髮そぎ 當時年中行事下巻に十六歳の時皇女はびんそぎありこれも大臣そがるいか物など居べき歎皇女は近代大概は比丘尼也自然攝家方杯へ嫁するやうの事ありとて十六歳まではありつきなくては事なきゆゑ近代御所にてびんそぎの例なしかうやうの例なき事は時宜によるべき事也○岷江入楚葵に或抄云びんそぐ事一年に兩度ばかりある事也云々

(十六)はなちの髮 次郎百首「うなぬこかはなちの髮をとりあけて巻染川よ淵瀬かはるな」
(十七)髮 和名類聚抄三卷毛髮類部に文字集略云髮丁果反小兒剪髮所餘也和名須々之呂云々○字鏡集五卷影部に鬢同スシロ云々また鬢ミツラススシロ云々○類聚名義抄俳下木卷影部に鬢小兒垂髮スズシロ云々○節用集寸部支體門に鬢スシロ小兒前殘髮也云々○和漢三才圖會十二卷二丁支體部髮の條に鬢音采和名須々之呂兒生三月剪髮所留不剪者爲鬢所其鬢髮以及長爲飾謂之拂髮示不忘

生育恩也親死三日始脱之云々

(十八)髻 和名類聚抄寶生院本毛髮類部に唐韻云音拂沼額前髮也

(十九)額髮 源氏物語帶木湖月抄本にみづからひたひ髮をかきさぐりてあへなく心ほそげなれば云々按これは或女房の尼になりて後悔せるよしを書たる所也垂尼なれば額髮有し也○同葵十一にいと長き人もひたひがみはすこし短くぞあめめるを云々按いと長きは髮の長き人也○又四十六汗におしひたしてひたひ髮もいたうぬれ給へり云々按紫上のひたひ髮也○同槿十九にまろがれたる御額髮ひきつろひ給へといよ、そむきてものもきこえたまはず云々按紫上の額髮也○同若菜上十八に御ひたひ髮のやう、ぬれゆく御そばめあてになまめかし云々按女三宮の御さま也○同夕霧廿二に御ひたひがみのぬれまろがれたる引つろひ云々按落葉の宮也○同總角四十九に姫君われもやう、さかり過ぬる身ぞかし鏡を見ればやせ、に成もてゆくをおのがじ、は此人とも、我あしとやはおもへるうしろ手は

とさがりてねたれどもつひにはまろびあひたりといへりかよりあひたるも寄合たる也とうくは歌のふし也云々○按梁塵愚抄に安介萬支を糸の組の揚卷の事と注せられしは誤也童男なる事うつなし總角と一尋ばかり間を離れて寝たれども遂に轉合て搔寄合ぬといへり男色の心也さかりては下りてにあらす離りて也加與利安比の加は發語にて搔の略也加支は打とおなじ枕草子春曙抄五卷にやほらまろびよりてきぬ引あぐるにそらねしたるこそいとねたれとも見ゆ○源氏花鳥餘情廿六卷總角にあげまきは歌と詞とをもて卷の名とせりあげまきに二あり童をあげまきといふ髪をからわにあげたる心也又車などに糸にてくみてかくるをもあげまきといふ此あげまきは糸をしたるをいふ也云々○明月記寛喜二年六月廿九日の條に來月四日又御方違行幸云々昨日中將云家季朝臣參總角事依其人闕如無習自去春被仰前右府父被申云於天子御總角者家所習傳也於凡人作法故入道不知之仍不及習云々其後左府稱習得之由給其説入道相國云々因茲彼家依吉例家季習之勤之了而家嗣卿云於他説者可信仰亡祖

不知此事之由情申合左府坊亮之時亡祖爲傳常參會之時此事可習之由被相語暗難申相具髮長童參御于時可申山答申之之後無其沙汰山承之於凡人儀者雅職之家所存知云々今有此事傳聞聊不審之由彼卿間次奏聞事頗不審之沙汰云々○侍中群要八卷童相撲の條に次占平角力總角髮未折云々按相撲童の髮のさま也總角髮を折返さずといふは原下文○北山行幸記群書類從卅九に若君はあか色のわきあけのうへの御ぞつじの下重山吹の御上の袴松がさねの御半臂奉りてあげまきし給へるつらつきかほの句ひたとへんかたなくうつくしげに云々按若君は足利義嗣朝臣也○狹衣二下卷十三に奥の方には三の宮ふし給へるなるべし御ぐしの手あたりつややかに長う搜られて今ぞ打みじろぎ給へるけはひなるを昔の心ならましければあげまきもいかいあらましとさすがにうつくしかりし御火かげはおぼし出らるれど今はかやうのかたまことにこりはてぬる心ちし給ひて風のおとにまぎらはして出たまひぬるに云々按狹衣大將の女三の宮の御寝姿をかきさぐり給ひて催馬樂の總角のまろび合にけりかより合にけりといふ詞を

思ひ出されしよし也○源氏物語蓬生湖月抄本にくづれがちなる垣を馬牛などのふみならしたる道にて春夏になれば放ち飼あげまきの心さへぞ目さましき云々河海抄に總角卯今時憶汝總角時東坡總角童名也みづらゆひたるをさなきほど也牧童のよし也能因歌枕云冠者或は小童名也豎アゲマキ云々○拾遺愚草上卷に「なかくしもむすはさりけるちきりゆゑなにあけまきのよりあひにけん」同下卷に「あけまきのあとたにたゆる庭もせにおのれむすへとしける夏草」按右定家卿の歌ながくしも云々は夫木抄雜十八戀の條にのせあげまきの云々は同集雜十七總角の條に載たり二首共に揚卷結によせながくしも云々の歌は催馬樂の總角の歌の詞にすがりてよまれたる也○飛鳥井雅親亞槐集群書類從本上卷四十八左夏獸の歌に「山かけや牛ひきつれてあけまきの芝生にすむ夏の夕くれ」

御鬘亦於左右御手各纏持八尺勾璣之五百津之美須麻流之珠而云々古事記傳六卷九丁に御美豆良は上代に男の御装にて髪を左右へ分て結緒たるもの也天照大御神の解御髮纏御美豆羅給ふとあるも書紀に息長足姫尊の櫛日浦にして御髮を解して海に入洗給ひて占給ふに御髮自分れたるを即てその分れたるまゝに結て鬘とし給ふとあるも假に男貌と爲給ふなり又崇峻紀に古俗年少兒年十五六間束髮於額十七八間分爲角子今亦然之とある此角子即美豆良なり十七八間とは髪のことなるべしと上つ代はすべしと訓べし萬葉に角髮とあり左右にあるが角の如くなる故にかゝる稱は有也後世に鬘類と云は此美豆良を訛れる言なり江次第に幼主之時垂髮類さてかの大御神の御装の所を以て見れば美豆良にも珠を飾し也萬葉廿に阿母刀自母多麻爾母賀母夜伊多太伎氏美都良乃奈可爾阿敵麻可麻久母云々○神代紀上廿一丁に天照大神云云乃結髮爲鬘裳爲袴以八坂瓊之五百箇御統纏其鬘髮及腕云々日本紀纂疏上百四十丁に結髮爲鬘者國俗婦人垂髮男子結髮故縮垂之髮而假男子之相也云々神代口訣三丁に爲鬘者髮結

左右云々神代合解五_右六_丁に兼俱曰日本冠は人皇三十代推古天皇御宇ヨリ始ルゾ其前ニハ髮ヲ總角ニ兩方ヘワケテユフゾ具足ノアゲマキハ總角ヲ表スル也日神ハ男體ニナツテ著_三甲冑_二髮ヲアゲマキノヤウニ結ゾ今ノアゲマキト云モ自_二神_一始ルゾ云々環翠曰昔ハ總角ニシテピンヅラノアマリノサガリハフサ也總ノ上角ニ似タリ和歌ニハアゲマキト云神功皇后異國對治ノ時ニ是ヲ表ス婦人ハサカワゲニシテ櫛ヲソヘテ下ヘサゲテ置也女ハ陰ナレバ髮ヲ陰敷ニ一ニシテ置也男ハピンヅラニニニスル陽敷也此ハ男ノ形ヲシテピンヅラニニニ髮ヲワケタリ云々通證四卷_丁左に北史倭傳曰男子垂髮於兩耳上_二至_一隋其王制冠此也定_三十二冠制_二見_一推古紀_三天武紀曰婦女垂髮于背猶如_二故戒庵漫筆曰倭國婦人髮長散_一後此也天武紀曰男女始結髮仍著_三漆沙冠_二蓋_一至此男子特縮婦人亦束髮北史倭傳曰婦人束髮於後_二此也兼俱曰古俗婦人束髮於額上_二垂_一餘於背後_二以_一挿櫛也今宮人謂_三髮縮_二者此體也卓氏藻林曰美人頭髻名_三頭上倭墮_一醫_一疑即此云々又_三素淺鳴尊立化奇稻田姬_二爲_一湯津爪櫛_二而挿_一於御髻云々○神功紀_三前紀_二に皇后

還詣_三櫛日浦_二解_一髮臨_三海曰吾被_二神祇之教_一賴_三皇祖之靈_二浮_一涉滄海_三躬欲_二西征_一是以今頭沐_三海水_二若有_一驗者髮自分爲_二兩即入海洗_一之髮自分也皇后便結_三分髮_二而爲_一髻云々○萬葉集七卷_丁右に「青角髮依網原人相_三鴨石_二淡海縣_一物語爲_三按_二青角髮は匏の葛の事にて角髮は訓を借たるのみと冠辭考一卷_丁右にいへり角髮は總角におなじく髮を左右の鬢の上に結結たるが角の如く見ゆるを美豆良といへばそれに當て書たる字也總角はた左右の鬢上に總ね結たるが角の如ければさいへる也○同集廿卷_丁右津守宿禰小黒栖歌に「阿母刀自母多麻爾母賀茂也伊多太伎氏美都良乃奈可爾阿做麻可麻久母」按_二母は玉にあれがしさらば載て鬢の中に合繩常に親しく尊敬せんものをとしたひ貴べる也○堀川百首昔歌に師時「年ふれは苦のみつらむひかけて岩の姿は神さひにけり」肝要抄下卷_丁左にみづらはびんづら也鬢の字なれどもみとよむ也つらは顔也つの字濁べしみづらむふとは鬢の上を結也云々○八幡愚童訓_三卷十一_丁右に皇后御長九尺二寸御齒一寸五分也光御歲三十一云

云縁ノ御髮ヲピンヅラニ取りカラ輪ニ分テ云々按_二ピンヅラは美豆良を訛れる語なり美は萬の通音にて左右也左右手を萬天と訓るが如し豆良は列也左右に列立る義にて結髮の頭上の左右に列立る貌よりいへるなるべし加良和は擲輪也髮毛をからまきて輪にしたるゆゑの名也分テは曲テを假名に書たりけんを字に書直して誤れる也髮毛を曲て結ふをわけといへり○砂石集二上卷_五にピンヅラユヒタル童子ノ二人白杖持タルガ男ドモヲハラヒテ取返シテ云々○平家物語七卷_丁右主上都落の段に七條大宮ニテ鬢ヅラ結タル童子ノ左ノ袂ニ春ノ日ト云文字ゾ顯レタル春ノ日ト書テハ春日ト讀バ法相擁護ノ春日大明神大織冠ノ御末ヲ守リ給ニコソト頼シウ思召ス處ニ云々同書十二卷_丁右六道の段に先帝云々山鳩色ノ御衣ニ鬢結セ給テ御涙ニ溺レ些_三ウ_二嚴_一キ御手ヲ合セ先東ニ向ハセ給テ云々○太平記五卷_九丁大塔宮熊野落事に御夢ニ鬢結タル童子一人來テ云々○十訓抄下卷_本印十二卷_丁左にあるとしの春鞠の精かゝりの柳の枝にあらはれて見えけりみづらゆひたる小兒年十二三計にて青色の唐裝束していみじくうつくしげにぞありける

云々○續古事談六の巻張喙といふものゝ段に夢にみづらゆひたる童子きたりて云々○和名類聚抄三卷毛髮類部に四聲字苑云鬢_音通和名_{美豆}屈_髮也云々○類聚名義抄佛下本卷影部に鬢音_通ミヅラモト_リ云云○字鏡集五卷影部に髮_古類_古類_同カミノ_チカミピンヅラ云々また鬢_野同_鬢同_鬢カツラミヅラピンヅラ云々また鬢_モト_ドリミヅラ云々また鬢_ミヅラ_スシ_ロ云々○以呂波字類抄九卷見部人跡門に鬢ミヅラ云々○塵添鹽糞抄五卷_丁右詞字次第色葉の條にピンヅラ_非同_云々○女房私記正月の條に若宮方童牀の間は半尻に袴髪づらをゆふ也御休息の時ならば結中金の平もとゆひ也云々

(廿二)唐輪 八幡愚童訓上卷_群類_從本_に皇后云々縁ノ御髮ヲピンヅラニ取りカラ輪ニワゲテ云々○太平記二卷_丁右唐崎濱合戰事に年十五六計ナル小兒ノ髮唐輪ニ上タルガ云々○源氏花鳥餘情廿六卷總角にあげまきに二ツあり童をあげまきといふ髮をからかにあげたる心也云々按_二からか_一にあげたるとあるはからわにあげたるの誤なるべし唐輪は擲輪にて鬢上の毛をからまきて輪がね結たるゆゑの名也美豆良は

たおなじ美豆良は兩列にて左右に列立るよしの名也
美と萬は通音左右を萬といふは左右手を萬天と訓る
が如し

(廿三) 禿童 平家物語一卷左 禿童の條に十四五ノ
童ヲ三百人洗テ髮ヲ禿ニ切マハシ云々〇允恭紀一丁
前紀に自岐嶺ニ至於總角ニ云々通證十八卷右 丁に自
岐嶺童亦禿鬚曰加夫呂此以義訓之耳云々

(廿四) 間道カクレミチ 和名抄十丁 道路類部に日
本紀私記云間道久禮云々

(廿五) 籾 同十五 丁 漁釣具部に唐韻云籾音語和名池
水中編ニ竹籾ニ養魚也

(廿六) 播コマンザラヒ 同卷八丁 農耕具に揚雄方言
云齊魯謂四齒杷爲播音衛侯語抄佐良比云々武相の農民コマ
ンザラヒといふものこれ也鐵にて熊手のさまに作り
たる物也

(廿七) こけら葺家根板 和名抄十五丁 造作具に韓
知十日柿音殿和名古介良削朴也謂削木之朴所出細片曰柿
也云々今の家根板これ也音下學集草木門

(廿八) 鋸 前がぎ前がんな 今桶工の具にマヘガキ

と云物あり圓形の物を造るをりの具也和名抄十五
丁刻鏤具に辨色立成云鋸音反加曲刀鑿也云々とあ
る「カブラエリ」は「マヘガキ」也

(廿九) 皿 雜羅淺甕 和名抄十六丁 金器類に鈔羅
あり今案或説云新羅金梳出ニ新羅國ニ後人謂之雜羅
者新之訛也正説未詳云々また同卷六丁 瓦器類に本
朝式云理佐其介今案辨色立成云淺甕和名同上云々また七丁
唐韻云盤海官反器名也云々

(卅) 箒 籾ダングスクヒ 猿籠ザル 和名抄十六丁
竹器類に箒籾麥索煮籠也以竹編爲之云々今世ザ
ルと云は箒籾の音歟舊本今昔に猿籠あり其にやムキ
スクヒは今世ダングスクヒといふもの也麥索はウ
ンにや

(卅一) 莖立 萬葉十四に「上野や佐野の莖立をりは
やし」とよめり和名抄十六丁 唐韻云莖莖莖莖也
和名久々太知俗用莖立二字とあり莖立は莖の立出
たるに云べし苗に限れる名にはあらず

(卅二) 膳のたあへ 和名抄十六丁 魚鳥類に唐韻
云膳切肉合棧也今按鹿膳俗云阿閑豆久利云々此ア

松屋筆記卷之百四

平小山田與清稿

ヘックリは料理の背にのたあへといふ物にあたり
(卅三) 橘は密柑 和名抄十六丁 薑蒜類に本草注云
橘皮一名甘皮和名太知波奈乃加波一云岐加波云々按
に橘皮は陳皮也陳皮は密柑の皮なれば橘は密柑なる
事知べし密柑を柑子ともいへりかうじも其轉語也

(一) 衄血 血病類重舌の妙藥 和漢三才圖會十二卷
右支體部亂髮條に亂髮血餘人退俗云髮乃乎知〇亂髮
乃梳櫛下髮也燒灰爲藥〇氣味苦微治欬嗽五淋大小
便不通小兒驚癇吐血衄血及諸血病一補陰小兒重舌欲
死者傳三舌下佳鼻血不止者吹入于鼻立止永不
發男用ニ女髮
女用ニ男髮

(二) 里兒預兒里扶持 今世乳不足して小兒を他に預
て養はしむるを里にやるとも里兒とも預け兒ともい
へり下ぎまの風俗里扶持として一ヶ月壹分壹朱也或は
一分と錢二百文または二分の定もありて一様ならず
違如上人實悟記拾遺下卷二丁に御子達ハミナ〜里
ヘヤシナヒニアナタコナタヘアリツケ參ラセ候と見
えたるは里兒の事也

(三) 塗與御免并唐笠袋御免大傘立傘 實悟記拾遺下
卷九丁に法眼ニハ將軍家ヨリ御成シ候塗與モ武家ヨ
リ御免毛毳鞍覆唐笠袋マデ同前ニ御免ニテ限ナキ威

勢云々按唐笠袋は今の長柄の袋也大傘立傘などみな似類也淺水の安藝が法眼に成たる時の事也

(四)繪詞傳繪系圖 同卷十五に祖師御在世之時繪系圖ト云事无之事云々按繪系圖はいはゆる繪詞也

(五)つめたきと云詞 つめたきといふ詞は寒かに過て爪のいたきまでにおぼゆるよし也八寒地獄紅蓮のさまなども思ふべし實悟記下廿四にサムクモツメタクモナクテナルと見ゆ

(六)しやうどもなくと云詞 實悟記下十一にイツクニアルモ存ゼスト生處モナク候ナド各申入ラレ候へバ云々

(七)ねいと云詞 實悟記拾遺下廿三蓮如上人御詠歌「チイルトモ心シツメテチイレカシソノマ、シスル事モアリケリ」寢入と云詞物語書などにおほく見ゆ

(八)寺を廢す 水戸西山公領内の小寺を廢して大寺に合せたまひ近來も黃門齊昭卿小寺の相續しがたき貧なるを大寺に合せて相續の計をなさせたまへり大友宗麟が領内の寺を破却せしは己キリシタンに迷てのしわざ也漢土にても後周の世宗一時に令を下して

天下無頼の寺院三萬餘所を廢せり

(九)殺生石寇神 玄翁和尚那須野の殺生石を摧し事は玉藻草子鎌倉志などに見ゆ謠曲にも殺生石ありこは嵩嶽の破寇墮和尚が嵩山の靈寇を對治せしによる附會にや破寇和尚の事は大光明藏一卷五十五に見ゆ

(十)太鼓持 辨問を太鼓持といふは六齋念佛のはやしものより起りて念佛に節を付て金と太鼓の二ツにてはやす役割に金を持ものは太鼓を持す太鼓を持ものは金を持たぬよりいひ出たる俗語にて金持の遊興に陪して金を持ぬものがそのきげんをとり馳走するを太鼓持といへりとなん

(十一)まうろく 草茅危言五卷廿六毛六之事の條に大坂府帥ヨリ城術諸鎮東西兩術等ノ與夫邑隸抔虎ノ威ヲカリ市中ニ入テ種々狼藉ヲナシ金子ヲチダリトリ戲場ニテ猖獗スルタグヒ多ク諸邑宰并ニ兩術吏曹ノ僕從ナドモ是ニ加ハルル開ユ町中大ニ是ヲ患フルトニテ俗間ニ此輩ヲオシナベテ毛六ト呼也文字モサダカナラズ何ノワケモシレザル也此輩大形ハ渡リモノニテヌミコムヲ山城鎮ハ末々ニソノ國人ヲ召

連ラル、モ多ケレト渡者ト混ズレバソノ風ニ化ソ國人モスグニ毛六トナルナド、聞ク云々

(十二)矢先を射合す 餘五將軍と村岡五郎と互に相射るに其矢先と矢先丁合て中に落しよし舊本今昔物語に見ゆ大光明藏二五十八に兩箭相値といふ字面あり照し合すべし

(十三)水漉籬味噌漉籬 今世水こし味噌こしなどいふ器は漉籬とも竹漉籬とも書べし大光明藏二六十二丁などに見ゆ

(十四)印可 大光明藏一廿丁寶曇曰云々至引馬祖與三弟子一翫月長沙與三仰山一觀月古人相似處上遞相印可如三逐臭之士不三自惡云々維摩弟子品に若如是坐者佛所印可也(音義ニ印信也可許也)

(十五)東百官 中井積善が草茅危言二卷十五武家叙の事の條に世ニ吾孺百官トテ専ラ用ラル、アリ是人モ知タル通平親王將門の僭偽ノ時ノ官名也世ニ遙カニ隔レテ叛賊ノ僞官ヲ受ルト云ハ決メアルマジキ也是ハヨク論シテ一切禁制有ベキモノニヤ云々按ニ秋草姓名部に東百官將門にはじまれりといふは妄説也古書に東百官の名付たる人見えす室町日記の

十五卷の本に卷末に飛鳥井雅綱の手跡あるは偽書也これに東百官の名目あれど偽書なれば取用するにたらず東百官の名目室町にはなしといへりされど一概にいひがたき事あり將門にはあらねどや古くよりいへりといひ日國風土記中巻結珥錄上巻笠澤筆塵長鳥帽子洗革雪隠の説などにも見えたりき他日考定むべし

(十六)乾没ホシベリ 俗にホシベリガタツと云は乾没の字面に宛べし

(十七)鼈甲玳瑁 今の世の鼈甲といふものは玳瑁にて鼈甲にはあらず

(十八)ベカ車 大坂にベカ車あり別駕車と書は推當なるべし京都にて地車とよぶ江戸にはなし便利の器なるよし草茅危言三丁二に見ゆ

(十九)蓼くふ虫もすきく 逐臭之夫 蓼食虫もすきすきといふ俗語の出所は草三丁に左思が魏都賦白氏文集孔叢子などを引いていへりこれに似たる説あり明陳全之が蓬窓日錄卷六事記二丁に氷蠶不知寒火鼠不知熱蓼虫不知苦蛆虫不知臭云々文選曹植與楊德祖書に人各有好尚蘭茝蕙之芳衆人所好而海畔有逐臭之夫注に呂氏春秋昔有人身

はさ候ひしを父などが若き時より下の方をとづる様に成て次第にとづる所たかく成て今の様には成候也(卅二)柏夾 又云柏夾は檜藤の骨にて作りしとて檜の木にて作ると本式と承候に今は柳の木にて作り侍り木の幅二分許厚さ一分七厘長さ二寸二三分なるを中を削り取て端をあます事三四分ほどにしてさてそれを巻重ねたる燕尾をさし挾て中にて糸にて二所ばかり綴る事に成侍り用ひ候



但し賀茂祭などに用候をやがて京より下候べし

(卅八) 綾 又云老懸は綾を巾子の後よりかけて雨の角の上へ引かけてさて領下にて結びし也

(卅九) 半靴 又云半靴の事其いはれは賀茂祭中興して二三年はみあれ祭の時衣冠也三年ばかりより近衛使も下鴨の神職も束帯となる此時下鴨の社家半靴を用べしとて其製を尋しに知れる者候はず某が父にて候者承て昔二條行幸の時馬上の履とて調進ありて其後事訖り京の者共が買取し事あり其くつ後に思へば半靴也と思ひ合せたり我は其時買得るに及ばず京中に其物求得て今に持し者有べし夫を尋てよかしと申す頓て馬上の履とて尋出しに年八十餘の老翁の切付

屋あり我もとに有べしとて尋しにかた／＼ばかりあり虫ばみたれど其草は上品の物也靴のごとくにはあらでつまさきにてく／＼りよせてぬひたり毯も同じ革にてする毯のあとのかた革裏の鑑にあたる所は花莖也革不調なれば見えぬ所を花莖にしたる事歎但しもとより如此なるべきもの歎その詳なる事をしらぬ也頓而賀茂の神職方にて十具こしらへたりきその後滋野井殿近衛使の時半靴とておなじものを毯を倭錦もてしたるを用られ侍りいかで據ある歎又鴨の半靴の製によりてかくははからひし歎は不知

(四十) 秀頼 又云壬辰の春聞しに大岡備州の與力に抱し者に平田半藏と云者有もとは豊前中津の小笠原修理亮長胤が家にて平田權右衛門と申せし者也長胤が家亡し後に浪人と成しが其年大岡が長崎奉行と成しに依て召仕ふそれが先祖は攝州茨木の城主にて茨木彈正と云て秀頼の近臣也大坂夏陣已にかくと見えし時近臣等相謀て織田有樂をたのみ戦半なる時に其陣にむかへ入まらせ落すべきやうなくて赤裸にしまらせて薦にて身をまとい塵芥の流るゝ様にこしらへて有樂の陣のうしろの堀よりつき流す秀頼は

吉光の七寸五分ありし刀を身に添へ人もし見付ば自殺有べきとの御事也とかくして川口の邊まで流れ行しに兼て申合せし事にぞ有けめ加藤肥後守が水船にのせて舟底を二重に、たる其下に隠したりこゝ迄は供奉せし侍六七人有しが討れしか逃失しか加藤の船に入給ひし時は茨木彈正直森與一兵衛米田喜八郎今一人は名をわすれぬ彼は侍四人供奉したり人の見あやしめて水をかへほして見しかど二重にして其底にかくしたればこゝゆるなく海上にして福島が船にのり移りて肥後にはいたり着給ひ菊丸自齋殿と申有徳のありし人山里に引籠りし様にて四人の侍も皆々改名してあり其後直森が妹の京にあるをしのびて都へ行て相具し下りて自齋殿の妾とし女子一人男子一人出来たり姉君はお辰どの弟君は菊丸殿と云肥後守光廣が家断絶せし時其家老のもの金壹萬兩自齋殿へわけてけり頓て細川殿この國を得る其後細川の侍有吉四郎左衛門お辰どのを迎て妻として其腹に後の四郎左衛門は生れたり又其後いかなるゆるにや島津の家人伊集院式部といふ者菊丸殿を薩摩國へむかへ養子とし菊丸式部と申せしが後には又伊集院式部と名のら

れたり彼茨木は平田と改號してありしが其二男菊丸殿につき薩州にゆきて平田とて其子彼國にあり彈正が嫡子は權兵衛といふ島原陣の時功名ありて小笠原信濃守にめしつかはる是則今の半藏が祖父也直森も末森も改號しき自齋殿は八十歳にて失給ひたりとぞ(四十一) 大番 又云大番右大將家以前は三年に一巡也右大將家より已後將軍の儀をもはらとす一百日に定むといふ大の字大事といふ心也(四十二) 名主職總地頭 又云名主職總地頭とはたとへば小山には小山氏總地頭也其小山の内も或は御奉公の方に所領等いか程も可有也名字の者の持たるを名主方といふ也(四十三) 得替 退肆抄に得替は當領主を退け新領主を置をいふ也或説に得は新司にかゝり替は前司にかゝる其古地頭を取替て新地頭を置を得替といふ也(四十四) 奉書内書 又云奉の一字を書出すを奉書といふ内書は奉行とも相談せず將軍の我意ばかりに遣すをいふ也(四十五) 山本春松 又云山本春松は長嘯子の家人也後は詩繪師と成り類句の作者也其子を次郎兵衛とい

ふ長嘯子の臺所の事を賄ひしものに糸屋十兵衛といへると天淵との物語也

(四十六)家子郎等若黨 同書に家子郎等の事は昔將軍家御上洛の時京師にて人のいひし謠に酒井雅樂頭は家子の第一井伊掃部頭は郎等の第一といひし也家族を家子家従を郎等といふ也若黨は輕き家僕也若黨中間とも申也云々

(四十七)殉死の禁止并諸侯人質御免 退肆抄に嚴有公御初政殉死の禁諸侯の質御免諸人に御加増なく何れも精を出して勤し事不思議の事也

(四十八)芋莖にて巖石を燒事魚を畜土佐の野本安房 同書に高階平次が執語に土佐の野本安房は十六歳にて家老となり始て大學と中庸を京より求得てよむ是治國の事あるがゆゑ也其時山崎加右衛門は其國の寺にセイ藏主とて弱齡に有しに其書を見しにうけよみて小學といふもの有と見えたりといふにつきて小學を求て見すこゝにおいて還俗の志出來て冠巾したりさて安房が事今に土州に功績多し律呂の岬とて二十里ばかり海中へさし出たる處ありこゝにて往來の船破れくつがへる事古より多し弘法の開基とて岬

に東寺西寺とて二ツの寺を建て毎日大般若を讀事退轉なしといへども船破覆する事元の如し安房巡視して湊を作らしむと云他人聞て古より此事叶難しと見えたり岬皆巖石也いかでとふべきと申に安房試んに何事か有べきとて國中の芋莖を集させ猶たるべからずとてあらゆるいもがらを求め出して先傍示をさして其中にて日夜いもがらをやかせて其あたまり有所を岩をきりくしける程に三年ばかりにてよき湊を切開きてより今に往來の煩を救たりこれ一ツ城下に魚といふものなくて朝夕の饌に備べき様もあらずかほどの城下にてしかも海國にして魚なからん様は有べからずとて船に乗出て海面を見分し魚生すべきと有べしとて國中に令しけるは船にて出入せんほどの者必石一ツづゝ海中に捨よといふ皆心得ぬ事に思ふ安房曰く後には石垣をもこぼち捨べき也と有しに二年が内に五六寸ばかりの魚出來て三年にみちぬれば尺許の魚も生じ出づ人其故を問に海濱に魚の住べき所なきがゆゑ也石間には魚も住べし石に苔など生せんには魚の喰べきものも出來なんと思ひし故也といへり今に其功に依て城下魚乏からず是二ツ

又國人の火葬をといめたり其謂は國中に令して罪死の者は火葬すべしとて罪あるものゝ死したるをば火葬せしめけるほどに皆忌々しき事に思て頓て火葬はなくなりたり是三ツ是等をはじめて一國の依頼となる事多しされど同職の者に忌れて今の土佐の國主の三代ばかりさきなるが父子安房が事を説しけるに彼者はゆかり有て代々の家老とし國に大功あり就中先年隣國との訟に彼者の力にて我國利を得たりいかに此等の勞を空しくすべきと答られしに某に思召かへらるべしやとありしかばいかで子にはかへ候べき其許の心に任せらるべしと答られしかば職を召放て押こめられたり城下より二里ばかりも外に有しにや程なく食傷して死たりわざとかくは死しと申也死後其子共皆召込られ家已に絶たり安房が住し家の地に笹室と祠堂と二ツあり今も有也此家は皆こぼち捨たれど此二ツを毀んとてより集りしもの共立所に絶入もの多かりしかば人恐れて毀つに及ばず威靈今もいぢるしかく其主に罪かうふれりといへども國中の士民その遺徳に感じて慕ひ思ふと今にたえずと云々

(四十九)大海酒海 同書に大海は内海などといふ海の字しかるべしとあり酒海とも申せば可然と答申(五十)運上 吾妻鏡六卷下右文治二ノ二ノ廿八の條に被申上京都一條々有其沙汰治定云々一仰五畿七道諸國庄園免除兵糧米進可令安堵土民事依此米催事民戸殊費於今者殆無乃貢運上計之由頻有領家訴之間及此儀然者賦遣使者可觸廻之由可被仰北條殿者也云々○同七卷下左文治三ノ四ノ廿三の條文治三年二月日周防國在廳官人等言上二箇條に國庫納米者是非指運上料非私相料令勸進當國他國之上適當國狹少所當米也云々○同十二卷下左建久三ノ十二ノ廿の條に運上相模國吉田御庄御年貢送文事合准布陸佰七拾肆段貳丈内一段先分見布貳佰陸拾七段云々署右付夫領助弘運上如件云々按右に運上といへるは公物を運送上する事にて今世の運上とは殊也此外吾妻鏡中に所見おほかれといづれも同意なれば引出す(雜筆往來類從百四十卷四)に併食公物永無運上之心抑留年貢三奪取資財以庭弱身好過分僻事云々○按此運上も吾妻鏡と同義也雜筆往來は永正元年の撰也○伊呂波字類抄五卷字部疊字門に運上運送云々○節用集宇

部言辭門に運送ウンソツ運上ウンジャウ云々○運歩色葉集宇部に運上ウンジャウ運送ウンソツ云々按節用集運歩色葉集の所見は伊呂波字類抄を襲たるもの也伊呂波字類抄は鎌倉五山よりも後京都五山よりも以前の書なれば鎌倉の末の著作なるべし○室町殿日記五卷兵庫之町中訴訟之事の條に西宮獵船之運上井兵庫町中地子米に付て當年五月中迄相延被下候様にと訴訟再三に及びければ下代成澤藤左衛門尉かたより長慶へ以書狀申入ける

西宮海上之運上井兵庫町中之地子去年之末を當春に至て何も手前成がたく候間當年六月迄相延候様にと數度に訴訟を仕候如何に候はん哉御報次第に下知可申候恐惶謹言

三月廿九日 三好筑前守殿

成藤左衛門光包

同九卷松永彈正京都之仕置改る事の條永祿八年七月の掟に洛中洛外諸商賈人等座之輩先規之運上雖無三皆濟被免許之條向後急度可上納候事同十一卷公方御領分之事條に十七ヶ所の御知行いまだ義長が手より代官堅固におきて御手に入ざるにより上納す

るものはわづかなる洛中洛外の地子料也さてはくだもの運上諸商賈の座の運上かやうのたぐひなどには賄行わたるべきやうなし云々同十三卷御藏米はらひ之事の條兵庫湊屋三右衛門狀に爰元の地子米運上催促再三つかはし申候之所に目代治左衛門をして一兩日中に先半分相調可申候云々按に室町日記所見の運上はいづれも今世の運上におなじ○與清曰く古く運上といへるは公物を京都へ運送上するにいふ吾妻鏡雜筆往來伊呂波字類抄節用集運歩色葉集などに見えたるこれ也今の世にいふ運上は古くは山手川手關手棟別錢などいへるものにて永祿の比より運上といふ名目はいひ出たるなるべし

(五十一)鐵炮 武德編年集成木村高一卷天文十二ノ八、廿五の條に島津修理大夫義久ガ領國大隅ノ附庸種子島へ蕃船一艘貨物交易ノ爲ニ入津シテ戰ニ臨テ互ニ衆ヲ亡シ勝敗速ニ決定スベキ火炮ト云物ヲ携來ル此船ハ西洋歐邏巴ノ地方彼爾柱瓦爾國ノ商客タリ通事ハ大明ノ五峯トイヘル儒生ヲ乘セ入津シケル島主兵部丞時堯彼夷ヨリ鐵炮二挺ヲ買得テ其技ヲ學ベリ是實ニ本朝へ彼術ヲ傳フ權輿ナリ○往昔中華朝鮮ニモ

炮術知ル者ナシ吾朝後柏原天皇永正十四丁丑年ハ大明ノ武宗皇帝正徳十二年也漸ク佛郎機國ノ船彼國廣東ノ懷遠驛ニ入津シ其所ノ司ニ火炮藥劑ヲ添テ是ヲ授ル由願應麟ガ説也爾ヨリ後西蕃或ハ紅夷ヨリ中華へ火銃ヲ渡ス旨天工開物武備志通雅等ノ書ニ見ユル所ニシテ朝鮮へハ天正十八庚寅年宗對馬守義智ヨリ彼國王ニ贈リシ事懲慈錄ニアリ八幡愚童訓及太平記ニ龜山天皇ノ御宇文永十一甲戌年蒙古襲來シテ鐵炮ヲ發セシコト著ストイヘドモ今ノ炮術トハ異ニシテ宋ノ世ニアリシ旋風單稍等ハ類ナル由新井筑後守君美ガ本朝軍器考ニ詳ニ論ズ云々同卷天文十三ノ十一二三の條に舊臣渡邊甚五郎長綱享年五十歳ニシテ卒ス是ハ清兵衛有綱ガ子ナル○本朝軍器考に曰大内太宰大貳義隆卿ガ大明國へ進貢第三ノ船難風ニ放タレ大隅ノ種子島へ至テ日和ヲ待テ帆ヲ開ク時ニ島主兵部丞時堯ガ郎從蕃夷ヨリ火炮ノ術ヲ傳ヘシ松下五郎三郎便船シ中華ニ渡ル此船途ニ歸帆ノ時又逆風ニ放タレ豆州ニ漂著シ五郎三郎彼技術ヲ北條左京大夫氏康ノ諸士ニ是ヲ傳フ關東ニ鉄炮流布スト南浦文集ニ見ユル鏡西ストラ去年ヨリ彼術漸ク傳來スル所甲陽軍

鑑ニハ大永六丙戌年武田家へ是ヲ傳フ北條五代記ニハ享祿元戊子年紀州根來ヨリ相州へ傳來スト九州記ニハ同三庚寅年豊後府内へ蕃船入津シ大伴家へ鐵炮ヲ授ク天文廿辛亥年同ジ蕃船著岸シ石火矢ヲ傳フト云フ悉ク信ジ難シ異國船豐府へ入津ノ事ヲ詳ニ著ス大友ノ家記ニ右兩度ノ所見ナシ天正四丙午年南蠻ヨリ宗麟ガ領内肥後へ火石火矢ヲ渡ス是ヲ國傳ト稱ス同十年南蠻ノ商船入津シテ石火矢二挺ヲ宗麟ニ贈ルト云事體ナルベシ其外臆説多シ信ズルニ足ラズト云フ是ヲ以テ愚按ズルニ參州ニ火炮流布スルハ天文ノ末歟弘治ノ始ナルベシ

(五十二)扇の御馬標 武德編年集成一卷天文十四乙巳年の條に昭代實錄ニ扇ノ御馬標ハ本多忠豐戰死ノ後尙其嫡子平八郎忠高ガ家ニ捺物トシテ相傳フ忠高モ戰場ニ命ヲ殞シ其子平八郎忠勝ガ時永祿二巳未年神君ノ仰ニ依テ扇ノ御馬標ヲ用ヒ返上シ御當家永ク是ヲ用ヒ玉フト云々按に本文に安祥ヲ織田ニトラレ味方多ク敵ニ屬セシ比清田峻ノ戰危キ時本多吉左衛門忠豐廣忠君ニ御馬標ヲ請得テ馬ヲ返シ清田峻ニテ打死ストあれば五本骨の扇の御馬標は古くより

の御物なりし也

(五十三) 賜を使者 吾妻鏡(卷十八)元久三年三月十日癸巳櫻井五郎信濃國殊鷹飼也而今日於將軍御前二伺鷹口傳故實等申之類及自贊加之以賜如鷹號可令取鳥云々(武德編年集成三卷)天文廿十月の條に是年神君ノ命ニ依テ鳥居伊賀守忠吉ハ其子彦右衛門元忠十二歳ヲ携ヘ駿府ニ至テ仕ヘシム神君悦テ渠ト戯遊シ玉ヒ賜ヲ鷹ノ如ク居テ渠ニモ如ク斯其拳ニ居ベシト教ヘラル、所其居ケル體御旨ニ應ゼズ元忠ヲ椽ノ下ニ突オトシ玉フ云々

(五十四) 山中法藏寺の御机祝 武德編年集成三天文廿十月條に神君駿府傳馬町知源院ニ於テ筆法ヲ習ハセ玉フト云々○註に當時參州山中法藏寺ニアル神君ノ御机祝等ハ永祿十二今川氏眞没落ノ時知源院ヨリ彼寺ニ送ルカト見エタリ云々

(五十五) 武野紹鷗 同卷弘治元閏十月廿九の條に茶道ノ宗匠武野因幡守源仲村入道紹鷗卒于時泉南界津三住ス(五十六) 毛利元就御即位の用途を奉る 同四卷永祿三二ノ廿七の條に當今御即位ノ大禮ヲ行ハル是去々年御即位アリトイヘドモ當時朝廷衰弊ニ依テ大禮今

年迄延滞セラル、處ニ毛利右馬頭大江元就今度彼御料ヲ調近シ奉ルガ故也注此時元就ヲシテ從三位ニ叙シ大膳大夫ニ任ジ菊桐ノ御紋ヲ賜フ

(五十七) はら貝 同卷永祿三ノ五ノ十八の條に神君尾州知多郡阿古屋ノ郷主久松佐渡守菅原俊勝ガ亭ニ至リ玉ヒ母君ヘ御對顔アリ繼父俊勝ニモ謁セラル云々俊勝薙刀并ニ海螺貝ヲ獻ズ云々

(五十八) はやすといふ香物をはやすなどこれ也又武物を切をはやすといふ香物をはやすなどこれ也又武相の民桑の枝を切を桑をはやすといふは肉を切事也轉語なるべし禮記に茹をヒエテとよむは肉を切事也保元物語參考本三六十六に御爪ヲモハヤサズ御髮ヲ

毛剃セ給ハデとあり(五十九) 不當人 俗に不當者といふは不道者とも書べし保元物語參考本三八丁に不當人とも不道人とも書たり

(六十) 一見之後早破々々 保元物語參考本下五十二丁右左府君遠附謀反人各遠流事條師長が狀に書狀狼藉莫及高覽一私一見之後早破早破不可及外見一恐惶謹言とあり可與丙丁童子とも火中とも書におな

じ

(六十一) 御藏といふ役人 保元物語參考本下卷六十五新院御經沈の條に聞ニハ非ズキビシカラデ門ハ開キタレバ參ル其時御藏トオボシキ者立タリケレバソレニ申ケルハ云々

(六十二) 湯屋 參考保元物語下卷八十七爲朝生捕逮流事條に有漏ノ身ナレバ病出シテ灸治ナド多クシテ温疾大切ノ間古キ湯屋ヲ借テ常ニオリ湯ヲソシケル爰ニ佐渡兵衛重貞ト云者宣旨ヲ蒙テ國中ヲ尋求ケル處ニ或者申ケルハ此程此湯屋ニ居ル者コソ怪シキ人ナレ大男ノ怖シゲナルガ流石ニ尋常ゲナリ歳ハ二十

許ナルガ額ニ削アリ由々敷人ニ忍ブト覺タリト語レバ九月二日湯屋ニ下タル時三十餘騎ニテ押寄テケリ爲朝眞裸ニテ合木ヲ以テ數多ノ者ヲ打伏タレドモ大勢ニ取籠ラレ云甲斐ナク搦ラレケリ云々同卷九十九爲朝鬼島渡リ并最後事條に或浴室ニ下リ療治ヲ加ヘケルニオリ合タル甲乙人等穴怖シ人間トハ見

エズト怖ヲノ、キ怪ヲナセリ所ノ土民是ヲ見テ領主佐渡兵衛尉重貞ニ告半井本云爲朝近江國片山寺ニ隱居タリ筑紫ヘ下ルベキガ家貞肥後國檢注スルガ上

ルニ遠ハントテ也重病ヲ受テ病臥郎等一人法師ニナシ乞食シテ日ヲ送近キ程ナル温室ニ入湯治ス佐渡兵衛尉重貞八島ノ所領ニ有ケルニ下人申ケルハ湯屋ニ見タリトモ覺ヌ大男額ニ削アルガ若ク健ナル者常ニ行水シ候ト申云々又百丁云二百餘人押寄浴室ヲ四重五重ニ押圍其中ニシタ、カ者十四五人撰テワザト太刀ヲ持セズ浴室ノ中ヘ亂入サウナク搦捕ントス爲朝少モ騒ガズツト立テ十人下組シテ寄所ヲ三人搦圍押合ヒシノトシテ殺シテ捨前後左右ヨリ續テ寄ル二人ヲバ颯テ引寄頭ト頭ト打合ヒシイデ投捨一人ヲ

バ湯桁ニ押當テ首ヲ切テ投出ス或ハ拳ニテ胸ヲツカレノケサマニ倒レテ死ス或ハ腰ノ骨踏折レテ匍々逃ケレバ續テ入者ナシ湯屋ノ内震動シテ男女周章迷走出サラバ湯屋ニ火ヲ懸テ燒殺セト匂リケレバ爲朝湯屋ヲ蹴破リ出ケルガ柱ヲ一本引拔テ打カツキ云々又百五云近江國或山寺ニ立寄湯治ヲシケルニ人怪テ佐藤兵衛尉重貞ト云者近隣ノ所領ニフリケレドモ餘人ヲ差遣ス湯屋ノ内ヘ押入テ見レバ顔ハ見知キドモ普通ノ者ニハカハリ云々按ニ右の文に据れば湯屋は寺に設置テ男女に浴さしめたるものと見ゆ般若寺の

浴室などは往來の人に施して浴さしめたるなれどさやうには力及ぶまじければ其かはりを得て浴さしめたる成べし

(六十三)伊勢踊兵庫踊 「武徳編年集成五卷永祿四年九月の條に水野下野守信元或時信長ニ謂テ曰抑今川上總介氏直ハ昏愚多慾柔弱ニシテ荒淫也武備衰ヘ士風廢レ剩ヘ倭歌蹴鞠ニ耽リ伊勢踊亂舞ニ長シ財産ヲ盡シ佞臣日々勃興シ父ノ吊軍スベキ覺悟迄末モナクシテ云々」

(六十四)茶屋 同卷同條に神君ハ織田信長ト會盟有ベキ爲ニ岡崎ヨリ兩酒井兩石川植村天野高力等騎兵百餘ヲ携ヘ尾州清洲ニ赴カセ玉フ信長ヨリ驛舎ヲ修補シ其間々ニ茶廊ヲ設ケ酒饌ヲ備ヘ道路ノ灑掃清潔ニシテ橋ヲ營ミ船ヲ集メ駄馬人夫羣集シテ神君ヲ迎ヘ奉ル云々

(六十五)參河の風俗 同卷永祿五年三月十五日の條に凡參州ノ風俗忠義ヲ專トスル故士人ハ謂ニ及バズ農商スラ大ニ怡悅シテ其歸路ニ羣集シ迎ヘ奉ル云々(六十六)貫高 同卷永祿五年八月六日の條に長澤ノ松平源七郎康忠ガ領知ノ印章ヲ賜フ云々村名貫高の

文書の寫あり略之

(六十七)羽柴氏 同卷永祿五年の條に是年織田信長ノ臣木下藤吉郎秀吉十七歳家號ヲ羽柴ト改ム是ハ信長ノ老臣柴田勝家丹羽長秀ガ英名世ニ高キヲ羨ミ兩氏ノ一字ヲ摘テ自己ノ家號トス

(六十八)大久保主水ガ祖井玉川上水 同書六卷永祿六ノ十一廿五條に傳稱ス今日ノ軍ニ大久保藤五郎忠行勇ヲ勵マシ火炮ニ當リケルガ途ニ腰立ズシテ上和田ニ寓居スル處ニ神君憐ミテ采邑三百石ヲ賜フ忠行ハ則左衛門五郎忠茂ガ五男也常ニ併儼頭ヲ製スルコトヲ好テ度々獻ジケル當時戰世ニシテ深ク此類ニ毒入ンコトヲ憚ラセ玉ヒ彼獻ズルニ非レバ猥ニ好ミ玉ハズ天正庚寅武陽御入國ノ時用水ヲ窺テ言上スベキ旨命ゼラル、所多摩川ノ清泉ヲ小石川筋ヨリ是ヲ通ズベシト其故ヲ委ク演ル則名ヲ主水ト改メラル末期ニ及ビ子ナキヲ以テ祿ヲ辭シテ没ス其寡婦日寶門葉ノ中ヲ嗣トシテ永ク御菓子ヲ製ス

(六十九)長血の妙藥 女の長血には刺蝟ササギの頭を黒燒にして用れば即功を得る也秘法々々

(七十)麻上下 「武徳編年集成七卷永祿七年三月の

條に岡崎隨念寺清康君ノ畫像ハ御惣髮ニテ御容貌三十歳程ニ見エ島ノ小袖ニ麻上下御紋丸ノ御脇指ヲ帶セラレ上ニ御自筆ニテ清風時發出ニ五音聲ニ微妙宮商自然相和ト云ル四言四句ノ贊アリ右ノ方ニ年更道甫ト書シ玉フ天正三乙亥年二月八日○按天正三年の比武士いまだ總髮の代に麻上下を着用せし也

(七十一)ことばとよめる歌 類題雜六十一に新後拾遺雜上太上天皇の御製を出したるに「露もわかしらぬことはの玉なれとひろふや代々の數に残らん」

(七十二)白重 雅亮裝束抄二卷に四月一日白重とて白き薄物を半臂下襲に著る白き張單白き汗取を着る也上達部殿上人五位六位外記史著る也衛府は着ず上達部のも無文也縹といふ物をうるはしくは着る也十月一日も着る練たる絹さやくと張たる也下襲に裏あり○枕草紙春曙抄二卷五すさまじき物の段に八月のしらがさね云々抄に白重は四月朔日更衣の衣なるに八月にはつきなきと也實治百首に俊成卿「歌」夏くれば衣かへして山かつのうつ木垣根もしらかさねなり」○江家次第第二卷十五大臣大饗の條に尊者以下不著白重柳下襲云々抄に白重夏生絹也冬用練絹

表ハミガキヲモ用フ柳下重五位裝束抄云表白裏青色云々○太郎百首更衣歌に俊頼「夏衣たちきる今日のしらかさねしらしな人にうらみなしとは」○次郎百首舊年立春仲實が長歌に「夏のはしめのしらかさねたちきるまゝに」云々○新千載秋夏都花園院の御製「たちかふるけふともいさやしらかさねきのふの花もそめぬたもとは」また六條内大臣「立かふるかとの衣のしらかさねかさねても猶うすき袖かな」按此等の外夫木抄新撰六帖侍中群要明月記の類所見枚舉に違なし源氏の初音若菜下にしらがさねとあるは踏歌の人樂人などの白き下襲の事也○源氏裝束抄下十一同後附四十九丁七源氏初音湖月本十丁七同若菜下四丁七○螢雪餘筆二卷四十二○侍中群要五卷十九丁九○後照念院殿裝束抄廿八丁九○うるまの島竹島 竹島は對馬より北方百里餘にありウリヤウ島は出雲石見邊より七八十里計にあり迺陵島ハウルマノシマ也

(七十四)大石内藏助良雄が二子大我和尙 大石内藏助良雄が子四人あり長子は主税也父と共に自裁す二男は内藏助とて後に莖州に召出されしが梅齋を病て

鼻落たり其時の落首に「大石がめし出されしも内蔵のかげ鼻の落たもまたくらのかげ」第三は女子也第四は遺腹の子にて僧の大我和尚也

(七十五)李竹隱并過洋樂 廣東新語九廿丁事語部過洋樂條に東莞李竹隱先生嘗宋末使其婿熊飛起兵勤王而身浮海至日本以詩書教授日本人多被其化一稱曰夫子比死以鼓吹一部送喪返里至今莞人送喪皆用日本鼓吹號過洋樂人皆倭衣倭帽以象之云々

(七十六)七夕八朔に白帷子を着る 玉露叢卷第四十一年中御當家式時之服の條に七月七日白帷子に長袴云々同十四日上野へ參詣ノ時ハ白帷子ニ長袴云々八月一日白帷子ニ長袴云々同卷年中式時次第上ノ一兩年ヲ以テ記條に七月七日巳ノ上刻ニ御黒書院へ出御上段ニ御著座白帷子御長袴云々八月朔日辰ノ下刻御黒書院へ出御上段ニ御著座白帷子御長袴云々按ニ七夕八朔の白帷子は何世よりの定りにや未考宗五大草紙上卷六十家中竹馬記下卷五十二走衆故實卷五十四丁右紙三丁右帷子は七月中八朔八月中用るよし見えたれど白帷子の事なしさては足利將軍の代には沙汰なき事にて御當家の御定式にやありけん○四季法例七月七日の

條に白帷子ヲ著スハ表著ヲ星ニ奉リ下著計ニナリタル姿ナリ云々同八月朔日の條に神道ノ傳ニハ正月ヨリ七月迄ノ七ヶ月ニハ天神七代ノ神ヲ配合シテ祭リ八月ヨリ十二月迄ノ五ヶ月ハ地神五代ノ神ヲ配當シテ祭ル也今日ハ天照大神ノ元日ナレバ人々白帷子ヲ著スニヤ云々按ニ七夕八朔の白帷子は何となくさる風俗になれるにて道理ある事とおもはれず四季法例は齋說にて取用べくもなし奉公覺悟之事に男の夏の晴は白かたびら也若衆は別也と見ゆ

(七十七)刺身鮓のた和白蛤加貝醬は今の味噌肉醬は今の鹽辛經の煮取は古の伊呂利鼓は納豆タマリ醬油 胎は論語禮記曲禮詩小雅杯よりして漢土の書の見取擧すべからず日本紀景行紀五十二年に膳臣遠祖磐鹿六雁白蛤を胎に爲りて奉ると云々白蛤ハ新撰姓氏錄上卷八には大蛤と書き高橋氏文上卷八十二丁左所には八尺白蛤と書たりこは江戸にて婆加といひ鹿島にて宇婆加比とよぶ物にて蛤に似ていと大きなれば八尺の白蛤と書き其貝いと白色なれば白蛤とも書る也宇婆加比を約れば宇婆支となり婆を牟に通はして宇牟支といふべし此の白蛤の胎などを古き所見

とやいふべき雄略紀二年に膳臣長野能作ニ穴胎とも見ゆ新撰字鏡左丁肉部に隣右甲反胎肉字乎乃奈萬須云々和名抄十六魚鳥類部に唐韻云輪音會和名細切穴也云々此の外胎の所見枚擧すべからず後の奴太阿邊刺身三杯酢漬など皆これより轉れるもの也萬葉集十六卷十八詠ニ酢醬蒜鯛水葱歌に「醬酢爾蒜都伎合而鯛願吾爾勿所見水葱乃煮物」此歌の意は酢未會に蒜を搗合て鯛をぬたあへにしたるを願好吾なれば水葱はとさら好物也水葱の煮たるを見せ玉へば忽に喰たくなるゆゑ見せ給ふなと也水葱は今のねぎの通音にて一もじとも根ぶかともいふ是也然て醬は干鹽の義鹽に物を加へて汁氣少く製するゆゑに干鹽といふ今の味噌これ也和名抄十六卷鹽に四聲字苑云醬豆醃也和名比之保別有唐醬と見えて今のミソナメモノの類也同書同卷魚に爾雅注云醃肉醬也陶隱居本草注云肉醬魚醬皆呼爲醃不入藥用和名之之比之保とあるは今のシホカラ也これ肉に鹽を和せて汁氣少く製するゆゑ肉干鹽の義也此ゆるくして汁の加き物を以呂利といふ今の讃岐のイカナゴ醬油阿波の煮取の類也煮取は延喜式にも鹽魚煮取見ゆ和名抄十六卷鹽本朝式云

鹽魚煎汁加豆乎以呂利云々伊呂利は伊利登利にて利登を約て呂といへる也煮取といふもおなじ又延喜式の煮取をイロリと訓べきにや又和名抄十六卷鹽に未醬楊氏漢語抄云高麗醬美蘇今按辨色立成說同但本義未詳俗用ニ味噌二字ニ味宜作末何則通俗文有末榆莢醬末者搗末之之義也而未說爲末未轉爲味又有志賀末醬飛驒末醬志賀者近江國郡名各以三其所出國郡名爲名也云々未醬を末醬の誤といへる説はうけがたし既に職員令十七丁左に醃菹醬鼓未醬云々また雜醬鼓未醬云々三代實錄四十九卷丁左仁和二六七の條に味噌二合滓醬二合醬一合云々延喜神祇式十九月料に鼓六升醬二斗四升醬瓜三十顆味噌一斗二升云々同大膳式一丁に醬二合六勺滓醬未醬酢各一合五勺云々また二丁滓醬龜醬鼓各一合龜味噌二合云々又同丁醬瓜云々味噌漬糟漬冬瓜未醬漬糟漬醬漬茄子各三顆云々又二丁醬四斗一升七合及滓醬滓醬四斗六升滓醬二斗八升云々同東西市式十五に醬醃云々又十五未醬醃云々など醃シホ、菹シホ、醬鼓シホ、未醬シホ、雜醬シホ、滓醬シホ、醬シホ、鼓シホ、醬瓜シホ、龜醬鼓シホ、龜味噌シホ、味噌漬シホ、醬漬シホ、滓醬シホ、醬醃シホ、未醬醃シホ

の名目和名抄よりもはやく見えたれば未醬の未を末の誤とはいひがたし先くはしくはいはんにはシ、ピシホは肉醬ニテ今のシホカラ也道ヒシホ醬同は今世の味噌也醬滓滓醬ともに味噌の溜を取たる滓也鼓は今の納豆也味噌はウマシホの「ウ」を省き「マ」を「ミ」に通はし「シホ」を約て「ソ」といへる詞にて今のタマリ也シヤツユは是を清したる物也魚醬は味噌のこまやかならぬをいへり味噌は和語にて「ウマシホ」の義なり雞林類事に醬曰「三密祖」と見え和名抄に高麗醬美蘇とあるを論じて通雅に朝鮮の俗醬を呼事を我國の如くなり云也未醬の字は本朝令にも記されし所なれば即是我國の方語也又俗に「ムシ」といふも「ミソ」と云語の轉せし也といへりされば醬酢は今の酢味噌の事にて鯛の刺身蒜など和ませたるぬたあへの事也後世のぬたあへは酒糟大豆粉花鯉を酢にてすり刺身の魚を和たるをのたあへ鮓といふよし大草家料理書百六十六卷廿二に見ゆ庖丁問書同廿六に青ぬたぬた鮓あり青ぬたは川柳芽蓼などをや用けん大かたは蓼なるべし四條流庖丁書同三十七丁左にヌタヌタ云々又ヌタ酢云々と

見えたるは今の酢味噌の類にや又は酒糟大豆粉花鯉を和たる酢にや三議一統下卷^{五十}にぬたあへ云々節用集奴部食服門に餛蛄ヌタナマス云々などこれかれ見えて萬葉集の比は刺身を酢味噌に和たるを後世ヌタと云名をいひ出し也また鮓に刺身といふ名目おこり製法も一種出来たるは足利將軍の代よりの事なるべし康富記文安五八十五の條に鯛指身居之云々厨事類記^{廿二}生物鮓の條に鯉味噌云々また^{廿五}左生物鮓の條に鯉ハ先シタニ搔敷之實ツクリカサテモル云々鮭ハ皮ヲスキテツクリカサテモルベシ上ニ氷頭コ^レモリテ供^レ之鮓ハ鮭ノ如シ鯛ハ皮ヲスキテツクリカサテモルベシ鯛ハ皮ヲスキテツクリカサテモルベシ云々雉ハ生鳥トモイフ鳥ノ右ノヒタレヲツクリカサテモルベシ鮓ハ裏書鯉ナキ時鮓ヲモル雉ナキ時カツヲ魚ヲモルヌマキナキ時鯛ノカハノカタヲ切カサテモル生鯛ナキ時ハ鹽ヲモルカハヲスキテモル也雀器物醬類也云々此外海月老海鼠保夜などをつくりかさねてもる事見ゆ此つくりかさねと云は差身の鮓也四條流庖丁書^{百六十六}にサシ味之事鯉ハワサビズ鯛は生姜酢鮓ナラハ蓼酢フカハ實ガラン

ノ酢エヒモミガラシノス王餘魚ハヌタ酢云々又^{廿五}左差味の鯉鯛王餘魚乾鮓難にワサビ酢青酢生姜酢ヌタ酢蓼酢實芥子酢を用る事見ゆ大草家料理書^{百六十六}卷^{廿二}に鯛の差味に辛酢川鯉の差味に生姜酢煎酒辛酢眞經の差味に生姜酢鯉の差味に煎酒辛酢と見え庖丁問書^{同廿七}に岸盛といふは鯉の刺身也云々かんぎ盛といふは鰯の刺身也からし酢かけ出す也云々康富記文安五八十五の條に鯛指身居之云々節用集左部食服門に指身サシミ云々杯もあり漢字の紅生打生魚生魚肉生杯をサシミと訓と名物六帖飲膳箋海陸鮮食の條にいへり大倭本草十三卷^{四十六}魚鮓の條に細者爲^鮓大者爲^鮓軒と本草綱目本草約言を引ていひたり^鮓鮓^鮓法論味嗜職人歌合下學集貞丈雜記^六廿二丁ウ飛鳥味嗜古今記^六廿四丁ウ四十四丁ウ味をむしと云貞丈雜記^六八丁ウ味

仕出したる事成べしされども普く法のごとく成たる事なれば世にしたがふべし是本を知おくべし云々與清日進物に伸鮓を添るはもと出陣の祝義の酒肴に打鮓勝栗昆布の三種を用ふこれ打勝てよるこぶといふ名詮のよし萬秘傳隨兵次第などに見ゆ打鮓は則伸鮓也又女房私記に目出度事の御祝二献ぞろ御そへ肴のし御汁さいしん云々又年越の御祝御盃御三ツ肴に居出ルこんぶあはにて御一献云々御誕生日の御祝こんぶあはにて御盃するてべた^くのかちんにて御一献云々又こんぶあはのしこんぶの事也云々又六月晦日夜に入て御盃事あり昆布鮓也云々など見えて酒肴精進の物には鮓昆布を居て祝事とせし也又御手伸鮓を賜事あり林春齋の正保年中王子犬追物御覽記に島津薩摩守に熨斗を賜よし記せり又客人に伸鮓を三方膳に居て出す事あり古く手掛とて五色の乾魚を削て盛て出せるを略して伸鮓ばかり用るよし船艦訓に見ゆされば出陣の名詮より起て僧家精進の物に紛はざらん爲に伸鮓を用る事となり僧家には鮓に換て昆布を用る事とはなれる也これ慶長以前の書にはをさる見えぬ事也^鮓鮓^鮓東山殿年中行事七月朔日ノ條に熨斗鮓干本一折云々庖丁書^{百六十六}にサシ味之事鯉ハワサビズ鯛は生姜酢鮓ナラハ蓼酢フカハ實ガラン

ほしてのしと云々殿中申次記廿八丁ウ七月朔日の條に仲越千本云云類聚名物考ノ飲食部三に打飽は短く切たる飽の事也云々宗五大草紙上七十八丁ウ折紙調候候之事の條に精進の物は前に候はんずる候ひし又常に私にて昆布をそへ候事きとしたる時は見及候はず候云々

(七十九)飯を椀に盛事椀飯強飯比目飯 「古代は強飯とて既にていく度も水をかけて蒸かへし柔かにしてねばらぬ飯なりしかば椀に盛り旅にては椎の葉にも盛り供膳には土器にも盛たる也後には比目飯として今世のタキホシの飯をくふ事となりてよりねばりて椀にも土器にも盛事能はざれば木椀に盛り故これを椀飯といふ吾妻鏡に椀飯の事おほく見えたるは其比武家には椀飯の比目を以て強飯にせしゆゑ也公家にはなほ大床子のをもとて強飯を用られしかどそれは儀式のみにて天子供御の御料は内々にて比目飯を用し也されど木椀にはもるとなく薬のかゝりたる茶碗を用て古の素焼の土器は大床子の御膳にのみ用たりし也」明月記文曆二十一年の條に無人陪從二具近衛召人管領高山左衛門督政長何に也勝れて被勤之事殿取也云々

(八十)鬼吞鬼喰鬼取散飯 食物の毒味を試るを鬼といへりそは物の初穂は先鬼神に手向より鬼神に代て初味を嘗るゆゑの名にや三議一統上卷廿八法量門にいふ事也云々與清按に鬼吞鬼喰は散飯より出たる語也散飯は禁秘抄上卷廿一御膳事條に凡御膳大床子御膳朝夕近代一度供之朝餉御膳朝夕近代一度供之此御膳等近代主上不著又只御膳三度は是只女房サバカリ取之稱小供御乳母沙汰供御三度所著也大床子御膳時々必可著御其作法云々取左波立箸云々階梯上七丁に按祭食出生食皆三把也以飯初尾祭之意歟釋氏要覽上中食出生律云衆生食爲周禮天官膳夫祭牲也禮記食必祭示禮記曲禮上主人延客祭食祭所先進集註有所先禮記曲禮上主人延客祭食祭所先進集註古人不忘本每食必每品出少許置於豆間之地以報先代始爲飲食之人謂之祭朱子曰古人祭酒於地祭食於豆間有板盛之本食徹去論語鄉侍食於君君祭先飯精義云伊川在講筵此曰古人飲食穀必思始耕者食菜必思始闢者先王無德不報固如此也云々枕草紙春曙抄十卷右六丁さわがしき物の條に板屋のうへにて鳥のとまのさばくふ云々抄に未勸世齋の産飯を屋根に打あげしをあらそひくふをいふにや云々○狹衣四下卷五十丁左に嵯峨の院の御心地なやましくおぼしめされてほどへにけれどかくこそなどもたまはず打はへ御ときも御散飯ばかりと

鬼の事主人にむかひ申て吞べき也云々今川大草紙下卷四十五食物之式法の事の條に貴人の御前にて飯の鬼をする事かさを取て御めしの上をばとらす左の方のそばを取べし云々鎌倉年中行事上卷十二正月八日の條に仍御前ニ元置タル御盃ノ臺ヲアゲ申サレ近付之人則被レ取レ之御酌ヲモ或近付或御所奉行ノ子息先持テ出鬼吞ヲイタシテ其後管領ニ預申テアフギタ、ウ紙ヲ御酌被レ給問持テ御酌過テ御盃持テ參テ云々又十七正月十一日御評定始の條に只ノ時ハ御酌御坐ノ内ニテ鬼ノミヲ申云々又十九御湯ヲモ衆來ノ坐ノ御前ヨリ見ユル所ニテ鬼飲ヲシテ參云々甲陽軍鑑一卷五丁に御一家衆家老衆出頭衆惣じて大身衆振舞の時必亭主おにを仕り尤也それは人の爲にてなし第一其身の爲也此儀をせんさくなき衆輕薄と心得らるべし云々會呂里狂歌咄二卷八丁に鬼といふ事はよき人の御前に有て朝夕の食物もりたるを一口づゝ喰て試する者をいふこれ毒の試也亂れたる世にはことさら大將する人は毒のおそれあるによりて鬼といふものを召おかれけるとかや是を名づけて鬼といふは伊勢物語に鬼はや一口にくひてけりといふ詞をとりて

らせたまひつゝかせのあせいばかりにて阿彌陀佛にむかひきこえさせ給うて云々○江家次第八卷廿一相撲召合の條に陪膳折供御御箸置箸臺以始木箸立御飯凡毎供可取三把歟云々同十七卷廿七立太子條に藏人一人居土器二口於御盤持參即受御三把奉帳中阿末加津云々但有常阿末加津土器撤其後供比々奈云々○左經記長元四十二十九の條に次參齋院女房云朝夕御膳散飯等到野宮奉難良刀自之神云々而御座里第之時爲之如何又自先年於叡山被行御祈可停歟爲當如何不知先例案内前院邊可申者廿日夜部所聞之散飯非御祈等事案内前院其報云雖里第皆奉御膳散飯只稱可置可然○玉葉承久二四十六の條に東宮聞召魚味一次大夫進寄御座邊懷勿勞先以不御箸取御三把一盛阿末加津土器自今魚供御三把爲阿梨底云々○大記康和五八十七立坊の條に御膳陪膳取御三把一口盛御飯云々○侍中群要三卷取御三把事條に供御膳時即以銀御箸取三把入蓋返之云々○明月記建久三四二の條に御散飯點漆無臺御座平座敷席有御脇息圓座止銀器用黒漆合子高盛さ

ば器等土器如恒云々○瑞穂抄八卷十二散飯取事條に
 ナバヲ取ハ何事ゾ又其文字色々也何ヲ可ノ爲本哉誠
 ニ昔ヨリ思々ニ書習ノ不ニ准一或散飯或生飯又三
 飯三把ナド書ケリ先散飯ト書ハ日食ノ上分ヲ取テ或
 曠野ノ鬼神ノ分トシ或ハ訶利底母ノ食トシ或ハ魂靈神
 ノ料ニ充ツ皆因縁有普諸鬼ニ及スガ故ニ散飯ト名
 ト云宋朝ニハ生飯ト書テサンバトヨム是出生飯ト云
 故ニ宋朝ニハ生ノ字ヲサント讀也人ヲ罵詞ニシユク
 サント云ハ畜生ト書テ讀也出生食トハ釋尊鬼子母
 訶利曠野鬼等ニ僧ノ食ヲ分テ與ヨト被仰置タリシカ
 帝母曠野鬼等ニ僧ノ食ヲ分テ與ヨト被仰置タリシカ
 ハ是ヲ其分ニアツル也然ニ鬼此小飯ヲ得テ多成テ
 食スレバ出生ト名ル也サバヲ取事律ノ法ニハ七粒ニ
 不_レ過其故ハ一粒ニ百億功アリ種ヨリ納取テ飯ニス
 ルマデノ其功如此是ヲ願テ勞_リ重クスル心也佛約ノ
 鬼神ノ食猶如此況ヤ破戒ノ比丘ノ多食ヲヤ尤可_ニ心
 得一事也三把ト書事必三度可_レ把也初ハ三寶ニ供ジ次
 ニ殘食ヲ_給給故ニ不動明王ニ供ジ次ニ訶利底母
 ニ供ズベシト云々三飯又同義也サバト云ハ和ゲテ云
 詞ナルベシ○宗五大草紙上卷_{五十四}左_人の相伴する事
 の條に作善の時は僧達はさばの心にてちとちぎりと

右の皿に取置候云々○厨事類記_{廿一}女院供御條に居
 供御御菜一日別ニケ度_{御三把}○色葉字類抄八卷左部
 飲食門に散飯サンバ三把同云々此等の外弓法喰物書
 ○寶物集三○日中行事○源平盛衰記_{廿四}○續谷響
 集七○鷹峯群談五○真俗佛事編五○小窓雜筆一等所
 見枚舉に違なし倭訓栞四十五_右に_{おに}とりは鬼取
 の義泰時尙食を置て膳を進るに先嘗る事を掌るとい
 へり
 (八十一)膳部庖丁家料理人 古事記上卷に大國主神
 の隠ませる事をまうして於_ニ出雲國之多藝志之小濱_ニ
 造_ニ天之御舍_ニ而水戸神之孫櫛八玉神爲_ニ膳夫_ニ獻_ニ天
 御饗_ニ之時云々古事記傳十四卷_{五十五}に膳夫は加志波
 傳と訓む中卷にも見ゆ書紀にも多し繼體卷には供膳
 ともあり和名抄に大膳職於保加之波天乃豆加佐内膳
 司宇知乃加之波天乃官主膳監美古乃美夜乃加之波天
 乃豆加佐とあり名義は先いと上代には凡て饗を木
 葉に盛ける其葉をば何木にまれ總て加志波といへり
 故饗の事を執行ふ人を加志波傳とはいふ也傳は手也
 凡て物を造る人を手人といひ今世にも事を行ふ人を
 某手と云類多し云々按_ニ景行天皇の膳夫に弊鹿六雁

あり倭建命の膳夫に七拳脛あり後に大膳職内膳司主
 膳監などを置れ近世は高橋氏濱島氏膳部の家業を繼
 げり武家には足利家の代四條流大草流あり多治見氏
 四條流を相傳す其書も厨事類記世俗立要集四條流庖
 丁書武家調味故實大草預料理書庖丁開書大草相傳開
 書料理物語料理獻立集などいとおほかり

松屋筆記卷之百五

平小山田與清稿

(一)方便 儒に權といひ佛に方便といひ倭語にたば
 かるといふ菴葉に方便の字をワタと訓るは方便もて
 衆生を濟度するより渡すといふ義をとりて書る也四
 教儀集注に方法也便用也善用_ニ其法_ニ還_ニ會衆生_ニ又
 權暫之善巧也と見ゆまた大光明藏三卷_{十五}京兆大薦
 福寺弘辯禪師の條に方便者隱_レ實_レ覆_レ相權巧之門也
 被_ニ接中下_ニ曲施_ニ誘迪_ニ謂_ニ之_ニ方便_ニ設_ニ爲_ニ上根_ニ言_ニ含_ニ
 方便_ニ但說_ニ無_ニ上道_ニ者斯亦方便之譚乃至佛祖玄言忘
_レ功絕_レ謂亦無_レ出_ニ方便之迹_ニ云々法華經方便品の注
 釋どもを考べし
 (二)殊勝 俗に物のよろしきを殊勝といへり楞嚴に
 二種殊勝一上合_ニ諸佛本覺妙心_ニ下合_ニ衆生同一悲仰_ニ
 也と見ゆ
 (三)氷を敲て火を求む 大光明藏三卷_{五十}隴州國清
 院奉禪師の條に師曰敲_レ氷求_レ火論_レ幼不_レ逢云々これ
 叶はぬ所願の喩にて木に縁て魚を求るがごとし

(四)左驗見證 左驗は見證の事にて傍より見て證人に立事也漢書楊惲傳注に左證左也云々大光明藏三十五丁にも見ゆ

(五)めくら打 大光明藏三十五丁 義立條に這老漢莫言柳暗棒云々この旨柳暗棒はメクラ打の事也

(六)無川の古物の喩 大光明藏三十六丁 道蹤條に秦時鞍轡鑽云々頭書に古錐無錐無用處云々

(七)子細らしいと云俗語 俗語に「シサイラシイ」といひ田舎人は「ヒサイラシイ」ともいへり實悟記拾遺上十二道如上人語に別シテ子細ラシキコハ候ハズ云云

(八)なまぎと云詞きいた風 同書上二十四道如上人語に今ハモノヲナマギ、ニシテ眞實ニオモヒイレテ仰ヲ信ズル人ナシ云々俗にナマギ、ともキイタフウともいふ是也キイタフウは聞タル振也

(九)わらぢくひ 旅人わらぢくひとて藁履にすれてなやむには半夏の粉を糊にて張傳れば順に愈ゆワラヂクヒの事實悟記拾遺上二十六に御草鞋ノクヒスタルアトアリケルと見ゆ

(十)善通士定行事 赤後外様大外様 殿中申次記三

に正月四日の條善通士觀世大夫右御對面之次第一番に御身固と申入て有宣 在通參勤二番に大名外様少々番頭并赤後に參賀之公家三番に大外様五ヶ番衆奉行衆上様御被管一兩人并勢田判官大膳亮加治等番方につゞきて掛御目二也四番に藝阿相阿進上御扇と申入て備上覽則藝阿相阿懸御目二也五番に公家と申入て公家衆被參其次に陰陽つゞきて懸御目二其後に善通士と申入て善通士參ル其後觀世と申入て御障子を内よりあげ申て於庭上懸御目二也云々有宣の傍注に陰陽師安陪氏定行事云在通の傍注に陰陽師賀茂氏善通士云とあり 外様大外様は此前三丁にも見ゆ又四丁 大外様并奉行衆御太刀拜領之赤後之出仕無之時は御對面之次第不及其沙汰也云々又十七 正月廿七日の條に善通士日吉田樂參る也御對面之次第は云々善通士と申入て善通士懸御目二云云○善通士は陰陽家賀茂氏也○定行事は陰陽家の安陪氏也○赤後は出仕の刻限をいふ午後之義にや可考 ○大名の外様大外様の差別あり 關八丁に善通士

(十一)徳日 殿中申次記五丁 正月五日の條に永正十

三御太刀一腰持昨日御徳日ノ間今日被下之相阿云云按正月四日の條に藝阿相阿扇子進上の事見ゆ年中定例記廿丁 十二月廿九日の條に公方様東山殿様御徳日丑未の日進上物の事あり

(十二)銀師の後藤 後藤に彫物金座などあり殿中申次記七丁に正月七日進上物に永正十六御火箸一膳銀師後藤とあり

(十三)判門田は上杉家の雜掌 關東上杉の雜掌に判門田あり殿中申次記八丁に京公方御對面の事見ゆ今武州川崎邊に羽田ありこゝに出たる氏にや可考

(十四)挿物 挿物は三三九手挿など弓術的立の式也殿中申次記十二 正月十七日の條に御挿物在之云々

(十五)生成とは小餅をいふ 殿中申次記十六 二月朔日の條に生成三十例年進上之佐々木四郎三郎云々傍注にナマナリ小餅ノ事也云々

(十六)歳暮の禮 殿中申次記十六 十二月歳暮御禮之事云々年中定例記十七 十二月廿日の條に今日より歳暮の御禮云々宗五大草子上十五

(十七)阿古陀瓜江瓜五色瓜 瓜に江瓜あり江州の産也阿古陀瓜あり八幡の産也五色瓜あり壬生大通寺の邊より出す 記に東門五色ノ熟瓜ゾヤといへる事ありもとは漢土の名をとれりし也殿中申次記廿八丁に六月十八日江瓜一籠佐々木近江守例年進上阿古陀五籠八幡田中寺例年進上五色二籠遍照心院進上のよし見ゆ同六月二日の條に初瓜一籠佐々木中務少輔入道進上のよしあり初瓜も江州より出すめれば江瓜也七月朔日の條にも瓜十籠佐々木近江守進上のよしあり 關道其外見ゆアコガ瓜ノ大和木草八

(十八)生見玉 殿中申次記廿七 七月九日の條に千足御折紙如例年三寶院殿進上御云々又廿丁素麵一折蓮若根一折御樽三荷 爲御生見一乘院殿云々親長卿日記文明八年七月十一日の條に參内若宮御方以下有御祝之儀云々 云々 年山紀開六丁にいきみたまといふ事文明の前比よりはじまりたるが七月の盆に亡者の靈魂の來るよしをいひて祭るより移りて現存の父母兄弟などの生御靈を祝ふ心なるべし云々閑窓倭筆上卷年中故事要言五卷昔々物語などに説あり可考

(十九) 温糟粥臘八粥 殿中申次記卅三丁オ十二月八日の條に温糟曇花殿同等持寺同伊勢守云々尺素往來廿二に寒更紅糟者臘八之佛供云々遊生八牋六卷廿冬時逸事部に臘八日粥臘月八日東京作浴佛會一以三諸果品煮粥爲三之臘八粥吃以増福云々

(廿) 老じよう飯をよそふ 年中定例記四丁に此もちひ御老女う焼かれ候云々又四丁うは御老じよう衣を著てよそひ申され候云々頭書年中定例記五丁

(廿一) 七夕七種の祝 年中定例記丁右七月七日内々の御祝の條に楸の七葉に御詠あそばされ候也云々常徳院殿御時は笠懸犬追物御歌御連歌御鞠楊弓御酒以下七種の御あそび御座候時御入候云々愚記にも所見えたり可三考引一

(廿二) さんしよの者 年中定例記廿三八月朔日御憑の條に河原者さんしよの者まで似合の物を進上云云

(廿三) はからひの衆 年中定例記廿三八月朔日御憑の條に御返しの事は御はからひの衆と申には御返し過分に出候云々御たのむ惣奉行伊勢守古より右筆御はからひ方は代々同前又廿四八月二日の條に於三殿

中一御憑御返各申合候て參候此間はからひ右筆の人各酒をまゐらせられ候○御はからひとは御返の物を取調候ておき候を公方様と御覽せられ候是を御はからひと申候此衆規模也御はからひの同朋衆には千疋ヅ、也云々

(廿四) 御ちりを賜ふ 年中定例記廿五八月三日の條に御憑今日悉く御返すみて残りたる物を右筆兩人御使人同朋御ちりとて鬮にて給候云々

(廿五) 通師 同書廿八十二月廿七日の條に通師と申て御目にかゝる云々

(廿六) 赤日赤後の出仕 殿中申次記四丁正月四日の條に赤後に參賀の公家云々又四丁大外様并奉行衆御太刀拜領之赤後之出仕無之時は御對面之次第不レ及三其沙汰一也云々年中定例記廿四十二月廿九日の條に赤の日は御供衆出仕なし御公事も披露なし赤の次の日赤後の出仕として出仕あり惣而いにしへは御供衆は赤ならぬ日は日々出仕候し云々

(廿七) 持籠籠 籠をモッコといふもやふる事也 正月御事始記四丁十一日御作事始の條に従三島山尾張守一被管人六人罷出候て兩人づゝもつこに砂を入

候て持御殿の正面に置レ之云々節用集毛部器財門に持籠持土云々籠云々安部器財門に籠籠など有撮擬集家具部に籠アジカと見ゆ運歩色葉集安部に籠アジカ毛部に籠子モッコ云々などあり

(廿八) なふりは杖の類 正月御事始記四丁御作事始の條に御庭の者五六人相出候てなふりをもち候てそれにてすなをひろげと云々これマタブリの類也相摸人エブリといへり

(廿九) 裏打 公方様正月御事始記六丁十九日八幡御代參の條にうら打を著候今は小素襖の事也云々

(卅) 主殿 同書八丁御成の時進物之事先主殿にて式三獻參候時一族御入候方は御弓征矢を被レ持候て御座に被レ置候云々頭書宗五大草子上四丁兼宗年中行事下

(卅一) おさへ物くはへをうたふおくり禮 公方様正月御事始記九丁におさへものは末つかたに出候云々又亂酒に成候て各音曲の事毎々儀に候酌同くはなとうたふ事不可レ有候云々又十丁おくり禮もふかぶかと可レ仕候也云々頭書宗五大草子上十六丁

(卅二) 喝食宮仕を役す 正月御事始記十一に寺家へ御成又は貴人等御入候時は御宮仕をば喝食侍者の間

せられ候供衆など被レ加候て被レ仕候事はなき事にて候也云々喝食は兒の類にて食を喝レの儀所謂手長配膳など役する僧家の稱也兒よりは少しおとなしくなれるものゝ事と見ゆ

(卅三) 郡代 同書十二に紀伊國之郡代とあり郡司代の儀と見ゆれど後には勢あるものゝ稱に成れる也

(卅四) 燭臺をそくだいといふ 同書十四にそく臺にらふそくをとぼしてと云々節用集會部器財門に燭臺ソクダイ云々頭書宗五大草子上十一丁

(卅五) 平文 公方様正月御事始記十一にひやうもんの事色をつくして染たるを平文と申候御禁制にて候只二色を以ていろえ候事可レ然候也云々六十六の廿五段九十二の六十二段など可三考合一○宗五大草子上七十一衣裝の事の條にかうまき平文は御禁制也是は一段の晴の時著せらるべき爲也奈良御社參の時各かうまき平文のすはうはかまを著せられ候しと也又糺の河原の觀進猿樂の時觀世の者ども一日は一やうにかうまき又一日は皆ひやうもんを着たるとて候平文とは縦ば三色にて染たる事にて候二色を三色四色

に染分たるはくるしからずそれは平文にてはなし色
えたる成べし云々○御供故實類從四百十にひやうもん
のことすはう袴染色何にても候へ三色にて候へばひ
やうもんにて候淺黄梅刈安など此三色を一ぐの内
染たるを平文と可申候何も別々の色を三色いろど
りたるをひやうもん可申也云々

(卅六)目八分に持キ 宗五大草紙上十八公私御かよひ
の事の條に配膳の様古は飯點心肴已下をも目より上
に持たる由申候へどもそれも餘りにことく敷候又
足本も見え候間敷候只我息のかゝらぬ程にさし出
して持たるがよく候と云々俗に目八分に持といへ

(卅七)建蓋天目ウサンクサイと云俗語 同書上廿丁公
私御かよひの事の條に御茶まゐらする事右の手にて
臺を持左の手にて建蓋と臺とをかへてちと差出し
て可持之まゐらせざまは兩の手にて臺を持てまゐ
らすべし云々又五十三人の相伴する事の條に長老の
前けんざんの上にふも高をすゑて被出候也惣へは
菓子の蓋に居て持て被出候を一ツ、御取候天目も
茶を入候て盆にするて持て出候是を一ツ、被取候

扱湯瓶に湯を入口に茶筥をさして持て湯を天目に入
てそとふりて被通候喝食小僧の役にて候立ながら
茶せんをふられ候あけ候時も長老の前をば前のごと
く取て被出候惣のは菓子の蓋を持て前のごとく人
人の前へ行候て居られ候を取て出候天目も盆を持て
出候へば前のごとく置れ候を取て出候云々下學集十
三丁 器財門に建蓋ケンザン云々塵添蓋抄十丁に
酢天目七分水一皿入ベシ云々同十二九丁に御藥
ヲ聞食ケルガ建蓋ヲ閣セ給テ餘ニ此水ノ寒ク覺ルニ
例ノ加持ハト勅定アリシカバ云々節用集計部器財門
に建蓋ケンザン云々同天部器財門に天目テンモク
云々運歩色葉集計部に建蓋云々同天部に天目云々
撮壤集中卷家具部に建蓋云々また天目云々鹽尻十
八卷實は五十に建蓋は建州より製し出せる茶蓋也高
麗茶碗を胡蓋といふ蓋は大に鍾は小き物也我國皿
の蓋よりもとづき作れるさかづきを蓋と呼ゆる倭
俗蓋といへば今の織部さかづきの事とのみ心得たり
云々類聚名物考調度部十三に天目てんもく天目は
茶碗の名也茶碗天目とつらねいふを思ふに天目は茶
家も用る物にて唐物也西土の天目山より出る物故直

に用を躰に名付て天目といふが如し乾山より出る石
碗をも乾山といふ也天文山より出るは盃をいふよ
し諸書に見えたり頌義見聞八にも如從天目山一蓋
直名天目と見えたり云々また建蓋けんざん石碗
をいふ也禪林小歌注上物縁高折敷無置處見蓮皮盤
胡茲盤建蓋以塵石多居云々海人藻芥中十六に建蓋ニ
茶一服入テ湯ヲ半計入テ茶筥ニテタツル時タ、フ
サタト湯ノ音ノ聞ユル様ニタツルナリ云々槐記四卷
享保十一十二月十五日の條に此頃坊城大納言ノ有
隣君へ御茶申サレシ咄ヲ承リキ臺天目ノ由ナリ意承
私ノ存シ候ハ如何アルベキヤ尤モカシ有隣君ハ應
司家ノ御連枝ナレバ尊キコトハ申モ愚カナレモ無位
無官ノ御方ナリ坊城ハ大納言ニテ公卿ナリ若攝柄御
方ガ天子へ御茶ヲ獻上セバイカハスベキト存ズルト
申上シカバ仰ニサレバトヨ今ノ臺天目は臺天目ノ主
意ヲトリチガヘテ居ルト見エタリ其方ハジメトシテ
貴人高位ノ人々ニ臺天目ニテ茶ヲ申スヤウニ覺エ
タルハアヤマリ也臺子ニ七飾リト云コトアリテ茶碗
ヲ三ツカザル茶筥チヤセンノ茶巾チヤキンノ茶入チニニ棗
ト七ツナリ此時モ天目ハ臺ニノセカザル也惣ジテ天

目ト云モノハ尻スボリナルモノニテ臺ニノセザレバ
茶ヲ立ルコトモ飲コトモナラヌ故ニ臺ニノセタルモ
ノナリソレ故ニ天目ニアラザレバ臺ニノスルコトハ
セヌコト也ソレヲオロシテ臺天目ダテニスルコトハ
其略也故ニ昔ノ臺天目ト云ハ名物ノ天目ノ所持ノ人
ハ臺天目ヲ立ル臺天目ナキ人ハ臺ダテヲスベキヤウ
ナシ別ニ先ノ人ヲ尊ンデ立ルコトニハ非ズ丁ド盆ダ
テ唐物ダテノ格ニテ臺天目ダテモ亦一格ナリ御前ニ
モ終ニ御ダテナサレタルコトナシト仰ラル尤モ昔後
西院ノ御所望ニテ常修院殿ノ臺天目ダテナサレタル
ガ其後所望ノナラヒ置レタルドモ終ニ出サレタルコ
トハナシ御前ニハ文昭院様ヨリ進セラレシ名物ノ天
目ヲモ御所持ナサレ臺モ名物ノヲ二ツ迄御所持ナサ
レタルハイツゾハ遊バスベシト思召也昔ノ人ハ某ニ
ハ名物ノ天目アリテ臺天目ノ茶湯アリトテウラヤミ
シコト也私ニイザトテ天目立ヲスルコトニハアラズ
世間流ノ臺ダテノ心持ナレバ坊城ノ評ハ其方ガ云ゴ
トクニテモアルベキ歟ト云々又云幅ノセバキハ天目
ノ茶巾也天目ハ中バカリヲフキテ外ヲフカヌモノ也
ソレ故セバキヲ用ルコト也ト云々庭訓往來十月衣鉢

某甲狀に茶具建盞天目胡盞饒州茶碗云々諸抄大成四卷十丁に建盞天目舊抄唐土建州と云所より出る茶碗也天目ももと所の名也胡盞或説云高麗茶碗なり云々因に云俗にウサンナ事又はウサンクサイなどといふは胡盞に起れる詞にや胡盞も高麗とはいへどたしかならねばさいへるにても有べし

(卅八)うはがきうはぶみ文箱 蜻蛉日記にうはがきに西山よりとかいたるを云々伊勢物語にうはがきに武藏あぶみと書ておこせて云々續世繼七丁三にふみのうはがき云々宗五大草紙上丁八に狀あらん文箱より取出してうはがきをうへになして名乗の方を人にまゐらすべし封付たらば箱ながらまゐらすべし又小者中間は封不付とも箱共に出すべし云々 宗五大草紙上丁十九丁

(卅九)そとそとそとと 俗に物の少き事にそととともそとともいふ宗五大草紙上丁廿四に盃に銚子の口を二度そととあて二度目に入るゝ也云々
(四十)別足きそく 宗五大草紙上丁廿四 公方様諸家へ御成の事の條に鳥はべつそくにきそくをさす常の鳥のきそく也云々

(四十一)まはり飯の菜 飯の菜はそへものゝ意にてさひと書べしそはそひの通音なれば也これをまはりといふ宗五大草紙上丁廿七 公方様諸家へ御成の事の條に本膳に御まはり七ぐすわる二の膳に御まはり五ツ御汁二ツ又三に御まはり三ツ御汁二ツ四の膳御まはり三ツ御汁二ツ五に御まはり三ツ御汁一ツ六同七同同又五の膳まで参り候時も御汁御まはりの數同前云々

(四十二)再進 宗五大草紙上丁五十一 人の相伴する事の條にさいしんをうけ候事飯點心にても候へ配膳の人を賞翫し候へばかたひさを立請取候て膝をくみ候常に膝を組ながら請候飯などのさいしんはさのみしげくは出候はず候湯漬は少しげく出候又再進鉢を座敷におく事はもとはなく候まゐらせ候てかけへ取候て又なほし候て出候貴人の御前へは別に参候當時さいしん鉢を座敷におかれ候故勢州へ不審致候へば其事にて候當時如此候とのたまひし云々
(四十三)このわた 宗五大草紙上丁五十一にこのわたをすゝりなどし候事分別あるべし云々又丁七十九海鼠腸云々

(四十四)糟雞 宗五大草紙上丁五十四に饅頭の参時は茶をひかれ候間糟雞は不出候云々節用集左部食服門に糟雞サウケイ云々

(四十五)陽の火陰の火文武火 宗五大草紙上丁六十一に陽の火陰の火といふ事あり陽の火とは炭のおこりたての火を云也陰の火とは炭の次第にきえかゝりたるをいふ也云々 醫家湯藥の火に文武火の名あり

(四十六)くすむと云詞 宗五大草紙上丁六十二 衣装の事の條に若き人も年のほどよりちとくすみて出立れ候がよく候由申傳候云々

(四十七)五位鯨鯨鹽引來々 振海鼠海糖筋子具蛇 宗五大草紙上丁七十九に見ゆ來々は鯨の腸のよし尺八箇丁七に見えたり振海鼠はタアラコと唱べし海鼠の干たるをいふ二上峯丁九に説あり

(四十八)むし麥小角 宗五大草紙上丁四十七に四獻にむしむぎ云々開書秘傳丁二にさうめんむし麥の小角はちと長き小折敷也云々又丁七丁小角云々
(四十九)あさ漬 開書秘傳丁四にさひの事左にあさづけ右に田つくり二ツ腹を合せてかしらを左へなし

て居べし云々

(五十)魚とのみいへば鮭鳥とのみいへば雉子 同書丁四にうをとばかりおし出して申候は鮭の事も鳥とばかりおし出して申候は雉子の事も小鳥とさして申候はしとの事も云々古代梅を花といひ後に櫻を花といふ叡山を山といひ三井寺を寺といふ此類いとおはし願書丁之書

(五十一)野がけ 今俗野邊に逍遙するを野がけといへり開書秘傳丁四に野がけといふは見物などの時原か山かにて花見などの時ふるまひの事也云々穂がけなどのかけも同意成べし

(五十二)もよせのなき太刀 開書秘傳丁十五に太刀にもよせのなきは公卿門跡の太刀也もよせのめるは武家の太刀也云々

(五十三)ほくり井めんをとらぬ物 開書秘傳丁十五にほくりにまないた門柱とてめんをとらぬ物也云々
(五十四)あぶくあわぶく 俗にあぶくといふはあわぶくの略也開書秘傳丁十五に目を自山がちにして口にあわぶくをふくみ歯をくひつめたるはいやしきもの首也云々

(五十五) かつ色 かつ色とは黒色也聞書秘傳十六に
大將出陣の時はかつ色の手廻を用べし勝色とはくろ
き色をいふ也

(五十六) 槐記 槐記六卷あり享保九年四月保壽院法
眼山科道安が漢文の自序あり近衛攝政太政大臣家熙
公の御物語を享保九甲辰四月十九日より同十二丁未
十二月廿九日まで真片假名まじりに筆記せり華頂二
品宮の仰に予が見たりし本廿巻ばかり有しやうに覺
ゆとのたまはせしに据れば六巻の本は端本也中に茶
道の事おほし茶人は必讀すべき書也

(五十七) 拾芥抄 同書一卷享保九閏四月九日の條に
先日申セシ拾芥抄ハ京程ノ部バカリノコトナラ延喜
式彈正四十二ニテ考合スベシ文字大ニ差訛アリト仰
ラル云々

(五十八) 聯句掛號 槐記二卷享保十乙巳正月九日の
條に松下見襟ガ詩ヲ奉ル其序ニ此頃百拙參リテ新年
ニ珍シキ聯ノカケアヒアリトテ御目ニカケラル御前
ニモ御對アソバサント思シメス人ニモ見セヨ拙ニモ
セヨカシト仰アリテ寫之黃檗山ニ昔ハ新年ニハ聯
ノカケアヒトテ流行セシコト也今ハサマデニナシト

金水ノ五行ノ字具ル如此ノ字又アルベキヤウナシ易
キヤウニテ難句ナリ昔シカヤウノ毎々コレアリト
申サレタリ云々

(五十九) 鳩喚鳥奏吉了 同二卷享保九甲辰五月十
七日の條に此間御ウハサノ鳩喚ト云鳥今日御所へ來
ル拜見セント欲セバ四ツ時參候スベキノ由仰ノ旨林
彈正ヨリ申越ル忝由御請申上四時參候御前御籠中又
脇座籠中女中方外へ出テ侍衆ト一所ニ拜見ス大サ鳩
ホドニテ色ハルリコン啄ト足トハ黄ニノ頂ト耳後ト
ニ黄色ナル垂耳ノゴトクナルモノアリ能人言ヲナス
云々これ奏吉了なるよし琅琊代醉編萬花谷など引出
たり

(六十) 疊の本末 槐記二卷享保十一丙午正月十一日
の條に常修院殿ノ常ニ御物語ニ疊ニ本末ト云フアリ
多クハ人知ラヌモノ也本末ヲ吟味シテ敷ルタ、ミハ
少キモノ也氣ヲ付テ見ルベシト仰ラレシガ眞ニナキ
モノ也疊ノヌヒ出シ方ヲ本ト目モロクニテデレモ
ナシヌヒサキハ何トシテモ目モ半ニカ、リテデレア
ル故ニ爐ノキハ本ノ方ヲシカチバジタラクナルモノ
也ト仰ラル今モ幸雪常修院御近習ナドガ能覺テ居テ疊屋ガ

申ス「有馬有馬相馬相馬有相馬能執馬乃千里
馬」竹旬是箭上旬生中旬生下旬生」右百拙ヨリ來
ル句也○「梅津梅梅梅八重紅一重白都栽梅壘」九
日ノ日ノ御尊ハ都我九重ト○「但馬馬傍但馬引
前」對馬馬粧對馬騎後」但馬ト云ハカザ馬ノ
一也對馬ト云ハ對ノ馬ノ一也右ハ御前ヨリ出タル句
也○「松尾松松崎松五葉綠二葉青此見松山」飛鳥
鳥逐飛鳥下地大鳥鳥隨大鳥上天」米唐爲糖
初唐造盛唐造晚唐造」此ハ百拙ノ尊ニテ或人ノ句ナ
リ○「艸田作苗高田熟平田熟下田熟」此ハ百拙ノ對
ナリ○「淀水鯉湖水鯉共養一池以名一郷」右池
鯉鯉○「倉山鶴峨山龜同遊巨島宜稱巨景」右濃
之虎溪有鶴龜鳥虎溪 作巨景○「艸毒名毒大毒
乎小毒平常毒乎」右私ノ句對ステニ對句ノ出來タル
ヲ出シテ見セラル昔シ高泉和尚ノ咄ニ隱元ノ時ニ不
圖烟鎖池塘柳ト云句ヲ出シテ諸僧ニ對セヨト云ハレ
シカバワレモノト頭ヲ傾テ案ジケルニ最若キ小僧
ノ隱元ノ傍ニ行テコレハ天下ニ對ノナキ句也對アル
マジト云ケレバ出來シタリト褒美セラレシトカヤ
其故ヲトヘバ最易キ句ノヤウニキコエテ扁ニ木火土

シカラレタリト申ス云々

(六十一) 茶筌 同條に茶筌ノ吟味ナドハ世間ニタエ
テナキト也アラホノ□ハ此茶碗コノ茶筌ハコレトソ
レゾレニカハリアレバ風流ニノミスルコトニ非ズソレ
デナケレバ立ラレヌ故也云々

(六十二) 飛石の高さ 同條に當世ニ露地ノ石ヲ高ク
スウルコトハ心得チガヒ也ト毎度中井定覺ガハナセシ
ガ尤ナルコト也妙喜庵ノ石ノ高サ二寸バカリアリトテ
此ヲ法トスルハ違也妙喜庵ニハ本ハ小石ノ敷タル庭
ニテ定覺ナド若キ時ニテ覺エタリソレヲ近年トリタ
ル跡ノ石ノ高サ也當式タルベカラズト云イカサマ左
モアルベシト仰ラル云々

(六十三) 茶入の形 同月十五日の條に大根聚目ハ茶
入ノ引家ナリソレ故ブンリン九童肩衝ヲハジメトソ
ソレトノ茶入ノ形ニ應メ挽家ハカハルモノ故唐物
二十四ノ外家ニアル形ヨリ外ハナキ筌ナリト合點ス
ベシ是大事ノコト也云々

(六十四) メツホフ又メツホフカイなど云俗語 俗語
に不當なる事をメツホフナ事ともメツホフカイとも
いへり滅法とも滅法界とも書べし槐記二卷享保十一

丙午二月廿一日の條に亭主口ノホウダテノ上ノトマ
リノ鴨居ノ角ハ長ミハイカホドニヤト窺フ仰ニソレ
ハ儘ニ覺エズ大工ナド覺エテ居ルベシ惣ジテ加様ノ
寸法・皆面々ノ物ズキトハ云ナガラ何ゾ據ナクテハ
滅法ナリと見ゆこれ法に抱らぬ我意の所爲を滅法と
いふ事と知べし

(六十五)キリンカクといへる草 槐記二卷享保九甲
辰五月十七日の條に此頃ウハサ申上シ天竺物麒麟角
ト云モノ御覽ニ入ル先キリンノ角サヘ笑シキニ天竺
物トハ何ゾト大笑ナサル

(六十六)八景 同條に御前ニ進藤夕翁今大路治部ナ
ド參候夕翁ノ申上ラレシハ水戸ノ角兵衛方ヨリ八景
ノ出處知レ難シ若御前へ御序ニ御尋申上クレヨカシ
ト申スイカハト申上ラル御前ニモソレハ何日ゾヤ道
安ニモ咄シテ大笑セシト也世間ニ流布セル玉潤ガ八
景ト云モノハ斷テ出處ナシ世ニ云傳ル東山ノ義教此
八景ノ畫贊アリケルヨリソノ世ニモテハヤスコレヲ西
湖ノ八景ト云然レドモ外ニ出處ナシ東坡八景ノ詩ア
リト云人アレドモ未見第一ノ違ヒハ八景ニ載タル名
所ノ名ハ皆瀟湘ニノ西湖トハ遙ニ別也コレハ瀟湘ノ

八景ニノ西湖ニ非ズ八景記ト云モノアリ甚珍書也サ
テ八景ノ出處ハ大明一統志ニ出イカナル人モ氣ガツ
クマジ右八景ノ記ニ八景臺ト云アリソレカラ見渡
シタル八景也ソレカラ大明一統志ノ臺ノ處ニ氣ヲ
付テ見タレバ行當リタリ八景ノ詩ト氣ガ付カラ詩ノ
書ニアルベシト思フカラナリコレヲ申シツカハスベ
シ角兵衛モウレシガルベシト仰ラル夕翁甚ダ忝キ由
申上ラル此八景モ題ノ名ハ同ノ詩ハ全ク別也洪覺範
ガ作ニノ玉湖ニ非ズ玉湖ハ僧ニノ名高キモノナリ詩
ノハハシナ 田華集ナラテハ
外ニハ見エズト 潛確類書ニ出ツ瀟湘モ處ノ
名ニアラズ瀟水ト湘水ノ相合スル處也云々

(六十七)六典 槐記四卷享保十一年極月五日の條に
先日ヨリ求ラレシ珍書ニテ目モアハズ嬉シサヨト仰
ラル拜見ハナラヌ物ナルベシト申上シカバ潜ニ見ス
ベシ唐ノ六典ナリ六典ト云モノ 先近代ハ珍シタマ
タマアレバ嘉靖本ノミナリ先年荒井筑後守ガ書寫ノ
本ヲ獻上セシモ嘉靖本ノ寫也御前ノ本ト異ナルヲナ
シソレユエ先年ヨリ思召立テ此六典ノ磨滅ト闕タル
處ヲ新舊唐書ソノ外唐代ノ書ドモニテコトトク正
サレタリ是見ヨカシトテ此書寫ノ本ヲ御見セナサル

臘打ノ紙ニテ六典一部悉ク書寫ナサレテ點ヲ付ラレ
磨滅ト闕字トヲ他本ヲ以テ頭ニ書加ラレテ大方ハ恨
ナキホドニ成就シタリ此ハ諸家ニナクテカナハヌ物
ナルホドニ板行ヲ仰付ラルベキト思召タレドモ今少
シ御心ニカ、リシハモト六典ハ唐ノ法ニテ板行ニ行
ハレシハ宋ノ紹興ノ本ガ根ナリソノ後絶テ又正徳ニ
一本板アリシガ又斷絶ソノ後ハ全ク滅シタリシヲ
明ノ嘉靖ニ印本シタリシ由嘉靖本ノ跋ニ見エタリソ
レヨリ以來御心ニカケラレシカドモ終ニナクテイカ
様一兩年ノ内ニ右ノ御本ヲ御藏板アルベキト思召ス
折カラ去月中旬ノ頃田舎ヨリ五六部來リシ書ノ中ニ
正徳板ノ六典持來リテ御覽ニ入ル早速召上ラレテ夫
ヨリ以來晝夜御校合アリシニ最前ノ磨滅ヲ補ハレ闕
文ヲ舉ラレシ所々モ一々符節ヲ合セタル如シ然ノミ
ナラズ嘉靖ノ本ハアリモアラレヌモノヲ板本ニシタ
リト見エテ大分ニ落タル處モアリ全ノ別ノ物ナリ此
嬉シサ晝ハヒモス夜ハヨモスガラ寢ラレズ六十ニ
餘リテ此ホドノ嬉キヲハナシトテ御本ヲ拜スレバ最
前ノ頭書ドモヲ一々ニ藍書ニテケサレタリ拜感アマ
リアルヲ言語ニ述ガタシ今マデモモハヤ板行セヨカ

シト進ムル人多カリシガ悪ク板行セバ今日悔シカル
ベキニ幸甚ナルヲナリ六年ノ精力何ノ益ナシト思ヘ
ドモ此精力ノ冥加ニテアルベシト思召ス是ヨリ又ア
ラヌ心付テ今一部新書ノ此度ノ正本ヲ正ノ紹興ヨリ
正徳マデノシレヌ分ハ其通り正徳以來嘉靖マデハ明
白ニ校正ノ板行アソバズベシト思召スゾト也
(六十八)松茸を男根にたとふ 槐記四卷享保十二丁
未正月九日の條に草木子ノ中ニ松茸ノ詩アリヨク人
ノ口ニ膾炙シタル詩「釋迦見了呵々笑烹殺許多行脚
僧」トアリ草木子ノ唐本ヲ未ダ御覽ナキ故ニシカト
ハ仰ラレガタケレドモ釋迦ノ字解シガタシ下ノ句ハ
松茸ノ形ヲ謂タルモノト聞ユ上ノ釋迦ノ字ヲ詩人ハ
イカバ解スルヤ俚諺解ノ中ニ方言ニテハ男根ヲ擇伽
ト云ヨシヲ記セリ釋ノ字ト擇ノ字ト字形ヨク似タレ
バ若誤リタルカ男根ノヲナレバ聞エルガト仰也云
云
(六十九)懸字懸畫の時節相應 同條に墨跡ノ掛物ト
畫圖ノ掛物トハ夏冬ニヨリテ心持アリ覺悟セシヤト
仰ラル兩人正ニ時節相應トカテテ奉レ存ヨシ申上グ
墨跡ナドハ文ガラ或ハ月日アラバ時節相應ニスベシ

畫圖ハ夏ハ冬ノ圖ヲカケ冬ハ夏ノ圖ヲカクルナリト仰ラル云々

(七十)夜の生花の口傳 槐記四卷享保十二丁未閏正月九日の條に夜會ニ花ヲ生ルニハ習アル也大事ノ一也夜ノ花ニハ凡テ色ノアルモノヲ忌ム也別ノ黄ナ物ヲ忌ム凡テ色アルモノハ夜ハ見エヌ也黄色別ノ也夜ハ極テ白色ノ花バカリヲ生ル也白色ハハキト見ユル也ト仰也云々

(七十一)茶筌打をするゆゑよし 同條に茶筌ウチヲスルハ前後ニ差別アリ初メハ湯ス、ギノ茶筌ハ湯ニテ穂ヲヤハラグル爲ナレバイカニモヤハラカニ打カヘシ茶筌ス、ギモシヅカニ音セヌホドニスベシ仕方後ノ水ス、ギハ茶筌ニ茶ノツキタルヲス、ギ清クスル爲ナレバイカニモタシカニ音ヲ茶碗ノ内四方尺ニヨクアラヒ穂ヲシゴクヤウニ茶ヲ落スベシ云々

(七十二)抛入に生ぬ花 同月廿六日の條に投入ニ決メ用ヌ花アリ金錢花ト沈丁花ナリ金錢花ハイクトツニテモ花皆仰キテカクル花生ニハ見所ナシ

(七十三)狩野尙信ガ畫古今に傑出 同月廿八日の條

眞ノ形ト云モノガ書ノ外ニナキ故ニ我が書ヲガナリガタシ是程ガ畫ヨリモ高キ故也形ノ似タルハ字ヲ學ブト云モノナリ書ヲ學ブト云モノニ非ズト仰ラル有ガタキ御説ヲ得テ恐感シ奉ル醫術モ亦如此ナルベキ山申上シニイカニモ外科ナドハ形カラ得ルト畫ノ如クナルベシ本術ノモノハ外ニ形ガナキホドニ書ト同ジカルベシト仰ラル云々

(七十四)馬術 同條に馬術ヲ若キ御時ヨリ御好アリケルハ兼テ承及シト也仰ニ織部ガ親ノ頼母ハ馬術ニ於テニ鍛煉ノ者ニテ御前ノ御師範タリシガ常ニ馬經ヲ讀テ馬ノ一語ルニ先馬ハ第一落ヌヤウト怪我ナキト第一トスベシソノ怪我ナク落ヌヤウト馬次第ニサヘスレバ落ヌトケガセヌ也馬モ己ガ怪我セント思ヒ落サントハ思ハ子ドモ時ニ當テ不レ思前ノ膝ヲ折ルト歟後足ヲ折ルト歟スルヨリ外ナシ横ニハコケヌモノ也ソレヲ人ガアハテ、飛ダリ落タリスルカラ鏡ニカ、リナニカシテ人ニツラレテ馬モ横ニナルカラ怪我モスル馬モ倒ル、ヤウニナル馬成ニサヘンヲレバ馬モ人モケガセヌモノ也ト申シケルガ或時御馬ニテ大德寺御參詣アリシニ寺町丸太町ニテ御

に狩野主馬尙信ガ筆跡コソ古今ニ超絶シタル物ナレ只畫ノ見ト云フニアラズ筆意ヲ得タルト畫ニ於テハ中々尊圓尊澄ナドノ場ニテハナシ佐理行成ナドニモ及ベキ歟唐ニテモ子昂支山ナドノ場ニ居モノニ非ズ得テハ探幽主馬ナドヲ和畫ノ祖ノヤウニ覺テ唐畫ト和畫トハ差別アルヤウニ思テハ大ニヒガト也主馬ハ日本ニテ畫ノ骨筆意ヲ得テ形ハ我ヲ書タルモノナリ畫ニ於テハ筆意ヲ得タルト外ニハ有ベカラズ」請問主馬ガサヤウニ極所ニ至リ候ハ修行ノ力ニテ候ヤ又ハ天然ノ生質ガラサヤウニ候カ仰ニイヤトヨ第一最初ヨリ眼ノ付處ガチガフテアリ唐ニテハ牧溪顔暉日本ニテハ雪舟ヨリ下ニハ目モツケズソノ牧溪ガ筆意ハイカニ雪舟ハ誰ガ筆意ヲ得テコソ骨ヲ書タル物ゾト其筆意骨ニ目ヲツケテ畫ハ我ヲ書タルモノ也故雁一ツニテモ筆意ハ雪舟ヲ學テ形ハ今飛トコロノ雁ヲ手本ニシテ書タルモノ故筆意ハ雪舟ニシテ形ハ主馬也コ、ヲ以テ形ハ少モ似ヌヲソノ形ガ漢畫ニハ見エズ扱ハアレガ和畫ノ法カト覺テ形ヲ學ブヲ狩野流ト覺タルモノナリ又畫ニハ雁トカ草トカコチラニ正眞ノ形ガアル故ニ筆意ヲ得サヘスレバ書レル也書ハ正

馬ノ前足ヲ折ケルガ兼テ其御心アリケル故其儘ニテ御坐アリケレバ又前足ヲタテ、何ナク還御ナリケリ是其時ニアタリテ頼母ガ申上ケルヲ思召出サレケルニハ非ズ平生御心ニテ召レケル故也ト仰ラル治療ノ法モ亦如此トシ瘰癧寒熱ヲ究テ知得タル上ニ藥方ヲ定テ用ル症ニフト思ヒモヨラヌ症ガ出來レバ其症ニ動セラレテ色々ト變易スルニテ誤ルト多カルベシ本症サヘ定マレ 頼母ガ申ケルハ馬ノ上手ト申スハ大體先ツ馬ノ心ヲ知得ルヲ上手トス假令バ馬ノクセアルヲ知リテソコヲナホシ出ントスルヲ知リテヒカヘル是皆馬ノ心ヲ人ガ知リ得ルト也ソレマデハ行ト也人ノ心ヲ馬ニ知ラル、ヲ名人トス此場ガユキニクキ所也假令バ人ノ心ニワヅカニ留ント欲スレバ馬留リ行ント欲スレバ馬行クヲ云留ント欲ノ留リ行シメント欲ノ行シムルトニ非ズ 此馬ト人トタルモノ也誠ノ至リハ天地位シ萬物皆ハルモ同ジト也病人ヲ見テ病情ヲ得病根ヲ知ルハ上手ノ至リナレドモ名人ノ場ハ知ルヲ知ラヌノナシニ我ト病人トガ一ニナレバ察 是モ先年大火ノ節賀茂ノ皇居ヲ定メニ御馬ニテ成ラセラレシニ跡ヨリ青士ノ文箱持來ルアリモシ御用ニヤト御心ニ思召スト齊ク馬留リタリ此時ニ思召當リタリワヅカニ心ニ思フ處ヲ馬ニ知ラレント思フテハ留リテモ本ノトニ非ズ留

リモセズ自然ト私ナクノ心ノ欲スル處ニ從テ留ル味也ト仰ラル云々

(七十五)建長寺の圓鑑 鎌倉志三卷九丁に建長寺の寶物の圓鑑の圖說詳也比丘宗英宋に之て得たりしを建長寺の開山隆蘭溪に獻せし也元亨釋書臥雲日件錄宗牧が東國紀行などにも記したる名鏡也然るに槐記三卷享保十一丙午五月五日の條に此圓鑑の事をいひて或人ノ說ニ古今醫統ト云醫書ノ中ニ鏡ニ物ヲ書付テ磨スレドモハゲヌ藥アリト云ソレニヤト大笑セラ

通、蓋字ノ註云羅泌路史凡台字皆作蓋按六書以合爲正云々路字註云說文蹟也トスレバツマツクト訓シテ可也ト申上グ尤ヨキ考也ト仰ラル見日外記說ニ惣ノシレヌ文字ハ偏ヲステ、旁ヲ求メテ吟味スベシ扁ヲバ時々唐人ハツクル故扁トモニハ知レヌ文字アルベシト申ケルヲ便ニ考タリト申上グ云々

コハナキト也添木ニハ萩ノ柴第一ヨシコレニ纏ヒ付サセテ好ホドニタワメテ生レバ添ハ少モ見エヌ物ナリト仰ラル此其家ニテハ秘藏ノト也トゾ

仰也云々 (八十一)土筆色の狩衣 同條に山科殿ヨリ石州マデ御狀ニテ土筆色の狩衣ト申ハイカヤツノ色ニヤト申來ル會テ古キ色ニハナキト也ト仰ツカハサルコレニ

(七十九)角赤 角赤といへる器は角の所を赤漆にて塗たるゆゑの名也槐記三卷享保十一、廿の條に御家に物かはの番合トテ天下ノ名物アリ何時ゾ御見セナサルベシ是ハ東山義政ノ重器ノ一ツ也シヲ御先祖ヘ進上セラレシ物也形ハ二寸バカリニ二寸五分バカリノスミアカニテ甲ニ雞ノ雌雄ヲ銀カナガヒニテ入蓋ノウラニ鐘樓アリ兩方ニ環アリテ緒ヲ付タリ環付ヲ銀ニテ一方ニ物一方ニかわトあり古風ナル物ズキ也云々

ツキ土筆ノ字ハ和字也ツクツクシト云和名ヲ土筆ト書ク土筆ノ字ハ唐ニモアリタル歟ト思召尋スベキヨシ仰也甲賀ヘ尋シカバソレハ筆頭菜トテ薩摩府志慶陽府志ニ出タリト申ス其旨ヲ申上テ考レドモナシ云云按ニ本草啓蒙にも慶陽府志を引テ筆頭菜ツクノシトあり可考

(八十)續鼻巾 槐記五卷享保十二、二十六の條に御記録ノ中ニ續鼻巾ト云モノアリ申トアラバ先ハ頭巾ノ類歟アナガチニ頭バカリニカギラズ握手巾トドアノ類歟レバト申上グ尤サモアルベキ歟ト仰セラル 續鼻ト云モノハ續鼻巾ヨリ外ニハ指當リテ思召モナシ細ハ肌ニ近キ下著ノ服ヲ云續鼻ト云コガ外ニアレバ夫ニテスム續鼻トハ何ヲサシテノコニヤト仰ラル拙醫書ニ膝ノ頭ヲ續鼻ト申候ソレ故續鼻ノ穴モ付ト覺ト申上グ

(八十二)轉引の誤 引書を轉引するは學者のいみじき恥なり寛政新内裏御造營の時柴野邦彦が淵鑑類函にて轉引せし説のあやまりとて佐野少進難じ申せしに邦彦詞なくてかしまりけるよし人口に膾炙せり楊慎が外集考證明白なるがごとくとけれどたま／＼轉引の誤を免るゝ事能はず槐記五卷享保十二、三、廿九の條に金魚袋銀魚袋ノコヲ頃日文獻通考ニテ御考アルニ漢書ヲ引テ記セルコト何トモスマヌコアリテ後漢書ヲ引出ノ御吟味アレバ全ク漢書ノ文ヲ文獻ニハ違ヘテ記セリコレ一ツニテモ兎角ニ引用タル書ニテ出處

付ヌルコハアルベカラザルコ也引用ノ書アラバ本書ニ據テ吟味セザレバ誤リヲ傳ルコ多カルベシトノ仰ナリ云々

(八十三)華原磬 四濱石磬 金鼓 罽口 四龍龜鐘 槐記 五卷草保十二、四、朔の條に南都興福寺ノ什物ヲ禁裏院中へ御覽ニ入ラル、由ナリ昔ヨリ云傳ヘテ華原磬酒濱石ト云シカレドモ華原磬ト云物何ニモタシカナルモノニ見タルコナシ白氏文集ニ華原磬ト云モノアリ刺樂工非其人ノ詞ニ其下ノ註ニ酒濱石磬ノコヲ載テ詞ノ中ニテ華原磬ノ酒濱石磬ニ易リタル由アリ華原モ石磬ト出タレバ石ノ物ト見エタリ今日ニテハ酒濱ハ石ニテ華原ハカチ也何トモスマヌモノ也外ノコナレバ何ノ御カマヒハナキコナレドモ興福寺ノコ故キノドクニ思召テ先一乘院ノ宮マデ御内意ヲ仰遣サレケルハ何ノ道ニモ華原磬ト云ハ仰出サレヌガ然ルベシトノ御コ也御考ニハタマシク白氏文集ニ酒濱石ノコガ出テ華原ノコガ併記ナルユエニ不圖申シナラハシタルトミエタリ日本ノ記録ニ興福寺ノ什物ニハ四龍龜鐘ト云名ハ毎々出タリ此度ノモ全ク罽口ナドノヤウニカケタルカチヲ龍四ツニテ捧タリ四龍

龜鐘ト云名ハ佛書ニハ多ク出タル名也四龍龜鐘ト云ベキモノ也ト仰ラル白氏文集玉海陳氏樂書等ヲ御見セナサル云々」同月四日の條に酒濱石ト云モノ、形ハ



石ノ由ナレドモ石トハ見エズタトヘバ至極ミガキタルカラカチノフルクナリタルヤウ也音モカチノ音ナリ表ニハ常ノ文字ニテ酒濱浮磬トアリ裏ニ古文字カ篆文ニテ碧山玄玉トアリ真中ハヒマキアリテツギタルヤウニ見ユル也云々」同月五日の條に昨日ノ什物ドモノ御咄ニテ華原トハ磬トハ云ハレヌ物也金鼓ト云ベキモノ也マガフベクモナキ四龍龜鐘ナルベシ上ニ火皿ノ様ナルモノ、侍ルハ何ヲ載スベキ爲ニヤト申上レバ惣テアノ様ニ掛タルモノハ上ニ必寶珠ヲノスルコ常也ソレヲ除タルモノ也云々

(八十四)茶湯の三ツの音 槐記五草保十二、三、廿一の條に茶湯ニ三ツノ音ト云コアリ大切ノ器ト云清閑ノ

席ナレバズキブン物シヅカニ音ノセヌヤウニスル勿論ナリタゞ釜ノ蓋ヲ引切ニオク音ト茶碗ヲタゞミニ置音ト茶杓ニテ茶碗ノフチヲタゞク音トコレ三ツノ音也ト仰ラル云々

(八十五)小兒ノ才子益なし 世に小兒の才子おほくきこゆれど成生の後其名きこえたるは少し片倉鶴陵が子の羊之助などの類余が見聞せるにも或は天し或は魯鈍に變ず槐記二草保十一丙午正月六日の條に江戸ヨリ上リタル太助ガ咄ニテ惣ノ和漢トモニ幼少ノ中ニ分外ノ名アル人後マデ全キハ少シ七才子ナニカトイヘドモ司馬溫公ヒトリ後マデ全シ近年關東ニテ沙汰アル萩生宗右衛門室新助ナド幼少ニ分外ノ才アルコヲ聞ズト夕翁申上ラル云々

(八十六)舟橋秀賢 槐記三草保十一丙午八月廿三日の條に舟橋ノ秀賢ハ世上ニカクレナキ秀才也サルホドニ舟橋ノ家ニテハ中興トモ云ベキ人也毎度ノ秀才咄シニ申モ愚ニ候ヘドモ人ゴトニ申ス繼母ノ恩ハウスキモノニテコソ候ヘ古父國賢ノ秀賢ノ幼少ノ時毎日出勤スル時フゴノヤウナルモノヲ空ニツリ其中ニ秀賢ヲノセテ國賢ガ歸ラン程ニソレノ書ヲ殘

ラズ讀過スベシソノホドハ此フゴヲ落スコナカレト堅ク云付テ出ラレテ最ムゴキヤウニ覺ユレドモ父ノ殿命ゼヒナク勤メケルガ夏日ノ長キ日冬日ノ寒キニハ繼母ノ來リテハ少シハ休ミ玉ヘトテ毎々オロシクレラレ嬉シサ今ニテ考申セバソノ繼母ノ姑愛ナクバ今少シハ秀才トナルベキ身ノ繼母ノ愛ダテニ今ノ秀賢ガ愚才也世上ノサカシキ口ニ繼母ヲ怨ルモ斷也ト申サレタリ兎角讀書ハ幼少ノ時ニ無念無想ニ道理ヲ合點ナシニ覺エタルコハ老後マデモ忘レズ國賢ホドノ人ナリトテ御褒美ナサル云々

(八十七)引合みちの紙 宗五大草紙下 十一書札之事條に源氏物語にみちの紙のえならぬなど侍るは當時の引合の事といへり云々
(八十八)燈臺短檠油次燈心挑立木手瓶もつかう形まんぢゆう形下土器 宗五大草紙下卷 廿九殿中さままのの事の條に燈臺短檠のありさま委く見えかき立木油つき下がはらけ手がめとうしゆみなどの名目見ゆ又もつかうなり成臺まんぢゆうなりの臺などもありまんぢゆうなり今もいふ詞也杉形へうたん形などもいへり短檠江家次第に見ゆ

(八十九)こおそ 宗五大草紙下^廿殿中さまくの事の條に公方様御寢所には御座をしかれ候其上に御筵敷被^レ申候御筵はへりおり物裏にすゝしの絹付候而常の筵御との物御小おそ二おき被^レ申候御枕常の如し黒く塗候也かまち同前一方には鬘といふ獸を書申候夏はうすき御こおそ一置申され候云々按^ニ小おそは今のかいまきなどいふものゝ類なるべしおそは御衣の義歟可^レ考

(九十)ふはくふはりととして 俗言に物の浮たゞよへる貌を「ふはく」とも「ふはりと」ともいふ鶏卵の「ふはく」などもいふゆりこれを「ふわ」と書は誤也「わ」は「わらうを」とに通ひて重くしづめるかたにいふ語也「は」は「ひふへ」に通ひて浮れ揚れるかたにいふ語なれば必ふはくと書べし今川大草紙上^{廿八}儀式法事の條に人に物を申候時は片膝を少立人の顔に息のかゝらぬやうに出合て少かたむきて物をいふ物也就^レ中夏などはふはくとして人前に出合事有^レべからず

(九十一)目八分に捧げ持 今川大草紙上卷^{廿九}儀式法事の條に加用之時之御膳は目とたいやうに持て膳

の下より座敷を見又足もとを見る也又肴をば膳の上より見る也云々俗に目八分に持といふはこれ也

(九十二)門送り 今川大草紙上^{四十}儀式法事の條に門送之事先座敷にて一禮有て縁にて一禮庭に一禮上中下に人によりてケ様に禮かはる也云々

(九十三)繪賛 同卷^{四十一}同條に繪さん掛る事ははいかにもしたまで手をそへてさげべし是はしつけ也客來老者ならば若き繪をかけべし若客人ならば老たる繪をかけべし繪と客人とかけちがふる殊に相尅相生をかけべし又繪をかくる時風袋をうごかさぬは不吉也風たいは繪のたましひ也云々

(九十四)見せ衣を掛る事 今川大草紙上^{五十}衣類に付て式法の事の條に御こし又は座敷などに見せ絹をかくる事著るものゝ面の方を簾へ付べし袖の裏を面へ出すべし又つまを出すべき也云々

(九十五)切^{ハヤヒ} 物を切事はやすといふ元服次第^{一丁}に髪はやし候ての禮義は馬太刀其外色々の遣し物有^レべし云々又さて髪をはやし候てるぼしすはう袴をさする也云々又^{一丁}髪をあてはやすべき臺の事云々又かみはやす小刀の事云々^五而と通す

(九十六)つまへト云詞 元服次第^{二丁}にふくさもとゆひにてまむすびにしてつまへし紙を小刀のうらの方へたて上のごとくにまき結候てつまへし云々又^{二丁}本を例式のごとくゆひてもとゆひのさきをつまへし云々

(九十七)三種の肴名詮の肴 開書秘傳^{十七}にこぶ海草の中にもこれより外にたけながくよろしきはなしえだ葉榮え行事かぎりしられずことによろこぶといふ義を以て賞翫する也云々又^{十七}かちぐりこれは大公望五湖に有て釣をたれし時拾ひはじめ三代三玉の師となりしもこれより起れりことにもに勝といふ義理をみかほなる義を以て賞翫する也云々又^{同丁}の

しは伊弉諾伊弉册尊より地神五代までは人のかたちのごとくにかたいかつて足ほそながしこれをまなび太神宮のつくりはじめ給ふによつて祝言に用る也云々○元服次第^{十四}に三盃とて公卿にこぶかち栗のしをすゑて盃三ツ重ねて參候事式三獻を略しての體にて候云々又^{十四}出陣肴組之事引わたし也左の手先に栗右に昆布前にのし也くふ時は打て勝てよろこぶとくひて酒を吞べし同歸陣の時も肴組の機體は

同前也くひやうは勝て打てよろこぶといふ也能心得べし同肴組のやうは引わたしの上に小角に盛^レ付也のし盛やう有^ニ口傳^ニ數は九也栗は七也昆布は五切也又七切もする也肴の取やう銚子出候て後に右にするすごとく三種の肴を何れをも取候てさて其後^{納者}吞べし同のし取やうの事はそきかたを二本引そらへて少くひつみて置也何も如^レ此くふ也口傳云々

(九十八)袴著 元服次第^{四丁}にはかまきの事大形七歳にて在^レ之べし但又五ツの年にてもする也云々

(九十九)喰初 同書^{四丁}生れて百一日といふに善惡をさらはず喰初男子は男やしなふ也女子をば女やしなふ也云々

(百)髪置 又^{五丁}かみおきの事男子女子ともに三歳といふとし有^レべし月は霜月十五日良辰をえらび候て祝言あるべし云々尙くはし閱て知べし

(百一)下がひ上がひ 元服次第^{八丁}に小袖たゞみ様の事常には下がひを上へなし候此時は上がひをうへの方へなるやうにたゞみ候也云々下がひのつまの歌に引注すべき詞也^{開書秘傳}一丁御後

(百二)置鳥^{オキトリ}置鯉^{ニザユナ}二重手掛 婚禮の時のかざり物に

鳥糞鳥糞 出上三名 附通子出上三名 擊子擊子 猴膏猴膏 已上出 荷藤荷藤 已上同アケ 附通子附通子 アケ 山女山女 俗川 荷子荷子 鳥糞通草子鳥糞通草子 已上同云々字鏡集などものにこれか見ゆ山女とも南とも書るは通草子のみのりて咲たる貌女陰のごとくなれば也開は女陰にいひそれに草冠を加へてアケビと訓たる倭字也アケビは開玉門の「ツ」を省たる語にや和名抄和名抄三に玉門女陰名也通鼻と見ゆ字鏡集字鏡集門類聚名義抄門類聚名義抄にも開クボ又ツビとあり山女はアケビと訓べけれどやまのをんなともいふべし俊頼散木集十卷連歌部に山女を見て仲實「今日見れば山の女ぞあそびける」俊頼つく「野のおきなをぞやかんとおもふに」とあり山の女は通草子也野のおきなは野老也野老を焼んと附たりこれは一時の興に山女の字を「ヤマノヲンナ」野老の字を「ノ、オキナ」とよめるものにて常に然いふにはあらじ北慎言が説に出羽國に山女村ありヤマヲンナムラとよぶ其邊にて通草子をヤマヲンナといへりとぞ倭名抄倭名抄十七 類類部に荷子本草注云荷藤荷藤一名鳥糞鳥糞音伏和名音伏和名 崔禹錫食經云附通子云々 醫心方廿九卷五葉部に通草本草云味甘無毒和名安介比云々因にいふべし舊本今昔の三獸が天

帝釋を供養したる説は法苑珠林七卷法苑珠林七卷左 三丁の兔が身を焼て天帝に供養せし説と同五十四卷五十四卷左 七丁の狐獼猴獼兔の四獸が道人の説經を聽て供養せし説をとり合せて書たるもの成べし 爾爾 附子ノ一 附田耕三ノ十一丁オ十七丁オアケビカツラ醫心方廿九下學集下廿丁ウ木門にアケビ又云山女云々 藤抄八ノ四十二丁オ山女の條に「ますらなをかつま木におけがしそへてくるればかへる大原の里」 運歩色葉集屋部山女木通云々 (百十二) ベツチャウ 越後語にシンボコウダイジハ オイチガベツチャウナメタトサアナメタソノクチ デオキヤウヤレヨミヤルヨウといへりシンボコウダイジハ新保と云所の廣大寺と云ふ寺僧也オイチハお市といへるたはれめ也ベツチャウはいかにもまりがたかりしに此比參河の國の奴僕が辞に女陰の事をオベンジヨといへりオベンジヨはお便所の義なるべしさてはベツチャウは便所を訛れる詞也ナメタは 祗たるよし也オキヤウは御經也ヤレは囃詞也ヨミヤルヨウは讀有よ也かく心得れば明か也 (百十三) マムシ 鯨を好む 蠅はいみじく鯨を好むもの也夏日鯨を荷て山路を行時は蠅したひ付てせんかたなきよし長崎人かたれり試むべし

(百十四) 膳若干膳は若干前と書べし 今俗饗膳一人前を一膳と書は誤なり一前と書べし舊本今昔十一ノ七語に一前ノ關伽ヲ備テ海ノ上ニ浮ベ放ツと有その外所見おほし (百十五) 素麪にからしを用る事 今俗素麪の役味に必からしを用ふ今川大草紙下卷今川大草紙下卷 四十五 食物の式法の條に點心の時の蒸麥のきざみ物の事其内に青き物有べしそれはからしの葉也是は椀の中へはさみて入て喰事をかき事也麥の油をとらんが爲也入てやがてはさみ出し前の所に置てくふ也云々カラシハ素麪類の油をとる物なれば役味に用る也 (百十六) 役味加役役味加役 きざみ物 辛味 今の世蕎麥麪などの汁に加役とも役味ともいひて辛味をきざみ用る也辛味ともいへり今川大草紙下卷今川大草紙下卷 四十五 にきざみ物と有を古名と云べし (百十七) 近江愛智郡ノ古文書 (郡判大國郷戸主立券文壱田充領女判保照保長郷長主頼家田條里權主張權大領戸切ニ常) 大國郷戸主秦公宗直解申依所負官物ニ常土賣買壱田立券文事

十條六里五野中田武段 副本券文 右件壱田充 稻伍拾束價直 常土與 沽無依行徳 既訖仍爲 禱立 券文 如件以解 貞觀八年十月十一日 壱田主秦公宗直 相沽秦公眞 證人 依知秦公永吉 從八位上依知秦公吉直 依知秦公安麻呂 郡判 擬大領正八位上依知秦公勇吾 ○大國郷は近江愛智郡也 ○戸主は一戸の主也家一軒の主の義也 ○立券文は官物を負しに依て常土の壱田を賣て證文を立る也壱田はつくり來たれる田といふ義也 ○武段は十條六里五野の中の田を武段賣よし也 戸主秦公宗直が所持の十條六里五野の中を分てる義也 條里の事は令に見ゆ ○壱田充稻伍拾束云々は二段の壱田の代を稻五十束にて常土なれども無依行徳に賣たるよし也 ○相沽立會人也賣主と同心に成て證する也 ○證人は證據人也 永吉吉直安

感は證人也 ○依知秦公は複姓也秦公の族なれど近江の愛智に住して依知秦公と稱せる也○郡判は郡司の判也○擬大領は大郡司也大領は後に大郡司少領は後に少郡司といへり擬は詮擬也人物を詮度で其衡平を撰で職に補する也人選の郡司といふ義也それを詮擬郡司とも擬大少領ともいふ

大國郷戸主大荒木臣淨川戸調首富麻呂解申立賣買聖田券事

合貳段貳佰漆拾陸歩
直米貳斛伍斗

十條六里四上野佰漆拾陸歩

十野依田貳段佰歩

右伴聖田充米貳斛伍斗價直一限永年與殞戸主從八位上調首新麻呂既訖望請依式立仍勸保證署名申上以解

弘仁九年三月十日

聖田主調首富麻呂

弟調首黑麻呂

調首淨麻呂

姑調首家主女

大領外正八位上依知秦公名守

擬大領外正八位上勳八等依知秦公豐上

○戸主大荒木臣淨川戸調首富麻呂とは戸主の下に戸あり一戸の主下に附屬したる民をたゞ戸とのみいへり大荒木は近江の地名なり名所に大荒木の杜といへるもこゝなるべし○保證は保人證人の署をいふ戸令廿一に注あり戸令廿二官市令廿五捕亡令廿七などに見ゆこゝの黑麻呂淨麻呂は富麻呂が弟也家主女乙虫女は一族にて證人なり保長廣津は組頭保子家成人男眞公昨麻呂は保人也これらが署名せるを保證とい

調首乙虫女

戸主大荒木臣淨川

保長若湯坐連廣津

保子依知秦公家成

依知秦公人男

若湯坐連眞公

秦人昨麻呂

鄉長依知秦公眞廣

主帳外少初位下平羣氏吉

ふ也○保長は與頭の義也保子は與下也郷の下に保ありやぐだりては郷司に屬せず別に保長保司ありて郷司と相並びたり保子は保長の下にありて事を行ふ保役人也○郷長は後に郷司といふ一郷の長にて此下に保長村長あり○主帳は郡の役人也大上中下郡に大領少領あり其下に主政主帳あり其中下郡には主政なし小郡には郡領一人主帳一人のみ也職員令に主政掌下糺判郡内審署文案二檢出稽失察非違云々主帳掌下受事上抄勘署文案二檢出稽失讀申公文云々

○大領は郡司也擬大領は別判にて大領の外に其人を撰び相役を命せらるゝ也

大國郷戸主鳴前乙麻呂解申依正稅一賣一聖田一券立事

合貳段壹佰貳拾捌歩

十條五里卅五家田口北二百歩

六里五野中田東南一段二百八十八歩

己上秦東人墾

右伴田稻漆拾束充價直一與賣常土同郷戸主調首新麻呂既了仍立券文一如前以解

延曆十五年九月廿三日

聖田主秦東人

戸主鳴前乙麻呂

保長依知秦公宅成

保子依知秦公家成

若湯坐連廣讓

調首炭麻呂

鄉長大友日供淨川

擬主帳野中史

判

大領依知秦公

權大領依知秦公 是上

少領依知秦公

○條里の事は拾芥抄中末卷七十二田籍部に卅六町爲里卅六里爲條條起從北行於南限里起西行於東限町始長終於乾但已上可云々また條里之起可隨國例云々と見え制度通九卷六丁に今ノ卅六町一里四方ノ所ヲ西ヨリカゾヘハジメテ一里二里トイヒ毎二里一方一町ノモノ卅六箇アリ然レバ幅一町ニ長サ卅六町也又コレヲ北ヨリカゾヘ出シテ一條二條ト云每一條ニ又方一町ノモノ卅六箇アリテ幅一町ニ長サ卅六町也里ト云モ條ト云モ同キコトニテ豎

ト横トヨリツモルマデノカハリナリ云々十條五里ハ
 十の條五の里の義也○家田は古文書におほく見ゆ
 こゝは卅五家田以北二百歩也○六里五野中田は六
 の里五の野の中の田にて東南へ一段二百八十八歩の
 地也○保長保子郷長は已に云が如し○擬主帳は人
 選にて補せられし主帳也○權大領は大郡多用にて辨
 じがたければ大領の外に權大領を置れし也
 愛知郡養父郷戸主平康夜須長戸依知秦須富留女解申
 依用米二賣買墾田立券文事

合貳段

十二條七里廿一林田壹佰樹拾歩直米漆斗伍升

廿八林田壹段壹佰捌拾歩直米貳斛貳斗伍升

右件墾田用米參斛充價直一切常土二與賣雪麻呂既
 畢仍立券文如件以解

天安元年三月八日

聖田主依知秦公酒留留女

相賣 依知秦公淨男

證人 依知秦公廣磨

依知秦公福了

依知秦公吉直
 若湯坐副手
 依知秦公貞宗
 擬主帳正八 依知秦公

郡判

擬大領正七位上依知秦公瓜蓋

副擬少領外從八位 依知秦 福計

擬少領大初位上依知秦公

○戸依知秦須富留女は秦下公の字脱せり富は末に留
 とあり留賦富賦可考○切常土は常土を切て賣よし
 也○———は女の左手の末の指の長をしる
 して證とせる也女の判上にも此のごとく見ゆ○證人
 廣磨以下五人は證人也○郡判は郡司の判署也○副
 擬少領は擬少領の上に又人選の少領を副られたる
 也

愛智郡大國郷戸主依知秦公福萬解申依正稅常土賣
 買墾田立券文事

十三保十一里一川原田壹段壹佰捌拾歩西方直稻陸拾
 東 右件墾田正稅稻陸拾東充價直限永年奉沽藥師

安麻呂既訖望請依式立券文如件仍勸賣買兩人
 署名以解

貞觀三年十月十九日

聖田主依知秦公福萬

相賣 依知秦公貞成

保證人 正八位下依知秦公貞宗

秦忌寸家迷

從八位上依知秦公長吉

依知秦公又男

徵部正八位下依知秦公千門

稅領初位下依知秦公

大初位下依知秦公

郷長若湯坐連

○藥師安麻呂は醫師也藥師クヌシと訓べし○徵部
 は「ハタリベ」と訓べし貢賦を徵るを役とす○稅領
 は下の文書に頭領と書たるが二所有其外は稅領と書
 けり稅は祝賦又は稅賦可考

蚊野郷戸主從八位下依知秦公成人解申依正稅稻賣
 買墾田立券文事

十二條八長田里廿七廣田口切田三段

右件墾田用正稅稻陸拾貳束充價直一切常土二與
 賣大國郷戸主勸九等依知秦公萬歲麻呂既訖望請依
 式立券文如件仍注事狀以解

弘仁十一年十二月五日

聖田主依知秦公富吉女

戶主從八位下依知秦公成人

弟依知秦公魚成

保長從八位下秦人國行

保子眞野戸雪麻呂

從八位上秦前繼麻呂

領秦人乙磨

調首淨川

了事調首大野

秦人福足

○蚊野郷は倭名抄に近江愛智郡蚊野と見ゆ○切常
 土は常土の所持田の内を切て賣よし也○———
 は女の證判は名の左右の内一方に左右の小指の腹の
 三節を押して男子の判署に易ふ名書の上の傍なるは
 左手也下の傍なるは右手也

大國郷長解申依正稅賣買墾田立券文事

合貳段 少佰貳拾歩者

右得_三右京一條二坊戸主從八位上清江宿禰氏久戸口
同常世解狀_二備件_一壘田壹佰束_三充_二價直_一一切_三常土_二與_一
賣蚊野郷戸主蚊野公成山_二既訖_一望請依_レ式_三欲_二券文_一者
喚_三證人_二穿_一勘問所_レ申有_レ實仍勒_二賣買_一兩人署名_二申上_一
以解

壘田主清江宿禰比考氏考歟

證人 依知秦公氏山

依知秦公秋主

依知秦公比留賣事

弘仁二年三月二日

主帳少初位下怪清公

郡判之

擬大領正八位上杭右秦公統

少領從七位下蚊野公乙足

○郷長は後に郷司といふこれ也

愛智郡大國郷戸主外從八位上依知秦福行解申依_三官

稻賣買_二壘田立券文事_一

十條五里卅六家内田壹段元調首新麻呂土

右件壘田充_三官稻陸拾束價直_二一切_一常土_二賣_一與東大寺
僧安寶師_二既訖_一仍立券文如_レ件以解

貞觀三年十一月十三日

壘田主外從八位上依知秦公福行

證人 依秦公

大初位上依知秦公永雄

正八位上依知秦公千門

依知秦公繼雄

○元調首新麻呂土とは元來は新麻呂が所持の土地也
それを秦公福行が得て所持せし也切_三常土_二安寶師に
賣與るよし也

大國郷戸主依知秦公秋男解申依_三正稅常土賣買壘田_一

立券文事

合壹段佰貳拾歩直稻肆拾伍束

十三條九里卅一今出田壹段佰貳拾歩

右件壘田正稅稻肆拾伍束宛_二價直_一一切_三常土_二與_一賣同

郷戸主依知秦公福行_二既畢_一望請依_レ式_三立券文_二如_レ件

以解

仁壽四年十月廿五日

壘田主依知秦公秋男

保證依知秦公千嗣

秦忌寸家經

依知秦公福常

領依知秦公

徵部依知秦公弟繩

依知秦公千門

頭領依知秦公

依知秦公永吉

擬主帳掃守連

判之

擬大領正七位上依知秦公盛蓋

副擬少領從八位上調忌寸

擬少領大初位_上依知秦公

○保證は保内の證人也保は組合也保長保子などの名
目もこれに据れる也○領は保内の常使やうのものも也
頭領も此上にあり賦稅等の公事あればふれ廻りて郷
内を領し行ふ事と見ゆ○徵部年貢末進等を徵る職
也○頭領は領の上役也稅領ともいへり稅は稅の誤字
也賦稅の事に與る役人なるべし○副擬少領は擬少領
として人選の少領あるが上に又別に人選の少領を置て

副擬少領といへる也今昔十六ノ十七
統領アリ

大國郷長解申常土賣買壘田立券文事

十三條九里卅一今出田壹段壹佰貳拾歩

右得_三左京三條二坊戸主從八位上清江宿禰御影戸口

同夏則解狀_二備已_一壘田稻陸拾束_三充_二價直_一一切_三常土_二與_一

賣_二與同郷戸主依知秦公秋男_一既訖_一望請依_レ式_三欲_二券

文_一者追喚_二證人等_一勘問所_レ申有_レ實仍勒_二賣買_一兩人署

名_二申上_一以解

壘田主清江宿禰夏則

證人 清村宿禰氏岑

依知秦公吉成

依知秦公弟繩

依知秦公寅繼

公歟

嘉祥元年三月十七日

郷長依知秦公秋至

郡判

擬大領正八位上依知秦公

少領外從八位下依知秦公當男

擬少領无位依知秦公内守

○戸口同は清江宿禰御影と戸口同き左京三條二坊戸

清江宿禰夏則也上の弘仁二年三月二日の文書にも見ゆ○相賣見子上○保證人見子上○微部見子上○
○税領は或は頭領に作る税は税の誤なるべし其義上にいへり○郷長上にも見ゆ主帳よりも下役也
八木郷戸主秦真條戸同大召女解申常土賣買聖田立券文一事

十條九里二一六〇田壹段
右件聖田米參斛伍斗矣充價直一切常土沽六六國郷戸主依知秦淨男既畢仍立券文如件以解
承和十四年九月三日

賣人依知秦真大召女
相沽 依知秦安岑
弟依知秦公象守
戸主依知秦真谷永
證人 依知秦 依知秦
依知秦名並
郷長依知秦公吉
擬主帳依知秦億幾摩

判之
副擬大領正八位上依知秦民吉
精郡大領從八位依知秦公
擬小領无位依知秦公内守

○八木郷は近江愛智郡にあり○秦真條の条字下に谷永に作る未詳○其は與の字也○
女が左の末の指を證判にせし也○精郡大領未詳
僧高德解申依正稅稻立聖田券文一事

合
十條五里卅五家田貳段貳佰步
六里四上野田壹佰漆拾陸步
六里五野中田肆段貳拾捌步
十野依田貳段壹佰步
右件田充正稅稻貳佰參拾束價直一與賣常土大國郷屋從八位上依知秦公淨雄既訖今依式立券文一如件仍錄事狀以解 但副進本券文了
貞觀七年十月十五日
相賣男辛國連阿立麻呂
依知秦公直乙前女

松屋筆記卷之百六

平小山田與清稿

○屋は戸主の合字也○直乙前女の前字未詳
八木郷戸主民首田次麻呂解申立賣買聖田券一事
十條五里卅五家田貳段 調白首女上一段百步 賣買女土二百六十步
右件田正稅陸拾束充價直一與賣常土大國郷戸主調首新麻呂既了今依式立券文一如件仍具事狀以解
延曆十五年十一月二日

屋民首田次麻呂
保長依知秦公
秦公昨麻呂
依知秦
郷長秦公茂人
領依知秦公國成
主帳野中史

判
大領依知秦公子駿河
權大領依知秦公
少領依知秦公豐上
○保長見子上○郷長見子上○領見子上

(一) 蟻アリ先輪鼓形アリ 工匠の語に阿利アリにて留るなどいへりそは蟻の形の物なれば也和名抄十四卷十織機具に藤知知といふ物あり細を知岐利加宇不利ともよめり輪鼓の形はたおなじ砂石集に蟻を輪鼓に似たるよしいへり深窓秘抄一丁御袍寸法の條に蟻七寸五分蟻サキ六寸五分と見ゆ又二丁立様同御長取事の條にも御蟻六寸五分御蟻先五寸五分とあり此外にも見えたり
(二) 入髮イセガキ 今世いれ髪といふものは古の義鬘也撰塵裝束抄三丁朝服の條に以他髮他自髮自是爲義鬘云々又十四義鬘命之意也穴云六位以下若義鬘五位以下无鬘耳今上髮女房所用之鬘也云云
(三) 象牙の櫛 延喜彈正式廿丁に凡内命婦三位以上聽用象牙櫛云々按撰塵裝束抄廿丁にも引用せり今の世下さまの百姓町人非人の徒に至るまで玳瑁の

繩をまきて引てまはす也これた倭漢三才圖會樂の條に圖説あり○和爾雅五卷廿八嬉戲其部に空鐘タウゴマ獨樂同云々○名物六帖器財箋二五十三玩好遊戯部に空鐘コマ帝城景物略空鐘者列木中空旁口盪以瀝青卓地如仰鐘而柄其上之平別一繩繞其柄別一竹尺有孔度其繩而抵格空鐘繩勒右卻竹勒左卻一勒空鐘而疾轉大者聲鐘小亦結蟻發聲一鐘聲歇時乃已製徑寸至八九寸其放之一人至三人一また陀螺コマ帝城景物略陀螺者木製如小空鐘中實而無柄繞以繩之繩而無竹尺卓于地急擊其鞭一擊陀螺則轉無聲也視其緩而鞭之轉々無復住轉之疾正如卓立地上頂光旋々影不動也云々また惜千々ウゴマ南宋市肆記兒戲之物名件甚多如相銀杏猜糖吹兒打嬌惜千々車輪盤兒每一事率數十人專籍以爲衣食之地皆他處之所無也通雅惜千々轉輪戲也又南宋市肆記載京瓦兒戲之場有惜千々蓋如京師之放空鐘抽陀螺乎形扁丸有臍以繩卷而放之其轉不已謂之千々或共遺稱云々按空鐘は古の獨樂の製に近し陀螺は今俗樂猶樂と稱して鞭の先に短繩を付を以て打轉

すもの是也惜千々は今の博多獨樂にて松井元水が舞はすものにおなじ

(八)山送り 今世葬送を野邊送りといへど古くは山送りといへり舊本今昔物語廿二の巻第一語に大織冠鎌足の事を云て大臣遂ニ失給レバ其葬送ノ夜天皇行幸シテ山送セムト有ケレバ時ノ大臣公卿有テ天皇ノ御身ニテ大臣ノ葬送ノ山送例无キ事也ト度々奏シケレバ泣々ク返セ給ヒテ云々と見ゆ

(九)藤氏四家を南家北家式家京家といふ事 舊本今昔物語廿二卷第二語に今昔淡海公ト申ス大臣御ケリ實ノ御名ハ不比等ト申大織冠ノ御太郎母ハ天智天皇ノ御后也而ルニ大織冠失給テ後公ニ仕リ給テ身ノ才極テ止事无ク御ケレバ左大臣マデ成上リ給テ世ヲ政テゾ御ケル男子四人ゾ御ケル太郎ハ武智磨ト申シテ其ノ人大臣ニ成上テゾ御ケル二郎ハ房前ノ大臣ト申ケリ三郎ハ式部卿ニテ宇合トゾ申ケル四郎ハ左京ノ大夫ニテ磨ト申ケリ此四人ノ御子ヲ太郎ノ大臣ハ祖ノ御家ヨリハ南ニ住ミ給ケレバ南家ト名付タリ二郎ノ大臣ハ祖ノ御家ヨリ北ニ住給ケレバ北家ト名付タリ三郎ノ式部卿ハ官ノ式部卿ナレバ式家ト名付タリ

四郎ノ左京ノ大夫ハ官ノ左京ノ大夫ナレバ京家ト名付タリ云々

(十)閑院 同書廿二卷第六語に今昔堀河ノ太政大臣ト申ス人御ケリ御名ヲバ基經トゾ申ケル云々堀川殿ニ住給ヒケレバ堀河ノ太政大臣ト申ス也ケリ閑院モ此ノ大臣ノ御殿ニテ有ケレドモ其殿ニハ御物忌ノ時ナドゾ渡タリ給ケル疎キ人ヲバ寄セ不給ザリケリ親シキ人々ノ限リヲゾ寄セ給ヒテ閑ナル所ニ爲サセ給ヒケレバ其ヨリ閑院トハ云也ケリ云々

(十一)櫛形の窓 今の世櫛形の窓あり舊本今昔物語廿二卷八語に天皇小櫛ヨリ御覽ジテとあり小櫛は櫛形の窓の事ときこゆ禁腋秘抄に南のかへの間にしのはし鬼の間のあはひの柱をはさめて櫛形の穴あり女房など殿上の事を此所より見る云々徒然草に今の内裏造り出されて有職の人々に見せられけるにいづくもなんなしとて既に遷幸の日近くなりけるに玄輝門院御覽じて閑院殿のくしがたの穴は丸くふちもなくしてありしとおほせられけり云々大内裏考證十一中卷廂の條にも見えたり

(十二)基將基に幾ばんといふばんの字 基將基に幾

ばんといふばんの字を番と書は誤也一秤二秤など秤の字を書べし舊本今昔十二卷卅三語に基一秤打タムト弱氣ニ云ヘバ云々とあり

(十三)子おろしの術 今の世中條流子おろしの術都下に遍滿せり墮胎の藥技を施す事也古代もさるわざ有けん舊本今昔十二卷卅四語に懷妊セルニ流産ノ術ヲ求テ毒ヲ服スト云ヘドモ其驗无クテと見ゆ

(十四)合戦の字面の和訓 合戦の字面はアヒタ、カヒともタ、カヒアヒとも訓べし舊本今昔十二卷卅四語に戦ヒ合テ被ニ打殺ル、とあり

(十五)摺鉢をシラヂといふ 今世摺鉢の事をシラヂといへりシラヂは素焼といふ心也舊本今昔廿卷廿三語に白地ノ小瓶見ゆ

(十六)風を追ふ 大風の時大勢聲を揚て風を追へば風なごむよし也余伊豆の熱海下野の日光にありし時正にこれにあへり舊本今昔廿の卷卅四語に大キナル風出來ヌ木ヲ折リ屋ヲ壊ル諸ノ人風ヲ追ヒ家ヲ疏フ云々と見ゆ

(十七)寺院破却僧侶放逐 「武徳編年集成七卷永正七年二月の條に上宮寺勝満寺本證寺ヲ破却有ベシ僧

侶改宗シテ退散スベキ旨命アリ檀越等嚮ニ寺塔元ノ如ク立置レ僧徒安住スベキ由約シ玉フニ今更ニ此事ニ及ブ故ヲ伺フ神君吾何ゾ言ヲ變ゼン僧侶恙ナク改宗是安キニ非ズヤ元ハ原野ヲ開キ寺塔ヲ建ル此度是ヲ壞ノ原野トセンハ元ノ如クタルニ非ズヤト仰ケレバ僧徒且越一言ニ及バズ既ニ命ニ隨フ所重テ寛宥ノ令下リ屢々寺院國ノ妨トナルベキ故アルヲ弃破有テ亂根ノ惡僧ヲ放逐セラレ三箇寺ハ其儘ニ立置レ學行ノ僧ヲ殘サル云々

(十八)一字を賜ふ 同書七卷永祿七年九月の條に榊原家説ニ是年鳥居彦右衛門ニ命シ小平太へ武勇場數ノ士伊藤彌惣伊奈源左衛門中島右衛門作三人ヲ附屬セラル子ノ時小平太其齡十七歳今年ヨリ丑寅ノ年ニ至テ段々軍功ヲ以テ厚ク賞セラレ御諱字ヲ賜ハリ侍大將トナル云々 同九年永祿十一ノ三ノ六ノ條に榊原小平太御諱ノ一字ヲ拜受ス云々同十四日正二年十一月ノ條ニ是年戸田虎千代御前ニ於テ首服ヲ加フ則松平ノ御稱號御諱ノ一字且御腰物ヲ賜ハリ松平孫六郎康長ト稱ス

(十九)啐啄 節用集會部言辭門に啐啄ソツタク云々 武德編年集成七卷永祿七年十一月條に武田信玄神君

ノ英烈タルヲ傳ヘ聞信州伊奈ノ下條禪正信氏ヲ以テ書ヲ酒井左衛門尉方ヘ贈リ向後徳川家ト交ヲ通ゼントス紙表ニ啐啄ノ二字アリ人其意味ヲ辨ヘズ然ルニ勢陽ノ江南和尚岡崎ヲ歷テ東國ニ赴ク石川日向守家成是ニ對シテ彼文字ノ旨ヲ尋ル所ニ鳥ノ卵ヲ破ルニ其節アリ早ケレバ水ニテ益ナク遲ケレバ腐ルト云意味ナリト答フ此事御聽ニ及ブ所萬端時ヲ待テ肝要ナリ武將ハ一入此心ヲ存ズベキ旨命アリ後日柴山小兵衛ヲ召テ應モ能夜居ヲ成シ其節ヲ得テ鳥ヲ捉ラシムルヲナド啐啄ノ心歎ト宜フ云々按ニ啐啄ノ字面傳燈錄普燈錄禪林寶訓音義などに出て禪錄の語なり諺草三丁三續谷響集七卷右 金屎集十四茅窓漫錄上四丁などに説あり

(廿)石高ト永高ト相當 武德編年集成八卷永祿八ノ十一ノ廿七の條に參州賀茂郡ノ住人鈴木重景ニ采邑ヲ賜ハリ印章ヲ授ケラル

- 一 三石五斗五升 禰宜方 此内壹石者寄進
- 一 貳石八斗七升 四郎右衛門之内 此外者藏入
- 一 三石五斗八升

以上拾石也此代拾貫文

右之分依有子細ニ酒井雅樂助爲奏者所令ニ扶助ニ也永不可有相違ニ之狀如件

永祿八年乙丑十一月廿七日

家一

鈴木八右衛門どのへ

これに拾石代拾貫文とあり米にて拾石が永にては拾貫文なるべし

(廿一)俗の大僧正 同卷永祿九ノ正ノ十三の條に武田晴信入道信玄比叡山ノ明應院ニ賄賂シ大僧正ニ任ズ凡俗ノ僧官誠ニ僭上ノ甚シキ者也云々肉食妻帯の俗にて大僧正に任じたるは古今未曾有也これに似たるものは兩本願寺俗にはあらねど肉食妻帯にて權僧正に任ずる事也

(廿二)鑰人足 同書十卷永祿十二ノ四ノ廿の條に信玄甲州ノ新衆二千餘鑰人足二千信州佐久諏訪二郡ノ鑰人足三千ヲシテ馬場美濃守氏房ガ規矩ノ法ヲ以テ駿州江尻清水兩所ニ今福和泉ニ命ジ城ヲ築カシメ云

(廿三)濱松の古名引間 同卷永祿十二ノ五ノ七條に神君引間ノ城ヘ歸リ玉ヒ城ノ名ヲ濱松ト稱スベキ由命

ゼラレ近臣ノ外ハ暇賜ハリ各食邑ニ歸リ休息ス云々

○同書十六卷天正五ノ十ノ廿二條に神君馬伏塚ヨリ濱松ヘ御歸城當所ハ元引間ノ城ト稱ス要害ノ地ニ非ザレバ南方ヘ城郭ヲ移サルベシトテ今日經營ノ功ヲ始メラル舊城ハ其狹少タル故新城ノ惣曲輪ノ脇ニ屬スト云々

(廿四)雨松明 同卷同年六月十九日の條に晚ヨリ暴雨疾風甚シク夜ニ入川鳴島ハ卑濕ノ地タル故漸ク水既ニ陣營ヲ潤シ篝火消テ夜色窈冥タリ子ノ刻許ニ蒲原興國寺三枚橋ノ北條ノ城ニヨリ信玄旗本ヘ謀者ヲ入置密ニ繫キ馬ノ絆綱ヲ斷テ究竟ノ勇士三百許其頃稀ナル雨松明ヲ燈シ連テ三方ヨリ陣營ヲ燒立頻ニ討入シカバ云々

(廿五)壁に耳 北條時頼の西明寺百首に「かべに耳いはの口とはことわりやことば多きはしなもすくなし」按に壁に耳は太平記里見意見の條にも見ゆことば多きは品少しは多言多敗におなじ

(廿六)見るものこじき 俗に見るものをほしがるを見るもの乞食といへり西明寺百首に「くちをしやつみしようがましきし入に見る物こひの常のされ人」

又「きくほどの人はにくまぬ事あらじ我物をしみる人の物こひ」

(廿七)貧ほどの隠處はなし 西明寺百首に「軒近き隣にだにもとはれぬは貧ほど深きかくれがはなし」

(廿八)くどひと云詞 俗にあまりに物の根をこを問をクドヒといふ 蟻川親元が東明寺百首に「むづかし根問ひくどひや無用なる事をばたづねさかて有べし」

(廿九)きたなきをむさきといふ詞 東明寺百首に「ふりふせい心詞はむさくしていしやうつくるふ人は見にくき」ふりふせいは形振風情也むさくはきたなくいやしき也

(卅)膝とも談合 俗に膝ともだんがふといへり東明寺百首に「何事も心一つにはからふだんがふしてぞこうくわいもなき」

(卅一)中分の人よろし 允執厥中とも君子中庸ともいひて人はかたよるをあしき事とす東明寺百首に「能なきは人もあなづるのうおほき人もむづかしよきほどにあれ」

(卅二)見る穴へ落る 俗に見る穴へおちるといへり中明寺百首に「見る穴へおちぬる人を世にをほき心も目をも持てなにせん」

(卅三)尻馬に乗る 中明寺百首に「事々にしり馬にのるさし出ものおとして腰を打をらせばや」

(卅四)ちいれ髪をちいうがしらといふ 中明寺百首に「人心髪すちほどもゆがむなよちいうがしらの齋の巢はあし」

(卅五)後悔の學問 物はこりて後目もさめいましめつしみもする也中明寺百首に「をりくにあしきをすつる心あれこうくわいほどのがくもんもなし」

(卅六)ごふをさらす 中明寺百首に「うち布は五丈十丈あるもよしごふをさらすは人の長いき」さしいでば若きもごふをさらすべし人はひとへに生布にてあれ」

(卅七)負るは勝 中明寺百首に「まけてかつたうりのあるをしあんでわろきは人のまけじ根性」

(卅八)濱松城 武徳編年集成十一卷元龜元年正月の條に遠州敷智郡匹間は往古久野越中守ガ宅地也今川

氏親ノ時三善爲連城廓ヲ築ク大手ヲ明光寺口搦手ヲ天林寺口ト稱シ前後四曲輪有テ最モ規矩ニ適ハズ神君當國見付ニ張翼シ玉ヒ參遠ノ人夫ヲノ是ヲ毀テ其西南ニ當テ勝地ヲ撰ミ御居城ヲ經營セラル本丸二丸

西羽曲輪馬出曲輪清水谷郭三丸厨曲輪鳥居曲輪等ノ名アリ妙光寺藥師堂ノ南深沼ヲ本城ノ後要害トセラ

レ本丸總周回皆石垣其上ニ多門ヲ建ラレ當時隣國ニ稀ナル營構タリ悉遣畢セバ岡崎ノ城ヲ宗子信康君ニ讓ラレ當城ヘ神君御移リ有テ濱松ノ城ト改稱セラル

ベシ往古ヨリ城中ニ崇メ祭ル五社大明神彌々當城ノ鎮祠タルベシト云々

(卅九)軍勢ノ山路三間路行伍の員數 同卷元龜元正ノ廿七の條に甲陽軍鑑末書ニ曰信玄ヨリ秋山十郎兵衛ヲ尾州清洲ニ遣ハス信長厚ク享セラレ本國ヘ持

行クベシトテ鯨ヲ賜ハリ不圖問ハル、ニハ信玄總軍幾許ゾヤ十郎兵衛答テ六萬ト云フ信長又問ハル、甲府ヨリ駿府ヘ行程如何ホトゾヤ曰三日路也信長重テ

方山路ノ三間路ヲ定法ニノ殊更去年極月雪中ノ頃ナレバ小荷駄ニ五千ヲ副テ軍スル勢二萬五千ト察セラ

ル其工夫毫末モ違ハズト云々

(四十)駿河の田中の城 同卷同年二月の條に嚮ニ駿州藤枝戸久一色ノ城主長谷川次郎左衛門モ其城ヲ避

テ遠州ニ赴キ神君ニ仕フ信玄當城ヲ得テ馬場氏房ニ命ジ馬出シ曲輪ヲ構ヘ田中ノ城ト改メ中旬迄信玄爰ニ屯シ終ニ山縣ヲ以テ城番トス云々

君信俊ヲ終ニ刑部ト稱シ玉ハズ信一ハ後年從五位下ニ叙シ伊豆守ニ任ゼラル云々○同十五卷天正三ノ六、三の條に信長上京慈照院ニ止宿シ玉フ城介信忠正五位下ニ叙セラル應仁以來天下擾亂王制廢シ諸國ノ風俗叙位任官勅許ナクノ私ニ官名ヲ僭稱セシムルユエ羽柴秀吉ハ筑前守川尻與兵衛鎮吉ハ肥前守明智十兵衛光秀ハ惟任日向守ト稱シ塙九郎左衛門直政モ原田備中守ト稱ス築田左衛門太郎政次ハ戸次右近ト改ム云々天正十壬午秀吉實ニ從四位下少將ニ叙位ス云々

(四十三)儒者專柳齋 同卷同年十一月の條に謙信儒者專柳齋ヲ甲府へ遣ハシ永ク手切レノ誓ヲ成ス趣長與市景連ヲ信長へ使トシテ此旨信長早ク大樹ノ上聽ニ達シ信立ト鉢楯ノ催シ勿論ノ由書牘ヲ投ズ云々專柳齋ハ謙信が抱の儒者と見ゆ

(四十四)庚申夜の俗歌の何曾 同卷同年十二月十六日の條に信長佐和山城邊磯野郷ニ到リ丹羽長秀水野信元ニ對顔ス今度ノ和睦ハ庚申ノ夜ノ俗歌ト思フベシト宜フ是ハ和睦シテセヌガ如キト云心ナリ事々是ハ淺井朝倉と偽の和睦の時の事也袋草紙四丁九に庚

申セデスル誦文「しや虫はいねやさりねやわがとこをねたれどねぬぞねぬぞねたれど」

(四十五)軍役 武德編年集成十二卷元龜二ノ四ノ十五の條に信立駿府ニハ武田上野介信光駿州ノ先方等ヲ以テ守ラシメ遠州乾ニ穴山梅雪ヲ將トシ信州定番ノ千貫百騎十貫一匹ノ寄合組小田原ヨリノ援兵都テ三千ヲ城主天野ニ加ヘ神君ノ拒トシ云々

(四十六)板具足 同卷元龜二ノ九ノ五の條に上杉謙信ヨリ其臣荻田與三兵衛ヲ以テ書ヲ呈シ且贈物アリ植村出羽守家政殊ニ執達セシムルユエ備前長光ノ刀並ニ修驗者出立ノ板具足一領ヲ謙信ヨリ贈リ云云

(四十七)禁裏仙洞 修造信長行レ之 同卷元龜二ノ九月の條に信長去ル永祿十二己巳年ヨリ朝山日乘上人島田民部ニ命ジ禁裏仙洞修造ノ事始アリテ今年悉ク成就セシム主上上皇叙感斜ナラズ且當時戰國ナレバ御領所ヲ獻ズルニ於テハ一揆ノ所得ニ成ルベキカト信長思慮ヲ凝シテ洛ノ大商等ニ金銀ヲ貸置毎月其利分ヲ官庫ニ收ムベシト堅ク命令アリ云々

(四十八)武田信立鐵砲にて打る 武德編年集成十三

卷天正元ノ正ノ十一の條に信立三万五千餘兵ヲ率テ奥郡ニ赴ク所藪ノ中ニ野田ノ城アリ城主菅沼新八郎定盈並ニ援將櫻井ノ松平與一郎忠正川路ノ設樂甚三郎貞通四百餘兵ニテ楯籠ル信立コレヲ攻ルト晝夜ヲ分ズ云々爰ニ勢州山田ノ住人村松芳休ト云者適野田ノ城内ニ在テ毎夜笛ヲ吹其音精妙ナル故敵軍喜ビ聞一日兵士來テ紙ヲ竹竿ニ掲テ丘上ニ建置ルヲ城中鳥居三左衛門是ヲ見答メ疑ラクハ密ニ主將來テ笛ヲ聞ノ符ナラン歟ト彼竹竿ヲ標的トシ火砲ヲ備ヘ相待處ニ其夜果シテ芳休笛ヲ吹ケレバ信立彼丘上ニ來テ笛ヲ聞處鳥居火砲ヲ發シ其耳ノ際ヲカスリ打殘シ即絶入ス敵大ニ周章シ陣營ニ携ヘ歸リ醫療ヲ盡ス抑信立兵ヲ用フルト古今ニ秀逸タリ最思慮渾シ何ゾ此害ヲ慎マザランヤ然レドモ父信虎ヲ追テ自立シ嫡義信ヲ殺シ甥ノ氏真ガ國ヲ奪ヒ婿ノ氏政ヲ攻侵ス誠ニ是ヲモ忍ブベクンバ孰ヲカ忍ブベカラザランヤ天怒テ殃ヲ降スモノ也云々

(四十九)御謠初 同書十四卷天正二ノ二の條に夜ニ入テ御謠始諸臣群參ス云々

(五十)信長東大寺の蘭奢待を切る 同卷天正二ノ三、

廿八の條に信長勅許ニ依テ南都東大寺寶物ノ黃熟香蘭奢待ニ任セ二寸八分ヲ切玉フ云々此内三箇一ヲ取テ信長自愛セラレ三箇ニヲ以テ諸將ニ與フ云々

(五十一)遠州城東郡橫須賀城并橫須賀の三社大明神 同卷天正二ノ八ノ二の條に神君遠州城御郡馬伏塚ノ舊城ヲ修シ當郡凡ニ大須賀五郎左衛門康高ニ賜フ云々于レ時康高城御郡ノ文子ヲ城東ト改メ馬伏塚ヲ橫須賀ノ城ト稱ス郡中笠原ノ庄大淵ノ郷橫須賀ノ三社大明神ヲ再興シ神田二十石ヲ寄附ス抑當社ハ文武帝ノ姫宮ノ御願トシ大寶元辛丑年八月五日紀州熊野三所大權現ヲ此所ヘ勸請シ同九月九日正殿ヘ鎮座アリ是ハ常邑彼宮ノ御領知タル故也爾來數百歲祭祀聊モ怠轉ナキ處承安年中平宗盛遠州ノ大守タリシガ神領ヲ勘落シ遂ニハ亡滅ス文治年中當國ノ守護安田遠江守義定モ神稅ヲ役倒シ幾程ナク賴朝ノ爲ニ死ヲ賜フ其ノ後平時政同泰時連綿ノ當國ノ大守トシ悉ク神領ヲ還附シ祭奠舊ニ復スル所元弘建武ノ大亂以後ハ宮殿兵燹ニ罹リ神稅廢失ノ祠官退散スルヲ久シ

漸ク應仁二戊子年斯波左兵衛督義廉當國ノ守タリシ
ガ神稅ヲ寄附シ重陽ニ奉射流鏑馬ヲ以テ祭ル其後又
傾廢スルヲ數十ヶ年ニシテ今康高絶タルヲ繼ギ廢レ
タルヲ興スモ畢竟神君ノ神祇ヲ敬シ玉フニヨルト云
云〇按ニ和名抄に遠江國郡名城伺岐加云々今は城東
郡と改れるにや

(五十二)柳營連歌の宴井具足開キ 武徳編年集成十
五卷天正三ノ正ノ十八の條に天野三郎兵衛康景言上ノ
曰前後臣ガ婢連歌ノ發句ヲ夢ル其詞ニ曰「信玄ガ首
ヲ今年取フニハ」神君歡テ今日安間村ノ道場等連歌
ノ達者ヲ集メテ右ノ發句ヲ以テ百韻ヲ興行セラル
今孟夏長篠ノ大捷アリシカバ是ヲ佳例トシ毎年正月
廿日御鎧ノ賀ニ連歌ノ宴ヲ催サル、事後代ニ至テ猶
然リ云々

(五十三)堂上の人々の領地 「同卷同年四月朔日の
條に近年堂上ノ面々領知ヲ沽却ノ懸命ノ助ナシ信長
今日教令有テ其買主ニ金銀ヲ授ケ悉ク其地ヲ本主ニ
還附セラル歎慮不レ斜云々」

(五十四)遠州川路の勝樂寺 同卷同年五月廿二日の
條に信長長篠ヲ發シ歸國ニ趣カル古呂永坂ニテ奥平

九八郎拜謁ス其弱年ニノ籠城ノ真忠勇謀比倫ナキ
ヲ感ジ盃ヲ賜ハリ一族七人老臣五人モ亦盃ヲ授ケラ
レ向後九八郎異名ヲ武者之助ト稱スベキ由也而ノ川
路村ノ松樂寺ニ至テ休息アリ出陣ノ時モ爰ニ駕ヲ止
メシ佳例ヲ以テ自今以後松ヲ勝ニ改メ勝樂寺ト書ス
ベシト云々

(五十五)紋服を賜ふ井草羽織 同卷同年六月の條に
酒井左衛門尉與平九八郎ハ神君ノ命ニテ岐阜ニ至ル
信長厚ク接待セラレ云々差料摺上一文字ノ利刀此目
貫弁ハ後藤光乗作也並紋附ノ暑衣唐織ノ胴服ヲ信昌
ニ賜ハリ法城寺ノ薙刀革袴羽織ヲ以テ忠次ニ授ク
云々

(五十六)羽織 武徳編年集成十二卷元龜二ノ十二ノ廿
二の條に山上彦左衛門鎗ヲ合セ首級ヲ得テ敵ニ鎗ヲ
以テ首ヲ突カル依レ之御威狀及赤根ノ羽織ヲ賜フ云
云同十五卷天正十三年六月の條に信長酒井忠次に革
袴革羽織ヲ賜事前に引るが如し玉置一巻に慶長四
年二月廿九日加賀大
納言利家卿病中從大坂内府様へ御見廻伏見へ御登リニ付云
云乘物ニテ内府公へ被差候加藤主計頭長岡越中守淺野左京大夫ナ
ド乗物ノ側ヲ歩行ニテ同道也利家卿モ各モ羽織
ヲ被著候家康公御小性兼ハ皆々長袴也云々

(五十七)神罰 同卷十四卷天正二ノ八ノ二の條に大須
賀五郎左衛門康高城伺郡ノ文字ヲ城東ト改メ馬伏塚
ヲ横須賀ノ城ト稱ス郡中笠原ノ庄大淵ノ郷横須賀ノ
三社大明神ヲ再興シ神田二十石ヲ寄附ス抑當社ハ文
武帝ノ姫宮ノ御願トシ大寶元辛丑年八月五日紀州熊
野三所大權現ヲ此處へ勸請シ同九月九日正殿へ鎮座
アリ是ハ當邑彼宮ノ御領知タル故也爾來數百歲祭祀
聊モ怠轉ナキ處承安年中平宗盛遠州ノ大守タリシガ
神領ヲ勘落シ遂ニハ亡滅ス文治年中當國ノ守護安田
遠江守義定モ神稅ヲ沒倒シ幾程ナク頼朝ノ爲ニ死ヲ
賜フ云々

(五十八)神祖神祇を御崇敬 同條に康高絶タルヲ繼
ギ廢タルヲ興スモ畢竟神君ノ神祇ヲ敬シ玉フニ因ト
云々

(五十九)壁に耳 西明寺百首に「垣壁も人の目口と
思ひつゝ見きかん事をかたりばしすな」又「壁に耳
岩の口とはことわりやことばおほきはしなも少し」
太平記里見意見の條にもありしやうにおぼゆ後に引
考べし

(六十)利口 舊本今昔物語十二卷卅六語に陸奥ノ守

源頼清朝臣ト云フ人左近ノ大夫トテ極テ不合ニテ有
リケル時ニ此ノ阿闍梨ノ父ノ傳ノ大納言ノ縁ニ依テ
親シカリケレバ常ニ其ノ房ニ行ケリ而ルニ其房ニシ
テ頼清粥ヲ食ケルニ粥ノ汁ナリケレバ頼清此ノ房ニ
ハ粥コソ汁ナリケレト云ヘバ阿闍梨道命ガ房ニハ粥
汁也主ノ御家ニハ飲固シト云ケレバ其座ニ有リト有
ル人頭ヲ放テツ陰ケル云々按に飯固はイヒガカタシ
と訓テ云難しの義歟又はメシガカシと訓テ召難しの
義歟召は食とも書けり

(六十一)膳若干前 舊本今昔十三卷卅九語に二前ノ
膳ヲ供ゼムト云々と見ゆ今世一膳二膳など書は誤
也膳若干前と書べし膳は「ソナヘ」と訓事にて此卷の
一語にも十七卷廿五語にもソナヘと訓る例あり

(六十二)幣を祓といふ 舊本今昔十四卷卅四語に方
二丈餘許ニ搏ヲ以テ幕柱ニ造テ張廻レバ其内ニ拂ヲ
立廻カシテ注連ヲ引テ其ノ内ニ薦ヲ四方ニ敷テ云々
拂は幣也古へ金銀幣などもあり今世萬度の祓五千度
の祓などいふ祓これ也百練抄十一丁ハに千度御祓と
もあり

(六十三)おひつぎていひやりける 伊勢物語初段に

おひつぎていひやりけるとあるを或は老附ての義とし追付ての義とし諸説治定せず舊本今昔十五卷十五語に追ヒ次ギテ國人共杖ヲ持テ追ヒ喰ルとあり此追次と同語ときこゆ

(六十四)堂童子 後世堂童子と云は公喰殿上人など法事の時からこれに役す然るに古くは實の堂童子あり舊本今昔物語十七卷卅語に下野藥師寺の堂童子の僧見ゆ

(六十五)けあしと云詞けわしけはし 俗に物の急なる事に「けわし」といへり「けあし」と書べし「けわし」「けはし」など書すべからず舊本今昔物語廿卷四十語に冬比也ケレバ泉川原風極テ氣悪ク吹テ寒キ事无ク限シとあり今俗火急なる事にいへど甚き事にいふべき詞也

(六十六)瀬戸物は茶碗の器と云べし 瀬戸の里より造出たるが高名に成て磁器を瀬戸物といへりされど茶碗の器といふかたまされり舊本今昔物語廿四卷八語に茶碗ノ器ニ何藥ニテカ有ラン摺入タル物ヲ鳥ノ羽ヲ以テ日ニ五六度付ク許也とあり余濱の松葉に瀬戸物と書たるは後悔せんすべなし

(六十七)桂の宮 京都の桂の宮は舊本今昔物語廿四卷十五語に前ニ大キナル桂ノ木有ケレバ桂ノ宮トゾ人云ケルと見ゆこれ其名の起れる由縁也

(六十八)古會は尊稱 「神社を古會といふは其社がしげりて近邊の古佐になるゆゑに古會といふべきを通はして古會といへりまた尊稱にもいふゆゑに舊本今昔物語廿四卷十五語に兒ノ祖ニ云様父古會ト呼ベバ忠行何ゾト云ヘバと云々此古會も同義にて父の庇を頼む兒なれば父古會とはいへるにや

(六十九)常陸小貝の濱の貝 常陸に小貝の濱とていとうつくしくめでたき貝のよする濱ありいと狭き山ふところの濱なりき余一年かしこに遊べるをりさまさまの貝どもを得て今に秘もたり舊本今昔物語廿四卷四十二語に朱雀院の女御の女房に助といへるが常陸守の妻に成て下りて其國のいつくしき貝どもを捨て箱一具に入れて持上りたりけるに女御失せたまひにけるよし記せり

(七十)馴者 舊本今昔廿八卷五語に此ノ爲朝ノ朝臣ハ極タル細工ノ風流有物ノ物云ヒニテ人咲ハスル馴者ナル翁ニ有ケレバ云々同卷六語に此ノ元輔ハ馴

者ノ物可咲ク云テ人咲ハスルヲ役ト爲ル翁ニテナム有ケレバ云々

(七十一)人を罵て乞食といふ 俗に人を罵て乞食といふは古くよりの事也舊本今昔物語廿八卷廿語に内供大キニ嘔テ紙ヲ取テ頭面ニ懸タル粥ヲ巾ツ、己ハ極カリケル心無シノ乞匄カナ云々乞匄はカタキと訓て乞食の事也

(七十二)物の長高なるを切りむるに押といふ詞 舊本今昔物語廿八卷廿三語に鮎ノ大キニ廣ラカナルヲ尾頭許ヲ押テ卅許盛タリ云々これ鮎の首尾を切すを押しといへる也一本には狎テとありさてはナラシテと訓べくや

(七十三)物を救ひ揚るなどいふ詞 同書廿八卷廿三語に大キナル銀ノ提ニ大キナル銀ノ匙ヲ立テ重氣ニ持テ前ニ居タリ然レバ中納言 鏡ヲ取テ侍ニ給テ此レニ盛レト宣ヘバ侍匙ニ飯ヲ救ツ、高ヤカニ盛上テ云々

(七十四)貧乏者といひて罵ル詞 同書廿八卷卅一語に心ノ内ニハ此ハ何事ヲ云フ貧窮ニカ有ラム屁ヲヤハヒリ不懸スとある貧窮は今俗貧乏人といひて罵

る詞に同じ

(七十五)守の主 守の殿とも守殿ともいへる事古昔にいとおほかり今昔物語には守の主とこゝかしこに見ゆ

(七十六)狗鳥游 三代實錄に鳥游の戲術の事見ゆ鳥游は狗に同じ舊本今昔物語二十八卷卅一語にヲコノモノを狗ノ者と書たるにて知るべし埃囊抄にも鳥游の事見えたり

(七十七)盗人心 今昔物語廿八卷卅一語に守盗人ナル心ニテ否主此ク口淨クナ不レ云ソ云々同卷卅七語ニ院ハ此奴ハ極カリケル盗人カナト被レ仰テ強ニモ腹立セ不レ給ズ

(七十八)一種物汁講 小右記永觀三年三月四日の條に晚景參院右大臣左右將軍三位中將等各遣レ取レ一種物ニ類有ニ盃酒事ニ云々同月廿日條に殿上人各出一種物ニ飲食云々同寛弘二年五月十日條に尾張守中清云昨日於左府被ニ相議云十三日殿上人各隨身一種物ニ可ニ參會一臣爲行事云々 ○權記寛弘六年十月四日條に於若宮御方一人々出一種物ニ云々即參至暮左丞相以下乘舟給予依遠路歸家云々 ○春記

長曆三年十月廿五日條に今日饒宇佐使一日也云々殿上居饗膳是近江守隆佐朝臣所儲也先日書廻文可出三種物之由所催仰也但隆佐朝臣被施飯也仍皆儲之例也他人不必出云々又内藏寮儲使前饗二脚也主殿女官昇之立小臺盤上方是又例事也此間入乘燭右頭中將以下侍臣十餘輩參候著件饗藏人迎以勸盃數巡之後聊有朗詠雜藝等是又例事也及亥時各分散云々○中右記寛治二年二月九日の條に今日有殿上一種物與云々○百練抄六卷保延四年の條に十月廿九日殿上一種物十物云々○婚記六卷久安六年二月九日の條に近代宮原女御等覽月牌日侍有^一一種物事依無其理停止之云々○帝王編年記廿卷崇徳院保延四年の條に十月廿八日有殿上一種物事云々○續世繼^{六卷四十}花散庭の面に藏人におはせし時も殿上の一物し日記のからひつに日ごとに日記かきていれなどして云々按徳大寺左大臣實能のおとこの御子右大臣公能のおとこの事をいへりし條也○古事談二卷臣節部に惟成爲秀才雜色之時花道進一條ニテ一種物シケリ惟成ニハ飯ヲ宛タリ依テ長櫃ニ飯ニ外居雞子一折櫃^{カケシ}一坏納

ノ之仕丁ニ令擔テ取^ニ出之^ニ人々感聲喧々云々○續古事談一卷王道部に殿上ノ一種物ハ常ノ事ナレドモ久シク絶タルニ崇徳院ノ末ッ方頭中將公能朝臣ハ絶タルヲ繼ギ廢タルヲ與シテ神無月ノツゴモリ比ニ殿上ノ一種物アリケリサルベキ受領無リケルニヤ藏ツカサニ仰テ殿上ニ物スエサセラ小庭ニ打板ヲシキテ火ヲオコス人々酒肴ヲ具シテ參テ殿上ニ著ヌ頭中將ノ一種物ハ蛤ヲ籠ニ入テ薄様ヲタテ、紅葉ヲ結ビテカザシタリ蛤ノ中ニ薰物ヲ入タリケリ瀧口コレヲ取テ殿上口マデス、ム主殿司傳ヘトリテ大盤ニ置ク頭中將取テ人々配ラレケリ人々取テ興ジ合リコト人々多ハ雉ヲ出セリ主殿司取テ立^{タテ}寄立ツ信濃守親隆大鯉ヲ出セリ庖丁ノ座ニ置テ御厨子所ノ預久長ヲ召テ解セントスルニ其事ニ堪ズトテ切ズ御膳所ノ府生敦忠鳥ヲ肩ニ掛テ參レリ小庭ニ召テ庖丁セサス一二獻藏人季時信範ス、ム少將資賢竹ノ葉ニ置ク露ノ色トイフ今様ヲウタフ藏人辨朝隆三獻ノカハラケ取ル又頭中將ノス、メニテ朗詠ヲ出ス佳辰令月ノ句ナリ頭中將朝隆ガ紐ヲ解ク人々皆肩脱ク色々ノ衣ヲ著タリ用意アルナルベシ頭中將朗詠雖三百盃莫辭ノ

句ナリヤウクノ醉ニノゾミテ資賢白薄様ノ句ヲハヤス主殿司アコ丸事ニ堪タルニ依テ香脱ニ召テ付シム人々亂舞ノ後ニ三聲出シテ座ヲ立テ御殿ノ弘庇ニテ名調果テ宮ノ御方ニ參テ朗詠雜藝數反ノ後罷リ出ニケリ云々同書二卷臣節部に大入道攝政ニオハシケル時法住寺ノオトヨリ始テ多クノ上達部一種物ヲ具シテ參リ集リ給ケリ兼テ契リ有ケルナルベシ閑院ノ大將ハ銀ノ鯉ノ腹ノ中ニ子^コ給フエコミ折櫃ニ入テ入ラレタリ小一條大將ハ銀ノ鯉ノ桶ニ鮎ヲ折櫃ニ入テ入ラレタリ左衛門督重光ハ酒一瓶子雉一枝春宮權大夫公季ハ銀ノ葉併修理大夫懷遠組攝政殿ノ御設アリ盃酌管絃アリテ人々ノ祿隨身ノ腰差マデ給ヒケリ右大臣自ラ馬ノ綱取テ出給ヒケリ云々按大入道殿は兼家公法住寺大臣ハ爲光公閑院大將ハ冬嗣公小一條大將ハ濟時卿也子給フエコミは鯉の子付の鮎を作り籠たる也フエはヒエと通音にて菰也魚の肉を作り切す事也攝政殿の御設ありとは盃酌管絃人々の祿隨身の腰指等を設られたるをいふ祿は引出物褒美の類也腰指は隨身以下輕輩の賜也○攝政抄二卷一種物事條にイツス物ト云ハ何事ゾ常ニ鳥目^{ウツメ}廿文ノ厚サ

一寸アル故ニ廿文各出スラ一寸物ト云リ甚下賤ノ僻事也一種物ナルベシ一種物ト云事ハ朝廷古來ノ詞也噲ハ各一種ノ物ヲ隨身シテ殿上ニ於テ興宴アリ是ニ擬ヘテ下様マデモ各一種ノ物ヲ隨身シテ會合スル也此事昔ハ常ニ院宮ニ於テ在ケル也サレバ續古事談ニモ殿上ノ一種物ハ常ノ事ナレ共久ク絶タルニ崇徳院ノ末方頭中將公能朝臣絶タルヲ繼ギ廢レタルヲ與シテ神無月ノ晦ノ比殿上ノ一種物アリケリサルベキ受領モ無カリケルニヤ藏司ニ仰セテ殿上ニ物スエサセテ小庭ニ打板ヲ敷テ火ヲ生ス人々酒肴ヲ具シテ參テ殿上ニ著キヌ頭中將ノ一種物ハ蛤ヲ籠ニ入テ薄様ヲタテ、紅葉ヲ結テカザシタリ蛤ノ中ニハ薰物ヲ入タリ瀧口是ヲ取テ殿上ノ口マデス、ム主殿司傳ヘ取テ大盤ニ置ク頭中將取テ人々ニ賦ラレケリ異人々ハ多ハ雉ヲ出セリ主殿司取テ立^{タテ}寄立ツ信乃守親隆大鯉ヲ出セリ庖丁ノ座ニ置テ御厨子所ノ預リ久長ヲ召テトカセントスルニ其事ニ不堪トテキラズ御膳所府生敦忠鳥ヲ肩ニカケテ參ルト書リ又云大入道殿攝政ニオハシケル時法住寺ノ大臣ヨリ始テ多ク上達部一種物ヲ具ノ參リ集リ給ケリ兼テ契アリケル

ナルベシ閑院ノ大將ハ銀ノ鯉ノ腹中ニコナマスフエ
 コミ折櫃ニ入テ入ラレタリ小一條ノ大將ハ銀ノ鮎鮎
 桶ニ鮎ヲ折櫃ニ入テ入ラレタリ左衛門督重光ハ酒一
 瓶子雉一枝春宮大夫公季ハ銀葉餅ナドモ書リ云々按ニ
 一種物は古代質素の風にて一種一瓶の酒肴を呈する
 を殿上の一種物には花魔の所爲も行はれし也平家
 物語十一卷逆櫓の段に判官船共ノ修理シテ新シク成
 タルニ各一種一瓶シテ祝ヒ給へ殿原トテ營ム躰ニモ
 テナシ船ニ兵糧米積物具入レ馬共立サセ船トウ仕レ
 ト宣へバ云々庭訓往來正月六日の狀に一種一瓶者衆
 中課役賭引出物者亭主奔走歎云々抄上卷七に一種は一
 樽ツヅ、一瓶は花一枝也賭は積物也衆中の藝に依て
 得る所也引出物は是又亭主の課歎云々諸抄大成上卷八
 に一種は肴也一瓶は酒瓶也酒肴は衆中の課役にし
 て賭引出物は亭主の奔走にすべしと也云々こは諸
 抄大成の説よろし客より一種一瓶を出し亭主よりは
 賭引出物を出す也揚弓雀小弓等の遊宴の時の事也さ
 て一種物には亭主方に飯を設け客方に酒肴の一種を
 呈する也殿上の一種物には主客なければ時に當て飯
 を設る人をも定る也後世の汁講もこれらより移りし

わざにや「落穂集」に何ぞさかなの一種も求められ候へ
 ばそれを汁に申付近所あたりの心安き相番衆には人
 を廻し飯をば食次に入れ膳碗をそへて面々の宿許よ
 り持寄に致し給あひ申さるゝ事有て其會合を名付て
 汁講と申今時の振舞もおなじ事のよし見ゆ水戸の酒
 井源十郎が物語にかしこにて汁講といふは亭主大鍋
 に汁を煮立て置るに來客心々に物を持來り其中に投
 じ雜物煮ませの汁一種にて酒飯を飲喫し交談の興を
 催すをいふといへり讃岐の藩士寺井肇もこれに近き
 わざをかしこにて汁講といふよし物語れりき」
 (七十九)具足開の連歌 武徳編年集成十六卷天正四
 正廿の條に御鏡ノ賀儀諸士濱松ニ登營ヌ去年ノ吉
 例ヲ以テ百韻連歌ノ會アリ云々これ今の具足開にて
 この比より御祝賀もあり連歌の御會なども行給ひし
 也
 (八十)今様踊永井氏 「同書同卷天正四年八月の條
 に參州岡崎邊今様ノ踊時花リテ彫シク諸人は是ニ耽ル
 殊ニ信康君甚好ミ玉フ故衣裝美ヲ莊リテ近郷隣里ヨ
 リ踊ヲ催シ壯觀ニ備フ或時踊ノ衣服疎略ナリシ所ニ
 三郎君生質愈戾ニ怒リ強ク躬ヲ是ヲ射殺シ玉フ爰

ニ於テ踊ヲ觀覽ニ備ル時ハ諸人弊ヲ厭フ事ナシ往年
 今川氏眞踊ヲ好メルコト至テ程ナク社稷ヲ亡ナフ前
 車ノ覆轍遠カラズト御家人嘆息セシム爰ニ碧海郡
 ヨリ踊ヲ催シ岡崎ニ來ル其中ニ年齡十七八ノ美童太
 鼓堪能ニシテ信康君鐘愛淺カラズ是ハ大濱ノ地士長
 田平右衛門重元ガ子傳八郎直勝也幼ヨリ父富饒ナ
 ル故洛陽ノ藝ニ名アル者ヲ呼下シ師トシ習ハシム其
 上發明ニシテ學ヲ好ムト云々信康君其姓氏ヲ尋テ近臣
 トナシ玉フ後永井氏ニ改メ右近大夫ニ任ズ云々」
 (八十一)信長名物の茶器を買ふ 武徳編年集成十六
 卷天正五三二の條に大阪天王寺屋龍雲ガ所持ノ茶
 入號化界ノ宗久ガ蓋置號開茶杓號ニヲ信長若干ノ金
 ヲ以テ買取玉フ云々
 (八十二)松永貞徳 同書十六卷天正五ノ十の條に
 寄手惣攻ス于レ時筒井ガ勢城中ニ起リ火ヲ發シケレ
 バ寄手忽乘入城陥ル松永天守ニ登リ年來聚斂ノ貯ル
 奇貨珍財悉ク燒棄自殺シ畢ヌ是人ハ洛外山崎ノ土人
 ノ子也護國寺ノ八幡社僧ノ寵童ト成テ後三好長慶ノ
 執筆タリシガ邪智深ク工夫厚クノ段々登庸セラレ倭
 巧ノ説ヲ究メ彼家ノ一人トナリ且柳營へ直勤シ長慶

ガ嫡子義長ヲ毒殺シ剽へ三好同苗三人衆ト謀リ大樹
 義輝卿ヲ弑シ又其後三好同苗三人ト確執シ兵ヲ締ヒ
 南都大佛殿ヲ燒却シ義輝卿ノ弟義昭卿へ内應シ信長
 ノ指揮ヲ得テ大和河内ヲ侵略シ蜀ヲ求メ榮曜ニ誇リ
 シガ一日神君信長御對顔ノ時ニ一老人豫參ス信長神
 君ニ謂テ曰是松永彈正也公方ヲ弑シ其主三好ニ讐ヲ
 成シ且南都大佛殿ヲ燒ク此三大事ハ古來人ノ成シ難
 キ處也ト宣フ久秀平伏耻憤テ赤面シ汗流レテ頭上烟
 ノ昇ルガ如ク也シガ今度再ビ信長ヲ背キ今爰ニ亡ブ
 誠ニ大佛殿燒却ノ日ニ相當スル所也云々」自註ニ其
 長子右衛門佐久通城ヲ出テ一旦死ヲ遁レケルガ擲メ
 捕ラレ誅ニ伏ス末子一人漸ク活殘リ永種ト號シ洛ノ
 市中ニ寓居ス其子ハ俳諧師貞徳也云々
 (八十三)裝笠之助が夢の句 同書十八卷天正七年正
 月の條に甲陽軍鑑ニ曰徳川家ノ猿樂裝笠之助發句ヲ
 夢ミル「駿河ナル富士ノ御山ヲ甲斐喰テ」徳川家此瑞
 夢ヲ金殿斗付ノ刀ヲ授ケ買得玉フト云々實否分明ナ
 ラズ云々
 (八十四)鞍轡工 同書十八卷天正七ノ九ノ十五の條
 に一説ニ大坪道禪ガ傳統伊勢家ノ鞍轡作ノ短尺ヲ朝